

2017 年度
東洋大学審査学位論文

中国農村部における村幹部の地域高齢者に対する支援役割と機能
—江蘇省 A 鎮の調査をもとに—

福祉社会デザイン研究科 社会福祉学専攻博士後期課程
4710120003 茆 海燕

目 次

序 章	1
第1節 研究背景	1
1. 中国農村部高齢者を取り巻く多様な課題	1
2. 村幹部による支援の必要性	4
3. 研究動向	5
第2節 研究目的・研究方法・研究意義	10
1. 研究目的	10
2. 研究方法	11
3. 研究意義	11
第3節 本論の構成および構造図	12
第1章 中国農村部における社会保障制度実施上の課題と農村部高齢者に関する生活課題	15
第1節 本章の目的と枠組み	15
1. 本章の目的	15
2. 本章の枠組み	15
第2節 農村部における社会保障制度実施上の課題	15
1. 農村部における社会保険制度実施上の課題	20
(1) 新型農村社会養老保険制度実施上の課題	20
(2) 新型農村合作医療保険制度実施上の課題	22
2. 農村部における社会救助制度実施上の課題	27
(1) 農村五保供養制度実施上の課題	27
(2) 農村最低生活保障制度実施上の課題	30
(3) 農村医療救助制度実施上の課題	34
3. 農村部における高齢者福祉の課題	37
(1) 伝統的なサービスとしての敬老院	37
(2) 先進の農村部地域における居宅サービス	39
第3節 農村部高齢者に関する生活課題	42
1. 農村部高齢者に関する家族扶養の課題	42

(1) 農村部高齢者が直面している経済的扶養の課題.....	42
(2) 農村部高齢者が直面している日常生活上の世話の課題.....	44
(3) 農村部高齢者が直面している精神的な慰藉の課題.....	46
(4) 農村部における高齢者虐待問題.....	47
2. 農村部高齢者に関する社会参加の課題.....	48
3. 子女の出稼ぎによる農村部高齢者に関する特殊な課題.....	49
4. 失地農民に関する課題.....	50
第4節 考察	52
1. 農村部高齢者に適用される社会保障制度の実態.....	53
2. 社会保障制度実施上の課題対応に関する村幹部への要請.....	57
3. 農村部高齢者の生活課題対応に関する村幹部への要請.....	62
第5節 小括	67
第2章 中国農村部における村幹部の歴史的変遷と仕事および役割	68
第1節 本章の目的と構成.....	68
1. 本章の目的	68
2. 本章の構成	68
第2節 村幹部の仕事内容の歴史的変遷.....	69
1. 郷村政権期	72
(1) 土地改革段階.....	72
(2) 農業合作化運動段階.....	73
2. 政社合一期	75
(1) 生産大隊の内部構造および仕事内容.....	75
(2) 生産隊の内部構造および仕事内容.....	76
3. 郷政村治期	76
(1) 村民委員会の創設段階.....	76
(2) 村民委員会の普及段階.....	77
(3) 村民委員会の展開段階.....	78
第3節 村幹部の役割.....	82
第4節 村幹部の仕事内容の影響要因.....	84
第5節 村幹部の動機づけおよびその影響要因.....	84

第6節	村幹部の仕事の困難性およびその影響要因	87
第7節	考察	88
1.	村幹部の仕事内容および役割の歴史的変遷	88
	(1) 村幹部の仕事内容および役割の変遷	88
	(2) 村と村民委員会の内部構造および性質	90
	(3) 村幹部の担い手の変化	92
2.	村幹部の仕事内容・動機づけ・仕事の困難性およびそれらの影響要因	93
	(1) 村幹部の仕事内容およびその影響要因	93
	(2) 動機づけの内容およびその影響要因	94
	(3) 仕事の困難性およびその影響要因	94
	(4) 仕事内容・動機づけ・困難性の関係性	95
第8節	小括	96
第3章	中国農村部の高齢者に対する村幹部の支援実態および役割・機能 —インタビュー調査をもとに—	97
第1節	本章の目的	97
第2節	研究方法	97
1.	調査地区・調査協力者の特徴	97
2.	調査方法・調査期間	98
3.	倫理的配慮	98
4.	分析方法	98
第3節	調査結果	99
1.	村幹部の語りに関する全体図解	99
2.	各島の叙述	101
	{1. システムの問題}	101
	{2. 制度の解決策}	102
	{3. 制度の困難性}	103
	{4. 地域の問題}	104
	{5. 地域の解決策}	105
	{6. 地域の困難性}	105
	{7. 虐待の問題}	107

{8. 家庭問題の解決策}	108
{9. 家族の困難性}	109
{10. 社会の冷たい目}	110
{11. 党員からの補助}	110
{12. 使命・やりがい}	111
{13. 制度への期待}	112
{14. 地域への期待}	112
{15. 家族への期待}	113
第4節 考察	122
1. 農村部高齢者に対する村幹部の支援実態	122
2. 村幹部の役割・機能	124
第5節 小括	126
第4章 農村部高齢者に対する村幹部の支援実態および影響要因 一質問紙調査をもとに	127
—	
第1節 本章の目的	127
第2節 調査の目的	127
第3節 研究方法	127
1. 調査地域・対象・期間	127
2. 調査内容	127
3. 倫理的配慮	128
4. 分析方法	128
第4節 調査結果	129
1. 個人属性および村財源の特徴	129
2. 村幹部担当初期のきっかけ・やる気の単純集計	131
3. 担当初期の目的について	131
(1) 担当初期の目的の単純集計	131
(2) 担当初期の目的の因子分析	132
(3) 基本属性による担当初期の目的の因子の平均の比較	133
4. 支援意識について	134
(1) 支援意識の単純集計	134

(2) 支援意識のカテゴリーおよび平均値.....	135
(3) 基本属性による支援意識のカテゴリーの平均の比較.....	136
5. 支援回数について.....	138
(1) 支援回数の平均値.....	138
(2) 支援回数のカテゴリーおよび平均値.....	139
(3) 基本属性による支援回数のカテゴリーの平均の比較.....	139
6. 支援困難性について.....	140
(1) 支援困難性の単純集計.....	140
(2) 支援困難性の因子分析.....	141
(3) 基本属性による支援困難性の3因子の平均の比較.....	142
7. 今後の期待について.....	143
(1) 今後の期待の単純集計.....	143
(2) 今後の期待のカテゴリーおよび平均値.....	143
(3) 基本属性による今後の期待のカテゴリーの平均の比較.....	144
8. 担当初期のやる気による担当初期の目的と支援への影響.....	145
9. 支援回数と担当初期の目的の相関分析.....	147
10. 支援回数と支援意識の相関分析.....	148
11. 支援回数と支援困難性の相関分析.....	149
12. 支援回数と今後の期待の相関分析.....	149
13. 支援困難性と今後の期待の相関分析.....	150
第5節 考察	150
1. 村幹部による農村部高齢者への支援実態に影響を与える要因.....	151
(1) 年齢による影響.....	152
(2) 学歴による影響.....	153
(3) 経験年数による影響.....	153
(4) 家庭経済による影響.....	154
(5) 給料による影響.....	154
(6) 給料への満足による影響.....	155
(7) 退職金の有無による影響.....	155
(8) 共産党の加入による影響.....	155

(9) 村財源による影響.....	156
(10) 担当初期のやる気による影響.....	156
2. 変数間の関係性.....	156
(1) 支援回数と担当初期の目的の関係性.....	157
(2) 支援回数と支援意識の関係性.....	157
(3) 支援回数と支援困難性との関係性.....	157
(4) 支援回数と今後の期待との関係性.....	158
(5) 支援困難性と今後の期待との関係性.....	158
第6節 小括	159
第5章 総合的考察	160
第1節 各時期における村幹部の主な仕事内容と役割.....	160
1. 郷村政権期における村幹部の主な仕事内容と役割.....	161
2. 政社合一期における村幹部の主な仕事内容と役割.....	162
3. 郷政村治期における村幹部の主な仕事内容と役割.....	162
第2節 社会保障制度実施上の課題に対する村幹部の支援.....	163
1. 新型農村社会養老保険制度実施上の課題に対する村幹部の支援.....	165
2. 新型農村合作医療保険制度実施上の課題に対する村幹部の支援.....	166
3. 農村五保供養制度実施上の課題に対する村幹部の支援.....	167
4. 農村最低生活保障制度実施上の課題に対する村幹部の支援.....	168
5. 農村医療救助制度実施上の課題に対する村幹部の支援.....	168
6. 農村部高齢者福祉の課題に対する村幹部の支援.....	169
第3節 農村部高齢者の生活課題に対する村幹部の支援.....	170
1. 家族扶養の課題に対する村幹部の支援.....	170
2. 社会参加の課題に対する村幹部の支援.....	171
3. 子女の出稼ぎによる特殊な課題に対する村幹部の支援.....	171
4. 失地農民の課題に対する村幹部の支援.....	172
5. そのほかの支援.....	174
第4節 農村部高齢者への支援実態からみた村幹部の役割・機能と影響要因.....	174
1. 農村部高齢者への支援実態からみた村幹部の役割・機能.....	174
2. 村幹部が担っている役割・機能の実態および影響要因.....	177

終章	180
第1節 本論の結論	180
第2節 今後の課題	184
謝辞	186
引用文献	188
参考文献	198
URL	199
巻末資料	205
1. 文献検索の結果	205
2. 中国における農村部高齢者の社会参加のニーズと実態	206
3. 中国における土地徴用に関する法律規定	210
4. 『中国農村部における高齢者の生活支援システムの実態』に関する調査へのご協力 のお願い	213
5. 『高齢者に対する村幹部からの支援実態』に関する質問紙調査へのご協力の お願い	215
6. 質問紙	216

序 章

第 1 節 研究背景

1. 中国農村部高齢者を取り巻く多様な課題

中国の高齢化は急速に進展しており、農村部においても例外ではない。農村部の高齢化には以下の 4 つの特徴がある。

第 1 に中国農村部の高齢化率¹は都市部より高い。中国国家统计局が公表した「2013 年国民経済和社会发展統計公報」によれば、2013 年に末中国総人口は 13.61 億人、高齢者人口は 2.02 億人であり、高齢化率は 14.9%であった。そのうち農村部高齢者人口は 1.67 億人で、全国の高齢者人口に占める割合が 65.8%、総人口に占める割合が 18.3%で、都市部より約 7.0 ポイント高かった（王ら 2014:61）。農村部が都市部よりも高齢化の高い状態は 2040 年まで続くと予測されている（全国老齡工作委员会弁公室 2010）。

第 2 に農村部の後期高齢者²の人口規模が大きい。2010 年第 6 回全国人口センサスの統計によれば、全国の 80 歳以上の後期高齢者人口は 2,000 万人に達し、そのうち農村部は 1,200 万人である（李 2014）。

第 3 に農村部の「空巢老人」³の数が多。全国老齡工作委员会が 2016 年に公表した「第四次中国城郷老年人生活状況抽樣調査成果」によれば、全国の「空巢老人」の数が全国の高齢者人口に占める割合は 51.3%、そのうち、農村部の「空巢老人」の数の占める割合は 51.7%であった。

第 4 に農村部に「失能老人」⁴が多い。中国における 2014 年末に「失能老人」の数は 4,000 万人に達し、そのうち農村部は 2,622 万人で全国の「失能老人」の数に占める割合は 66.0%であった（宋 2016:138）。以上のように、農村部では高齢化が進行しており、「空巢老人」や後期高齢者、「失能老人」の規模も大きい。この問題への対策が急務の課題である。

¹ 中国では高齢者を 60 歳以上の者と規定しており、高齢化率の計算においても 60 歳以上の高齢者人口を総人口で割るという式が用いられる。

² 日本では、65-74 歳の高齢者を「前期高齢者」とし、75 歳以上の高齢者を「後期高齢者」としている。それに対して、中国では、60-79 歳の高齢者を「前期高齢者」とし、80 歳以上の高齢者を「後期高齢者」としている。

³ 「空巢老人」とは、中国において子どもが成長して家を離れたため、1 人または夫婦のみで生活する高齢者を指す。子どもが都市へ流出し、親や祖父母が家に残される様子を雛鳥が巣立って親鳥が取り残されることを喩えたものである。近年、孫と祖父母のみで生活する家庭を「類空巢家庭」という。

⁴ 失能老人とは自分 1 人では生活ができず、他人の助けを必要としている高齢者を指す。

農村部の高齢化が進行している背景のもとで、農村部高齢者は以下の7つの課題を抱えている。

第1に農村部高齢者に対する社会保障制度の機能が不十分である。具体的には、①農村部において、ほとんどの高齢者は新型農村社会養老保険に加入しておらず、農村五保供養制度や農村最低生活保障制度の対象にならないため、多くの高齢者は社会保障制度から基本的な生活を維持することができていない(張 2016:37)。新型農村社会養老保険制度は高齢者にとってあまり役に立たないと指摘されている(陳ら 2016:89)。②現行の(筆者注、農村部)高齢者福祉および養老体制は高齢者の経済的扶養(現金支給)を主な内容としているが、高齢者の日常生活上の世話を重視していない(趙 2010:41)。③農村部において、養老院などの養老施設が整備されていない。現在、農村部の養老施設は主に公営であり、ベッド数が限られおり、「三無」「五保戸」などの特殊な高齢者を対象としているため、一般高齢者は養老院に入所できない。民営の養老院はほとんどない、あるとしても利用料は多くの高齢者の支払い能力を超えている(陳ら 2016:89)。農村養老施設の数が足りず、サービスの質も良くない(劉 2012:13)。

第2に農村部高齢者を取り巻く伝統的な家族扶養の機能が弱まっている。具体的には、①1970年代末から計画生育制度の実施にともない、農村家族の構造は4:2:2(老親4人:夫婦2人:子ども2人)あるいは4:2:1(老親4人:夫婦2人:子ども1人)に変化している(余 2014:12)ため、若者の高齢者扶養に関する負担が重い。②農村部の青壮年の出稼ぎの増加にともない、「空巢老人」が増えている(侯ら 2011:14)ため、農村部において高齢者扶養の担い手が不足している。③農村部において息子が老親扶養に責任を負うべきとされているが、法律上では扶養に関する統一の基準が定められていない。そのため、息子たちの生活水準は良くなっているが、老親の生活は温飽(日本語訳、衣食に事欠かないこと)の状態にとどまっている。さらに、温飽の状態になっていない高齢者もいる(張 2016:36)。④市場経済の発展にともない、人々は経済的利益を重視し、孝道が薄くなっている。また、自分の子ども世代の育成を重視するが老親の扶養を軽視する傾向がある(侯ら 2011:14)。

第3に農村部高齢者の土地による生活保障の機能が弱まっている。まず、土地からの農業収入がますます低くなり、土地の賃貸価格も低くなり、一部の地域において土地の経営が農民の負担になっている(趙 2010:41)。次に、都市化の進行とともに、農村部においては土地徴用が多くなり、それによって多くの農民が土地を失い、土地からの生活保障機能

を得られなくなった。失地農民⁵の多くは未だに都市部の社会保障システムに包摂されていないため、「都市住民」でもない。彼らは農村戸籍のまま都市住民と同等の権利を受けられない「第三の身分」である。政府は失地農民に対して土地徴用補償金や年金、医療等の補償政策を策定しているが、その保障水準は低く、失地農民の多くは依然として「無地、無職、無保障」の三無状態のままである（郭 2015:147）。

第4に農村部高齢者は経済的問題を抱えている。経済的問題は農村部高齢者にとって最大の問題であり、彼らは退職金がなく、年を取って農作業ができなければ経済的収入がなくなる（陳ら 2016:89）。また、一部の農村部高齢者は農業収入があるが、この収入は不安定かつ低い（劉 2012:13）。さらに、農村部高齢者は貯金および収入を子女の結婚のために使い切り、老後のための貯金がない（王 2009:7）。

第5に農村部高齢者は病気治療の問題に直面している。農村部高齢者は一般の農村住民と同じように「看病貴、看病難」（日本語訳、病気治療の費用が高く、病気治療が難しい）などの問題に直面している（苗 2016:87）。また、農村部高齢者は病気を患えば、「因病至貧、因貧難活」（日本語訳、病気によって貧困に陥り、また貧困によって生活が困難な状況に陥るという悪循環）となり、生活が困窮する状態に陥っている（張 2016:37）。

第6に農村部高齢者は精神的慰藉に欠けている。農村部において、配偶者の死去や子女の出稼ぎ、近隣関係の希薄化などの影響によって、農村部高齢者は社会との接触が減少し、性格が偏屈になり、そして喪失感や孤独感が生じていると言われている（苗 2016:87）。

第7に農村部高齢者の自立能力が低下している。農村部高齢者の平均寿命の延長にとともに、生活上の困りごとが多くなっているし、また、彼らは一連の老人病を患っており、受療率が上昇しているし、彼らの自立能力が低下しつつある。さらに、一部の農村部高齢者は自立的な生活ができなくなっている（劉 2012:13, 苗 2016:87, 王 2009:7）。

以上で述べた農村部高齢者が抱えている7つの課題は大きく2つに分けることができる。1つ目は社会保障制度実施上の課題、2つ目は家族扶養問題や経済的問題、病気治療の問題、孤独の問題、土地徴用問題などの生活課題⁶である。これらの課題は農村部にある制度および社会サービスによって対応することができないものである。そのため、農村部で

⁵ 失地農民とは、土地徴用後に残された土地面積が基本的な生活を維持できる程度を下回る農民を指す。

⁶ 生活課題とは、生活を営むうえで支障となっている状態と、その状態を解決する目標・結果のことである。

は唯一の支援主体である村（幹部）⁷が従来から農村部高齢者を含む村民にサービスを提供してきた。

2. 村幹部による支援の必要性

村（幹部）は新農村建設⁸や村民自治，農村経済建設，農村社会治安の維持，公共（益）事業の発展，農村環境の改善などにおいて中核となる存在である。ここでいう村幹部とは，「農村部における村民委員会もしくは党支部のリーダーであり，村民から認められた一定の管理機能を果たす者を指す。具体的には党支部の書記および委員，村民委員会の主任，副主任，会計，村民委員会の下に置かれる各委員会の委員，村民小組の組長が含まれる」。「憲法」（第111条）⁹と「村民委員会組織法」（第2条）¹⁰では，村民委員会（一般的に村と呼ばれる）は群衆的自治組織であると定められている。

村は長期的に農村の仕事の第一線に立ち，村民と政府の間で「上传下達」（日本語訳，村民の意見を政府に報告し，政府の方針を村民に伝達する）という橋渡しのような中間組織として位置づけられている。まず，村幹部は長期的に農村で生活し，村民の生活や仕事，感情，心理に気を配り，村民との間に特殊な「上下関係」と感情を形成している（張 2016:17）ため，村民どうしの間で紛争があった場合，村幹部による調停が求められている（寧 2011:33）。また，村幹部は郷・鎮政府が農村での業務を展開する際の「脚」とみられている。政府は大規模かつ分散している農民を直接的に管理する高いコストを抑えるため，村

⁷ 村（幹部）の表現について，村は村民委員会と党支部という組織であり，幹部は村民委員会と党支部の職員である。組織であるか職員であるかをはっきり分けられない場合に村（幹部）を表現する。

⁸ 新農村建設の全容は，「生産は発展し，生活は豊かでゆったりとし，村の気風は文明的で，村の様相は整い清潔で，管理は民主的である」と示すことができる。新農村建設の構成は以下の7項目に具体化されている。すなわち，「①産業的支柱としての現代農業建設，②経済的基礎としての農民所得の持続的増加，③物質的条件としての農村インフラ建設，④社会事業の発展による主体としての農民資質や能力の向上，⑤体制的保障としての農村改革，⑥統治メカニズムとしての民主政治，⑦推進のための党の指導と全社会の支持，である」（座間 2010:99）。

⁹ 「憲法」の第111条では，「都市と農村は居民の居住地区によって設立された居民委員会あるいは村民委員会は基層群衆的自治組織である。居民委員会，村民委員会の主任，副主任，委員は居民から選挙される。居民委員会，村民委員会と基層政権組織の関係は法律によって規定される。居民委員会，村民委員会は人民調解，治安保衛，公共衛生等の委員会を設置し，本居住地区の公共事業や公益事業を処理し，民間紛争を調停し，社会治安を維持し，人民政府に群衆の意見や要求を報告し，アドバイスを提出する」と規定している。

¹⁰ 「村民委員会組織法」の第2条では，「村民委員会は村民が自我管理，自我教育，自我服務の基層群衆的組織であり，民主選挙，民主決策，民主管理，民主監督を実行する組織である。村民委員会は本村の公共事業や公益事業を処理し，民間紛争を調停し，社会治安を維持し，人民政府に村民の意見や要求を報告し，アドバイスを提出する」と規定している。

幹部を通して国家の法律や政策、方針を村民に伝達し（寧 2011:33）、実行する。

村（幹部）には農村部高齢者問題への対応も求められている。第1に、国の制度上では村（幹部）が農村部の特殊な高齢者に対して支援することが求められている。国務院が2017年に公表した「“十三五”国家老齡事業發展和養老体系建設規劃的通知」では、村（幹部）が「農村基層黨組織や村民委員會、高齢者協會などの作用を發揮し、…留守高齢者や一人暮らし高齢者、独居高齡者、貧困状態にある高齢者、障害のある高齢者など的高齡者に多様なサービスを提供する」と規定している。第2に、過去の研究からみると、村（幹部）あるいは農村社区¹¹には高齢者への多様な支援が期待されている。ここでいう農村社区は、村民委員會（村）を基盤としてつくられたものであり、多くの場合は村民委員會と言い換えることができる。張（2016:113）は「…村民委員會は農村部高齢者の養老問題を一軒一軒の家庭問題と思わず、農村部高齢者の養老問題を重視し、高齢者事業を計画し、真剣に検討して科学的に計画し、この問題を解決すべきである」と指摘している。また、王（2009:7）は「農村集團經濟の發展に基づき、村レベル…の高齡者事業専用基金あるいは養老基金を設け、高齢者福祉施設の設定や特困高齢者¹²の救助および養老補助などのために使う。（村は）家族扶養を引導して監督し、農村社区住民の互助自助を高め、農村社区の近隣互助の良いい伝統を奨励すべきである」としている。王ら（2012:56）は「農村社区（筆者注、＝村（幹部））は高齢者の文化娛樂施設を充實させ、高齢者の活動を拡大し、多様な高齢者活動を開催すべきである」と指摘している。

3. 研究動向

農村部における村幹部、村民委員會、社区による高齢者に対する支援の研究動向をみるため、中国最大のデータベース「中国知網」（CNKI）を用いて、「農村」、「村幹部」、「村民委員會」、「社区」、「養老服務」、「老年人服務」の6つをキーワードとして2017年9月4日の時点で検索を行った。

【A】 農村 村幹部 養老服務

¹¹ 農村社区は一村一社区¹¹、一村多社区¹¹、数村一社区¹¹の3つのパターンがあり（南 2011）、そのうち、一村一社区が主流となっているようである（楊 2009）。一村一社区とは、村民委員會の設置されている範囲（村）がそのまま社区となるものである（南 2011:417）。一村多社区とは、一村に社区が複数形成されるケースである（南 2011:419）。数村一社区とは、郷鎮を単位としたり、中心となる村とその周辺の村を単位として一つの社区とするパターンである（南 2011:420）。

¹² 特困高齢者とは、当地の最低生活保障水準のより低い状態に暮らしている60歳以上の者を指す。

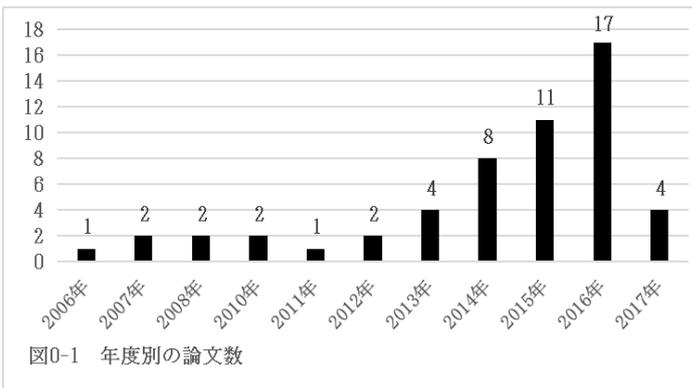
- 【B】 農村 村民委員会 養老服務
- 【C】 農村 社区 養老服務
- 【D】 農村 村幹部 老年人服務
- 【E】 農村 村民委員会 老年人服務
- 【F】 農村 社区 老年人服務

論文検索の手順は、第1に、【A】【B】【C】【D】【E】【F】を、それぞれデータベースに入力し、「キーワード」と「タイトル」による検索を行った。第2に、重複している論文と新聞の記事を除外したうえで、統合した。第3に、本論のテーマとあまり関連しない社区医療サービス（中国語、社区衛生服務）の論文を除外し、統合した。以上の手順をふまえ、統合した論文（表0-1）は54本（巻末資料1）であり、そのうち、博士論文2本、修士論文28本、雑誌の投稿論文24本であった。

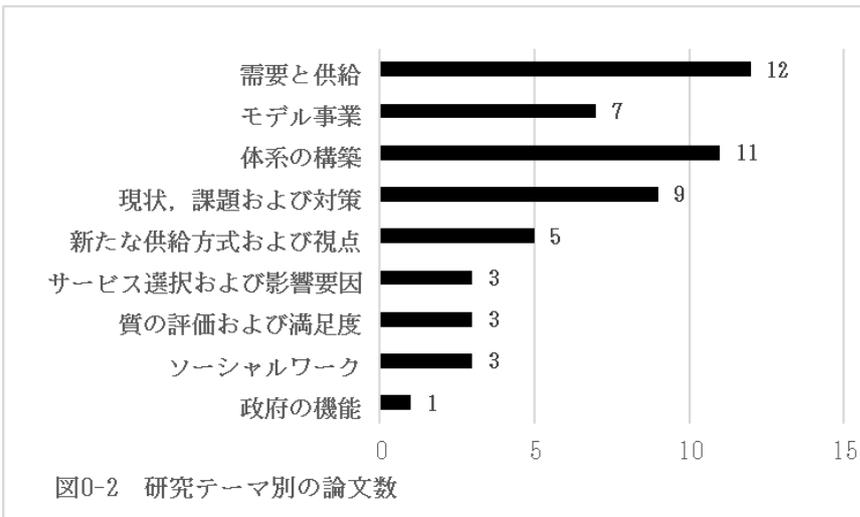
言葉	キーワード 検索	タイトル 検索	統合
【A】	0	0	54
【B】	0	0	
【C】	3	52	
【D】	0	0	
【E】	0	0	
【F】	0	16	

この54本の論文を年度別の論文数、研究テーマの分類、研究方法の分類という観点から分析を行なう。

年度別の論文数（図0-1）をみると、2006年から研究がはじまり、2013年から増え続けている。この背景として、2005年10月の党第16回5中全会から新農村建設の実施がはじまったため、中央政府および各級政府は「三農」問題（農業問題、農民問題、農村問題）を重視してきていることがある。また、2013年に国务院が公表した「国务院関与加快發展養老服務業的若干意見」の中には「農村養老サービスを強化する」という任務が書かれている。これらのことから、農村部における村（幹部）あるいは社区の高齡者支援あるいは養老サービスに関する研究が増えていると考えられる。



研究テーマの分類について、筆者は全論文を通読し、タイトル、キーワードおよび内容を基に、農村社区養老サービスについて、「需要と供給」「体系の構築」「現状、課題および対策」「モデル事業」「サービス選択および影響要因」「新たな供給方式および視点」「質の評価および満足度」「ソーシャルワーク」「政府の機能」という9つの研究テーマに分類した（図0-2）。「需要と供給」が一番多く12本であった。その次は「体系の構築」が11本、「現状、課題および対策」が9本、「モデル事業」が7本、「新たな供給方式および視点」が5本であった。



研究方法について検討を行なう。研究方法の分類は、表0-2に示す「調査研究」「事例研究」「実践報告」「文献研究」「調査研究と事例研究の併用」「その他」とした。

表0-2の定義に基づき、選択した54本の論文の中では「調査研究」が27本で最も多かった。次は「その他」で14本、「文献研究」は6本、「調査研究と事例研究併用」は4本、「事例研究」は3本であった。

表0-2 研究方法の定義

研究方法	定 義
調査研究	調査により得られたデータを主な分析対象に用いている研究
事例研究	一つもしくは少数の事例を分析し、特殊性、共通性を探求する研究
実践報告	ある課題（テーマ）に対する実践の結果（経過）報告
文献研究	文献資料を主な分析対象に用いている研究
調査研究と事例研究の併用	調査研究と事例研究を併用し、両方のデータを分析対象に用いている研究
その他	対象や方法について記述のない文献

出典：口村（2010）「日本における高齢者ショートステイに関する研究の動向」pp. 107から引用。

より詳細な分析を行なう目的で、調査方法に着目する。「調査研究」および「調査研究と事例研究の併用」に該当する合計 31 本の文献を取り上げ、分析を試みる。最も多く用いられていた調査方法は「質問紙調査」で 20 本であった。次に「質問紙調査とインタビュー調査併用」が 8 本、「インタビュー調査」は 3 本であった。

分類した 9 つの研究テーマごとに論文の研究内容についてのレビューを行なう。

「需要と供給」に関する論文は 12 本であった。研究内容としては農村部高齢者の生活現状および社区养老服务に対するニーズを把握するため、農村部高齢者を対象とする質問紙調査が多かった。社区が農村部高齢者に提供しているサービス現状は村幹部のインタビューあるいは公開しているデータによって明らかにされている。

「体系の構築」に関する論文は 11 本であった。研究内容は農村部高齢者の社区养老服务のニーズを把握し、そして社区养老服务の現状と照らし合わせ、農村社区养老服务を体系化することであった。その際、先進の農村部地域のモデル事業あるいは諸外国の経験を参照したり、市場の視点を用いたり、SWOT 分析をしたりしている。

「現状、課題および対策」に関する論文は 9 本であった。研究内容は農村社区养老服务の現状および課題を明らかにしたうえで、今後、農村社区养老服务の発展に関する対策を提案するものであった。具体的にみると、中国西部の農村を対象としたもの、農村「空巢老人」に対する農村社区养老服务の現状および課題、農村社区养老服务の苦境、農村社区养老服务の長期的・効果的な発展体制などがある。

「モデル事業」に関する論文は 7 本であった。研究内容は一部の農村部地域が実施しているモデル事業の検討が主であった。例えば、宅老所（日本のデイサービスに相当する）、高齢者協会が運営している高齢者食堂、農村幸福院、居宅养老服务センターなどが挙げられる。

「新たな供給方式および視点」に関する論文は 5 本であった。研究内容は①農村社区养老服务の新たな供給方法としての協同供給と合作供給の提示、②国際的な視点、コミュニティケアの視点、制度整合と社会整合の視点を用いるものであった。

「ソーシャルワーク」に関する論文は3本であった。研究内容は農村コミュニティサービスを展開する際のソーシャルワークの介入事例および可能性について検討したものであった。

「サービス選択および影響要因」に関する論文は3本であった。研究内容は農村部高齢者のコミュニティサービスの選択および影響要因を検討したものである。影響要因の1つとしては社会資本要因についての検討があった。

「質の評価および満足度」に関する論文は3本であった。研究内容は①農村幸福院の入所者（高齢者）のサービスに対する満足度の検証、②地域高齢者の農村コミュニティが提供する養老サービスへの満足度の検証、③地域高齢者の農村コミュニティ養老サービスに対する質評価の検討であった。

「政府の機能」に関する論文は1本であった。この論文は文献研究を通して農村コミュニティ養老サービスにおいて政府が担う機能を検討したものであった。

これまで述べてきたような農村部における村（幹部）あるいはコミュニティによる高齢者への支援の研究動向をまとめようとして、今後の課題と展望について考察を行なう。

第1に、農村部における村（幹部）あるいはコミュニティによる高齢者支援に関する研究は近年始まったばかりで、蓄積されていない。

第2に、研究テーマと研究内容からみると、サービス利用者である農村部高齢者のコミュニティサービスのニーズ把握に関する研究が多かった。サービス提供者である村（コミュニティ）が高齢者に「どのような」サービスを提供しているかについて表面的な記述が多いという特徴がある。一方、村（幹部）に焦点をあてて深く掘り下げる研究論文がない。そのため、村（幹部）が農村部高齢者に「どのように」サービスを提供しているか、どのような困難を抱えているかが明らかになっていない。

第3に、研究方法からみると、ニーズ把握のために農村部高齢者を対象とする質問紙調査が多かった。村（幹部）や政府の職員を対象とするインタビュー調査はサービス内容の聞き取りにとどまっており、インタビュー調査の掘り下げるといった機能が果たせていない。

第4に、村（コミュニティ）あるいは村幹部の役割を実態に即して検討する視点に欠けている。そのため、村（幹部）は実際にどのような役割を担っているかが明らかになっていない。

以上の課題をふまえて、本論は以下の4つの視点を用いている。第1に研究対象はサービスの提供者である村幹部に焦点をあてる。第2に研究内容は村幹部の多様な業務のうちの地域高齢者への支援に着目する。第3に研究方法は村幹部を対象とするインタビュー調査と質問紙調査を併用する。まず、インタビュー調査法を用いて農村部高齢者への支援実態、

支援困難性などを掘り下げていく。また、質問紙調査法を用いて支援実態の影響要因を探る。そして第4に本論の調査で得られた村幹部の支援実態から村幹部の役割を読み取る。

第2節 研究目的・研究方法・研究意義

1. 研究目的

農村部では伝統的な家族扶養機能が崩壊しつつあり、現行の農村社会保障制度の保障機能は極めて低く、高齢者福祉サービスが展開されていないため、農村部高齢者に対する支援は地域リーダーである村幹部による支援が唯一のものである。この背景の下で、本論では、中国農村部において、村幹部による地域高齢者への支援実態とその影響要因を明らかにする。そのうえで、村幹部の役割・機能について考察する。

農村部における社会保障制度は近年実施されたばかりで、農村住民の生活課題に十分対応できず、社会保障制度と生活課題が乖離している。そのため、第1に本論では農村部地域に生活している高齢者が直面する課題を、社会保障制度実施上の課題と生活課題の、大きく2つに分けて整理する。そのうち、社会保障制度実施上の課題は新型農村社会養老保険、新型農村合作医療保険、農村五保供養制度、農村最低生活保障制度、農村医療救助、農村部高齢者福祉、の6つの制度実施上の課題を整理する。また、生活課題は家族扶養の課題、社会参加の課題、子女の出稼ぎによる農村部高齢者に関する特殊な課題、農村部高齢者を含む失地農民の課題、の4つに分けて整理する。

第2に、これらの課題に対する村幹部の支援実態を明らかにする。具体的には、村幹部は農村部高齢者の多様な課題をどのように意識しているか、これらの課題に対してどのような支援を行っているか、支援にあたってどのような困難を抱えているか、今後農村部高齢者により良いサービスを提供するためにどのようなことを期待しているか、を明らかにする。

第3に、第2に明らかにした村幹部の支援実態に影響を与えている要因を探る。具体的には、村幹部の基本属性および村財源は支援実態にどのような影響を与えているか、また、村幹部の担当初期の意欲は支援実態にどのような影響を与えているか、さらに、村幹部の担当初期の目的、支援意識、支援回数、支援困難性、今後の期待などの関係性はどうか、を明らかにする。

第4に、農村部高齢者への支援実態とリンクさせながら村幹部の役割・機能について考察する。

2. 研究方法

本論の目的を実現するため、以下のような研究方法を用いた。

第1に、文献研究である。まず、農村部高齢者が抱えている課題を整理するため、文献研究を通して、社会保障制度実施上の課題と生活課題という2種類の課題を整理した。

また、村幹部の仕事および役割の歴史的変遷と仕事などへの影響要因を整理するため、歴史的視点で新中国成立から現在に至るまでを3つの時期に分けて村幹部の仕事および役割を整理した。過去の実証研究から村幹部の仕事内容の影響要因、動機づけの内容および影響要因、仕事の困難性の内容および影響要因を整理した。

第2に、調査研究である。まず、村幹部による農村部高齢者への支援実態を明らかにするため、江蘇省A鎮における12村のうちの6村の「三主幹」（村党支部の書記，村主任，会計を指す）から1名ずつ推薦された計6名の村幹部を対象として半構造化インタビュー調査を実施した。調査内容は、①担当地域の概要の説明，②農業税費廃止による村幹部の役割変化の説明，③村の高齢者の生活課題，それに対する支援，支援にあたっての困難についての説明，④高齢者により良いサービスを提供するために期待することの説明，の4項目とした。調査は2013年8月-9月にかけて実施した。

このインタビュー調査の結果に基づいて質問紙を作成し、江蘇省A鎮における村幹部全員を対象として質問紙調査を行った。調査内容は、①村幹部担当初期の目的，②農村部高齢者の課題に関する支援意識，③農村部高齢者の課題に対する支援回数，④支援にあたっての困難性，⑤今後の期待，⑥個人属性および村財源，の6項目とした。調査は2014年8月-9月にかけて実施した。

3. 研究意義

本論の研究意義は以下の3点が考えられる。

第1に、多くの研究者が指摘しているように農村部に関する実証研究は極めて少ない。本論は農村部に関する実証研究を補充するという点で意義がある。

第2に、農村部高齢者に対する村（幹部）の支援についての研究があまり行われていないため、本論では実証研究によって村幹部による農村部高齢者への支援実態を明確にするため、大きな意義があると考えられる。それは農村部においても高齢者向けの「社区服務」を発展させるという国の方針と一致している。今後、農村部高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには村幹部からの支援が非常に重要である。その意味で、本論はこれから

の農村地域福祉および農村高齢者福祉に貢献しているともいえる。

第3に、実証研究の乏しい村幹部の支援実態を明らかにするために適切なリサーチ方法を用いたことである。先行研究では村幹部を対象とするインタビュー調査の表面的な記述にとどまっている。そのため、村幹部による農村部高齢者への支援実態を明確化するリサーチプロセスが不明である。本論では、村幹部の実践の1つ側面として農村部高齢者への支援を明らかにするため、村幹部を対象としてインタビュー調査を行い、それに基づき質問紙調査を行った。さらに、得られたデータをKJ法などの日本社会で一般的な分析方法を用いて分析した。その意味で、本論は村幹部の実践を調査から得られたエビデンスをもとに実証したといえる。それは、理論研究と実証研究が乖離することが多い中国研究界において大きな意義があると考えられる。また、インタビュー調査によって実態を明らかにし、その後の質問紙調査によって実態の一般化と実態への影響要因を明らかにするというリサーチプロセスは未知の研究分野において有効な方法であると考えられる。

第3節 本論の構成および構造図

本論の構造図は図0-3に示したとおりである。本論の構成は以下のようになる。

序章では、中国農村部における高齢化の現状、高齢者が抱えている課題を概観し、これらの高齢者課題に対応する仕組みが整備されていない現状を示したうえで、農村部高齢者に対する村（幹部）による支援の必要性を提起した。そして、農村部における村（幹部）あるいは社区による高齢者に対する支援の研究動向をまとめた。そのうえで、本論の研究視点、研究目的、研究方法、研究意義を明記した。

1章、2章は本論の文献研究として位置づけられる。1章では、中国農村部における社会保障制度実施上の課題および農村部高齢者の生活課題に対応する村（幹部）への要請を整理する。そのためにまず、中国農村部における社会保障制度実施上の課題を整理し、また、農村部高齢者に関する生活課題を整理し、さらに、社会保障制度および生活課題に関連する諸制度における村（幹部）への要請を考察した。

2章では、村幹部がそもそもどのような存在であるか、彼らは従来からどのような仕事に従事してきたか、どのような役割を担ってきたかなどの問いに答える章である。本章では、歴史・制度の視点から新中国成立から現在に至るまでの村幹部の仕事内容および役割の変遷を整理した。また、研究動向から村幹部の仕事内容、動機づけ、仕事の困難性およびそれらへの影響要因を整理した。

3章、4章は本論の調査研究として位置づけられる。3章では村幹部による農村部高齢者

への支援実態を明らかにする。そのうえで、村幹部の支援実態とリンクさせながら村幹部の役割・機能について考察する。そのため、本章では江蘇省 A 鎮 6 名の村幹部を対象としてインタビュー調査を実施し、村幹部の農村部高齢者の課題に対する意識、それらの課題に対する支援、支援にあたっての困難性、今後の期待などを明らかにした。

4 章では第 3 章で明らかにした村幹部による農村部高齢者への支援実態に影響を与える要因を探る。そのため、本章では、第 3 章の調査結果に基づいて質問紙を作成し、江蘇省 A 鎮の村幹部全員を対象とした質問紙調査を実施した。本調査を通して、まず村幹部の基本属性、村財源、担当初期のやる気の 3 つの独立変数によって担当初期の目的、支援意識、支援回数、支援困難性、今後の期待などの従属変数への影響を明らかにした。また、担当初期の目的、支援意識、支援回数、支援困難性、今後の期待、の従属変数間の関係性を明らかにした。

5 章では、文献研究の結果と調査研究の結果をふまえ、歴史的視点から各時期における村幹部の主な仕事内容と役割、農村部社会保障制度実施上の課題に対する村幹部の支援実態、農村部高齢者の生活課題に対する村幹部の支援実態、支援実態からみた村幹部の役割・機能および影響要因について総合的に考察した。

最後に終章では、本論の結論と本論に残された課題を示した。

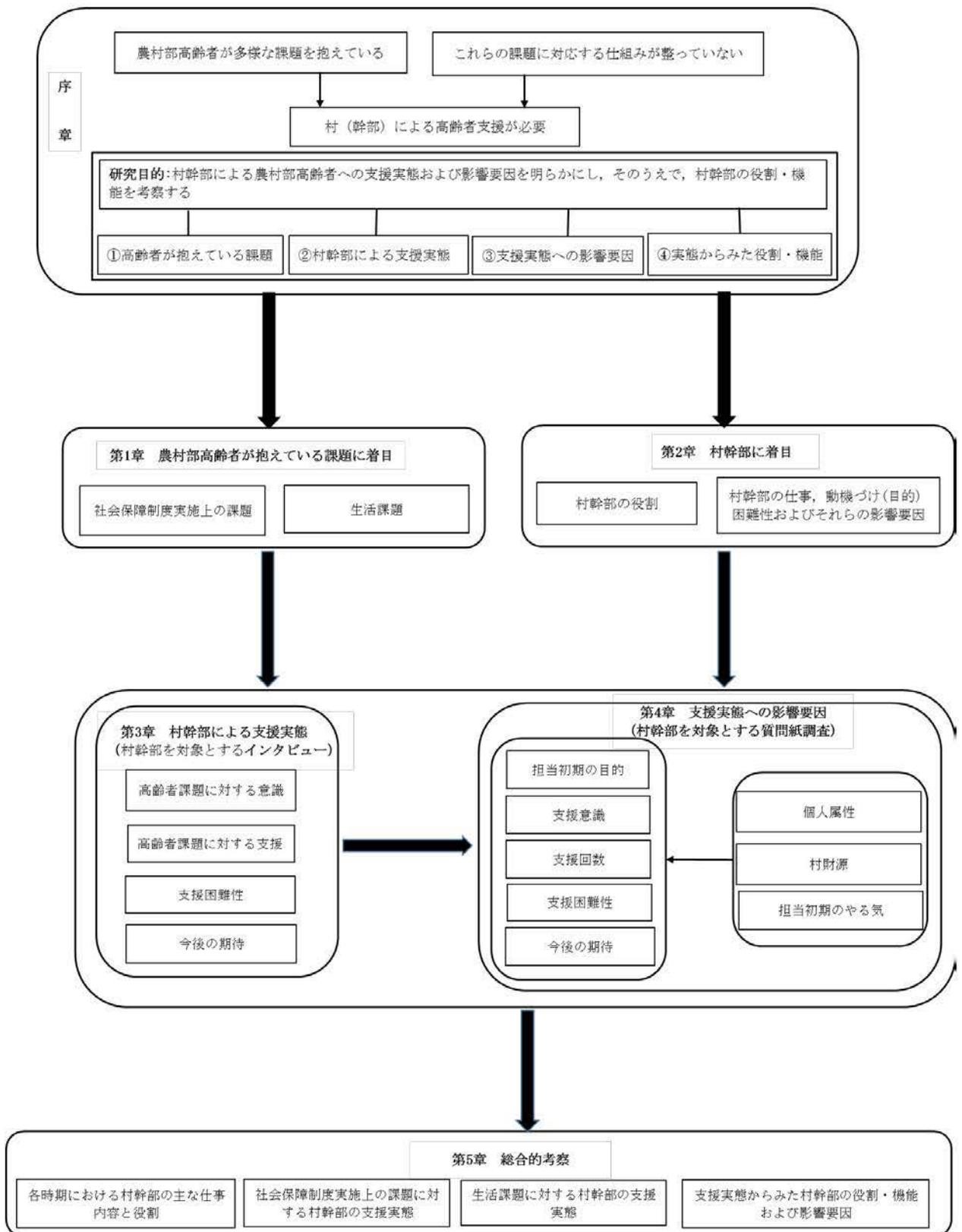


図0-3 本論の構造図

第1章 中国農村部における社会保障制度実施上の課題と農村部高齢者に関する生活課題

第1節 本章の目的と枠組み

1. 本章の目的

本章では、中国農村部における社会保障制度実施上の課題および農村部高齢者に関する生活課題に対応する村（幹部）への期待および要請を整理する。この目的を実現するために、第1に、中国農村部における社会保障制度実施上の課題を整理する。第2に、農村部高齢者に関する生活課題を整理する。第3に、社会保障制度の諸制度および生活課題に関連する諸制度における村（幹部）への要請を整理する。

2. 本章の枠組み

序章で述べたように農村部高齢者が抱えている多様な課題を社会保障制度実施上の課題と生活課題の大きく2つに分類できる。そのため、本章の第2節では、農村部における社会保障制度実施上の課題を整理する。第3節では、農村部高齢者に関する生活課題を整理する。そのうえで、第4節では、農村部高齢者が抱えている課題をまとめて、社会保障制度の諸制度および生活課題に関連する諸制度における村（幹部）への要請を明確化する。

第2節 農村部における社会保障制度実施上の課題

中国の学界では社会保障の定義、また社会保障と社会福祉の範囲についての検討が行われている。結果として、「社会保障の理論的な概念や定義に対する学説は、必ずしも明確になったとは言えない」（沈 2016:63）。また、社会保障と社会福祉の範囲について、李（2010）は「広義の社会福祉」と「狭義の社会福祉」の概念を提示した。「広義の社会福祉は福祉国家を中心に、社会保障と公衆衛生の政策を含んで理解されることが多い。狭義では所得保障制度などの社会保障を指す。さらに、狭義には社会保障の一分野（社会福祉制度とそれに基づいたサービス・事業）を指す」（李 2010:61）。鄭（2011:48）は「中国社会福祉の歴史的な変遷からみるのか、中国現行の法律・法規および政府の公文書からみるのかにかかわらず、社会福祉は社会保障体系の1つの重要な部分である」と指摘している。

以上のことをふまえ、本論では、中国国内における代表的な社会保障研究者である鄭功

成¹³が提示した社会保障の定義および構造に基づいて検討を進めていく。また、本論では、社会福祉と社会保障の範囲について社会福祉の狭義の定義を採り、社会保障体系の一部であると位置づける。

「社会保障とは、国家または社会が法に依拠し、国民の経済福利の性質を備えた生活および社会化した生活を保障するシステムの総称である」。このシステムは「社会救助、社会保険、社会福祉、社会優恤制度および法的に規定されていない各種の補充措置¹⁴が含まれている」。また、これは「公平・正義・共享の原則に従い、富の分配における国家の介入を通して、国民生活の保障及び生活の向上を実現することが目標である」（鄭 2014:4）。

「社会保険とは、工業化以降に創られた社会保障制度の1つの部分であり、養老保険、医療保険、労災保険、失業保険、生育保険、介護保険などで構成され、労働者を対象とし、権利と義務の結合が強調され、被保険者と雇用企業がともに保険料を負担し、強制加入の形式を採り、労働者のリスク分担と社会安定の維持を目的とするシステムである」（鄭 2014:5）。

「社会救助とは、国家は低所得者および不幸者などの生活困窮者に対して現物給付と現金給付を行って救済および扶助する生活保障措置である。これは国家の財政支出を基礎として、社会的弱者が生存危機から脱することを目標とし、政府が責任を負い、無償的救助を実施している」（鄭 2014:4）。「社会救助暫行弁法」によれば、社会救助は「最低生活保障、特別困難がある人の補助、災害救助、医療救助、教育救助、住宅救助、就職救助、臨時救助という8つの内容で構成されている」。

「社会福祉とは、国家と社会が社会化された福祉手当および現物給付、福祉サービスを通して、社会成員の生活ニーズを満たし且つ彼らのQOLを向上させるための生活保障措置である。これには高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉、婦女福祉、教育福祉、住宅福祉などが含まれる」（鄭 2014:4）。

「社会優恤とは、国家による軍人およびその家族を対象とした1つの保障システムであり、公死扶助、傷病による障害扶助、軍人優待などが含まれる」（鄭 2014:4）。

鄭ら（2014）は社会保障制度の範囲と内容を表 1-1 のように示している。

¹³ 鄭功成は、「2006年以降、『国家・社会保障』体制が確立されてから、新たな社会保障改革が始まり、画期的な変化がみられたという説は、中国国内に一定の影響をもっているという（沈 2016:5-6）」ため、本論は鄭功成が提示した社会保障の定義および構造に基づいて検討を進めていく。

¹⁴ 補充的な保障施策は鄭ら（2014）の論文の中には社会保障関連制度として論じている。

社会保障制度	社会保障関連制度
①社会保険制度	公衆衛生 住宅補助 企業年金
養老保険 ^(注)	
医療保険 ^(注)	
失業保険	
労災保険	
生育保険	
②最低生活保障制度 ^(注)	
③社会福祉制度	
④軍人優恤制度	

注:これらの制度は都市と農村が異なる体系や異なる給付水準である.
出典:鄭功成・謝瓊(2014)「中国社会保障体系基本結構及特点」のpp.20-21.

ここまで中国(都市部と農村部)における社会保障制度の体系を整理してきた。ここからは中国農村部における社会保障制度の体系を整理していく。

王(2010)は、中国農村部における社会保障制度は社会保険、社会救済、社会福祉、軍人優待、の4つから構成されるとしている。そのうち、「社会保険の制度は…農村部には社会養老保険及び合作医療保険制度が存在している」と、「生活保護・社会救助制度としての農村最低生活保障制度、農村特困世帯救助制度、『五保』扶養制度、農村医療救助制度が整備されている」と指摘している(王 2010:38)。

張(2016)が農村社会保障制度の変化を整理する際に用いている枠組みをみると、農村部における社会保障制度は社会保険、社会福利、社会救助、優待慰撫と配置、の4つから構成されていることが読み取れる。そのうち、社会保険は新型農村社会養老保険と新型農村合作医療保険の2つで構成され、社会福利は高齢者福利、児童福利、障害者福利、計画生育家庭奨励の4つで構成され、社会救助は農村五保戸、農村最低生活保障制度、自然災害生活救助、農村医療救助、危険家屋の改造の5つで構成されている(張 2016:238)。

王(2011)は農村部における社会救助体系が農村最低生活保障制度、災害救助、教育救助、農村医療救助、住宅救助、社会互助、農村扶貧政策で構成されるとしている(王 2011:190)。

以上のことをふまえ、本論では中国農村部における社会保障制度の体系を表1-2のように整理する。本節では農村部高齢者が直面する社会保障制度実施上の課題を整理するため、農村部高齢者にかかわる社会保障制度のうち、新型農村社会養老保険、新型農村合作医療保険という2つの社会保険、農村五保扶養制度、農村最低生活保障制度、農村医療救助という3つの社会救助、高齢者福祉を取り上げて分析対象とする。社会優恤制度は軍人およ

び軍人の家族を対象とする制度であることと、対象として農村部高齢者はわずかであるため、本章では社会優恤制度実施上の課題は分析対象としない。また、分析対象である新型農村社会養老保険、新型農村合作医療保険、農村五保供養制度、農村最低生活保障制度、農村医療救助の実施概要は表 1-3 に示したとおりである。

表1-2 中国農村部における社会保障制度の体系

サブシステム	構成内容
社会保険	新型農村合作医療保険 新型農村社会養老保険
社会福祉	高齢者福祉 児童福祉 障害者福祉 婦女福祉 教育福祉 住宅福祉
社会救助	農村五保供養制度 農村最低生活保障制度 農村医療救助 農村特困世帯救助制度 自然災害救助 教育救助 住宅救助 就職救助 臨時救助
社会優恤	公死扶助 傷病による障害扶助 軍人優待制度

出典: 先行文献により, 筆者作成.

表1-3 中国農村部における社会保障制度の諸制度（一部）の概要

	制 度	制度の導入・展開	制度の目的	適用対象	保障内容	財 源	所管機関
社会保険	新型農村社会養老保険	*国务院は2009年に「国务院関与開展新型農村社会養老保險試点的指導意見」を公表した。 *国务院は2014年に「国务院関与建立統一的城鄉居民基本養老保險制度的意見」を公表した。	*農村住民の基本的な老後生活を保障する *農村住民の「老有所養」（日本語訳、高齢者の経済生活を保障すること）の問題を徐々に解決する	*16歳-60歳の農村住民，そのうち、在籍学生を含まない *企業の従業員は基本養老保険の加入対象にならない人 *加入原則：任意加入	*受給年齢：60歳以上から受給する。 *給付：基礎養老金は1人当たり毎月55元であり，個人口座の預金残高÷139の金額を加える。 *加入者本人が受給期間に死亡した場合，個人口座の残額は親族や相続人が承継することができる。 *基礎養老金の受給条件：新型農村社会養老保険が実施する際，60歳以上また企業の養老保険に加入していない者は，すべての子女が新型農村社会養老保険に加入している場合，保険料を納付せずに基礎養老金を受給することができる。	*財源：個人納付を主に，集団（村）がそれを補って，政府が財政援助 *個人保険料の納付ランク：年に100，200，300，400，500，600，700，800，900，1000，1500，2000元の12ランクの保険金を納付する。 *財源方式：積立方式	*国レベル：人力資源和社会保障部門 *県レベル：人力資源和社会保障局
	新型農村合作医療保険	*衛生部，財政部，農業部は2003年に「関与建立新型農村合作医療制度的意見」を公表した。 *衛生部など7つの部署は2006年に「関与加快推进新型農村合作医療試点工作的通知」を公表した。 *衛生部は2016年に「関与做好2016年新型農村合作医療工作的通知」を公表した。	*農村住民の「看病難」（日本語訳，病気を治療することが難しい）の問題を解決する *農村住民の健康を高める *「病気による貧困，病気による貧困に戻す」ことを緩和する *都市部と農村部を均衡的に発展させ，小康社会（日本語訳，裕福な社会）を実現する	*農村住民 *家庭を単位として任意加入	*大病を中心とする *新型農村合作医療保険は村民の大額の医療費あるいは入院の医療費を保障する（2003年） *外来と入院の清算率は50%と75%に安定させる（2016年）	*財源：個人納付，地方政府の財政援助，中央政府の財政援助 *個人納付の保険料：10元（2003年）→2015年のより30元を引き上げ，全国平均150元（2016年） *地方政府の財政援助：10元（2003年）→20元（2007年）→2015年より40元を引き上げ，420元に達する *中央政府の財政援助：10元（2003年）→20元（2007年）→2015年より40元を引き上げる	*国レベル：衛生部 *県レベル：農村合作医療管理委員会
社会救助	農村五保供養制度	全国人大常委は1956に「高級農業生産合作社示範章程」を実施した，国务院は2006年に新たな「農村五保供養工作条例」を公表した。	*農村五保供養対象の日常生活を保障し，農村社会保障制度の発展を促進させる	*「三無」：①労働能力がない，②収入源がない，③法定の扶養義務者がいないあるいは扶養義務者が扶養能力がない，高齢，障害，16歳未満の村民である。 *認定プロセス：本人or村民小組は村に申請→審査し，結果を村内に公開（異議がなければ）→郷・鎮政府に報告→郷・鎮政府が審査→県の民政局に報告	*五保内容：食・衣・住・医・葬【教】（日本語訳：①食糧や副食品，燃料，②衣服・布団などの日用品と小遣い，③住宅，④病気の治療および自立できない者への日常的な世話，⑤葬式，【16歳未満or16歳を超えて教育を受けている人の義務教育を確保する】） *供養水準：当地農村住民の平均的生活水準より低くならない，また，この水準は農村住民の平均的生活水準の変動により調整する。 *供養方式：集中供養（敬老院に入所）と分散供養（村地域で生活）	*財源：地方政府の財政予算から支出する。 *省政府は供養水準を決定するor市政府・県政府が決定し，省政府に報告する。	*県政府の民政局は業務を主管・監督し，郷・鎮政府は当地域の業務を管理し，村民委員会は郷・鎮政府に協力する。
	農村最低生活保障制度	国务院は2007年に「国务院関与在全国建立農村最低生活保障制度的通知」を公表した。	*農村貧困人口の基本的な生活を保障する *労働能力のある人に対して就労によって貧困を脱するよう支援する *農村貧困人口の基本的な生活問題を全面的に解決する	*家庭の1人当たり年純収入は当地の最低生活保障基準より低い農村住民であり，病気による障害，高齢，労働能力の喪失などの理由で長期的に生活が困難な農村住民である。 *「応保尽保」：要件を満たした住民をすべて保護対象にして給付を行なう *認定プロセス：本人は村or郷・鎮政府に申請→村は申請者の家庭経済を調査し，初回審査結果を出す→郷・鎮政府に報告→郷・鎮政府が審査→県の民政局に報告	*当地農村住民の年間の基本的な生活に必要な費用（食事，衣服，水道，電気など） *基準：保障水準から家庭の1人当たり年純収入を引く。 *給付：現金給付，現物給付	*財源：政府の財政予算から支出 *地方政府が責任を持ち，財源を予算化しなければならない *省の財政投入：すでに制度化されている *市，県の財政投入：未だに制度化されていない	*国レベル：民政部 *県レベル：民政局
	農村医療救助	民政部，衛生部，財政部は2003年に「関与實施農村医療救助的意見」を公表した。	*政府の財政支出および社会の寄付などにより，大病を患っている五保戸および貧困な農村住民の家庭に医療救助を実施する制度である	*大病を患っている農村五保戸および貧困な農村住民の家庭 *地方政府が定めた条件を満たす貧困な農村住民 *認定プロセス：本人は村に申請（申請書，医療診断書，領収書，病歴など）→村は初回審査→郷・鎮政府に報告→県の民政局に報告	*新型農村合作医療保険が実施している地域において，個人負担の医療費が新型農村合作医療保険を清算しても高すぎ，基本的な家庭生活に影響を及ぼしている家庭には農村医療救助から補助してもらう。 *新型農村合作医療保険が実施していない地域において，個人負担の医療費が高すぎ，基本的な家庭生活に影響を及ぼしている家庭には農村医療救助から補助してもらう。 *国家が規定している特種の伝染病の治療費は規定どおりに補助する。 *救助対象1人当たりの年間医療救助金額は当地の定められた農村医療救助基準を超えない *特殊な困難者には農村医療救助基準を一定程度に引き上げる	*地方政府：財政予算投入 *中央政府：中西部に財政投入 *社会寄付及びほか	*県政府の民政局が中心役 *郷（鎮）政府は農村医療救助金を救助対象に交付する。 *新型農村合作医療保險が指定される農村医療機関は対象者に農村医療救助サービスを提供する。

出典：「国务院関与開展新型農村社会養老保險試点的指導意見」（2009年），「国务院関与建立統一的城鄉居民基本養老保險制度的意見」（2014年），「国务院関与在全国建立農村最低生活保障制度的通知」（2007年），「関与實施農村医療救助的意見」（2003年）などにより，筆者作成。

1. 農村部における社会保険制度実施上の課題

(1) 新型農村社会養老保険制度実施上の課題

新型農村社会養老保険は表 1-3 に示したように 2009 年から全国の 10% の県で試行されるようになってきている。新型農村社会養老保険には、農民の任意加入、個人・集団・政府の三者共同による保険料納付、選択できる保険料負担ランク、積立方式、などの特徴がある。近年の動向としては、2014 年に新型農村社会養老保険と都市住民社会養老保険が統合されるようになった。新型農村社会養老保険実施上の総体的な課題として以下の 6 点が挙げられている。

第 1 に新型農村社会養老保険に関する認識である。石ら (2006:5971) は「村幹部と村民は新型農村社会養老保険の展開に関する認識を統一しておらず、社会的共通の認識がまだ形成されていない。また、(筆者注、政府の) 新型農村社会養老保険の本質に関する認識が曖昧である」と指摘している。このことから、政府、村幹部、村民ともに新型農村社会養老保険に関する共通の認識をもっていないといえる。今後、新型農村社会養老保険に関する共通認識を形成していくことが重要であると考えられる。

第 2 に新型農村社会養老保険の勧誘に関する働きかけ方である。石ら (2006:5971) は「(行政や村幹部は) 新型農村社会養老保険への働きかけ方に力を入れず、加入者の増加だけを追求し、強引な勧誘を進めている。一部の地域では村幹部が村民に強制的に保険に加入させることを命じたため、村民の抵抗感と誤解をもたらした」と指摘している。このことから、行政や村幹部による新型農村社会養老保険加入勧誘では、加入者増加に固執するばかりに、強制的な命令の形で加入を勧めたり、丁寧に説明しなかつたりするなどのことが起きている。そのため、村民が抵抗感や誤解を抱きやすく、新型農村社会養老保険に関する認識の低さにもつながると考えられる。

第 3 に新型農村社会養老保険の保障機能である。馬 (2001:58) は「新型農村社会養老保険の実施範囲が狭いため、共済機能が非常に限られている」と指摘している。石ら (2006:5971) は「新型農村社会養老保険の実施は県・鎮範囲にとどまっているため、互助共済の機能を実現できない。また、政府の新型農村社会養老保険に対する責任が非常に軽い」と指摘している。これらのことから、新型農村社会養老保険の実施範囲が狭いため、互助共済の機能は限られており、また、政府の新型農村社会養老保険に対する責任が軽い。今後、新型農村社会養老保険の実施範囲を拡大していくことと、政府の責任についての検

討が必要であると考えられる。

第4に新型農村社会養老保険の財源であり、これについて2つの課題が指摘されている。1つ目は新型農村社会養老保険財源の安定性の課題である。石ら(2006:5971)は「新型農村社会養老保険の財源は主に農村住民が支払った保険料と集団(村)からの補助金である。一方、農村住民の収入が低く、集団(村)の財源が限定されているため、新型農村社会養老保険の財源不足をもたらしている」と指摘している。高(2009:10)は「新型農村社会養老保険は有効な激励体制に欠けているため、安定な財源は形成することができない」と指摘している。これらのことから、財源が農村住民の保険料と集団(村)の拠出金に限定され、また農村住民と集団(村)の経済力に強い影響を受けていることと、有効な激励体制が欠如していることから、新型農村社会養老保険の財源は不足し、安定的な財源の形成ができていないといえる。新型農村社会養老保険の持続性は安定的な財源確保にかかっている。

2つ目は新型農村社会養老保険の財源確保である。石ら(2006:5971)は「いかに新型農村社会養老保険の財源を充実させるかは新型農村社会養老保険の中心の問題である。具体的には、財源の運用ルートが単一であるため、財源の増加率が低く、養老金の給付には足りない」と指摘している。高(2009:10)は「新型農村社会養老保険の財源が継続的に増加することは財源の拡大および新型農村社会養老保険事業の発展と直接的に関係している。一方、現行制度は科学的な財源の増加基準および多様な運用ルートに欠け、財源運営のリスクが大きい」と指摘している。これらのことから、新型農村社会養老保険の財源確保には課題があり、それはこの制度の持続性に影響を与えていると考えられる。

第5に新型農村社会養老保険の実施・監督体制である。馬(2001:57)は「新型農村社会養老保険の実施機関は民政部から新設された労働・社会保障部(1998年に元の労働部を基盤としてつくられた機関である。2008年に人事部と合併して現在の人力資源・社会保障部となった)に移り、実施体制が未だ整えられていない」と指摘している。また、石ら(2006:5971)は「新型農村社会養老保険に対する実施・監督体制に欠けている」と指摘している。そのため、高(2009:10)は「財源確保(例、財源の不正利用)に問題がある」ことを指摘している。このように新型農村社会養老保険の実施機関の変更と実施・監督体制の未整備は財源確保に悪影響を与えている。

第6に新型農村社会養老保険の持続性である。高(2009:10)は「新型農村社会養老保険の整備は農村の経済発展より遅れており、…また、この制度は法律の根拠に欠き、操作

性が良くないため、実施が難しい」と指摘している。このことから、新型農村社会養老保険は持続性が欠如しているといえる。

農村部高齢者が直面する新型農村社会養老保険制度実施上の課題は次の2点である。

第1に基礎養老金に関する課題である。表1-3に示したように新型農村社会養老保険の開始時は経過措置として、すべての子女が新型農村社会養老保険に加入した場合に限り、すでに60歳を超えた高齢者に対しても基礎養老金を受給することができる。しかし、蘇(2010:14)は「農村部高齢者は毎月55元の基礎養老金を受給するようになっていくが、基礎養老金は高齢者生活の改善にあまり役に立たない」と基礎養老金の金額の低さを指摘している。このことから、基礎養老金の受給条件が厳しいことと、低額で高齢者の生活改善に役に立たない、いわゆる基礎養老金の保障機能の低さが窺える。

第2に新型農村社会養老保険に関する高齢者の態度である。金ら(2013:90)は「農村部高齢者は新型農村社会養老保険によって今後の生活が維持できることを十分に信じていない」と指摘している。このことから、高齢者の新型農村社会養老保険に関する信頼は低いといえる。

(2) 新型農村合作医療保険制度実施上の課題

表1-3に示したように新型農村合作医療保険は2003年から実施された。新型農村合作医療保険には、家庭単位の任意加入、個人・集団・政府の三者共同による保険料納付、大病中心、などの特徴がある。新型農村合作医療保険制度実施上の総体的な課題には以下の7点が挙げられている。

第1に新型農村合作医療保険制度の設計である。黄ら(2014:53)は「新型農村合作医療保険の清算率が低いため、農村住民の重い医療費負担を根本的に解決することができない。また、新型農村合作医療保険は償還払い方式であり、清算過程が繁雑であることは農村住民が新型農村合作医療保険に積極的に加入しないことに影響を与えている」と指摘している。李(2015:79)も「新型農村合作医療保険の清算率が低いため、医療費の個人負担が高い」と指摘している。これらのことから、新型農村合作医療保険制度は低清算率、償還払い方式、繁雑な清算過程を設計しているため、農村住民の医療費負担を軽減することができていない。また、それらは農村住民が新型農村合作医療保険に積極的に加入しない現状をもたらしていると考えられる。

第2に新型農村合作医療保険制度の安定性である。孫(2003:37)と馬(2008:80)は「(中央)政府は農村部における新型農村合作医療保険の権限を地方政府に委譲したため、実施

するかどうかを地方政府に任せている。また、1990年代に国家は農民の負担を減輕するため、(旧)農村合作医療保険を取消した」と指摘している。馬(2008:80)は「新型農村合作医療保険は法的根拠がないため、制度の安定性および持続性に影響を与えている」と指摘している。これらのことから、新型農村合作医療保険は安定性および持続性が欠如していることがわかる。そのため、農村住民は新型農村合作医療保険が継続性や安定性に不安を抱えていると考えられる。

第3に新型農村合作医療保険に関する認識である。黄ら(2014:53)は「新型農村合作医療保険制度の宣伝が足りないため、農村住民はこの制度に関する情報を十分に得ることができず、制度を十分に理解していない。その理由は、一般に農村では教育を受けた若者(筆者注、主に男性)が出稼ぎするため、高齢者と女性が残されている。彼ら彼女らは教育水準が低く、新型農村合作医療保険制度を理解できないために加入しないことと、政府は新型農村合作医療保険の財源不足を考えながら制度を十分に宣伝していないためである」と指摘している。これらのことから、農村住民の新型農村合作医療保険に関する認識は低いといえる。このような認識の低さは制度の加入および安定性・持続性にも影響していると考えられる。

第4に新型農村合作医療保険の財源不足である。孫(2003:36)は新型農村合作医療保険の財源不足の理由を「①国家が財源に関する政策、新型農村合作医療保険に対する財政支出の割合を明確にしていない、②農業税费改革¹⁵とともに村の財源が減少している背景下で、村の新型農村合作医療保険への拠出金が減少している、③新型農村合作医療保険の保障金額や大病へのリスク分担が低いいため、農村住民の新型農村合作医療保険への信頼が低く、この保険に積極的に加入する姿が見えない」としている。李(2015:79)は「新型農村合作医療保険の財源は主に国家、省・市・県政府、個人という3者が拠出し、そのうち、政府は約80%を拠出している。つまり、新型農村合作医療保険の財源はほぼ単一であるため、財源が不足して清算率が低い」と指摘している。これらのことから、新型農村合作医

¹⁵ 農業税费改革とは、農業税と農業特産税などの公租(税)と、それ以外に「三提五統」の費用(費)の改革のことを指す。安徽省の実験を参考にし、2000年に共産党中央と国務院は共同で「關於進行農村税费改革試点の通知」を公表した。2003年から全国で農業税费改革が展開されるようになった。一部の改革内容として、「五統」や屠宰税、労働蓄積・義務労働を撤廃すること(小林2004:215)、「農業税の税率を穀物生産量の7%以下に調整する」(趙2004:11)ことがあった。2005年12月29日の第10回全国人大常務委員会第19次会议は「中華人民共和國農業税条例」を廃止することを決定し、2006年1月1日に農業税を廃止した。

療保険の財源は多くの部分が政府から拠出されているため、財源不足や低清算率をもたらしており、このことが制度の持続性に影響を与えていると考えられる。

第5に医療資源の配置である。孫(2003:37)は「都市部と農村部における医療資源の配置が不均衡であり、全国民の70%を占める農村人口が利用している医療資源は全体のわずか30%にすぎない。また、医療資源の配置が合理的でなく、農村住民の医療ニーズを満たすことができない。例えば、村の衛生室は行政区画(行政村)によって設置されるためその数が少ないことや、一部の地域では小さい病気が村で、大きな病気が県で治療するのが慣習となっているため郷・鎮の病院の業務が少なくなり運営が困難になること、県・鎮における医療機関の設置が重複して職員の配置が多いため医療資源を無駄にしていること、がある」と指摘している。馬(2008:80)は「医療技術が良い医者は大病院に集中していることや、多くの農村住民にとって常に利用している医療機関は村の衛生室と個人診療所であること、村内の医療機関(村の衛生室と個人診療所)の医者のお大半は無資格(中国語、裸足医者)であること、一部の村の衛生室は消毒設備さえないこと、などがある。また、政府は農村部の医療設備や疾病予防への財源が不足して有効な宣伝ができない。さらに、県の医療機関の設置が重複して医療資源を無駄にしている」と指摘している。李(2015:79)は「郷・鎮の病院の医者は無資格であることが多いこと、(資格があったとしても県などに)人材流失すること、薬品が不足していること、薬品の購入が不正に行われていること、医療設備が老朽化していること」を指摘している。これらのことから、村内の衛生室はその配置と医療設備が不足しており無資格の医者が多いことや、村民の慣習によって郷・鎮の病院の運営が困難を抱えていること、県と郷・鎮における医療機関が重複して医療資源を無駄にしていることが課題であるといえる。そのため、農村住民の医療ニーズを満たすことができないと考えられる。

第6に新型農村合作医療保険の保障機能である。黄ら(2014:53)は「新型農村合作医療保険の実施範囲が狭く、リスク分担の機能が弱い。具体的には、新型農村合作医療保険の実施は県範囲にとどまり、保険の加入人数や地方政府の財政が限られているため、新型農村合作医療保険の財源が少なく、リスク分担の機能が非常に弱い」と指摘している。このことから、新型農村合作医療保険のリスク分担範囲は県に限られているため、財源が少なく、保障機能が弱いといえる。

第7に新型農村合作医療保険の実施・監督体制の欠如である。黄ら(2014:54)は「(筆者注、新型農村合作医療保険の実施機関は)新型農村合作医療保険の財源を横領したり、

浪費したりすることが財源の安全に潜在的な弊害をもたらしている」と指摘している。李（2015:79）は「病院に関する実施・監督が不足している。具体的には、激しい競争や病院内部の業績競争のため、医者は患者の診断・検査項目を増やしたり、値段が高い薬品を処方したりしている。そのため、農村住民の医療負担が増加し、医療資源を浪費し、新型農村合作医療保険の発展を阻害している」と指摘している。これらのことから、新型農村合作医療保険の実施・監督体制はまだ整備されていないことがいえる。これは制度の持続性の欠如につながっている。

現行の新型農村合作医療保険制度は「高齢者を対象とする別枠の高齢者医療制度は設けられておらず、一般の加入者と同じように扱っている」と沈（2007:51）の指摘がある。そこで、ここからは農村部高齢者が直面する新型農村合作医療保険制度実施上の課題には以下の5点が挙げられている。

第1に高齢者の医療ニーズである。侯（2010:108）は「農村部高齢者には有病者が多く、治療の頻度が高く、医療費が高いが、新型農村合作医療保険からの保障金額が低いために病気の治療は依然として農村家庭の重い負担である」と指摘している。

第2に高齢者の病気による家族負担である。これについて主に次の3つの課題がある。1つ目は高齢者の医療費負担である。城本（2009:220）は「医療費が高齢者やその子女にとってもっとも重い経済的負担になって」おり、「医療費負担は、その多くが子女あるいは親戚によって支払われて」と指摘している。蘇（2010:14）は「農村部高齢者は収入がないため、医療費を子女から支払ってもらおう」と指摘している。銭ら

（2005:28）の調査によれば「医療費負担について、子女による支払い63.4%、高齢者自身による支払い34.3%、そのほかは2.3%である」ことがわかっている。これらのことから、高齢者の医療費は子女や高齢者本人が負担しているあるいは子女だけで負担しているため、高齢者のいる家庭の医療費負担が重いといえる。

2つ目は高齢者の病気による家庭経済への影響である。曾ら（2008:192）は高齢者の「病気によって（家族が）貧困に陥っており、再度病気にかかると再度貧困に戻ることと、家族成員の1人が病気になれば、家族全員が苦勞することがよく発生している」と指摘している。このことから、家族成員である高齢者の病気によって家族が「病気→貧困→病気」という悪循環を招くことがよく発生することがいえる。

3つ目は高齢者の看病である。于ら（2012:577）の調査によれば「（高齢者は）病気治療のとき、自分で行くあるいは配偶者による付き添いが49.2%、子女による付き添いが

47.1%である。また、…（入院の場合）子女による世話は58.8%である」ことがわかっている。このことから、高齢者の看病の担い手は配偶者と子女が主であるため、家族負担になっていると考えられる。

第3に高齢者が常に利用している医療資源である。これについて主に2つの課題がある。1つ目は医療機関である。王（2010:44）は医療サービスの「提供側として村診療所（筆者注、本論の村内の個人診療所に相当する）・衛生室および郷・鎮衛生院（筆者注、本論では郷・鎮の病院に相当する）が最前線に行くものである」と指摘している。また、侯（2010:105）によれば農村部高齢者が「村の衛生室で治療を受けることが主（57.5%）である」ことがわかっている。張（2015:85）の調査によれば、「農村部高齢者の80%は村の衛生室で治療を受けている」ことがわかっている。これらのことから、農村部高齢者は主に村内の衛生室や個人診療所、郷・鎮の病院で治療を受けていることがわかり、利用している医療資源が非常に限られている。

2つ目は医療機関の人材、設備、サービスである。劉ら（2006:165）は農村部高齢者が「疾病を患っていることが多いが、医者や薬品が不足している」と指摘している。また、張（2015:86）は「村の衛生室では医療サービスが整備されておらず、医者、特に良い医者が少ないため、高齢者にとって病気の治療は一番の困りごとである」と指摘している。黄（2010:22）は村の衛生室には「診療、注射、服薬の医療サービスしかない」と指摘している。また、唐（2011:17）は「村には無資格の医者（中国語、裸足医者）が自営している個人診療所が数か所あるが、専門学校卒の医者がいない。また、医療設備は簡素であり、医者が常に使う設備は心臓の聴診器である。高齢者が受けられる最大の医療サービスは点滴である」と指摘している。これらのことから、村内の医療機関（村の衛生室と個人診療所）には、医者特に資格のある医者、薬品や医療設備、医療サービスが不足しているため、高齢者の健康維持にとって大きな問題がある。

第4に病気治療に対する高齢者の態度である。徐（2008:53）は多くの農村部高齢者は「何らかの疾病を患っているが、病院で治療することが少なく、病気が重い場合あるいは危篤の場合は病院で治療する」と指摘している。また、蘇（2010:14）と黄（2010:22）は「家計に余裕のある高齢者は大きな病気の場合は入院して治療するが、一般の高齢者は…、大きな病気の場合に死を待つしかない」と指摘している。王ら（2011:60）は農村部の「医療サービスが良くないため、高齢者は小さい病気の場合は我慢し、大きな病気の場合はすぐ治療することができない」と指摘している。これらのことから、農村部高齢者は

病気の程度，家計状況によって治療に対する態度が異なっていると考えられる。

第5に高齢者の日常的な健康管理である。陳ら（2008:96）は「農村部高齢者の90%は自分の健康を心配しており，定期的な健康診断を受けたいが，誰も受けたことがない。それは健康診断の費用が高く，自己負担ができないからである」と指摘している。攀ら（2007:19）は農村部において「年に1回健康診断を受けている高齢者は8.6%しかいない」と指摘している。これらのことから，多くの農村部高齢者は定期的な健康診断を受けていないことがわかる。

2. 農村部における社会救助制度実施上の課題

本章の分析対象として取り扱っている農村部社会救助制度(表1-3)には農村五保供養制度，農村最低生活保障制度，農村医療救助の3つがある。黄ら（2010:116）の調査によれば「五保対象のうち，高齢者が88.7%，障害者が7.4%，未成年者が4%である」ことがわかっている。農村最低生活保障制度や農村医療救助制度の受給対象も高齢者が多いと推測される。この3つの制度における農村部高齢者が直面する課題に関する先行研究は見当たらないため，社会保険のように高齢者の特有の課題をレビューすることができない。そのためここでは，農村部における社会救助の総体的な課題を高齢者の特有の課題と仮定する。

(1) 農村五保供養制度実施上の課題

農村五保供養制度実施上の課題には以下の8点が挙げられている。

第1に五保対象の認定である。宋（2007:98）は「農村五保供養制度の受給条件を満たす人をすべて保障することができていない。具体的には，民政部の統計によれば，2002年末に全国五保対象は296.82万人で，受給条件を満たす総人数に占める割合は52.04%であり，約半数の人は五保対象と認定されていない」と指摘している。李（2007:65）は「五保対象の審査・認定が難しい。その理由は労働能力の有無の確認や生活収入の把握，扶養者の扶養能力の有無の確認が難しいためである」と指摘している。これらのことから，五保対象の認定は，認定される側にとって受給条件を満たしていても対象と認定されないことと，認定する側にとっては本人および扶養者の労働能力や収入の有無の把握が難しいため，審査・認定が難しいと考えられる。

第2に五保内容の保障である。宋（2007:98）は「五保内容はすべて遂行されていない。具体的には，埋葬を除いてほかの保衣，保食，保住，保医に一定程度の問題が存在してい

る」と指摘している。李（2007:64）は「五保戸の食、衣の問題は基本的に解決したが、ほかの保障内容を遂行することが難しい、特に医療問題が顕著である」と指摘している。これらのことから、農村五保供養制度の五保内容を完全に保障されておらず、特に医療の保障に大きな課題があることがわかった。

第3に保障水準である。宋（2007:98）は「五保の保障水準が引き下げられている」と指摘している。李（2007:66）は「保障水準が低く、地域によって異なっている。具体的には、供養水準は地域の経済発展に関連し、経済状況の良い地域は農村五保供養制度を実施しているが、経済状況の良くない地域は財源が限定されているため制度の実施ができていない」と指摘している。黄ら（2010:120）は「保障水準は元々低く、物価上昇によって保障水準は実質的に引き下げられている」と指摘している。これらのことから、農村五保供養制度の保障水準は元々低く、実質的に保障水準が下がっている。また、地域の経済発展によって保障水準の地域格差があることがわかった。

第4に農村五保供養制度の財源の不足である。黄ら（2010:118-9）は「政府の財源が足りない。また、農村五保供養制度に対する寄付金が少ない」と指摘している。宋（2007:99）は「農村五保供養制度の財源が保障されていない。すなわち、農業税费改革前、この財源は（村の）『三提五統』¹⁶から拠出されていたが、農業税费改革後には20%の農業附加税¹⁷が当てられるようになっている。農業附加税による拠出金は『三提五統』より金額が減少していることと、郷・鎮政府の財政が悪化しているため、農村五保供養制度の財源が少なくなっている」と指摘している。黄ら（2010:120）は「農村五保供養制度の財源の不正利用や流用などは根絶されていない」と指摘している。これらのことから、政府の財政予算の不足、社会から寄付金の不足、農業税费改革とともに財源の減少、政府の財政難、資金の不正利用・流用によって農村五保供養制度の財源が不足しているといえる。

第5に扶養方式である。李ら（2009:82）は「集中扶養は分散扶養よりどちらが良いか、いかに集中扶養と分散扶養の関係を調整するか、それについての検討が必要である」と指摘している。このことから、五保対象にとって集中扶養が良いか分散扶養が良いかについて

¹⁶ 「三提」とは、農民が村民委員会に納める「公積金」（公共投資資金）、「公益金」（社会福祉資金）、「管理費」（村民委員会の幹部手当てと事務費）という3種類の賦課金の総称である。また、「五統」とは、農民が郷鎮政府に納める①郷鎮および村レベルの学校運営費、②計画出産経費、③軍人家族や遺族に対する優待慰問経費、④民兵訓練費、⑤農村道路建設費という5種類の賦課金の総称である（池上2009:44）。

¹⁷ 村民委員会が徴収する賦課金である「三提」（公積金、公益金、管理費）を農業税の附加税とし、その税率は農業税本税の20%（つまり農作物の平均生産額の1.4%）とする（池上2009:47）。

共通の認識が形成されていないことがわかる。これまで五保対象の本人による扶養方式の決定が検討されてこなかった。

第6に集中扶養の機関としての敬老院である。李（2007:67）は「五保老人の入所率は低いため、敬老院の空きベッドが多く、資源を活用することができていない。また、敬老院の運営がうまく行われていないため、収益が少ない」と指摘している。李ら（2009:82）は「敬老院の法人格取得に課題がある」と指摘している。黄ら（2010:120）は「機関（敬老院）の配置が不均衡である。一部の敬老院は入所者の意見と事情を考えずに入所者を管理するため、入所者の抵抗感をもたらした」と指摘している。これらのことから、敬老院は組織マネジメントの問題に直面している。具体的には、入所率が低いことや、収益が少ないこと、施設配置が不均衡であること、入所者への人権配慮に課題があること、などが挙げられる。

第7に五保対象の日常生活上の世話である。李（2007:66）は「五保対象の日常生活上の世話は軽視されがちであり、農村五保供養制度は基層（郷・鎮と村範囲）での実施が難しい。特に分散扶養では…日常生活上の世話の問題が顕著である」と指摘している。宋（2007:99）は「五保対象には高齢者や自立生活ができない人が多く、彼らの日常生活上の世話は問題となっている。集中扶養の五保老人は敬老院の職員から世話してもらっているが、分散扶養の五保老人の日常生活上の世話はほとんど軽視されている」と指摘している。

五保老人の日常生活上の世話が軽視される理由について、李（2007:66）は「農村五保供養制度の責任主体は郷・鎮、村から県、省、中央政府に移行しているため、郷・鎮、村の責任が弱くなっている」と指摘している。また、黄ら（2010:118-9）は「農村集団（村）の財源が限られている」ことを指摘している。宋（2007:99）は都市部と比べ「農村社区サービスが遅れており、水準も低い」と指摘している。これらのことから、五保老人とくに分散扶養の五保老人の日常生活上の世話は軽視されている。その理由は責任主体の移行に伴って五保老人と直接にかかわっている郷・鎮、村の責任が弱くなったことや、村財源が限定されているために農村社区サービスが整備されず、分散扶養の五保老人が利用できるサービスがないことが考えられる。

第8に農村五保供養制度と諸制度の関係性である。李ら（2009:82）は「農村五保供養制度がいかに社会保障の諸制度と結びつくかが課題である。具体的には、新型農村合作医療保険、農村医療救助制度は五保対象を含んでいる。一部の地域は五保対象を農村最低生活保障制度の対象の一部としている。そのため、五保対象は『福利過剰』（日本語訳、保障し

すぎる)問題にある」と指摘している。このことから、五保対象は「福祉過剰」状況になりやすく、他者の権利保障の機会を奪っているといえる。今後、農村五保供養制度とほかの諸制度の適切な棲み分けについての検討が必要であると考えられる。

(2) 農村最低生活保障制度実施上の課題

農村最低生活保障制度実施上の課題には以下の7点が挙げられている。

第1に対象認定の難しさである。その理由には次の4つがある。1つ目は戸籍分離の問題である。孫(2006:49)は「農村最低生活保障制度の対象は戸籍¹⁸によって認定されているが、居住地と戸籍が分離している対象の認定が難しい」と指摘している。符ら

(2009:102-3)は「高齢者と子女の戸籍が分離している場合、高齢者家族を単位としての家計状況を把握することが難しい」と指摘している。これらのことから、戸籍分離が農村最低生活保障制度受給対象の認定に困難をもたらしているといえる。

2つ目の理由は収入把握の問題である。孫(2006:49)は「農村住民には固定収入が無いため、収入証明書が発行できず、収入の把握が難しい」と指摘している。趙

(2008:56)は「どのような収入が計算の対象となるのかについて統一の規定がない。また、土地収入の計算は農薬、肥料、種子などのコストを控除しているが、農村住民の労働力を考慮していない」と指摘している。符ら(2009:102)と郭(2013:78)は「農村住民の収入が不安定である」ことを指摘している。唐ら(2011:86)、符ら(2009:102)、于ら

(2010:36)は農作物の価格変動が大きく、気候の影響を強く受けるため、農業収入の計算が難しい。また、農村住民は季節的あるいは短期的に出稼ぎし、この収入の計算が難しいことを指摘している。于ら(2010:36)は「労働能力のある五保対象に対して臨時的収入および潜在的収入の確認が難しい」と指摘している。符ら(2009:102)と郭

(2013:78)は「農村住民の収入を貨幣化することが難しい」と指摘している。このように農村住民の収入を把握することは難しいことがわかる。

3つ目の理由は家族構造の問題である。孫(2006:49)は「農村最低生活保障制度対象認定の際に家族の人数、構造を考慮していない」と指摘している。趙(2008:56)は「家族の規模を考慮していない」と指摘している。これらのことから、農村最低生活保障制度の改

¹⁸ 中国の現行の戸籍管理制度は新中国建国後に徐々に確立された。基本的には現代日本の本籍登録と住民登録を重ね合わせた機能を有するものである。その構成は、戸籍登録制度、戸籍移動制度と「居民身分証明書制度」の3つの部分になる。戸籍登録制度では常住戸籍所在地の戸籍登録原則に沿い、都市と農村住民を問わず、常住・暫住・出産・死亡・転出・転入・登録内容変更などの7項目の戸籍登録内容が定められている(周 2008:60)。

正によって収入把握の単位は「個人単位」から「家族単位」に変化しており、家族の規模や構造は農村最低生活保障制度対象の認定に難しさをもたらしていると考えられる。

4つ目の理由は判断基準の問題である。于ら（2010:36）は「農村最低生活保障制度対象の判断基準が統一されていない。多くの地域では伝統的な救済対象と個別の貧困家庭を農村最低生活保障制度対象としているが、経営状況が悪い、あるいは違法、怠惰のため、貧困に陥った農村住民、郷・鎮企業が倒産して失業した職員が農村最低生活保障制度対象になるかどうか論争している」と指摘している。趙（2008:56）は「住宅の建築、子女の結婚や教育などによって生活が困窮した場合、農村最低生活保障制度対象となるかどうかの判断が難しい。また、計画生育政策に違反して生活が困窮している人は農村最低生活保障制度対象となるかどうかの判断が難しい」と指摘している。これらのことから、農村最低生活保障制度対象の判断基準が統一されていないため、様々な事情によって貧困に陥った人を対象とするかどうかという判断が難しいといえる。

第2に農村最低生活保障制度の保障水準である。これについて次の3つの課題がある。1つ目は水準が低いことである。朱（2005:86）は「都市部より農村最低生活保障制度の保障水準が低いいため、貧困家庭が実際に生活困難を解決することができていない」と指摘している。孫（2006:49）は「各地方財源が限られているため、農村最低生活保障制度の保障水準が低く、対象の基本的な生活を維持することができない」と指摘している。これらのことから、農村最低生活保障制度の保障水準が低いいため、対象の基本的な生活を維持することができないことがわかる。

2つ目は地域格差である。張（2010:32）は「農村最低生活保障制度水準は低く、地域間格差が大きい」と指摘している。王ら（2007:28）は「農村最低生活保障制度の発展は地域間で均衡していない。北京や上海などの地域では農村最低生活保障制度が全面的に実施されているが、中・西部の地域では一部の範囲のみで試行されている」と指摘している。このように農村最低生活保障制度は地域格差が大きい。

3つ目は水準の設定である。符ら（2009:103）は「農村最低生活保障制度の保障水準が低すぎ、水準の設定が随意的である」と指摘している。唐ら（2011:87）は「農村最低生活保障制度水準の設定が随意的であり、保障水準は低く、保障範囲が狭い」と指摘している。徐（2015:105）は「農村最低生活保障制度の水準判断体制が整備されていない。具体的には、農村最低生活保障制度の保障水準が低いことや、水準の設定が難しいこと、水準の設定方法が科学的ではないこと、である」と指摘している。これらのことから、農村最低生

生活保障制度水準が低く、その設定が随意的、非科学的であることがわかる。

第3に保障の内容である。孫（2006:49）は「農村最低生活保障制度の規定上は対象の教育、医療、水道水・電気などの現物補助を行なうと規定しているが、実際に、…これらの現物補助は提供していない」と指摘している。于ら（2010:37）は「一部の農村地域において、農村最低生活保障制度対象は金銭給付が足りないだけでなく、基本的な生活サービスが提供されていないため、生活困難を抱えている」と指摘している。唐ら（2011:87）は「保障水準が低すぎるため、最低限の生活は保障できるが、医療や教育などの保障はできない」と指摘している。これらのことから、農村最低生活保障制度は対象の最低限の生活だけを保障しているが、医療や教育、生活サービスなど現物補助が十分に保障していないといえる。

第4に農村最低生活保障制度の財源の不足である。これについて次の2つの課題がある。1つ目は財源の分担である。朱（2005:85）は「財源の分担が単一であり、主に政府から支出されているが、政府は経済発展を優先し、農村最低生活保障制度の支出を後回しにしている」と指摘している。符ら（2009:102）は「農村最低生活保障制度の財源の運営方法は単一であり、投資ルートが単一であるため、積立金が不足している」と指摘している。孫（2006:49）は「県、郷・鎮が財政難で、農村最低生活保障制度の財源が期限どおりに集められないため、対象の給付金を期日どおりに給付することができない」ことを指摘している。王ら（2007:28）と唐ら（2011:86）は「農村最低生活保障制度の財源運営が難しい」と指摘している。これらのことから、農村最低生活保障制度の財源が不足しているといえる。

2つ目は政府の責任である。趙（2008:56）は「農村最低生活保障制度の財源が不足している。具体的には、市・県政府に農村最低生活保障制度に対する財政支出が義務付けられていないため、一部の地方政府は農村最低生活保障制度への財政補助を支出していない。また、政府は農村最低生活保障制度を十分に重視していない」と指摘している。于ら（2010:36）は「農村最低生活保障制度財源の運営は規範性に欠けている。農村最低生活保障制度財源の運営は主に県、郷・鎮、村が共に分担するが、分担の比率は地域によって異なり、基層政府の農村最低生活保障制度に対する責任が明確に規定されていない」と指摘している。これらのことから、県、郷・鎮、村の農村最低生活保障制度に対する責任が不明確であり、財政難であるため、県、郷・鎮、村は農村最低生活保障制度を軽視し、農村最低生活保障制度の財政支出を後回しにする。これは農村最低生活保障制度の財源に影響

を与えていると考えられる。

第5に農村最低生活保障制度の実施体制である。これについて次の3つの課題がある。1つ目は専門的機関、専門職員である。朱(2005:85)は「農村最低生活保障制度対象の家庭収入および変化の状況、対象の申請・諮問、認定審査などの過程においては専門機関、専門職員、情報管理が必要である。しかし、一般的にこの業務は政府の民政部門が所管しており、農村最低生活保障制度の専門機関は設置されていない。また、専門職員は不足し、専門性も高くない、情報管理システムもできていないなどの課題に直面している」と指摘している。孫(2006:49)は「農村最低生活保障制度の管理が行き届いていない。この業務は民政部門が担当しており、多くの郷・鎮の民政所(弁)には役員が1人しかおらず、その1人が数十項目の業務を担当している」と指摘している。符ら(2009:103)は「農村最低生活保障制度には法的根拠と専門機関に欠けている。農村最低生活保障制度対象の調査・初回審査は郷・鎮あるいは村で行っているが、最終許可は県の民政局で決定する。郷・鎮あるいは村の人手が不足しているため、短時間で対象の調査、審査を行なうことが難しく、認定の客観性、公正性、正確性を確保することが難しい」と指摘している。郭(2013:78)は「専門機関や専門職員がなく、(民政部門の)職員訓練も不足し、設備が古く、職員の情報処理能力の低さなどは農村最低生活保障制度の効率性に影響を与えている」と指摘している。これらのことから、農村最低生活保障制度に関する実施体制が整備されていないことが農村最低生活保障制度の効率性、客観性、公平性に影響を与えていると考えられる。

2つ目は対象の除外である。朱(2005:86)と趙(2008:58)は「対象の家庭収入の変化を把握しにくいことと、情報管理が遅れているため、対象が貧困状態に脱しても対象から除外されない」と指摘している。このように対象の動的な情報管理が整備されていないため、貧困状態を脱しても対象から除外されないことと、条件を満たす人を農村最低生活保障制度の対象としないなどの矛盾が起きている。

3つ目は監督体制である。趙(2008:58)は「農村最低生活保障制度の認定基準が規範化されていないことと、制度に関する監督体制が整備されていないため、制度の実施にあたって『人情保、関係保』(日本語訳、村幹部との付き合いや関係によって農村最低生活保障制度の受給対象となるかが決まる)という問題が発生している」と指摘している。唐ら(2011:87)は「農村最低生活保障制度に関する苦情は『人情保、関係保』の問題に集中し、農村最低生活保障制度の給付金を公平に給付することが最も重要な課題である」と指摘している。これらのことから、農村最低生活保障制度は公平性の確保と「人情保、関係保」

の根絶という課題に直面している。「人情保、関係保」が発生する理由は農村最低生活保障制度の判断基準が制度上明確になっていないことと、制度に関する監督体制が整備されていないことが考えられる。

第6に農村最低生活保障制度に関する認識である。趙（2008:54）は「社会は農村最低生活保障制度を実施するかどうかについて共通の認識を形成しておらず、また、認識上において誤っている部分がある。政府や社会は農村住民の権利保障を軽視している」と指摘している。張（2010:32）は「伝統的な道徳主義の救済思想が農村最低生活保障制度の実施に影響を与えているため、農村住民は権利意識を形成しておらず、実施主体は責任認識も形成していない」と指摘している。郭（2013:78）は「農村最低生活保障制度に関する情報が十分に提供されていないため、農村住民は農村最低生活保障制度を理解していない、あるいは無知である」と指摘している。これらのことから、実施主体、社会、農村住民自身の農村最低生活保障制度に対する認識が低いことがいえる。いかに農村最低生活保障制度に対する認識を高めていくことが今後の課題であると考えられる。

第7に農村最低生活保障制度とほかの諸制度との関係性である。王ら（2007:28）と趙（2008:57）は「社会保障制度の諸制度は農村での実施において開始時期、対象、内容が異なっているため、諸制度との連結が難しい」と指摘している。張（2010:32）は「社会救助の諸制度に関する主管機関や実施主体、対象認定体制は明確に規定されておらず、農村最低生活保障制度は（筆者注、ほかの制度の基準を）簡単に踏襲している」と指摘している。これらのことから、農村最低生活保障制度とほかの社会保障制度の棲み分けが難しいといえる。その理由は諸制度設計のとき、制度間の結びつき、主管機関や実施主体、対象認定体制をよく考慮していないためである。

(3) 農村医療救助制度実施上の課題

農村医療救助制度実施上の課題には以下の8点が挙げられている。

第1に制度の設計である。孫ら（2007:97）は「農村医療救助制度の受給条件が厳しい。具体的には、自己負担限度額が高く、給付限度額が低く、救助の対象となる病気の種類が限定されている」と指摘している。黎ら（2008:79）は「農村医療救助は大病に限定され、しかも大病のうちわずかな病気種類に限定しているため、貧困者は農村医療救助の利用を制限されている。また、自己負担限度額が高いことは、家計に余裕がなく、大病を患っている農村住民の医療サービスの利用を阻害している」と指摘している。これらのことから、農村医療救助制度は厳しい受給条件を設計していることがわかる。

第2に対象認定である。柳（2005:3）は「農村医療救助制度は大病を患っている農村特困戸を対象としているが、一部の地域では一人っ子家庭や社会に貢献した人を救助対象とし、彼らは本当に貧困であるか否か農村医療救助の条件を満たすのか否かを考慮していない」と指摘している。張ら（2009:253）は「この制度の受給対象の認定が難しい。受給対象の認定の際、男女平等、対象の比率、対象状態の動態的管理、制度の財源を前提とした受給人数の決定、などに注意しなければならない」と指摘している。これらのことから、一人っ子家庭や社会に貢献した人という特殊な人々を対象とするか否か、認定の際には男女、対象の比率、財源、対象情報の変化などを考慮しなければならないため、農村医療救助の対象認定が難しいと考えられる。

第3に制度の財源である。柳（2005:3）は「政府からの支出が不足していることと、社会からの寄付が不足していることである」と指摘している。孫ら（2007:97-8）は「調査地域においては農村医療救助の財源が政府からの補助が主であり、社会からの寄付がなかった」と指摘している。黎ら（2008:79）は「経済状況が良い地域においては政府からの支出割合が明確になっていない。経済状況が良くない地域においては政府からの支出がない。また、制度においては政府からの支出割合が規定していないため、各地域で財源支出について混乱が生じている」と指摘している。宋（2009:97）は「国家財政において医療事業に対する支出が年々増加しているが、それでも医療ニーズの増加に追いつかず、膨大な医療ニーズを満たすことができていない」と指摘している。これらのことから、農村医療救助の財源が不足していることがわかる。その理由は政府からの支出が不足していることや、社会からの寄付が不足していること、制度上では政府の財政支出の割合が不明確であること、財政支出は地域の経済発展に大きく左右されること、医療ニーズの増加が著しいこと、などが考えられる。

第4に専門性である。柳（2005:3）は「農村医療救助の専門性が高いため、職員の専門性および職員の人数が求められる。実際に、多くの地域では職員および経費が不足している。また、農村医療救助の実施機関は民政部門に限られ、ほかの機関との連携に関する実施・運営体制を整備されていない」と指摘している。孫ら（2007:98）は「農村医療救助には専門技術、マクロレベルの管理、他機関との連携が求められる」と指摘している。これらのことから、農村医療救助の実施は専門性が欠如していることがわかる。

第5に農村医療救助と新型農村合作医療保険の関係性である。これについて次の2つの課題がある。1つ目は両制度の関係である。柳（2005:4）は「農村医療救助は新型農村

合作医療保険を実施している地域でしか実施されていない」と指摘している。宋

(2009:97)は「一部地域では農村医療救助と新型農村合作医療保険が混在しており、新型農村合作医療保険に加入しなければ、農村医療救助の申請ができない」と指摘している。李(2009:41)は「農村医療救助は新型農村合作医療保険の強い影響を受け、独自の農村医療救助体制が形成されていない」と指摘している。このことから、表1-3に示したように農村医療救助と新型農村合作医療保険は別々の制度であるが、実際には農村医療救助の独自の体制が形成されていない。また、実施の際、一部の地域では新型農村合作医療保険に加入しなければ農村医療救助の利用ができないことが起きている。

2つ目は両制度の基準および手続きである。李ら(2009:535)は「2つの制度の清算は別々で行ない、手続きが繁雑である。また、清算するためには両制度が指定している医療機関でしか治療が受けられない。また、指定医療機関は非指定医療機関より医療費が高い」と指摘している。このことから、両制度において、清算手続きが繁雑であり、指定されている医療機関での治療などは農村住民の医療サービス利用を阻害していると考えられる。

第6に農村医療救助と農村五保供養制度および社会優恤制度の関係性である。孫ら(2007:98)は「集中扶養の五保対象の医療問題は農村医療救助に転嫁され、農村医療救助の負担を増やしている」と指摘している。柳(2005:4)は「農村五保供養制度が負担すべき対象の医療問題は農村医療救助に転嫁してはいけない。また、1960年代退職した元職員の医療費は中央および地方政府から支出されるが、一部の地域では退職した職員を制度規定に反して農村医療救助の対象としている。一部の地域では社会優恤対象を農村医療救助の対象としている」と指摘している。これらのことから、一部の地域では農村医療救助制度と農村五保供養制度および社会優恤制度との棲み分けが徹底されていないため、集中扶養対象、1960年代に退職した元職員、社会優恤制度対象の医療問題などを農村医療救助に転嫁している。農村五保供養制度や社会優恤制度が負担すべき費用を農村医療救助が負担するため、農村医療救助の財源がより厳しくなると考えられる。

第7に農村医療救助に関する認識である。柳(2005:2)は村財源が限られる中で、「一部の村幹部は農村医療救助の実施よりも(農村住民の衣食住などの)基本的な生活問題の解決を優先すべきであることと、農村医療救助の実施よりも農村医療救助対象外の農村住民の医療問題の解決を優先すべきであること、(大病を対象とする)農村医療救助の実施よりも困窮状態にある農村住民にとってよくかかる病気の治療を優先すべきである」と考

えている」と指摘している。このことから、一部の村幹部は農村医療救助の必要性を認識していないことがいえる。

第8に農村医療救助の利用率である。黎ら（2008:79）は一部の地域では「農村医療救助には利用率が低いという問題がある。…そのため、農村医療救助の財源が余っている」と指摘している。張ら（2009:253-4）は「一部の地域において、農村医療救助の主管機関はこの制度を公開しておらず、制度を十分に宣伝していないため、制度の利用率が低い」と指摘している。これらのことから、一部の地域では主管機関が農村医療救助の情報を農村住民に伝達していないため、農村医療救助の利用率が低く、農村医療救助の財源がうまく活用されていないと考えられる。

3. 農村部における高齢者福祉の課題

ここでは、農村部における高齢者福祉を県、郷・鎮および村の範囲に限定し、(1) 伝統的なサービスとしての敬老院と(2) 先進の農村部地域における居宅サービスに分類して整理する。

(1) 伝統的なサービスとしての敬老院

劉（2010）が調査した山東省日照市における3つの敬老院の運営状況と特徴を、入居者、入居条件、費用分担、課題という枠にそって筆者が表1-4にまとめた。

第1に入居者について、3つの敬老院¹⁹とも空き室があり、特にE、F街道の敬老院は入所率が低いことや、入居者の多くは高齢者であること、経済的に最も豊かなF街道敬老院には自費入居者10名がいること、などの特徴がみられている。

第2に入居条件について、五保老人の場合は、必須の入居条件が明確に規定されているが、年齢制限については地域によって異なる。自費入居者の条件は明確に定められておらず、入居理由をみると、家庭扶養問題を抱えている高齢者であることがわかっている。

第3に費用分担について、五保老人と自費入所者の費用分担はまったく異なっている。五保老人の場合は行政による措置入所であり、入居者の自己負担はなく、一部の地域では入居者が在籍している村および行政からの補助がある。自費入居者の場合、すべての費用は自己負担であり、自立度によって費用が異なっている。

第4に敬老院の運営課題について、敬老院は五保対象の認定が厳格化していることや

¹⁹ 敬老院は主に「三無老人」を入居対象としている施設であるが、「三無」条件を満たす者（障害者など）も入居可能である。

敬老院の入所率が低いこと、財源が不足していること、などの課題に直面している。

表1-4 山東省日照市における3つの敬老院の運営状況と特徴

地域	入居者	入居条件	費用分担	課題
F街道 (経済的に最も豊か)	*74名、(定員136名) *そのうち、五保者は64名、自費入居者は10名 *高齢者は67名、60歳未満は7名	*F街道に在籍する *三無条件にあてはまる *最終的に村・街道(郷)行政の判断が非常に重要である	五保老人の場合： *基本的には経済的な自己負担する必要はない *村は入居者に対して1人当たり毎年1200元を出している。 *運営資金(村の財源、社会からの寄付金、行政からの財政支出、敬老院の副業経営) 自費入居場合： *ほとんどはF街道に在籍しない者 *入居理由：配偶者がいないこと、身の回りの世話ができないこと、嫁との矛盾、誰が扶養するかについて子女間でもめたことなど *住宅費(ベッド代、食事代、サービス管理費を含む)は部屋によって3つのランクを設定する(毎月390元、495元、525元) *自立できない者は毎月105元を加える *寝たきりの者は毎月165元を加える	*審査基準の厳格化によって「五保」と認定される高齢者が極めて少なくなり、「五保」老人の入居者数が減少する。 *敬老院に空室が増えてきた。
E街道 (中位)	*29名(定員112名) *全員高齢者	*E街道に在籍する「五保」で、原則として60歳以上の者とされている。 *E街道行政によって各村の人口比率に基づいて判断する	*医療費はE街道の財政で負担されている。 *運営資金(E街道行政からの財政支出、村の食糧援助、敬老院の副業経営)	*入居者は全街道の「五保」高齢者の9.4%にすぎない。
D鎮 (最も貧困)	*28名(定員は40名) *そのうち、高齢者は23名 *ほとんど自立生活している	*D鎮に在籍する「五保」老人のみを受け入れている *55歳以上	*村は1人当たり入居費500元、寝具などを負担している。入居後の費用については、全く負担できていない。 *入居者の医療費はD鎮の財政で負担されている。 *運営資金(村の財源、D鎮の財政支出、敬老院の副業経営)	*村の経済が苦境に直面し、入居希望者は増加してきたが、運営資金不足で入居できないケースが続出している。 *D鎮は企業をもたないため、その財政状況は困難を極め、入居者の基本的な生活はかろうじて維持できる水準に止まっている。

出典：劉 燦 (2010) 『現代中国農村の高齢者と福祉』「第Ⅱ部 第1章 3つの敬老院の運営状況と特徴」(pp. 182-196)より、筆者作成。

郭 (2011) が調査した山東省J市の3つの高齢者福祉施設の特徴を、施設種類、地域、運営主体、対象・費用にそって筆者が表1-5にまとめた。

郷・鎮に拠点を置くのは公営敬老院だけであり、対象を「五保老人」に限定している。一般高齢者が施設を利用する場合は住み慣れた地域から離れて県(市)に設置された(公営・民営)養老院に入所するしかなく、高い利用料を払わなければならない。そのため、一般高齢者のうち施設を利用できる高齢者は一定程度の(本人および家族)経済力が必要であると考えられる。

表1-5 山東省における農村高齢者施設

施設種類	地域	運営主体	対象・費用
公営敬老院	郷・鎮	郷・鎮	*対象を「五保老人」に限られている。
公營養老院	県(市)	県(市)民政局	*「富裕層高齢者」の利用が多い *利用料が高い(月800元-1620元)
民營養老院	県(市)	個人	*公營養老院より利用料が低い(月450元-750元) *「五保老人」ではなく、高所得高齢者でもない、いわゆる「中間層高齢者」を対象とする

出典：郭 (2011) 「中国農村地域における高齢者福祉施設に関する一考察-山東省J市の事例を通して」より、筆者作成。

(2) 先進の農村部地域における居宅サービス

先進の農村部地域で実施している居宅サービスを、地域、施設名称、施設の設置、財源、利用者の費用分担、運営・管理主体、サービス提供者、サービス利用者、サービス内容を枠として筆者が表 1-6 のように整理した。

第 1 に施設の設置について、①村内にすでにある施設（企業の食堂、高齢者施設など）あるいは空き施設（学校の校舎、作業場、工場など）を活用して居宅サービスセンター（各地域の名称が異なる）を設立する、②村内に空き施設がない場合はセンターを新築する、③高齢者の自宅、が挙げられる。

第 2 に運営・管理主体は、①市・鎮政府および省の専門機関、②村の両委（村民委員会と党支部）、③村内の高齢者組織である高齢者協会、④理事会、⑤村級慈善工作駅、が挙げられる。

第 3 にセンターの財源は、①村からの出資と高齢者の利用料、②政府の補助金と高齢者の利用料、③政府の補助金と村の補助金と高齢者の利用料、④政府の補助金と村の補助金と社会の寄付金と高齢者の利用料、⑤慈善基金（主）と政府の補助金と村の補助金と高齢者の利用料、が挙げられる。

第 4 にサービス提供者は、①村幹部とボランティア、②高齢者どうし、③村民で構成される隣里互助養老サービス小組（ボランティアあるいは低額・有償）、④雇用職員、⑤雇用職員とボランティア、⑥ボランティアのみ、が挙げられる。

第 5 にサービス利用者は、①元気な（後期）高齢者、②村内のすべての高齢者、③後期高齢者、「空巢老人」、孤独高齢者、貧困高齢者などを主な対象としている。

第 6 にサービス内容は、①昼間の世話中心、②食事サービス中心、③ホームヘルプ、④入所サービス、が挙げられる。

表1-6 中国農村部における居宅養老サービスの先進事例

地域	施設名称	施設の設置	財源	利用者の費用分担	運営・管理主体	提供者	利用者	サービス内容
吉林省 (2008年)	農村居家 養老服務 大院	村の空き家あるいは 高齢者活動施設など をセンターに改築す る	*各級政府の出 資 *社会からの寄 付 *村民からの募 金 *村からの補助 金	無料	*省高齢者協会	*村幹部と高 齢者協会の 会員を主体 とする *中小学校や 当党組織、 婦女・民兵 組織、軍隊 などをボラ ンティアと する	*「空巢老人」、失能老人、 後期高齢者、貧困高齢者、分 散扶養「五保老人」を重点に 置く	*元気な高齢者は大院に行き、昼間の世話、食事、文化 娯楽、健康保健などのサービスを受ける *自立できない高齢者の自宅洗濯、料理、掃除、日常 生活の世話などのサービスを提供する
浙江省寧波 市 (2006年)	農村居宅 養老サー ビス	農村の養老機関、医 療機関、村の文化 宮、学校、高齢者活 動室などの公共施設 を活用する	*市政府の財政 *村の一部資金 *高齢者の利用 料	*専門職員による有償あるいは 低額の自宅サービス *ボランティアによる安全見守 りや日常的な世話、精神的慰 藉などの無償サービス	*寧波市政府	*専門職員： 敬老院の職 員と訓練を 受けた女性 職員 *ボランティ ア：党員、高 齢者の近 隣、熱心の 地域住民等 元気な前期 高齢者を主 体とする	*後期高齢者、「空巢老 人」、独居高齢者、疾病、貧 困など的高齢者を重点に置く *次は一般高齢者	*安全見守り、日常生活の世話、衛生保健、文体活動、 精神慰藉など
浙江省杭州 市大源鎮勤 功村 (2010年)	居宅養老 サービス センター	村を拠点として宅老 所を創設する	*村からの資金 *高齢者の利用 料	光熱費が無料、毎月高齢者1人 当たり300元の食事代だけを徴 収する	村民委員会	専門職員	地域高齢者	*宅老所の入所サービス *入居希望者に1日3食の食事サービス *立ち振る舞いの不自由な独居高齢者に対して給食や日 常生活の援助など
上海市嘉定 区馬陸鎮 (2000年)	村級宅老 所	村を拠点として小型 高齢者入所施設	鎮政府は毎年利 用者の高齢者個 人と各宅老所に 補助金を出す	*村からの補助金 *高齢者からの利用料	鎮政府	本村の村民 (4050婦 女)を職員 として応募 する	本村の高齢者	*高齢者に衣・食・住や介護サービスを提供する
河北省 (肥郷県 2008年か ら)	互助幸福 院 (2006 年、高齢 者の孤独 死事件を きっかけ とした)	村内の空いている小 学校の校舎	*政府の補助金 *村の補助金 *高齢者の利用 料	*村は光熱費(電気、水道、ガ スなど)および設備(テレ ビ、麻雀、トランプなど)を支 払う *高齢者の衣食住、医療等の生 活支出は高齢者本人および子 女が負担する(月数十元)	*村民委員会 *村幹部は幸福院 の管理を兼任して いる	*若い高齢者 は年配の高 齢者を、元 気な高齢者 は体が弱い 高齢者を世 話する *職員が不要	*60歳以上、自立生活がで き、子女の同意を得た、本村 の独居高齢者 *申請制度	*高齢者は米や油、乾麺、野菜などを持参して食事をつ くる *村は野菜畑を提供し、高齢者たちが野菜を育てる
河北省 (康保県2013 年から)	互助幸福 院	村は村内の使わない 校舎、工場・作業 場、空家などを改修 して幸福院を設置し た	*県民政局の補 助金(or奨励 金) *高齢者の利用 料	*村は光熱費を払う *高齢者の衣食住、医療などの 生活支出は高齢者本人および 子女が負担する	村民委員会	*高齢者どう し互いに世 話し、職員 が不要であ る	*①60歳以上の「空巢老人」 or独居高齢者、②住宅がない or現在の住宅が不安全であ る、③生産能力がなく自立生 活ができる、④本人および子 女が申請して入所する、⑤高 齢者本人は元住宅を村に交付 し、住宅を撤去する、⑥本 郷・鎮の戸籍を有し、子女が 長期的にそばにいない	*高齢者は米や油、乾麺などを持参して一緒に料理を作 る *昼間世話が中心である *高齢者は幸福院と家の間で往來自由で、住み慣れた地 域で扶養してもらおう *互助幸福院は地域の活動センターになっている
河北省 (平郷県2011 年から)	互助幸福 院	村は村内の使わない 校舎、工場・作業 場、空家などを改修 して幸福院を設置し た	*県民政局の補 助金(or奨励 金) *高齢者の利用 料	*村は光熱費を払う *高齢者の衣食住、医療などの 生活支出は高齢者本人および 子女が負担する	村民委員会	*高齢者どう し互いに世 話し、職員 が不要	*70歳以上の自立生活ができ る高齢者	*高齢者は米や油、乾麺などを持参して一緒に料理を作 る *昼間世話が中心である *高齢者は幸福院と家の間で往來自由で、住み慣れた地 域で扶養してもらおう *互助幸福院は地域の活動センターになっている

表1-6 概要

地域	施設名称	施設の設置	財源	利用者の費用分担	運営・管理主体	提供者	利用者	サービス内容
陕西省榆林市清涧县	隣里互助（2008年から実施）	主に高齢者の自宅	*市・県政府の補助金 *村の補助金 *高齢者（子女）の利用料	*ボランティアが主とする *低額or有償を補助とする	*郷老齡機関、村両委の指導の下 *村の高齡者協会、会長は書記or主任が兼任	村民委員会は村民からサービス提供者を選び、隣里互助養老サービス組を組む	*サービスが必要且つ生活自立できる60歳以上の本村の高齡者 *70歳以上子女がないor子女が障害をもっているor「空巢老人」	*掃除、洗濯、生活の困難および不便、生活用品の購入、看病など *ホームヘルプの形が多い *日報を書き、利用者のサインをしてもらう *月にサービス評価を行なう
浙江省杭州市	社区世話サービス	「星光老人之家」を基盤として発展した	*政府の補助金 *村の補助金 *社会の寄付金 *利用者の利用料	*無償あるいは低額の昼間世話サービスを購入する *困難な高齢者は村が買ったサービス券を使う	村の両委（村民委員会と党支部）と高齢者協会	助老員（雇用職員）とボランティア	*健康な高齢者が主である *部分の後期高齢者、自立できない高齢者、「空巢老人」	*掃除、洗濯、飲食、家電修理などの日常生活世話 *社区卫生サービスステーションと契約を結び、高齢者に医療保健サービスを提供する *弁護士を招待して高齢者の権利擁護サービスを提供する *紛争調解室を設置して高齢者に心理的相談や紛争調解を行なう *閲覧室や図書室、活動室などを設置して高齢者に社会活動を行なう
	食堂サービス	*村は食堂を新築し、運営 *村は食堂を新築し、個人に請負 *村内企業の食堂 *村内託老所の食堂	*政府の補助金 *郷・鎮の補助金 *村の補助金 *社会の寄付金 *利用者の利用料	*有償あるいは低額サービス（食事代を納付する） *困難な高齢者に適当な割引あるいは自宅配食サービス	村の両委と高齢者協会	村と社会組織（企業や慈善団体など）（筆者注、雇っている調理師とボランティア）	*村内のすべての高齢者 *後期高齢者や独居高齢者、「空巢老人」を重点に置く	高齢者に一日三食の提供
	高齢者アパート	村内の使われない校舎、非難所、「星光老年之家」などを整合し改修した	*政府の補助金 *村の補助金 *社会の寄付金 *利用者の利用料	*無償あるいは低額サービス *高齢者は毎月400元（食事代300元、サービス代100元）	村の両委と高齢者協会	介護スタッフとボランティア	75歳以上の元気な高齢者と「空巢老人」	*介護スタッフは食事や洗濯、掃除など日常生活上の世話を提供する *村衛生室の医者、美容師、家電修理家をボランティアとして日常生活上の世話をする
浙江省金東市（金東モデル）	居宅養老サービス（2012年から実施）	現有的高齢者活動室、祠堂、使われない工場・作業場、校舎を改修する	*政府の補助金 *村の補助金 *社会の寄付金 *利用者の利用料	*分散扶養の五保老人に無償のサービス提供（費用は供養経費から拠出） *75歳以上の高齡者or60歳以上の低保高齢者に低額サービス提供、1人当たり毎食2元の食事代を徴収する *70歳以上の高齡者に有償なサービス提供、費用基準が村の高委が決定する	村の両委と高齢者協会	調理師と管理職員（雇用体制）	*分散扶養の五保老人 *75歳以上の高齡者or60歳以上の低保高齢者 *70歳以上の高齡者 *資金限定のため、多くのセンターは75歳以上の元気な高齢者に昼・晩御飯サービスおよび娯楽活動	*食堂を設置して高齢者の食事を提供する（中心的なサービス） *村の公共衛生サービスを完備して高齢者の医療保険サービスを提供する *農村高齢者活動室や「星光老年之家」を活用して高齢者の文化的生活を豊かにする *高齢者に日常生活世話や洗濯掃除などの家政サービス、リハビリ、医療保健、権利擁護、心理的相談などサービスを提供し、徐々に農村部高齢者の居宅養老ニーズを満足させる
广东省南雄市	村級居宅養老サービス（2013年から実施）	*村民がよく知り、集まりやすい場所を選択する *村内の使われない小学校の校舎を改修して設置した *施設内には図書室、娯楽室、スポーツ室、活動室、昼間世話室、医務室、キッチンなどを設置した *施設外には卓球やバスケットボール、ゲートボールなどの運動場を設置した	*省民政庁の補助金 *市政府の奨励金 *鎮政府の補助金 *村内の成功した有名人からの寄付金（村は寄付金を民政局に基金会として登録した） *利用者の利用料	*光熱費や医療などの費用は市、鎮、村、村内の成功した有名人、サービスを利用している高齢者（あるいは家族）共に分担する	村内の退職した村幹部や党員計7名を理事会として設立し、無償でセンター内の事務を管理する	*村民は自ら管理する（理事会） *ボランティア（党員、村幹部、学生、婦女連絡員、元気な若い高齢者）	*村内のすべての高齢者 *毎日100名ぐらい	*高齢者に精神的サポート、娯楽活動、昼間世話、デイケアサービス、リハビリなどを提供する
山西省太原市陽曲县（高原地域）	愛晩之家（2012年11月から実施）	村内の使われない学校の校舎、弁公室	*県政府の補助金 *村の補助金 *高齢者の食事代など	*無料or低額の食事代 *ショートステイの費用は不明	村民委員会	*コック、社会福祉士（雇用職員） *村民毎日1軒から1人	*農村部高齢者 *特に後期高齢者、「空巢老人」、孤独高齢者、障害や疾病をもっている高齢者	*1階は食堂、無料or低額の昼・晩御飯を提供する *村民は外出できない高齢者に食事宅配をする *食堂前の広場で運動機器を用意する *活動室（トランプ・麻雀室、卓球室、合唱室、ダンス室など）を設置する *医療室を設置する *2階は居宅センター、高齢者に昼寝orショートステイ
河南省焦作市武陟县（2012年から）	村級慈善幸福院	*空いている村弁公室 *農民の家、祠堂 *新築	*政府の補助金 *慈善（寄付金）が主 *村の補助金 *（村からの土地補助） *高齢者の利用料	高齢者は月に100元の利用料を払う	村級慈善工作駅	*村民委員会は村民を選び、院内のスタッフとする *ボランティア	村内の高齡者	*昼間の世話、娯楽活動が中心、夜は自宅で暮らす *終日のケアが補助とする *生活世話、保健、リハビリテーション、娯楽、精神的慰藉、權益擁護

出典：戈（2010）、中国広播網（2014）、左ら（2009）、郭（2014）、上海市嘉定区民政局、祁ら（2014）、陳ら（2014）、主ら（2015）、部（2013）、魯ら（2015）、項ら（2016）、吳ら（2016）、胡（2013）、孟（2016）、樂（2016）、王（2014）、張（2014）より、筆者作成。

第3節 農村部高齢者に関する生活課題

本節では、農村部高齢者が直面している家族扶養の課題、社会参加の課題、子女の出稼ぎによる特殊な課題、失地農民の課題、の4つに分けて整理する。

1. 農村部高齢者に関する家族扶養の課題

中国では高齢者に関する家族扶養の問題と高齢者虐待の問題が一緒に取り上げられることが一般的である。「老年人權益保障法」の第14条は、「扶養者は高齢者に経済的扶養、日常生活上の世話、精神的な慰藉、の3つの扶養義務を履行すべきであり、また、高齢者の特殊なニーズを満たすべきである」と規定している。そのため、子女の老親扶養の課題は経済的扶養の課題、日常生活上の世話の課題、精神的な慰藉の課題、の3つの課題があると考えられる。また、張（2009:12-3）によれば、中国における高齢者虐待行為は、①身体的な虐待、②精神的な虐待、③経済的な虐待、④介護・世話の放棄、⑤財産権の侵害、⑥婚姻自由の侵害、の6分類とされる。以上のことから、中国における家族扶養と高齢者虐待について、①両者の具体的な内容は重なる部分があり、異なる部分もあること、②両者の判断基準が不明確であること、がいえる。

ここでは、農村部高齢者が直面している家族扶養の課題を、経済的扶養の課題（経済的虐待を含む）、日常生活上の世話の課題（介護・世話の放棄を含む）、精神的な慰藉の課題（精神的虐待を含む）、虐待問題（身体的虐待、財産権の侵害、婚姻自由の侵害、高齢者自殺などを含む）、の4つに分けて整理する。

(1) 農村部高齢者が直面している経済的扶養の課題

農村部高齢者が直面している経済的扶養の課題は以下の6点である。

第1に子女は老親の基本的な生活を援助することについての課題である。岡田（1990:35）は「子供達の一部には老人の衣食住及び病気予防に十分な関心を払わず、ただ老人の基本的な生活を維持しているだけである。このため、老人は病気になったときに適時に適切な医療を受けることができず、小さな病気がしばしば大病となってしまう。また、子供達の間で扶養の責任を押しつけ合うため、基本的な生活のための経済的保証さえも得られないことがある」と指摘している。また、梁（2007:107）の調査によれば、農村部における「一部の老親は子女からの経済的援助を一切受けていない。また、子女から受けた経済的援助は老親の基本的な生活を維持することしかできない」ことがわかっている。さらに、李（2008:40）は、中国中部農村地域において「多くの若者が都市に出稼ぎをし、高齢者の『空巣家庭』が

ますます増加している。…老親は子女から基本的な生活を維持するだけの経済的援助を受けていない」と指摘している。これらのことから、老親は子女から基本的な生活を維持する程度の経済的援助しか受けられないことや、扶養に関する子女間の押し付け合いや子女の出稼ぎなどによって、一部の老親は子女から基本的な生活を維持するだけの経済的援助すら受けられないこと、子女は老親の病気予防や病気治療に関する費用を出さないことがいえる。

第2に分家習慣による老親経済への悪影響である。張（2012:26）は「息子の結婚後に財産を分割するという伝統的な分家習慣は、高齢者の経済状況をさらに悪化させる。農作業の収入だけで生計を立てる農民は元々収入が低く、貯蓄も少ない。数人の息子の結婚後に財産を分割したために老親に残された財産がわずかとなり、一室の部屋でさえ残されていない高齢者もいる」と指摘している。

第3に子女による金銭的援助の課題である。劉（2012:32）は農村部において、「親孝行の子女が年間行事の際に老親に洋服などの物を渡すが、親不孝あるいは家庭経済が厳しい子女は老親にほぼ何も渡さない」と指摘している。また、張（2013:38）は農村部において、子女の老親に対する経済的援助は「扶養水準が低く、基本的に食糧や年間行事の小遣いだけであるが、現金が極めて少ない」と指摘している。これらのことから、子女が親孝行か親不孝であるかにかかわらず、子女による老親に対する金銭的援助は極めて少ないといえる。

第4に子女の収入による高齢者の生活が維持できない課題である。馮ら（2013:119）は農村部において、「子女が都市に出稼ぎをするあるいは仕事のために老親と別居し、子女の収入は自分および老親の生活を同時に維持することができない」と指摘している。また、侯ら（2011:14）は「市場経済の発展とともに、人々は経済的利益をますます重視しているが、親孝行の意識が徐々に希薄化している。とくに都市部に出稼ぎをする農村部の若者は自分の都市部での生活をぎりぎり維持しているため、老親に親孝行するだけの時間や精力、経済力がない」と指摘している。何（2015:79）は農村部の留守老人の「多くの子女は収入が厳しく自分の子どもを育てているため、老親に渡す金銭が非常に限られている」と指摘している。これらのことから、都市部に出稼ぎをする子女は都市部の厳しい生活状況や自分の子どもを育てる、拝金主義などによって、老親への経済的援助が非常に限られているといえる。農村部の収入は都市部出稼ぎの収入より低いため、農村部にいる子女は老親への経済的援助が出稼ぎの子女より一層厳しいと考えられる。

第5に子女の伝統的な観念の変化である。曾ら（2008:192）は「一部の子女は限られてい

る時間や精力，経済力を自分の子ども（老親の孫）に注いでいるが，自分の老親は軽視している」としている．陳ら（2012:17）は「伝統的な親孝行の観念が希薄化していることと，子女が自分の子ども（老親の孫）を重視しながらも老親を軽視しているため，伝統的な孝文化に大きな衝撃を与えている」と指摘している．侯ら（2011:14）は都市部に出稼ぎをする農村部の若者は「自分の子どもの子育てを重視するが，老親の扶養と世話を軽視している」と指摘している．安ら（2011:41）は農村部では「高齢者を尊敬，尊重するなどの伝統的な倫理道徳が希薄化しており，子女の親不孝，老親の非扶養，『重幼軽老』などの現象が発生している」と指摘している．これらのことから，子女の伝統的な孝文化の希薄化や「重幼軽老」などの観念によって，限られた収入を自分および自分の子どもに傾けており，老親への経済的援助が極めて少ないといえる．

第6に子女の出稼ぎによる送金が限られている課題である．江（2011:111）は出稼ぎの子女からの「出稼ぎ送金の大半は妻の管理下におかれ，父母に渡る金額は限られている」と指摘している．陳ら（2012:17）は「老親の子女が都市に出稼ぎしており，…（都市部の生活などの）様々な制限によって老親に安定的な仕送りができない」と指摘している．

(2) 農村部高齢者が直面している日常生活上の世話の課題

農村部高齢者が直面している日常生活上の世話の課題を以下の4点にまとめた．

第1に子女による老親への日常生活上の世話が不十分である．岡田（1990:35）は「生活上の介護が不十分で，飲食起居に他人の介護が得られない．農村の老人の中には障害があり，日常生活に不便をもたらす老人がおり，子供達の介護に頼ることが必要である．しかし，子供達の中にはこうした老人の面倒をみず，見てみぬふりをする者もいる」と指摘している．また，張（2012:57）は「目下農村部高齢者にとって最も困難であるのは経済的問題ではなく，日常生活上の世話問題である．…村は交通が不便であり，商品が揃っていないため，遠くまで買い物に行く高齢者にとって一番の困りごとである」と指摘している．さらに，李（2008:40）は，中国中部農村地域において「多くの子女が都市に出稼ぎをし，高齢者の『空巢家庭』がますます増加しているため，老親の日常生活上の世話の担い手がない」と指摘している．また，何（2015:79）は「子女が出稼ぎをする，…あるいは（筆者注，農村部にとどまっても）農作業が忙しいため，高齢者の日常生活上の世話をする余裕がなく，高齢者への飲食起居の援助もできない」と指摘している．これらのことから，老親への世話が不十分である理由として子女の出稼ぎや農作業の忙しさなどの理屈がある．また，世話が不十分になりやすい対象は，とくに障害のある，あるいは生活が不便であるような自立できない老

親である。不十分な点としては遠方での買い物などの生活上の不便に対する援助があると考えられる。

第2に子女の家族関係による老親扶養の課題である。曾ら（2008:191）は「息子が1人しかいない高齢者は息子が多数いる高齢者より生活が良い。それは多子家庭において息子どうしの押し付け合いのため、老親の扶養問題が多発しているからである」と指摘している。また、曾ら（2008:191）は「嫁と姑の関係が家庭内の主な紛争であり、それを解決することができない」と指摘している。蘇（2010:14）は「一部の地域では嫁と姑の関係が緊張している」と指摘している。さらに、張（2012:27-8）はマスコミの報道によって「①子供が多いほど、老親の扶養が難しくなる。②分家によって生まれた親子間のトラブルは、いつも親扶養を拒否する子供の口実になる。③息子の夫婦関係の悪化は親扶養に影響を及ぼす。④高額な医療費による扶養紛争が多発している。⑤父と母を分散して扶養することによって扶養者間の紛争を引き起こす」と指摘している。これらのことから、息子間の分家や高額な医療費、老親の分散扶養、押し付け合いなどによって老親を扶養しないことや、嫁と姑の間の緊張関係によって老親扶養問題が生じること、夫婦関係の悪化によって老親扶養問題が生じること、の3パターンが挙げられる。

第3に老親の看病に関する課題である。張（2013:38）は農村部高齢者が「病気のときにも子女から世話をしてもらえない」と指摘している。張（2012:57）は「子女が出稼ぎするため、老親の日常生活上の世話の担い手がいなく、病気にかかった場合も世話をもらえない」と指摘している。王ら（2012:55）は農村部における「高齢者夫婦の老老介護が一般的であり、重病の場合に子女が休みを取って老親を看病するが、そうでない場合に老親は子女がわざわざ休みを取って自分の世話をすることを望まない」と指摘している。これらのことから、子女の出稼ぎをしているか農村にとどまっているかにかかわらず、老親への看病ができていない。また、老親の子女に面倒をかけたくないという考え方が子女の積極的な世話を阻害している。さらに、子女の出稼ぎ先の遠近や休みによる失業のリスクなどは老親の看病が実現できない理由と考えられる。

第4に子女と老親の間の扶養契約に関する課題である。梁（2007:107）は、農村部における「73.2%の老親は子女と間で扶養契約書を締結しておらず、また、契約を締結しても口頭契約にとどまっている。このように中国農村部における養老基準が明確化しておらず、また法的根拠が明確化になっていない」と指摘している。

(3) 農村部高齢者が直面している精神的な慰藉の課題

農村部高齢者が直面している精神的な慰藉の課題は以下の5点にまとめた。

第1に子女と老親の間で日常的交流が少ない。曾ら(2008:192)は「核家族化とともに家族扶養の機能が弱まっており、若者の出稼ぎによって老親と子女が長年にわたり別居しているため、老親は子女から経済的援助が得られるが、日常的な世話および交流を得ることが難しくなる」としている。蘇(2010:14)の調査は同じことを証明している。

第2に農村部高齢者は全体的に孤独感を感じている。張(2013:38)は農村部における「多くの子女は老親の精神的ニーズに注目しないため、老親に孤独を感じさせる」と指摘している。岡田(1990:35)は「農村の老人は子供、孫達と膝を交えて親密な生活を送ることを楽しみとしているが、子供達の一部には、老人と別居し平素から関心を持たないばかりではなく、お正月さえも一緒に過ごそうとしない者もいる」と指摘している。伍(2009:71)は「農村部高齢者のうち、いつも孤独を感じている者は30.9%である」と指摘し、陳ら(2008:96)は「高齢者(100名)の41%は孤独を感じており、生活に楽しみを感じていない」と指摘し、徐(2008:53)は「高齢者(200名)の約半数は常に孤独・寂しさを感じている」と指摘している。

第3に農村部の特に「空巢老人」や留守高齢者は孤独感を感じている。江(2011:116)は「留守家族はほぼ全員(筆者注:妻や老親のこと)、寂しさ・孤独感を感じている」と指摘している。聶(2014:79)は「出稼ぎ子女がいる高齢者は出稼ぎ子女がいない高齢者より常に孤独を感じる人が多い」と指摘している。劉(2012:31)は「90%の息子が結婚後、妻と一緒に出稼ぎをしているため、一部は都市で定着し、一部は年末だけ老親のもとへ帰省し、一部は数年にわたり帰省していない。老親は孤独を感じており、重い農作業を担っている」と指摘している。許(2007:74)は「出稼ぎをする若者あるいは都市部で就職する若者は農村部に残される老親の日常生活上の世話および精神的な慰藉ができない」と指摘している。安ら(2011:41)は農村部における「若者の人口流動は農村部の高齢化を進行させており、高齢者の『空巢』あるいは独居を増加させているため、『空巢老人』や独居高齢者が直面する最大の問題は精神的、心理的ニーズを満たせないことである」と指摘している。何(2015:79)は「子女が出稼ぎをして老親と別居し、長期的に老親に会わずに世代間交流が少ないため、大多数の留守老人は精神的な慰めが得られず、強い孤独感と喪失感が生じている」と指摘している。このように農村部における子女の出稼ぎによる「空巢老人」や留守高齢者、独居高齢者たちは孤独感が強いことがわかっている。

第4に配偶者が亡くなった高齢者には孤独感が生じる。劉（2014:125）は『あなたは孤独を感じていますか』について、ある程度孤独を感じている高齢者は71.1%である。そのうち配偶者が亡くなった高齢者の57.1%は常に孤独を感じている」と指摘している。邢ら（2008:53）の調査によれば、「80%の農村部高齢者はいつも孤独を感じており、とくに配偶者が亡くなった高齢者は顕著である」ことがわかっている。

第5に一人暮らし高齢者は孤独感が生じている。攀ら（2007:22）の調査によれば、「一人暮らし高齢者のうち57%は寂しさおよび孤独を感じている」ことがわかっている。

(4) 農村部における高齢者虐待問題

農村部における高齢者虐待問題を以下の3点にまとめた。

第1に子女による老親への暴力（言）、介護放棄などの虐待問題である。蘇（2010:14）は農村部における子女が「老親に暴力（言）を振うなどの高齢者虐待を起こしている」と指摘している。また、岡田（1990:35）は「ごく少数の農村家庭では、子供が老人を扶養する義務を負うことを嫌がり、村の機関や近隣の仲介、説得により嫌々義務を果たしているケースがあり、ことある毎に老人を殴ったり罵ったりする者もいる。なかには、老人の扶養を拒絶する者もおり、老人は物乞いをして生活している」と指摘している。さらに、杜（2014:92）は「経済や社会的背景および認識の低さ、法意識の希薄化のため、農村部高齢者の虐待が大きな問題となっている。…農村部高齢者虐待の類型は罵倒、殴打、農作業の強制、遺棄、財産の占有などがある」と指摘している。張（2013:38）は農村部において、「一部の子女は老親に対する親孝行や老親扶養の観念が薄く、一部の子女は老親を家庭の厄介な者と見なす。老親を嫌悪、扶養しない、罵倒・殴打、遺棄などの現象がよく発生している」と指摘している。これらのことから、経済的背景、社会的背景、虐待に関する意識の低さ、法律に関する意識の低さ、親孝行・老親扶養の伝統的な観念の希薄化などの理由で、子女は老親に暴力（言）、世話の放棄、さらに老親遺棄のような虐待行為を起こしている。

第2に子女は老親の財産（権）を侵害するような財産侵害の虐待問題である。張（2012:35）は「中国において農民が土地の所有権を有せず、土地の使用権を有する。…経済開発のブームが多く農村地域に波及し、企業の賃借がよくあるようになった。賃借地によって生まれた収益が農業の収益よりはるかに多い。これに伴い、高齢者の賃借地収益が親族（子女）に不法占有される事件も多く発生するようになってきている」と指摘している。

第3に高齢者は生活困窮による自殺問題である。劉（2016:14）は「生活困窮とは、主に基本的な生活を維持する生活必需品（例えば食糧）が欠如している状態および日常生活上の

世話が長期的に欠如している状態である。このような生活困窮のために農村部高齢者の自殺者数は（農村部高齢者自殺総数）の36.51%を占めている」と指摘している。

2. 農村部高齢者に関する社会参加の課題

農村部高齢者の社会参加の課題を以下の4つにまとめた。中国における社会参加の定義および農村部高齢者の社会参加の実態に関するレビューは巻末資料2に収録した。

第1に村内における集団的活動の指導および企画者が少ない課題である。蘇（2010:14）は農村部における「村の党支部の活動を除き、活動の組織がないため、高齢者にとって集団的活動がない」と指摘し、夏（2013:127-8）も同様のことを指摘している。徐（2008:53）は「村民委員会は高齢者活動をほとんど企画しなかった」と指摘し、張（2015:86）も同様のことを指摘している。劉（2014:125）の調査によれば、農村部における「活動の指導・企画者が少ない。また、89.2%の村は高齢者活動を企画していない」ことがわかっている。これらのことから、農村部高齢者にとって党支部が開催している活動以外、村民委員会が企画している活動および活動への指導がほとんどないことがわかる。

第2に村内にある活動施設・財源・人材が不足している課題である。徐（2008:53）は「多くの村民委員会には高齢者活動の場所および設備がない」と指摘している。夏（2013:127）は「農村部における活動施設が少ない」と指摘し、劉（2014:125）と張（2015:86）も同様のことを指摘している。また、唐（2011:17）は「農村部高齢者の社会活動が少ない理由として、映画上映の機会が少ないことや、新聞や雑誌などは村幹部の自宅に届くが、村民の家に直接に届かないために村民の新聞・雑誌の閲覧の機会が少ないこと、活動の経費や場所、企画者が不足しているために社会活動の開催が難しいこと」などを挙げている。楊（2015:15）は「農村部高齢者の社会参加に関する財源支出が不足しており、活動施設の設置が遅れている」と指摘している。これらのことから、農村部高齢者にとって活動の場所・設備・施設が不足していることや、活動の機会が少ないこと、活動の財源が不足していること、活動の企画者が少ないことがいえる。

第3に農村部高齢者の社会参加が重視されていないという課題である。黄（2010:23）は社会全体において「農村部高齢者の精神的ニーズおよび社会活動は未だ重視されていない」と指摘している。金ら（2013:90）は「高齢者自身は経済的な生活および子女の親孝行を重視しているが、社会参加を十分に重視していない」と指摘している。唐（2011:17）は「一部の農村部高齢者は教育水準が低いため、社会活動に興味をもっておらず、社会活動に対して無関心である」と指摘している。舒ら（2014:126-7）は「村幹部はしばしば上級政府の視

察あるいは自らの業績のために高齢者の社会活動を開催する。村幹部は活動の形式的な実施だけを重視するが、活動内容の充実および活動の効果を重視していないため、高齢者の社会参加のニーズを満たすことができない」と指摘している。これらのことから、社会、村幹部、一部の農村部高齢者自身は社会参加を十分に重視していない。また、村幹部は活動の内容および効果を重視していないことがいえる。

第4に農村部高齢者の個人要因が社会参加を阻害している課題である。夏(2013:128)は「大多数の農村部高齢者は子女から扶養してもらい、労働能力のある高齢者は農作業の収入によって生活しているため、社会活動を行なう時間、精力、経済的余裕がない。また、90%の農村部高齢者は文字が読めないために新聞・雑誌の閲覧ができない」と指摘している。また、秦(2014:23)は「農村部高齢者自身の社会参加に関する意識が弱く、能力が不足している」と指摘している。楊(2015:15)は「大多数の農村部高齢者は社会参加のための収入がない。また、高齢者は社会活動に積極的に参加していない」と指摘している。これらのことから、農村部高齢者の時間的な余裕、精力あるいは健康状況、収入、教育水準、活動への意識、活動能力などの個人的要因が社会参加に影響を与えていると考えられる。

3. 子女の出稼ぎによる農村部高齢者に関する特殊な課題

子女の出稼ぎによって農村部高齢者にもたらされた課題は、前述した経済的扶養の課題、日常生活上の世話の課題および精神的な孤独の課題の以外に、農作業の重負担、留守児童(孫)の課題、村内治安問題がある。

第1に子女の出稼ぎは老親に農作業の重負担をもたらした。江(2011:119)は「基幹労働力が出稼ぎに出ることにより、農業生産で労働力不足が顕在化し、高齢者の父母や妻など留守家庭に過重な負担がかかっていた」と指摘している。

第2に子女の出稼ぎによって留守児童の問題が発生している。陳ら(2012:17)の調査によれば、出稼ぎの若者のうちの「84%は自分の子ども(老親の孫)を農村の老親に預けている。出稼ぎの子女は定期的に老親と子どもに仕送りをしている。このような現状は子どもの成長に良くないし、老親の負担および責任を増やしている」ことがわかっている。江(2011:117)は「両親が共に出稼ぎに出ている場合には、祖父母にあたる留守父母が学習の監督やしつけにいつそう困っている様子が分かる」と指摘している。また、聶(2014:83)は「高齢者は…教育レベルが低いため、孫の教育が問題になっている」と指摘している。周ら(2012:3647)は農村部における「多くの祖父母(高齢者)は孫の面倒を見て、かつ孫を育てるためのお金を出している。学校に通っている孫の場合、出稼ぎの父母(高齢者の子女)

が学費や生活費を仕送りしているが、仕送りが足りないとき、祖父母が支出している」と指摘している。これらのことから、農村部では子女の出稼ぎによって老親に子どもを預けることが一般的である。老親は孫の教育やしつけ、日常的支出が負担になっている。しかし、老親は自分の教育水準および世代間の溝によって孫の育児に悩んでいると考えられる。

第3に若者の出稼ぎによって村内の治安問題が発生している。江（2011:116）は「村の人口が減り、人の視線が行き届かなくなり、また留守家族には女性や子供、高齢層が多いため、窃盗や痴漢等の被害が増加して」おり、農村部の「治安の悪化が極限まで進みつつある」（江 2011:120）と指摘している。

4. 失地農民に関する課題

失地農民の定義について、魏（2015:155）は失地農民を、「農村部都市化の背景下で、国家が農民から使用している土地を徴用することで、土地を失った農民のことである」と定義している。また、張ら（2009:23）は「法律規定により土地を徴用された農業戸籍家庭のうち一人当たりの平均耕地面積は0.3 ムー²⁰未満である」農民を失地農民と呼ぶ。本論では、土地徴用後に残された土地面積が基本的な生活を維持できる程度を下回る農民のことを失地農民と定義する。

農村部高齢者を含む失地農民が直面している課題は以下の6点である。

第1に失地農民の収入減少の課題である。侯ら（2011:14）は「都市化の進行によって、農民が請け負っている土地はよく徴用されるようになり、農民が土地を失ってしまうため、土地による生活保障機能が失われた」と指摘している。魏（2015:155）は「失地農民の収入が著しく減少し、新たな貧困層を形成している」と指摘している。

とくに失地農民である農村部高齢者は生存問題に直面し、家族関係にも悪影響を与えている。張（2007:19）は「土地を徴用された高齢者は、同時に彼らの子女の土地も徴用されている場合、高齢者は土地からの保障を失い、また子女は仕事を失い、両者とも生存問題に直面している。子女による家族扶養が続けられなくなる」と指摘している。張ら（2009:24）は「土地が徴用された後、失地農民の収入が減少する傾向がみられ、とくに高齢者の収入が顕著に減少する」と指摘している。張（2013:43）の調査によれば、「失地高齢者の医療費は子女の経済負担となり、家族全体が経済的困難な状態に陥ることをもたらした」ことがわかっている。張（2013:44）は土地を徴用された高齢者の「収入が著しく減少することや、頼

²⁰ ムー（畝）は、尺貫法における土地の面積の単位である。1 ムーは約 6.67 アールである。

りどころがなく、安心感が薄くなること、家族関係が緊張状態になること、とくに家族内の世代間の紛争や姑と嫁の紛争がよく起きている」と指摘している。これらのことから、農村部高齢者は土地を徴用された後に収入が顕著に減少し、自らの基本的な生活費および医療費が家族に重い負担をかけ、家族関係に緊張状態をもたらしている。子女と老親がともに土地を徴用された場合には両者とも生存問題に直面しているため、家族扶養機能を失う可能性が高いといえる。

第2に失地農民の社会保障の課題である。侯ら（2011:14）は「土地を徴用された農民は都市居民の社会保障体制の対象として取り込まれておらず、都市居民と同じような社会保障を受けていない」と指摘している。張（2007:19）は「土地を徴用された若い農民は都市部に出稼ぎすることができるが、年を取って都市部での出稼ぎができなくなった時、農村部における養老体系が整備されていないため、彼らの養老問題が非常に厳しい」と指摘している。これらのことから、目下および将来における失地農民に関する社会保障体制は未整備であり、老後生活の確保ができないといえる。

第3に失地農民の土地徴用補償に関する課題である。徐（2014:91）は、国家は土地を徴用された農民への「補償水準が低いため、農民の目下の基本的な生活しか維持できず、土地徴用される前の生活水準の維持ができなくなった」と指摘している。また、徐（2014:91）は「一部の地方では農民からの土地徴用が先に行われ、その後に補償を与えるという方法を取っている。土地を徴用された直後の農民はすぐに補償を得られないため、農民の基本的な生活や新型農村社会養老保険料の納付ができない。土地徴用は農民の生活に大きな影響を与え、彼らが老後のための資金を確保することができない」と指摘している。羅（2008:98）は「我国の土地徴用補償については、貨幣補償が主であることや、将来土地の増価分を除外すること、保障水準が低いこと、分割払いのため1度の貨幣補償では最低限の住宅や生活などの農民の長期的、安定的な生活を維持することができないこと、などの課題がある」と指摘している。張ら（2009:23-4）は農村部における土地徴用について、「一部の地域では補償水準が国で定められた水準より低く、補償金の支払いを滞らせる」と指摘している。張ら（2009:23-4）は農村部における土地徴用について、「土地徴用の補償水準が低く市場経済のルールに合わないため、農民の経済的利益を大きく損失させている」と指摘している。これらのことから、失地農民への補償は補償水準が低いことや、少額の分割払いの貨幣補償であること、失地農民の今後生活の全般にかかわる住宅や次世代の教育、徴用前のような生活水準の維持などを視野に入れながら補償水準の決定方法を取り入れていないこと、補償金の

後払いあるいは支払いの延滞，保障水準は今後の土地増価分を除外して農民の利益を損失させているなどの課題があると考えられる。

第4に失地農民の再就職の課題である。張ら（2009:24）は土地徴用の「補償金が失地農民の数年間の生活を維持するための数年おきの貨幣補償であるが，農民の住宅や再就職などの対策を取り入れられていない」と指摘している。徐（2014:91）も「国家が失地農民の就職対策を取り入れない」と指摘している。羅（2008:98）は「都市部において失地農民に提供される就職機会が少ないことおよび失地農民の学歴が低いために失地農民は都市での就職ができずに失業してしまう」と指摘している。これらのことから，国は失地農民の再就職に関する対策を取り入れていない。また，現実的には失地農民自身の学歴や技能などの制限によって都市部での再就職ができないといえる。

第5に土地徴用を巡る政府と農民の間の紛争である。羅（2008:98）は「失地農民の生活あるいは養老を保障しなければ，農民は土地の引き渡しを拒否する。その後，政府の土地徴用の業務実施が難しくなり，農民との間でたくさんの紛争が起これり，都市化の進行を阻害していく」と指摘している。張ら（2009:24）は土地徴用の過程において「政府あるいは土地賃借の企業が農民の同意を得ずに強制的に土地を徴用することと，安価で農民から土地を徴用した後，高値で土地を使用単位（企業）に売る。…失地農民の合法的權益を保障することができない」と指摘している。これらのことから，土地徴用の過程において，政府は失地農民の利益を保障できなければ，土地徴用が順調に進まない。また，政府や企業などは強制的な徴用や，安価で土地を徴用した後の高値で売るという違法行為は失地農民の権利を侵害している。土地徴用の過程において失地農民は政府と非対称の地位に置かれ，弱い立場であると考えられる。

第6に失地農民となった農村部高齢者の余暇時間をいかに過ごすかということは課題である。張（2013:44）は「土地を徴用され，また労働能力がある高齢者にとって，農作業がなくなり，暇な時間が多いものの，無駄に過ごしている」と指摘している。

第4節 考察

本節では，まず，農村部高齢者を経済状況が良い高齢者，経済状況が普通の高齢者，経済状況が良くない高齢者，の3つに分類して，利用できる社会保障制度の利用状況を整理する。

そのうえで，以下の2点について考察する。第1に，農村部高齢者の社会保障制度実施上の課題および社会保障制度の諸制度が定める村幹部の役割を整理する。第2に，農村部

高齢者の生活課題および生活課題に関連する諸制度が定める村幹部の役割を整理する。

1. 農村部高齢者に適用される社会保障制度の実態

農村部高齢者は経済状況（年間収入）によって社会保障制度の利用現状が異なるため、ここでは、江蘇省の農村部高齢者を対象とする実証調査、黄ら（2013）、張（2014）、劉（2015）、張（2016）の結果（表 1-7）および江蘇省農村住民の一人当たりの年間平均収入と貧困ライン²¹によって、農村部高齢者を、経済状況が良い高齢者、経済状況が普通の高齢者、経済状況が良くない高齢者、の3つに分類する。農村部高齢者の一人当たりの年間収入が 24,001 元以上の者を経済状況が良い高齢者とし、6,001-24,000 元の者を経済状況が普通の高齢者とし、6,000 元未満の者を経済状況が良くない高齢者とする。農村部の事情を考慮すると、経済状況が良い高齢者には主に2つのパターンがあるといえる。1つ目のパターンは主に計画経済時代の一般企業を定年退職した者や事業単位²²を定年退職した者であり、2つ目のパターンはその子女が自営業で成功している者などを指している。経済状況が普通の高齢者は主に農業や漁業、林業、養殖業などに従事している者を指している。経済状況が良くない高齢者は主に五保老人と農村最低生活保障制度の対象となっている長期的に貧困状態にある者を指している。

²¹ 江蘇省統計局は、2016年に江蘇省農村住民の一人当たりの年間平均収入が 17,606 元であり、江蘇省の貧困ラインは 6,000 元であると公表した。

²² 国家事業単位登記管理局が 2014 年に改正した「事業単位登記管理暫行条例実施細則」によれば、事業単位とは、「社会公益を目的として、国家機関が設置したあるいは他の組織が国有資産を利用して設置した社会組織である。教育、科研、文化、衛生、…社会福祉、救助救災、…などの業務に従事している」（第 4 条）と規定している。農村部の郷・鎮における事業単位は主に房管所（家屋の所有権を管理する機関）、農機駅（農業機器の普及、操作員の訓練、機器の修理など）、農技駅（農業技術の普及）、獣医駅（家畜・家禽の防疫・検疫）、水利駅（水利施設の修繕、管理）、計生駅（計画生育政策の実施、母子健康）、文化駅（地域の文化活動）、広播駅（ラジオ番組の放送、作成など）、土管所（土地管理）、派出所（公安、日本の警視庁）、法庭（裁判所）、衛生院（鎮の病院）、地税所（税費の管理、徴収）、郵政（電信）所（郵便局、電信局）、供電所（電気の提供）、工商所（経営者、市場の管理・監督）、信用社（農業、農民、農村経済の発展へ金融サービスの提供）などの機関を指している。一般的に「七所八駅」と呼ばれて、七、八は実際的な数字ではなく、実際に 20、30 ぐらいの組織がある（項ら 2006:4）。

表1-7 農村部高齢者の経済状況

研究	調査対象	高齢者の年間平均収入	
黄 俊輝・李 放 (2013)	江蘇省60歳以上の農村住民920名	0-2000元	32.6%
		2001-4000元	17.1%
		4001-6000元	13.5%
		6001-8000元	4.8%
		8001元以上	31.9%
張 国平 (2014)	50歳以上の農村住民896名	0-3000元	44.9%
		3000-6000元	12.8%
		6000-10000元	14.2%
		10000-20000元	14.2%
		20000-30000元	5.7%
劉 頌 (2015)	蘇南と蘇北の隣接地の3郷, 60歳以上の高齢者114名	救済対象	
		0-2400元	22.1%
		低所得者	
		2401-6000元	4.4%
		6001-12000元	33.6%
		中所得者	
		12001-18000元	12.4%
18001-24000元	11.5%		
張 麗 (2016)	江蘇省60歳以上の農村住民484名	高所得者	
		24001元以上	15.9%
		0-5000元	54.2%
		5000-10000元	8.2%
		10000-50000元	32.8%
		50000元以上	4.8%

出典: 先行研究より, 筆者作成.

農村部高齢者が利用できる社会保険および社会救助制度を図 1-1 のように示すことができる。経済状況が良い高齢者には2つのパターンがあるため、社会保障制度の利用状況が異なる。養老保険について、事業単位の退職者は事業単位養老保険制度から高額な保険金を定期的を受給し、企業の退職者は城鎮企業職工養老保険制度から保険金（事業単位養老保険の保険金より低く、新型農村社会養老保険の保険金より高い）を定期的を受給し、これによって生活を維持することができる。また、医療保険について、事業単位の退職者は事業単位医療保険が利用でき、企業の退職者は城鎮職工基本医療保険が利用できる。この2つの保険制度の清算率は新型農村合作医療保険より高いために事業単位と企業の退職者の医療問題が発生しにくい。

家族が自営業で成功している高齢者は一般農村住民と同様に新型農村社会養老保険、新型農村合作医療保険、大病にかかった時の農村医療救助を受けることができ、また子女から手厚い経済的援助を得られる。そのため、家族が自営業で成功している高齢者の生活全般を維持することができる。

経済状況が普通の高齢者は新型農村社会養老保険，新型農村合作医療保険，大病にかかった時の農村医療救助制度を利用することができる。しかし，現行の新型農村社会養老保険と新型農村合作医療保険では水準の低さから彼らの生活および医療問題を十分に解決することができない。

経済状況が良くない高齢者のうち農村最低生活保障制度の高齢者は新型農村社会養老保険と新型農村合作医療保険に加入すれば，一般村民と同じように新型農村社会養老保険，新型農村合作医療保険を利用でき，また，大病にかかった時の農村医療救助，加えて農村最低生活保障制度を利用することができる。現行の社会保障制度によって農村最低生活保障制度の高齢者の生活および医療問題を十分に解決することができない。

また，五保老人は新型農村社会養老保険と新型農村合作医療保険に加入すれば，一般村民と同様に新型農村社会養老保険，新型農村合作医療保険を利用でき，また，大病にかかった時の農村医療救助制度，加えて農村五保供養制度を利用することができる。これらの社会保障制度は五保老人の生活および医療問題を解決することができる。

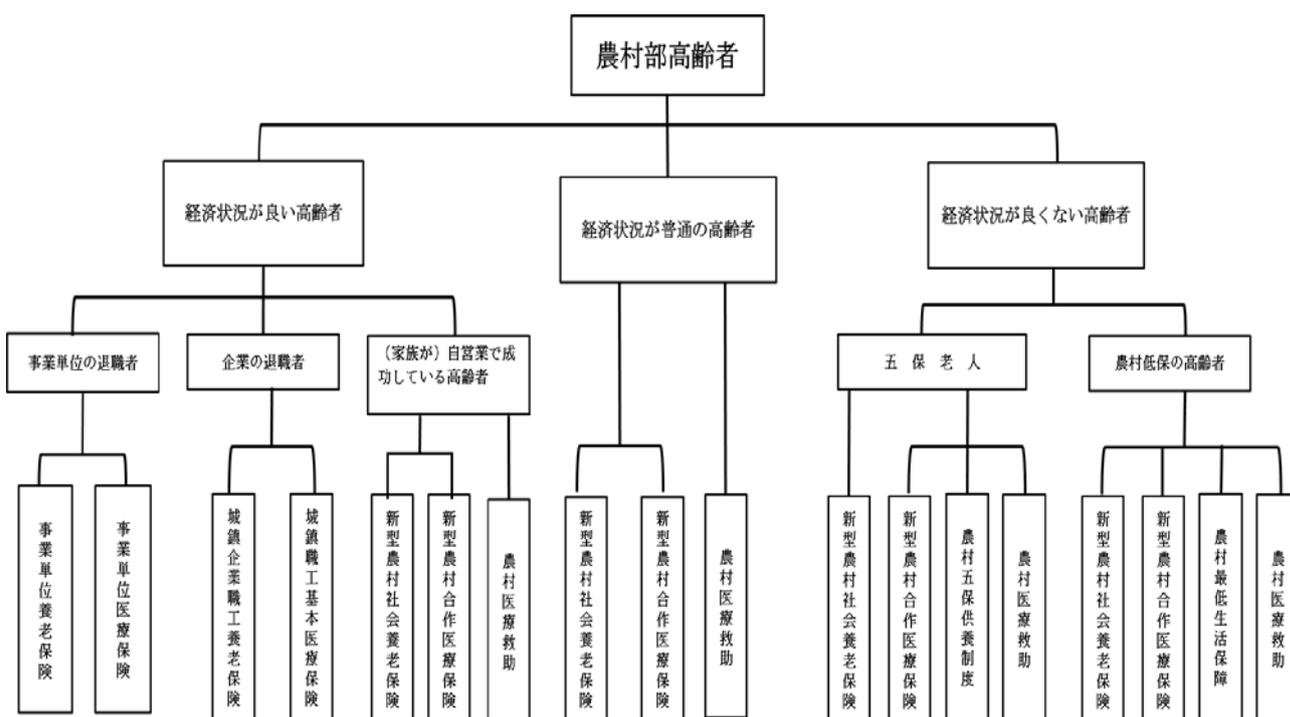


図1-1 農村部高齢者が利用できる社会保険および社会救助制度

農村部高齢者が利用できる高齢者福祉は高齢者の経済状況および居住地域によって異なる。高齢者を前文と同じように経済状況が良い高齢者，経済状況が普通の高齢者，経済状況が良くない高齢者，の3つに分類し，居住地域を先進の農村部地域と一般の農村部地

域、の2つに分類する。農村地域の分類は賈ら（2010）を参照し、さらに伝統的な敬老院のほかに新たな高齢者サービスを実施しているかどうかを基準として分類した。賈ら

（2010）は国家が公表した既存の統計データを因子分析およびクラスター分析によって中国31省（自治区・直轄市）の農村地域を一類地区、二類地区、三類地区に分類している（表1-8）。本論における先進の農村部地域とは賈ら（2010）の一類地区に相当し、かつ山西と陝西を含み、一般の農村部地域は賈ら（2010）の二類地区と三類地区に相当する。

表1-8 中国農村養老区域の画分

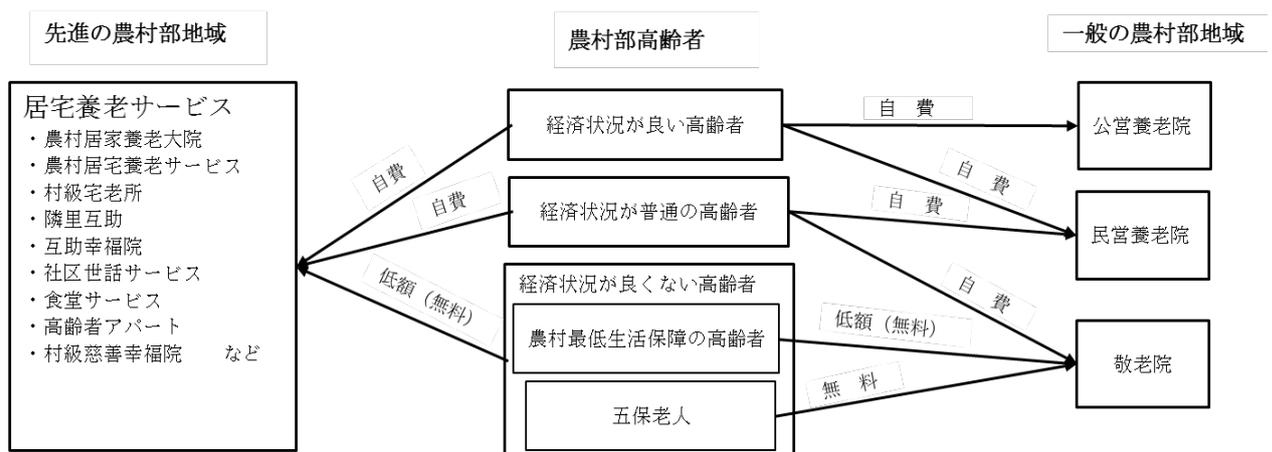
農村養老区域分類	特 徴	数	地 区
一類地区	経済が発達しており、農村養老資源が豊かで、養老に関する困難が小さく、高齢者のQOLが高い	13	北京、天津、上海、吉林、黒竜江、内モンゴル、遼寧、河北、河南、山東、江蘇、浙江、広東
二類地区	経済があまり発達していません、農村養老資源に欠け、養老に関する困難を抱えており、高齢者の基本的な生活を維持するしかできない	11	湖北、四川、湖南、安徽、江西、広西、貴州、重慶、福建、海南、山西
三類地区	経済発展が遅れており、農村養老資源がなく、養老に関する困難が極めて大きく、高齢者の基本的な生活を保障できない	7	青海、寧夏、新疆、雲南、甘肅、チベット、陝西

出典:賈 金榮・郝 金磊 (2010) 「基於聚類分析的中國農村養老區域畫分研究」 pp. 125の表5より引用.

農村部高齢者が利用できる高齢者福祉サービスの現状を図1-2のように示すことができる。経済状況が良い高齢者は費用が高くてサービスが良い公営養老院と費用およびサービスが普通の民営養老院を自費で利用することができる。しかし、利用しようすると農村部に養老院があることは稀なため住み慣れた農村地域を離れなければならない。ただし、先進の農村部地域において彼らは村内にある居宅養老サービスを自費で利用することができる。

経済状況が普通の高齢者は、家庭経済が限られているため、民営養老院、敬老院を自費で利用することができる。しかし、民営養老院を利用すれば住み慣れた地域を離れることと、敬老院を利用すれば五保老人と一緒に暮らす違和感があるという感情的な課題を抱えている。ただし、先進の農村部地域において彼らは居宅養老サービスを自費で利用することができる。

経済状況が良くない高齢者のうち五保老人は敬老院を無料で利用することができる。農村最低生活保障制度の高齢者は敬老院を低額あるいは無料で利用することができるが、五保老人と一緒に敬老院で暮らすことに違和感を生じる。ただし、先進の農村部地域において経済状況が良くない高齢者は村内の居宅養老サービスを低額あるいは無料で利用することができる。今後、農村住民が敬老院の伝統的な偏見を是正することが必要である。



出典：文献より，筆者作成。

図1-2 中国農村部高齢者が利用できる高齢者福祉

2. 社会保障制度実施上の課題対応に関する村幹部への要請

第2節で整理した農村部高齢者の新型農村社会養老保険，新型農村合作医療保険，農村五保供養制度，農村最低生活保障制度，農村医療救助，高齢者福祉，実施上の課題に関して，諸制度が定められる村幹部への要請は図1-3のように示すことができる。

農村部における新型農村社会養老保険制度全体的課題は高齢者の課題にも反映されるため，高齢者の新型農村社会養老保険の課題として，①認識が低い，②働きかけ方が不適切，③基礎年金が低く，保障機能が弱い，④財源不足，⑤実施・監督体制の欠如，⑥制度の持続性の欠如，⑦高齢者の不信感，が挙げられる。

新型農村社会養老保険制度上で定められる村幹部への要請について，2009年の「国务院関与開展新型農村社会養老保険試点的指導意見」は，「試行地域の新型農村社会養老保険実施機関と村民委員会は毎年行政村で加入者の保険料総額および受給資格を公開し，村民からの監督を受ける」ことと，「経済が発展している村民委員会は被保険者に一定の拠出金を出し，村民会議を開いて拠出の水準を決定する」と規定している。このことから，村民委員会（村）および村幹部は新型農村社会養老保険に関して，村民に実施状況の公開，村民からの監督，（経済発展が良い地域）保険料の拠出が求められている。

農村部における新型農村合作医療保険制度全体的課題は高齢者にも反映されるため，高齢者の新型農村合作医療保険制度実施上の課題として，①制度設計が非合理，②制度の安定性の欠如，③村民の認識が低い，④財源不足，⑤資源不足・不均衡，⑥保障機能が弱い，⑦実施監督体制の欠如，⑧家族負担が重い，⑨治療態度が消極的である，⑩健康管理の不足，が挙げられる。

新型農村合作医療保険制度上で定められる村幹部への要請について、2003年の「関与建立新型農村合作医療制度的意見」は、「村は新型農村合作医療保険の保険料を一部拠出す」と規定している。このことから、組織としての村には新型農村合作医療保険への財源拠出が求められている。

農村部高齢者の農村五保供養制度実施上の課題として、①対象認定が難しい、②五保内容の未遂行、③扶養水準が低い、④財源不足、⑤扶養方式に関する共通認識の欠如、⑥敬老院のマネジメントが良くない、⑦日常生活上の世話の軽視、⑧諸制度との棲み分けが無い、が挙げられる。

農村五保供養制度上で定められる村幹部への要請について、2006年の「農村五保供養工作条例」は、「村民委員会は郷・鎮政府に協力する」ことや、本人の申請を受理し、審査し、村内に公告し、郷・鎮政府に報告すること、「分散扶養の五保対象の日常生活上の世話をするあるいはそれをほかの村民に委託する」こと、「経済が発展している村民委員会（集団経済組織）は拠出金を出して五保対象の生活を支える」ことなどを規定している。このことから、農村五保供養制度上で村および村幹部には郷・鎮政府への協力、申請の受理・初回審査、分散扶養五保老人の日常生活上の世話、経済が発展している村の拠出金の支給、などが求められている。

農村部高齢者の農村最低生活保障制度実施上の課題として、①対象認定が難しい、②保障水準が低い、③保障内容が不十分、④財源不足、⑤実施・監督体制の欠如、⑥認識が低い、⑦諸制度との棲み分けが無い、が挙げられる。

農村最低生活保障制度上で定められる村幹部への要請について、2007年の「国务院関与在全国建立農村最低生活保障制度的通知」は、村および村幹部が「郷・鎮政府から委託を受け、本人の申請を受理し、党支部の領導の下で、申請者の家計状況を把握し、村民会議あるいは村民代表會議を開いて調査結果を審査し、郷・鎮政府に報告する…」と規定している。このことから、農村最低生活保障制度上で村（幹部）には本人からの申請の受理、初回審査、郷・鎮政府への協力・報告などが求められている。

農村部高齢者の農村医療救助制度実施上の課題として、①制度設計が厳しい、②対象認定が厳しい、③財源不足、④専門性が低い、⑤新型農村合作医療保険との連結が良くない、⑥農村五保供養制度および社会優恤制度との連結が良くない、⑦認識が低い、⑧利用率が低い、が挙げられる。

農村医療救助制度上で定められる村幹部への要請について、2003年の「関与実施農村医

療救助的意見」は、「村民委員会は申請者の申請書、各種類（医者診断書、医療費の領収書、病歴、新型農村合作医療保険からの保障種類、社会からの寄付金など）を受理し、村民代表会議を開いて審査し、審査の結果を郷・鎮政府に報告する」と規定している。このことから、農村医療救助制度上で村（幹部）には申請の受理・書類確認、初回審査、郷・鎮政府への協力・報告などが求められる。

農村部における高齢者福祉の課題として、①村に高齢者施設が極めて少ない、②利用の選択肢が限られている、の2つが挙げられる。

国家が実施している高齢者の諸制度・政策（表1-9）における村の取り組みについては以下の4つに分類することができる。

年代	制度・政策の名称	機関
1993年	「関与加快發展社区服務業的意見」	民政部およびその他の13部局
1994年	「中国老齡工作七年發展綱要（1994-2000年）」	国家計委およびその他の9部局
1997年	「農村敬老院管理暫定弁法」（廃止）	民政部
2000年	「中共中央、国务院関与加強老齡工作的決定」	衛生和計画生育委員会
2000年	「関与加快實現社会福利社会化的意見」	民政部およびその他の10部局
2001年	「老年人社会福利機構基本規範」	民政部
2001年	「『社区老年福利服務星光計画』实施方案」	民政部
2006年	「関与加快發展養老服務業意見的通知」	老齡委およびその他の10部局
2006年	「中国老齡事業發展『十一五』規劃」	全国老齡工作委員会
2006年	「国务院関与加強和改进社区服務工作的意見」	国务院
2008年	「関与全面推進居家養老服務工作的意見」	全国老齡委およびその他の9部局
2010年	「農村五保供養服務機構管理弁法」	民政部
2011年	「社区服務体系建設規劃（2011-2015年）的通知」	国务院弁公庁
2011年	「中国老齡事業發展『十二五』規劃」	国务院
2012年	「中華人民共和國老年人權益保障法（修訂草案）」	全国人大常委會
2013年	「国务院関与加快發展養老服務業的若干意見」	国务院
2015年	「関与深入推進農村社区建設試点工作的指導意見」	中共中央弁公庁、国务院
2015年	「中共中央関与制定国民經濟和社会發展第十三个五年規劃的建議」	中共中央

注：社区は都市部と農村部の社区をすべて含む。
出典：筆者作成。

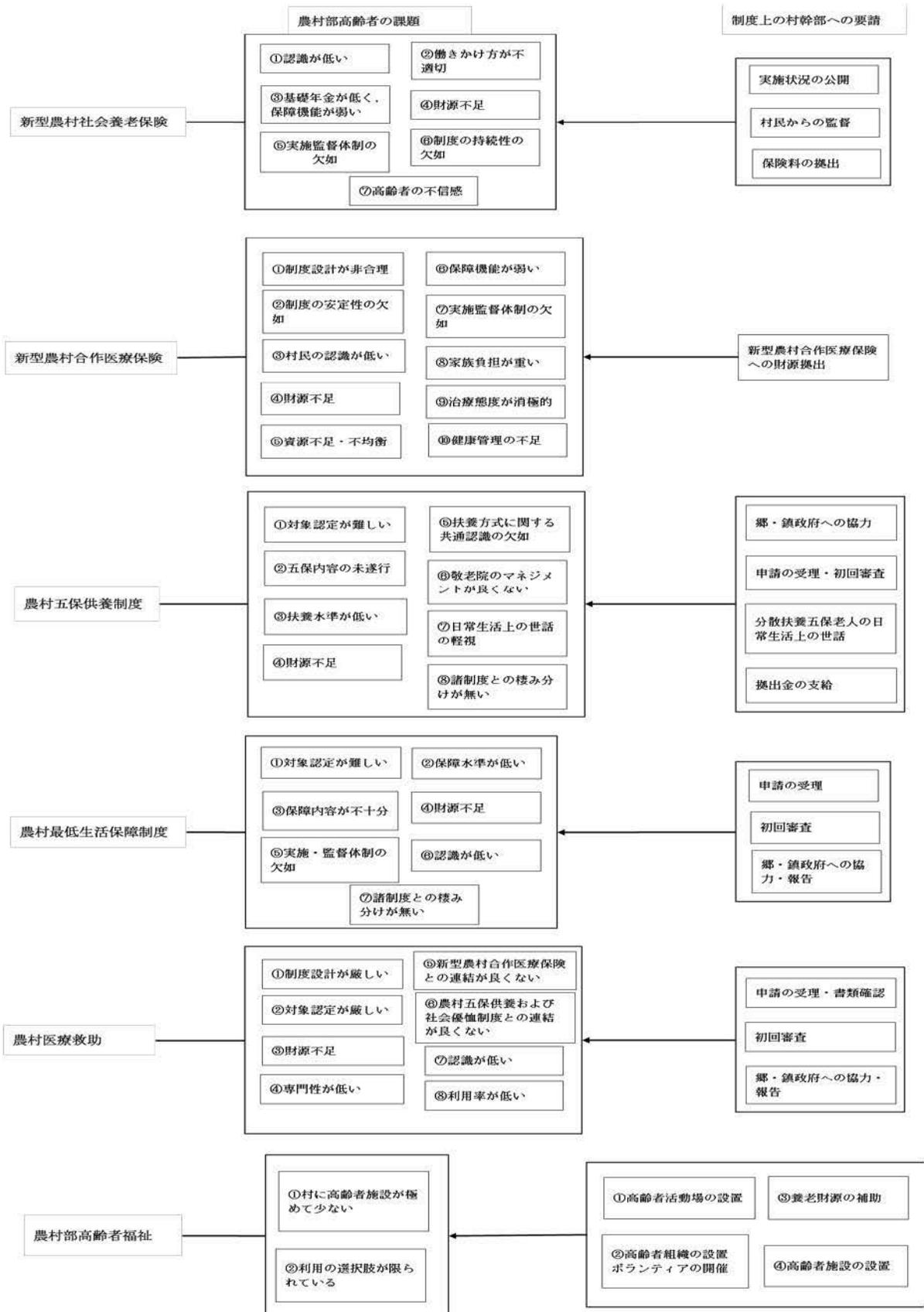
第1に、高齢者活動場の設置に関する取り組みである。1994年の「中国老齡工作七年發展綱要（1994-2000年）」（以下、「綱要」）は、「高齢者活動室を設置する」と規定している。2008年の「関与全面推進居家養老服務工作的意見」は、全体の「三分之一以上の村民委員会あるいは自然村が高齢者文化活動および服務駅（日本語訳、サービスステーション）を1か所以上設置する」という目標を明記している。2011年の「中国老齡事業發展『十二五』規劃」（以下、「十二五規劃」）は、「農村文化施設（日本語訳、活動センター）

の設置を強化する」と規定している。

第2に、高齢者組織およびボランティア活動に関する取り組みである。1994年の「綱要」は、村が「高齢者群衆組織の仕事を積極的に支持し、高齢者事業の発展のために高齢者協会を設置して機能させる」と規定している。その後、2011年の「十二五規劃」は、「農村社区（筆者注、行政村を指す）の80%以上に高齢者協会を設置する」ことを要求している。2013年の「国务院関与加快發展養老服務業的若干意見」（以下、「若干意見」）は、「村民自治会（村）や高齢者協会は機能を十分に果たし、…近隣の互助やボランティア活動を組織し、高齢者の生活困難を解決する」と、新たな支援内容を要求するようになっている。

第3に、高齢者施設の設置に関する取り組みである。2011年の「十二五規劃」は、「50%の農村社区（村）で高齢者サービスを含む社区綜合服務中心（日本語訳、サービスセンター）を設置する」ことを要求している。さらに、2013年の「若干意見」においては50%の農村社区（村）から60%に目標が引き上げされた。また、2013年の「若干意見」は、「行政村や自然村は村民の空き家を活用してデイサービスや宅老所、高齢者活動ステーションなどの養老サービスセンターを設置する」と規定している。これらのことから、村には社区綜合サービスセンター、居宅サービスセンターなど地域密着型施設の設置が求められている。

第4に、高齢者の養老財源に関する取り組みである。1994年の「綱要」は、「条件が整っている（筆者注、経済発展の良い）行政村は高齢者の…養老互助のために財源を設け」ていくと規定している。また、2013年の「若干意見」は、村が所有し「農民が請負わない土地、山林、水域などを養老の資源とし、これらの収益によって高齢者の養老ニーズを満たすように」と規定している。



出典：筆者作成
図1-3 社会保障制度実施上の課題および制度上の村幹部への要請

3. 農村部高齢者の生活課題対応に関する村幹部への要請

第3節で整理した農村部高齢者の家族扶養の課題，社会参加の課題，子女の出稼ぎによる特殊な課題，失地農民の課題，およびそれぞれの関連制度上で定められる村幹部への要請を図1-4のように示すことができる。

ここでは，農村部高齢者の家族扶養の課題を第3節と同様の枠組みに沿って，経済的扶養，日常生活上の世話，精神的な慰藉，高齢者虐待，の4つに分類する。

第1に，経済的扶養の課題として，①子女による経済的援助が不十分，②分家習慣による老親の経済状況の悪化，③子女による金銭的援助が少ない，④子女の限定される収入による老親の経済的援助が限定される，⑤伝統的な観念の変化とともに老親への経済的援助が少ない，⑥老親への出稼ぎ送金が限定される，6つが挙げられる。

第2に，日常生活上の世話の課題として，①子女による老親への日常生活上の世話が不十分，②家族関係による老親扶養課題の発生，③子女による老親の看病をしないこと，④老親扶養契約書の履行が難しい，4つが挙げられる。

第3に，精神的な慰藉の課題として，①子女と老親の間で日常的交流が少ない，②農村部高齢者が全体的に孤独感を感じており，とくに「空巢老人」，留守高齢者，配偶者が亡くなった高齢者，一人暮らし高齢者の孤独問題がより深刻であること，2つが挙げられる。

第4に，高齢者の虐待問題として，①子女による老親への暴力（言），介護放棄などの虐待問題，②老親の財産（権）への侵害，③生活困窮による高齢者自殺問題，3つが挙げられる。

国の制度・政策における高齢者の家族扶養に関する村（幹部）の役割・機能を詳しく規定している主な法律は，「老年人權益保障法」（2013年修正），「中華人民共和国婚姻法」（2011年修正，以下，「婚姻法」），「中華人民共和国反家庭暴力法」（2015年実施，以下，「反家庭暴力法」），の3つがある。この3つの法律における家族扶養および高齢者虐待に関する村（幹部）の対応について以下のように規定している。

「老年人權益保障法」によれば，「基層群衆的自治組織…は高齢者の要求を把握し，高齢者の合法權益を擁護し，高齢者にサービスを提供する」（第6条）。また，「基層群衆的自治性組織…は扶養協議（扶養者と被扶養者の間で結ぶ契約）の履行を監督する」（第19条）。もし，「扶養者は扶養義務を履行しない場合，基層群衆的自治組織…は扶養者が義務を履行することを督促する」（第23条）。さらに，「農村は集団が所有する土地や山林，水面，砂浜

などを養老基地とし、これらの収益を高齢者の養老に利用する」(第 32 条)。「高齢者は…基層群衆的自治組織…と遺贈扶養協議あるいはほかの扶助協議を結ぶ」(第 35 条)。「…基層群衆的自治組織は社区サービスを発展すべきである…。…徐々に高齢者が要する生活サービス、文化体育活動、疾病看護とリハビリテーションなどの施設とステーションを設置する」(第 38 条)。これらの条例から、基層群衆的自治組織である村民委員会(村)には高齢者ニーズの把握、合法權益の擁護、サービス提供、(扶養者)扶養協議の履行の監督と督促、養老資金の設定、遺贈扶養(扶助)協議の締結、社区サービスの発展などが求められる。

「婚姻法」によれば、「家庭暴力あるいは虐待があった場合、被害者は通報権を持ち、…村民委員会…はそれ(筆者注、虐待問題)を制止し、調停すべきである」(第 43 条)。また、「遺棄の場合、被害者は通報権を持ち、…村民委員会…はそれ(筆者注、遺棄)を制止すべきである」(第 44 条)。これらの法律規定から、村には高齢者の家庭暴力・虐待への制止・調停、遺棄の制止などが求められる。

「反家庭暴力法」によれば、基層群衆的自治組織…は「この法律に基づき、反家庭暴力を行うべきである」(第 3 条)、具体的には「家庭暴力の通報を受けた後、即時に制止し、調停し、加害者に教育を行なう」(第 13 条)。この規定から、村(幹部)には高齢者の家庭暴力の受理、制止・調停、加害者への教育などが求められる。

農村部高齢者の社会参加の課題として、①村内における集団的活動の指導および企画者が少ない、②村内にある活動施設・財源・人材が不足、③農村部高齢者の社会参加への軽視、④農村部高齢者の個人的阻害要因(時間、精力、健康状況、収入、教育水準、活動への意識、活動能力など)、が挙げられる。

農村部高齢者の社会参加に対して国の制度・政策上で定められる村幹部への要請は以下の 4 つである。

第 1 に、農村部高齢者の社会参加のための組織づくりである。1994 年の「中国老齡工作七年發展綱要(1994-2000 年)」では、「高齢者群衆組織の仕事を支持し、農村部における高齢者協會の設置を強化し、高齢事業の機能を果させる」(第 28 条)と規定している。2011 年の「中国老齡事業發展十二五規劃」では、「2015 年まで、80%の農村社区(行政村)には高齢者協會を設置する」という目標を明記している。また、2008 年の「関与全面推進居家養老服務工作的意見」では、「2010 年まで、3 分の 1 の村民委員会および自然村には高齢者の文化活動・サービスステーションを有する」という目標を定めている。2011 年の「全民健身計劃(2011-2015 年)」では、「50%の農村社区には体育健身ステーションを設置する」と

いう目標を定めている。

第2に、農村部高齢者の社会参加のための活動場の設置である。「中国老齡工作七年發展綱要(1994-2000年)では、「2000年まで、(筆者注、都市部の)居民委員会と農村行政村には高齢者活動室を設置する」(第20条)と規定している。また、2006年の「関与実施農民体育健身工程的意見」では、「2010年まで、6分の1の農村行政村には標準的な公共体育グラウンドを設置する」という目標を明記している。2011年の「全民健身計画(2011-2015年)」では、「社区(行政村)には便利で実用的な体育健身施設を設置する」という目標を定めている。

第3に、農村部高齢者の体育活動の開催である。1995年の「全民健身計画綱要」では、「…高齢者の体質および健康を重視し、…高齢者の体育活動への指導を強化する」と規定している。また、同年の「中華人民共和国体育法」では、「全社会は高齢者と障害者の体育活動への参加に関心を示し、支持する」と規定している。このような規定によれば、高齢者の体育活動が重視されるようになっていいると考えられる。農村部高齢者の体育活動を促進するため、1995年の「全民健身計画綱要」では、「村民委員会および農民体育協会は機能を果たし、鎮の文化ステーションと連携しながら農村体育事業を実施する」と規定している。また、「中華人民共和国体育法」では、「農村における村民委員会および基層文化体育組織は機能を果たし、農民にふさわしい体育活動を開催する」(第12条)と規定している。

第4に、農村部高齢者の教育活動の推進である。「国家中長期教育改革和發展規劃綱要(2010-2020年)」では、「高齢者教育を重視する」と規定し、「全民科学素質行動計画綱要实施方案(2016-2020年)」では、「農村…留守高齢者に対して科学普及を強化する」と規定している。これらの規定のように農村部高齢者の教育が重視されるようになっていいると考えられる。農村部高齢者の教育を促進するため、「国家中長期教育改革和發展規劃綱要(2010-2020年)」では、「社区教育を広く展開し、学習的組織の設置を推進し、全民学習・終身学習・学習型の社会が形成される」と規定している。

子女の出稼ぎによる特殊な課題として、①農作業の負担が重い、②留守児童(高齢者の孫)の教育やしつけが難しい、③留守児童(孫)の日常の支出が重い、④村内の治安が悪化している、が挙げられる。子女の出稼ぎあるいは人口流動の諸制度では村(幹部)についての役割を定めていない。

失地農民の課題として、①収入の減少のために高齢者の生存難および家族関係への悪影響、②社会保障体制の未整備、③土地の補償水準の低さ、補償金の後払い・延滞、全般的な

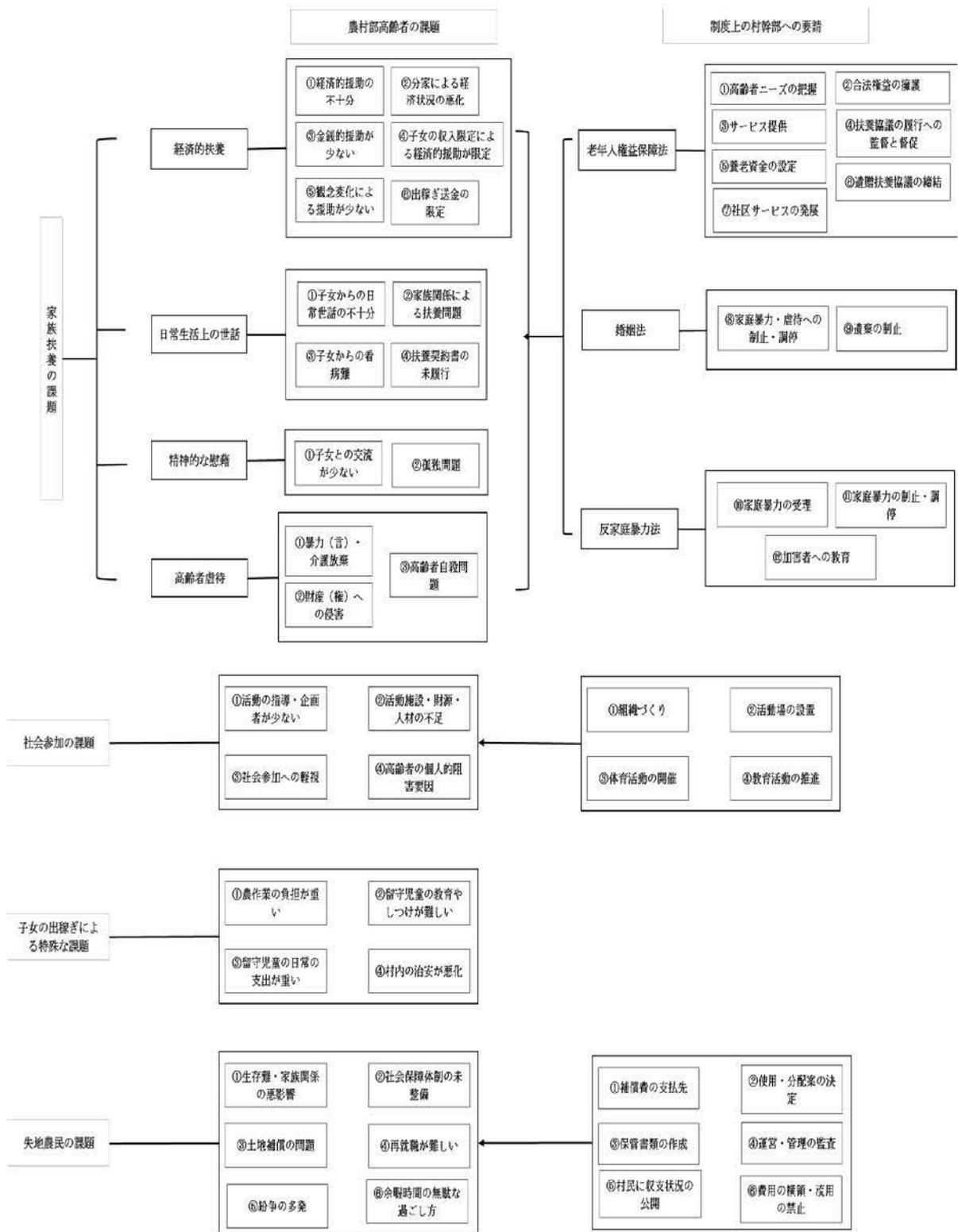
生活を考慮していない補償方法，土地増価の除外，④再就職が難しい，⑤土地徴用に関する紛争の多発，⑥余暇時間の無駄な過ごし方，が挙げられる。

巻末資料3で示したように村（幹部）は土地の所有権および運営権を持っているため，土地徴用（収）の中間組織として徴用（収）先と村民の間で働きかけて，土地徴用（収）の補償金を運営・管理している。

土地に関する制度上の規定をみていくと，「中華人民共和国土地管理法实施条例」（2014年修正）では，「移住の人々は農村集体経済組織（村）による生活再建の場合，生活再建の補償費は農村集体経済組織（村）に支払い，農村集体経済組織（村）がこの費用の管理・使用分配を行なう…」（第26条）と規定している。

「組織法」では，村（幹部）は「村民利益に関連する以下の事項は村民会議によって決定した後に実施する。…（7）土地徴用補償費の使用，分配に関する案」（第24条）と規定し，また，「村民委員会と村務監督機関は村務保管書類を作成すべきである。保管書類の中には…土地徴用補償費の使用および分配に関する案などを含む」（第34条）とし，さらに，「村民委員会委員は任期中と離任の際の経済責任に関する監査を行なう。監査は以下の事項を含む。…（5）…土地徴用補償費の使用・分配の状況」と規定している。また，「土地管理法」では，「土地徴用の農村集体経済組織は徴用土地補償費の収支状況を集体経済組織の全員に公布し，全員の監督を受ける。土地徴用の補償費と土地徴用に関連する費用を横領・流用することは禁止する」（第49条）と規定している。

これらの土地徴用に関する法律規定から，村民委員会と集体経済組織には，①土地徴用（収）の補償費の支払先，②村民会議（注，すべての村民の参加）による使用・分配案の決定，③保管書類の作成，④運営・管理の監査，⑤村民に収支状況の公開，⑥費用の横領・流用の禁止，が求められている。



出典：筆者作成
 図1-4 農村部高齢者の生活課題および制度上の村幹部への要請

第5節 小括

本章では、農村部高齢者が抱えている社会保障制度実施上の課題および生活課題を整理した。また、制度上および生活上の様々な課題に対する諸制度で定められる村（幹部）への要請を整理した。

一方、村（幹部）が農村部高齢者の多様な支援ニーズに対してどのような支援を行っているかが未だ検討されていない。そのため、村幹部による農村部高齢者への支援実態に関する実証研究が必要となる。

第2章 中国農村部における村幹部の歴史的変遷と仕事および役割

第1節 本章の目的と構成

1. 本章の目的

村とは地縁を紐帯とし、農業生産に基づき、同質の労働人口から形成され、農村社区の範疇に属する組織である。中国の伝統的村は原始社会の解体と奴隷社会の形成に伴い形成され、新中国成立（1949年）に至るまで、3000年以上の歴史がある（寧 2011:15）。村民委員会を特徴とする現代的村は1980年の広西壮族自治区の実践をモデルとし、全国に普及したものである。その後、「中華人民共和国憲法」（以下「憲法」）と「村民委員会組織法」などの法律により村民委員会は末端行政組織である郷鎮政府の下に置かれている群衆的自治組織と位置づけられている（宮尾 2011:112）。

中国は共産党執政の中央集権の国家であり、中央から地方まで共産党の組織が設立されている。そのため、農村部の村レベルでも党支部が設立されており、村民委員会とともに村の管理を行っている。この2つの組織のリーダーは習慣的に村幹部と呼ばれている。本論における村幹部とは、農村部における村民委員会もしくは党支部のリーダーであり、村民から認められた一定の管理機能を果たす者を指す。具体的には党支部の書記および委員、村民委員会の主任、副主任、会計、村民委員会の下に置かれる各委員会の委員、村民小組の組長が含まれる。村幹部は村民と行政の間の橋渡しのような立場であり、農村部における唯一の管理者である。

本章では、歴史・制度で新中国成立から現在に至るまでの村幹部の仕事内容および役割の変遷を整理する。また、研究動向から村幹部の仕事内容、動機づけ、仕事の困難性およびそれらの影響要因を整理する。

2. 本章の構成

第2節では、歴史・制度の視点から新中国成立（1949年）から現在に至るまでの村幹部の仕事内容の歴史的変遷を整理する。そして、第3節では各時期における村幹部の役割を考察する。

第4、5、6節では、研究動向から村幹部の仕事内容、動機づけ、仕事の困難性の実態およびそれらの影響要因を整理する。

第2節 村幹部の仕事内容の歴史的変遷

村幹部の仕事内容の歴史的変遷を整理するためには新中国成立後から現在に至るまでをいくつかの時期に区分することが必要である。この時期区分について学界では統一の基準がない。村幹部の仕事内容は村の管理体制にしたがい変化しているため、本論では農村社会の村レベルの管理体制に基づき、新中国成立後から現在に至るまでを、郷村政権期（1949-1957年）、政社合一期（1958-1982年）、郷政村治期（1983年-現在）という3つの時期に区分する。郷村政権期は郷レベルの政府と村レベルの行政村がともに行政組織であった時期を指す。政社合一期は郷政府がなくなり、代わりに人民公社が行政組織となり、村レベルの生産大隊と組レベルの生産隊をつくり、「人民公社—生産大隊—生産隊」という三級管理体制を実施し、政治的機能・行政的機能・経済的機能を一体化し、社内の工業・農業・商業・教育・民兵を一体化させた時期を指す。郷政村治期は郷レベルの政府を末端行政組織とし、村レベルの村民委員会を自治組織とする時期を指す。

郷村政権期（1949-1957年）において農村社会は土地改革と農業合作化運動が起きたため、郷村政権期は土地改革段階と農業合作化運動段階の2つの段階に分けられる。新中国成立後、中央政府は新しい共産党政権の強固な地位を確立するため、1949年冬季から1953年春季にかけて新解放区²³で土地改革を実施し、封建的地主土地所有制を農民土地所有制に改革した。土地改革段階における農村社会の管理体制について、「中華人民共和国土地改革法」と「農民協会組織通則」、「郷（行政村）人民代表会議組織通則」、「郷（行政村）人民政府組織通則」の規定によれば、農村社会では郷鎮と行政村に行政組織を設立し、両者ともに農村の基層政権であるとされる。学界ではこれは「郷村政権」体制と呼ばれている。また、土地改革を順調に実施するために基層群衆的自治組織として農民協会も設立された。このことから、当時農村部の村レベルでは農民協会と行政村という2つの管理組織が併存していた。

1949年の「中国人民政治協商會議共同綱領」第34条²⁴の規定によって、農村仕事の中心

²³ 新解放区とは、鄂豫皖（湖北、河南、安徽の三省が交わる地区）、チベット、豫皖蘇（河南、安徽、江蘇の三省が交わる地区）、豫陝鄂（河南、陝西、湖北の三省が交わる地区）、江漢（湖北省の江漢平原）などの地区である。老解放区とは、陝甘寧（陝西省北部、甘肅省、寧夏省東部）、晋綏（山西省西北部、綏遠省東南部）、晋察冀（山西省、河北省、遼寧省、内蒙古自治区）、華東（山西、江蘇、安徽、浙江、江西、福建、台湾）などの地区である。

²⁴ 「中国人民政治協商會議共同綱領」（臨時「憲法」とも呼ばれる）第34条では、「すでに土地改革を徹底的に実施したすべての地区においては、人民政府は農民ならびに農業に従事し得るあらゆる労働力を組織して、農業生産およびその副業を発展させることを中心任務とすべきであり、かつ農民をリードし、自発的・互恵的な原則に基づいて、さまざまな形式の労働互助と生産合作を次第に組織する」と規定している。

任務は土地改革から農業合作化運動に移行した。農業合作化運動段階は互助組（1949-1953年）、初級合作社（1954-1955年前半）、高級合作社（1955年後半-1957年）という3つに分けられる。そのうち、互助組は臨時互助組と通年互助組という2つの形式がある。農業合作化運動段階の土地所有制について、互助組では土地所有権と土地経営権のすべてが農民所有であり、初級合作社では土地所有権が農民所有であるが、土地経営権は初級合作社所有であった。高級合作社では土地所有権と土地経営権がともに高級合作社所有であった。また、農業合作化運動段階における農村社会の管理体制について、土地改革を実施した農民協会は土地改革の終焉とともになくなった。また、行政村はしばらく存在していたが、1954年の「憲法」改正によって行政村に関する規定が削除された。

政社合一期（1958-1982年）において農村社会は人民公社運動が起きた。高級合作社の規模をさらに拡大する動きがみられ、小規模の高級合作社をより大きな規模の高級合作社に合併する（中国語、小社併大社）運動が各地で展開されていた。このころ、大規模の高級合作社を基礎として人民公社を創設する動きもみられた。1958年に河南省遂平県楂岍山衛星公社は全国最初の人民公社として立ち上げられた。ここから、農村は人民公社に入り、「政社合一」という管理体制が実施された。ここでいう「政社合一」とは、行政組織である人民公社と経済組織である合作社を一体化した基層政権の体系であり、人民公社は行政組織であると同時に、経済組織でもあるという二重性格をもっていた。この時期における土地所有権と経営権はすべて人民公社が所有していた。この体制は約30年続いたが、1978年から土地請負制度の実施および鄧小平政権の改革開放政策の推進によって、人民公社は1984年に完全に終結した。

郷政村治期において農村社会では村民委員会が展開された。人民公社が解体された後、その代わりとなる農村管理組織が創られなかったため、農村社会の秩序が混乱状態に陥った。この状況を変えようとする新たな実践として1980年に広西壮族自治区の宜山と羅城という2つの県の農民は自発的に村民委員会を立ち上げた。この実践は中央政府から認められ、1982年には「憲法」に明文化されることになった。また、1983年の「関与実行政社分開建立郷政府的通知」では、政社分離を強調し、郷のレベルでは人民政府を設置して村のレベルでは村民委員会を設置すると規定している。これにより村民委員会は全国で試行されるようになった。このころから、農村社会は郷政村治期に入り現在に至っている。その後、1987年に「中華人民共和国村民委員会組織法（試行）」が策定され、1998年と2010年に2回の法改正が行われた。そのため、郷政村治期は村民委員会の創設段階（1983-1987年）、村民

委員会の普及段階（1988-1998年）、村民委員会の展開段階（1999年-現在）、の3つの段階に分けられる。

郷政村治期における土地所有制について、1978年から実施されている土地請負制度によって、土地経営権が農民所有となった。土地所有権に関しては村集団所有となったが、これは土地の集団所有体制であり、人民公社と同じといえる。そのため、農民には国家に農業税費を納めることが義務付けられたが、その後、1990年代後半から農業税費改革が行われ、2006年に農業税費が完全に廃止された。

年代	出来事	時期区分	農村社会変動	村の管理体制	土地所有制		
1949	「中国人民政治協商會議共同綱領」（臨時憲法） 中華人民共和国成立	郷政村治期 (1949~1967年)	土地改革 (1949~1953年)	郷・鎮レベルの人民政府と村レベルの行政村が共に農村の基層政権	*土地の所有権は地主所有から農民所有に移した *土地の経営権は農民が有していた		
1952	土地改革運動開始（1953年の春に終結） 中共中央の第1次互助合作会議、「関与農業生産互助合作的決議」が公表、農業合作化運動が試行						
1953	「関与発展農業生産合作制的決議」、農業合作化運動は試行から正式に開始 社会主義改造の開始						
1954	「中華人民共和国憲法」の決定						
1955	農業合作化の高揚						
1956	「1956年至1967年全国農業發展綱要（草案）」		農業合作化運動 (1949~1957年)	*土地の所有権と経営権は農民から集団（村）に移した			
1958	農村人民公社化運動の開始						
1959	三年困難時期の開始（1959-1961年）						
1960	「関与農村人民公社当前政策問題的緊急指示信」						
1961	「農村人民公社工作条例（草案）」（「農村六十条」とも呼ぶ）						
1966	「中国共产党中央委员会関与無産階級文化大革命的決定」、文化大革命の開始						
1976	「四人幫」が逮捕され、文化大革命終結						
1977	「関与一九七七年高等学校招生工作的意見」より、大学入試が回復 中共十一届三中全会が開催、改革開放の開始	政社合一期 (1958~1982年)		人民公社 (1958~1982年)	*郷・鎮政府の代わりに人民公社が行政組織となった *村レベルでは生産大隊と生産隊という行政組織が置かれた *社内・生産大隊内では工業・農業・商業・教育・民兵を一体化した		
1978	家庭聯産承包責任制（土地請負制度）						
1980	「関与進一步加強和完善農業生産責任制的幾個問題」						
1981	「関与積極發展農村多種經營的報告」						
1982	中共中央が公表した「全国農村工作會議紀要」（第1の1号文件） 「当前農村經濟政策的若干問題」（第2の1号文件）						
1983	「関与実行政社分開建立郷政府」						
1984	「関与1984年農村工作的通知」（第3の1号文件）						
1985	「関与進一步活躍農村經濟的十項政策」（第4の1号文件）						
1986	「中華人民共和国義務教育法」が公表、九年義務教育の開始 「関与1986年農村工作的部署」（第5の1号文件）		村民委員会の創設 (1983~1987年)			村民委員会の普及 (1988~1998年)	*郷・鎮政府は農村の末端行政組織である *村民委員会は自治組織である
1987	「中華人民共和国村民委員会組織法（試行）」						
1992	鄧小平の南巡講話						
1993	「中華人民共和国農業法」						
1996	「関与切実做好減輕農民負擔工作的決定」						
1998	「中華人民共和国村民委員会組織法（修正）」						
2002	「国务院令公布関与做好2002年扩大農村稅費改革試点工作的通知」						
2003	「関与建立新型農村合作医療制度意見的通知」						
2004	「中共中央国务院関与促進農民增加收入若干政策的意見」（第6の1号文件）						
2005	「中共中央国务院関与進一步加強農村工作提高農業總生産能力若干政策的意見」（第7の1号文件） 「中華人民共和国農業稅条例」2006年1月1日に廃止	村民委員会の展開 (1999年~現在)		村民委員会の展開 (1999年~現在)	*土地請負制度の実施によって、土地の経営権は農民が有する *土地の所有制は集団（村）が有する		
2006	「中共中央国务院関与推進社会主義新農村建設的若干意見」（第8の1号文件）						
2007	「中共中央国务院関与積極發展現代農業、扎实推進社会主義新農村建設的若干意見」（第9の1号文件） 農村最低生活保障制度的实施						
2008	「中共中央国务院関与切実加強農業基礎建設進一步促進農業發展農民增收的若干意見」（第10の1号文件）						
2009	「関与開展新型農村社会養老保險試点的指導意見」						
2010	「中華人民共和国村民委員会組織法」						

出典：文献より、筆者作成。

村幹部の仕事内容の歴史的変遷を整理する際に、各時期における村あるいは村民委員会の内部構造、仕事内容、村幹部の担い手という枠組みに基づいて整理する。そのうち、仕事内容は行政レベルの仕事と村レベルの仕事、村民レベルの仕事の3つに分けた。ここでいう行政レベルの仕事は行政からの委託事業や制度・政策の執行などの業務とし、村レベルの仕事は村（地域）の公共事業や公益事業の実施、インフラ施設の整備、社会治安の維持、環境の保護・整備などの村（地域）に関する業務とし、村民レベルの仕事は民間紛争の調停や村民の利益の擁護、村民の教育・指導などの村民と直接にかかわる業務とした。

1. 郷村政権期

郷村政権期は土地改革と農業合作化運動という2つの大きな社会変動が起きたため、この時期を土地改革段階（1950-1953年）と農業合作化運動段階（1949-1957年）に分けて整理する。

(1) 土地改革段階

地主階級による封建的土地所有制の消滅と新しい共産党政権の強固な地位の確立を目的として、1950-1953年に新解放区で土地改革が行われた。土地改革を順調に実施するため、1950年に中央人民政府委員会第8次会議により「中華人民共和国土地改革法」（以下「土改法」）が公表され、また同年、政務院（1954年の「憲法」によって現在の国務院に代わった）第41次政務会議は「農民協会組織通則」（以下「通則」）を可決した。農民協議委員会（以下「農民協会」）を主とし、行政村はそれを補助するものとして土地改革を行ったことと、この「通則」は農民協会の仕事の手引きになるものであるため、ここからは「通則」に基づき、農民協会の内部構造、仕事内容、担い手について整理する。

土地改革段階における村レベルの管理体制は行政村と農民協会の2つである。「土改法」によれば、郷村の農民大会、農民代表会および農民協会は土地改革の執行機構である（第29条）。「通則」によれば、村レベルの農民協会は、専区および省（行署区）の農民協会一県の農民協会一区の農民協会一郷（行政村）²⁵の農民協会という階層構造の下で、農民の要望によって設置された群衆的自治組織である（第1, 7条）。行政村の農民協会の下で行政

²⁵ 建国初期（1949-1954年）の農村においては郷と行政村の政権が併存していた。末端行政機関は主に①郷の政府と行政村の政府、②県の派遣機構としての区公所の下に置かれる郷政府、という2形式があった（万ら2011:52, 項2005:136）。当時の村は行政村と自然村に分けられる。自然村とは、地理環境によって形成される自然的な村落である。行政村とは、行政管理の要求に基づき区画された単位であり、1つの自然村もしくはいくつかの自然村から形成されるものである（寧2011:15）。行政村は1954年の「憲法」によって取消された。

村の農民協会小組もしくは自然村の農民協会が設置された（呉 2015:66, 唐 2005:57）。また、1950年の「郷（行政村）人民代表會議組織通則」と「郷（行政村）人民政府組織通則」によれば、村レベルでは基層政權組織として行政村が設置されていた（「農村総合改革研究報告」）。当時の村幹部とは、行政村の政府と行政村の農民協会、行政村の農民協会小組、自然村の農民協会、の管理者を指している。

村幹部の仕事内容は、行政レベルの仕事として①人民政府の政策・法令により、反封建的な社会改革の実行があり、村レベルの仕事として②農村合作社の開催、③社会（地域）治安の維持（土豪の打倒、強盗の掃討、反革命分子の鎮圧）がある。村民レベルの仕事として④土地改革の指導、土地の分配、⑤農民利益の保護、⑥農民の農作業の指導、⑦農民生活の改善、⑧農民の政治的権利の保障、⑨農民の政治・文化水準（教育）の向上、⑩貧民の救済、⑪民間紛争の調停がある（「通則」第2条、于=2012:219）。

当時の村幹部の担い手は貧雇農²⁶が主体であり、「蘇南（江蘇省長江の南部地域）地域では、長年農作業を行っていること、品行方正であること、村民との関係があるが地主との関係がないこと、仕事を積極的に取り組むこと、村民と相談して誠心誠意に人民に奉仕すること、断固として政策・法令を執行する」（張ら 2010:74）という村幹部の選抜水準が定められていた。また、行政村の農民協会小組における組長・副組長および文書秘書などの人員は積極的に革命に参加していた貧民と誠実な知識人（小学校教員）の中から指名され、小組内の政務と村務を行った（于=2012:215）。1953年春に土地改革が終了し、「郷村政權機構の構築が徐々に整えられると、各レベルの農民協会の業務は段々と郷村政權組織によって取って代わられるようになった。従来の農民協会の主幹たちの多くは郷（村）幹部に転身した」（于=2012:224）。

（2）農業合作化運動段階

農業合作運動段階は臨時互助組・通年互助組（1949-1953年）、初級農業合作社（以下「初級社」）（1954-1955年前半）、高級農業合作社（以下「高級社」）（1955年後半-1957年末）という3つの合作形式に分けられる。臨時互助組と通年互助組は村民小組レベルの組織に相当し、初級社は自然村レベルの組織に相当し、高級社は行政村あるいは郷レベルの組織に相当する。

²⁶ 土地改革段階においては、土地の所有面積によって農民の身分を地主、富農、中農、貧農、雇農と順位に分けられていた。貧農は所有地が少なく、地主や富農の小作人である。雇農は土地を持たず、他人に雇用される農民である。

農業合作化運動段階の初期には臨時互助組と通年互助組のような合作組織が設置された。「臨時互助組において、生産に精通した者は事実上の権威者となった」(于=2012:246)。通年互助組には組長、副組長、会計が設置され、「自主互惠・等価交換・民主管理」の三原則に基づいた仕事が展開されてきた(于=2012:232)。初級社は管理委員会を設置し、主に農作物の作付け計画の作成、労働力と生産資金・物資の調達、生産経営と管理、収益の分配を統一的に行っていた(于=2012:234)。

「高級社の組織機構は社員大会、管理委員会と監察委員会、社主任と副主任などで構成された」(于=2012:236)。社員大会は高級社の最高権力機構であり、管理委員会と監察委員会は社員大会もしくは社員代表会が閉会中の執行機構である。高級社は規模が大きく、「農戸と直接に関連性を持たない」(于=2012:238)ため、高級社のもとに作業組や耕作組などの生産的組織が設置され、農民と直接にかかわっていた。作業組や耕作組には組長と計工員が置かれた。「社の主任と副主任は、社員大会で選出され、直接に社員大会に責任を負う。そのうち、社の主任は高級社の法定代表者であり、対内的・対外的にも高級社を代表する。副主任は社主任を補佐する」(于=2012:237)。于(=2012)は、実際にそのような複雑な機構が設立されたことがなかったことと、社の主任は郷から指定され、副主任と会計は郷と社が共に決めていることを指摘している(于=2012:237)。

社員大会の役員としての村幹部の仕事について、社(村)レベルの仕事は①組織づくり(社の規則、委員、入退社・除名、社の合併など)、②生産計画、財務、分配案の審査・承認、③農作物の定価、労働報酬の審査・承認、④対外的契約の審査、⑤政治・文化・福利事業の審査などであった。また、社員(村民)レベルの仕事は⑥社員の上訴の審査、⑦社員の奨励・処罰であった(于=2012:236)。

管理委員会の役員としての村幹部の仕事について、行政レベルの仕事は①国家義務の履行であった。社レベルの仕事は②組織づくり(組織の調整、幹部の任命、社員大会の開催)、③生産活動(生産計画の作成、生産活動の配置・審査・監督、生産任務の遂行)、④労働力と生産資金・物資の調達、⑤対外的契約の締結、⑥重大問題の処置、⑦公共財産の拡大・保護であった。社員レベルの仕事は⑧社員の教育であった(于=2012:236)。

監察委員会の役員としての村幹部の仕事について、行政レベルの仕事は①国家義務履行への監督であった。社レベルの仕事は②法令・社の規則および議決の執行の監督、③財務・出納・賄賂・無駄の監督、④管理委員会の業務の審査、⑤失職人員の検査・処罰意見の提起であった。社員レベルの仕事は⑥社員利益の擁護であった(于=2012:236-7)。

作業組や耕作組は「高級社の耕作指令に従い、組内の労働力を手配して労働を行い、更に、組内の計工員が労働状況の統計を記録し、高級社に上げる。高級社の算定と検査を行った後に、収入状況に応じて、労働報酬のそれぞれの社員に分配する」ものであった（于=2012:238）。

2. 政社合一期

1958年から農村社会は「政社合一」期に入り、農村では「人民公社—生産大隊—生産隊」という三級管理体制が実施された。当時の公社は現在の郷・鎮の人民政府に相当し、生産大隊は村民委員会に相当し、生産隊は村民小組に相当する。本論は村幹部を中心として議論するため、生産大隊と生産隊について検討する。1961年に中国共産党第8回中央委員会第10次全体会議は「農村人民公社工作条例（修正草案）」（「人民公社60条」とも呼ばれる、以下「条例」）を可決した。この条例は人民公社・生産大隊・生産隊の構造、それぞれの役職責任などを詳述しているため、ここからは「条例」に基づき、生産大隊・生産隊の内部構造、村幹部の仕事内容、担い手について整理する。

(1) 生産大隊の内部構造および仕事内容

生産大隊においては、社員代表大会が最高権力機構であり、管理委員会と監察委員会が社員代表大会の閉会中の執行機構である。また、党支部は生産大隊の規模と党員数によって設置され、生産大隊の核心的領導（リード）機構であり、その下に青年団や婦女・民兵などの組織が設置された。生産大隊の幹部は主に大隊長およびその他の管理委員、監察委員で構成されており、大隊社員代表大会から選挙され、任期は1年で再任できる。彼らは生産活動から完全に離れることはできない。彼らの報酬は国家の財政から支出されるか、もしくは生産隊から一定の工分（労働点数）を補助するように支出される（「条例」第18, 47, 50, 55条）。

生産大隊の村幹部の仕事について、行政レベルの仕事は①生産隊が国家により規定された食糧と農・副産品の買い上げ任務遂行への督促、②中央の政策・法令の執行である。大隊レベルの仕事は③生産隊の業務（生産・財務・分配・経営管理）への協力、④生産隊どうしの協力の促進、⑤大隊の水利施設およびインフラ施設の整備、⑥大隊所有の物資・財産（大中型の農具、運輸道具、山林、企業など）の管理、⑦大隊の民政・民兵・治安・文化教育・衛生などの管理である（「条例」第19条）。

(2) 生産隊の内部構造および仕事内容

生産隊の幹部は隊長，会計およびその他の管理委員，監察委員もしくは監察員で構成され，生産隊の社員生産大会から選挙され，任期は1年で再任できる．生産隊の幹部には身分・労働成績が良いこと，農業生産経験が比較的豊富であること，民衆とよく相談できて正義感を持つことが求められる．彼らは生産活動から離れることができないため，定額の補助あるいは誤工(村幹部の仕事のため家庭内における労働ができない)の補助がある(「条例」第38, 47, 50条)．

生産隊の幹部の仕事について，行政レベルの仕事は①国家任務の遂行である．隊レベルの仕事は②生産活動の実施(生産計画の作成，生産の経営管理，労働力の調達，生産請負の実施など)，③隊の経済発展(農・林・牧・漁業の発展，多様な経営の発展)，④生産隊所有の物資(耕畜・大家畜や農具など)の保護，⑤積立金や公益金の留保，隊の公共事業(インフラ施設など)・公益事業(農村五保供養制度など)の実施，⑥生産大隊に業務の報告である．社員レベルの仕事は⑦社員に合理的な報酬・利益の分配，⑧社員の農業技術の向上である(「条例」第22-36, 38条)．

3. 郷政村治期

郷政村治期は村民委員会の創設段階(1983-1987年)，村民委員会の普及段階(1988-1998年)，村民委員会の展開段階(1999年-現在)，の3つの段階に分けられる．これらにおける村幹部の仕事内容の変遷を整理する．

(1) 村民委員会の創設段階

1970年代末農村では家庭土地請負制度²⁷が実施され，人民公社の体制が解体されつつあり，農村社会の秩序が混乱状態に陥った．1980年に広西壮族自治区の宜山，羅城という2県の農民は自発的に村民委員会を立ち上げた．当時の村民委員会の機能は政府に協力して社会治安を維持するのみであった．その後，1982年の「憲法」と1987年の「組織法(試行)」によって，村民委員会は法律によって自治組織であると位置づけられた．

村民委員会の中では人民調解，治安保衛，公衆衛生などの委員会が設置され，また，村の規模が大きいため，管理のためにいくつかの村民小組に分けられている．村民委員会の

²⁷ 家庭土地請負制度とは，1978年から実施される土地制度であり，農民は国家と契約を結び，国家の土地を請負い，生産・分配・経営を自ら管理し，国家に一定の農産品もしくは農業税を納付し，残りの部分を自由に管理できる制度である．

幹部は主任，副主任，各委員会の委員，村民小組長などで構成されており，村民から直接に選挙され，任期は3年で再任ができる．彼らは生産活動から離れることができず，一定の誤工補助を得ることができる（「憲法」第111条，「組織法（試行）」第2，8，9条）．

村幹部の仕事について，行政レベルの仕事は①政府への協力，②政府に村民意見を報告，③国家政策の宣伝，④犯罪者の監督・教育である．村レベルの仕事は⑤社会治安の維持，⑥村経済の発展（各種の合作経済の発展，生産の調達など），⑦村所有の土地・財産の管理，⑧村どうしの団結・互助の促進，⑨多種多様な社会主義精神文明建設活動の展開，⑩集団経済組織の合法的權益の擁護，⑪公共事業・公益事業の実施費用の調達および事業の実施，⑫村規民約²⁸の監督・執行である．村民レベルの仕事は⑬民間紛争の調停，⑭村民の合法的權益の擁護，⑮村民の教育（自然資源の合理的利用，生態環境の保護・改善，公共財産の愛護，国家義務の履行など）である（「組織法（試行）」第2-6，16-8条）．

（2）村民委員会の普及段階

この段階において，農村の土地請負制度の実施の進展にともない，農民は国家の土地を請負い，代わりに国家に農業税を納付しなければならなかった．1980年代初期から人口を抑制するための計画生育政策（「一人っ子政策」とも呼ばれる）が実施され，また，1986年から義務教育が実施されるようになった．1992年の鄧小平の南巡講話によって，改革開放の進展および社会主義市場経済の発展が求められるようになった．このような社会的背景の下で，1998年に第9回全国人民代表大会常務委員会第5次会議は「村民委員会組織法（改正草案）」を可決した．村民委員会の位置づけと内部構造は1987年の「組織法（試行）」と同様であるが，党支部の核心的な領導地位が加えられた（「組織法（改正）」第3条）．

村幹部の仕事について，行政レベルの仕事は①政府に村民意見を報告，②政府への協力，③国家政策の宣伝，④文化教育の発展，科学技術・知識の普及，⑤村民に政府の割当費用の徴収，⑥計画生育政策の実施，⑦救済金品の交付および実施状況の公開，⑧光熱費の徴収およびその状況の公開，⑨地域の犯罪者の教育・監督である．村レベルの仕事は⑩公共事業・公益事業の実施および費用の徴収，⑪社会治安の維持，⑫社会主義市場経済の発展（各種経済の発展，生産サービスの調達），⑬集団経済組織の合法的權益の擁護，⑭村どうしの団結・互助の促進，⑮多種多様な社会主義精神文明建設活動の展開，⑯村民に村留保費

²⁸ 村規民約とは，村民自治の初期，村の社会治安，公共道德，村の風潮・民俗，精神文明建設などを維持するため，党の方針・政策および国家の法律と本村の実情に合わせて制定された規定である．この目的は村民の行為を制限し，規範化することである．

用の徴収，⑰村幹部の手当水準および人員の決定，⑱集団収益の使用，⑲村の集団経済プロジェクトおよび公益事業の請負の実施，⑳村務の実施状況の公開，㉑村の自治規定および村規民約の制定・改正・報告である。村民レベルの仕事は㉒民間紛争の調停，㉓村民の教育（自然資源の合理的な利用，生態環境の保護，国家義務の履行，公共財産の愛護など），㉔村民の合法的な権益の擁護，㉕住宅土台の使用である（「組織法（改正）」第2，4-6，19，20，22，26条）。

（3）村民委員会の展開段階

1990年代後半から中国農村では農業税費改革が実施され，2006年に農業税が廃止された。また「都市化の発展とともに農地の経営モデルおよび建設用地への転化は農民にとって中心的な問題になって」おり（劉ら2014:95），農民に土地の移譲が求められるようになった。郷鎮体制改革²⁹の実施にともない，党政機構（行政機構と党の機構）の人員の精鋭化，機構の簡素化が求められるようになっており，村レベルでは村の合併，村幹部の削減も実施されている。2005年から社会主義新農村建設³⁰が実施され，村幹部はこの政策実施の中心的な役割を担っている。当時，農村の両委（村民委員会と村の党支部）の対立関係，郷村（鎮政府と村民委員会）関係，村の財務管理などの問題が注目されるようになり，このような背景の下で，2010年に第11回全国人民代表大会常務委員会第17次会議は「村民委員会組織法」を可決した。この法律は現在の農村における村民委員会の法的根拠となっている。

「組織法」によれば，村民委員会は末端行政組織である郷鎮政府の下で設置される群衆的自治組織である（「組織法」第2条）。村民委員会と郷鎮政府の関係（図2-1）について，郷鎮政府は村民委員会を指導，支持，支援するが，村民委員会の業務に干渉してはいけない。そして，村民委員会は郷鎮政府に協力することになっている。

村民委員会の内部の組織構造は図2-2で示したとおりである。まず，村民委員会と党支部の関係について，党支部は書記とその委員で構成され，村民委員会を領導し，支持する。

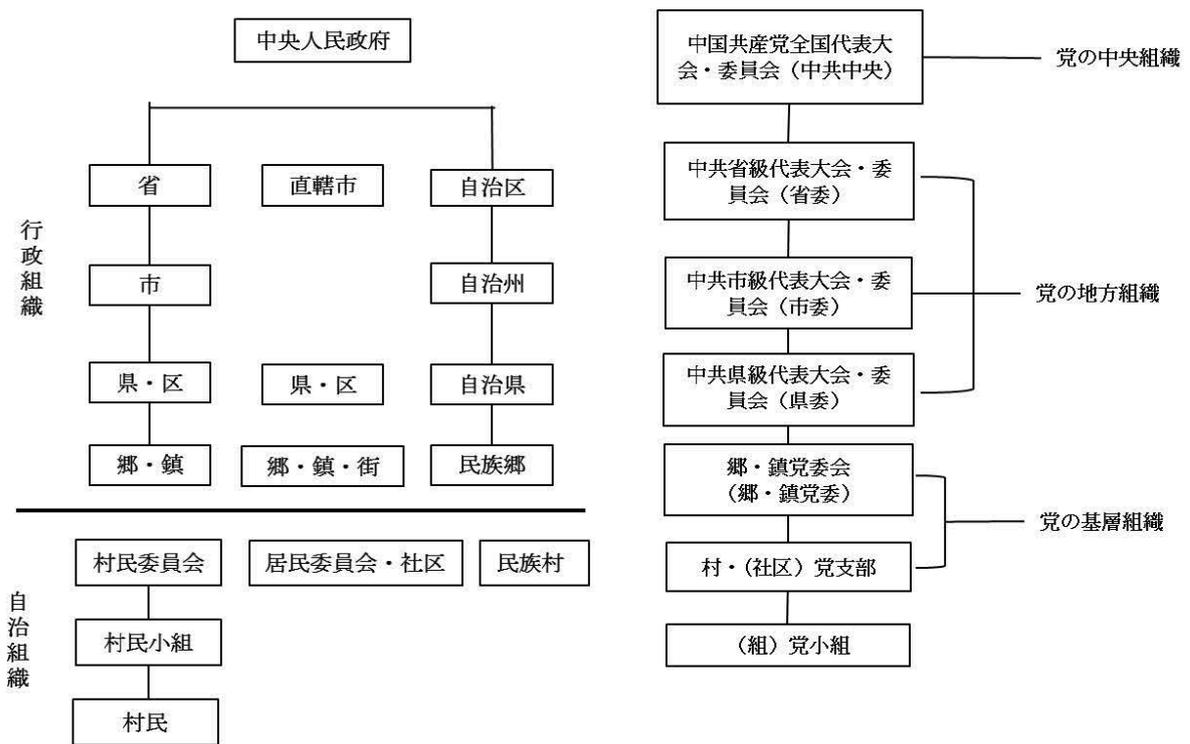
²⁹ 郷鎮体制改革は農村で2004年から実施されており，主に①党政機構の人員を精鋭化し，機構を簡素化すること，②財政体制の改革を実施すること，③農村の義務教育の改革が行われていた。

³⁰ 社会主義新農村建設とは，社会主義の下で新たな時代の要求に応じて，農村の経済・政治・文化・社会に対する建設を実施し，社会主義新農村の実現を目指すものである。主な内容は城郷経済の発展，現代農業の発展，農民収入の継続的な増加，農村インフラ施設の整備，農村社会事業の発展，農村改革の進行，農村民主政治建設の強化，全員の参加という8つである。

また、村民委員会の内部構造について、村民大会と村民代表大会は村の最高権力機構である。村民大会は全ての村民で構成され、村民代表大会は5-15戸ごとに1人ずつ選出される村民代表からなる組織である。村民代表大会は村民大会の閉会中の最高権力機構であり、村民委員会の年度業務の実施および報告の審査、村民委員会および村民代表大会の不適切な決定の取消などの権限をもっている。村民委員会は主任、副主任、委員共に3-7人で構成される。村民委員会の下では必要に応じて人民調解、治安保衛、公衆衛生、計画生育などの委員会が設置される。また、村民委員会の下でいくつかの村民小組が設置され、組民から組長を選挙し、組長は組所有の土地・企業などの財産の経営・管理、公益事業の実施、村民小組の決定の実施および（組民に）報告などの仕事を行う（「組織法」第4-7, 23, 25, 28条）。村では共青团、婦女代表会（婦代会とも呼ばれる）、民兵などの群衆組織を設置することになっている（「党章」第9条）。このような組織は鎮の群衆組織の垂直的な領導を受け、また、村の党支部の領導も受けている。村民委員会の各委員会や群衆組織、党支部の委員は兼任が一般的である。

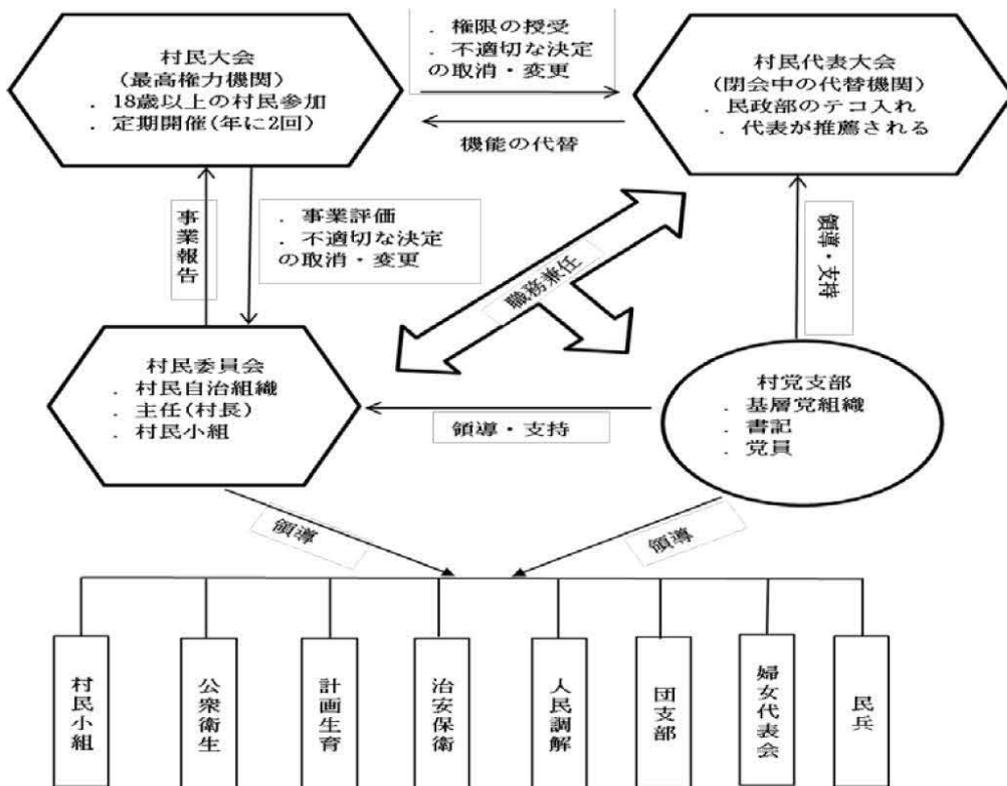
村幹部の仕事について、行政レベルの仕事は①政府に村民意見を報告、②政府への協力、③国家政策の宣伝および遵守、④文化教育の発展、科学技術・知識の普及、⑤計画生育政策の実施および実施状況の公開、⑥救済救助の実施および実施状況の公開である。村レベルの仕事は⑦公共事業・公益事業の実施および費用の調達、請負の実施、⑧社会治安の維持、⑨経済の発展（各種の合作経済、生産サービスの調達）、⑩村所有の土地・財産の管理・貸し借り・賃貸・処分、⑪集団経済組織の合法的な権益の擁護、⑫村どうしの団結・互助の促進、⑬多種多様な社会主義文明建設活動の展開、⑭村の非営利社会組織の支持、⑮農村社区建設の促進、⑯村民の自治規定・村規民約の制定・改定・遵守・実施、⑰集団収益の使用、⑱村集団経済プロジェクトの実施、請負の実施、⑲村務の実施状況の公開、⑳村務の記録の作成、㉑現役・離任の村幹部の経済責任の監察である。村民レベルの仕事は㉒民間紛争の調停、㉓村民の教育（自然資源の合理的利用、生態環境の保護・改善、国家義務の履行、公共財産の愛護など）、㉔村民、請負経営戸の合法的な権益の擁護、㉕住宅土台の使用、㉖土地徵用補償費用の使用・分配である（「組織法」第2, 5, 8-10, 24, 27, 30, 34, 35, 37条）。

第1節の内容をまとめると表2-2のようになった。



出典:筆者作成

図2-1 中国農村部における行政区画及び党組織の構造



出典:筆者作成

図2-2 村民委員会と党支部の内部構造

表2-2 村幹部の仕事内容の歴史の変遷

時期	具体的段階	村の内部構造	仕事内容	村幹部の担い手
郷村政権期 (1949~1957年)	土地改革段階 (1949-1953年)	行政村と農民協会	行政レベルの仕事 ①人民政府の政策・法令により、反封建的な社会改革の実行 村レベルの仕事 ②農村合作社の開催, ③社会(地域)治安の維持(土豪の打倒, 強盗の掃討, 反革命分子の鎮圧) 村民レベルの仕事 ④土地改革の指導, 土地の分配, ⑤農民利益の保護, ⑥農民の農作業の指導, ⑦農民生活の改善, ⑧農民の政治的権利の保障, ⑨農民の政治・文化水準(教育)の向上, ⑩貧民の救済, ⑪紛争の調停	・ 組長・副組長及び文書秘書など ・ 貧雇農, 品行方正, 良い村民関係, 服務の積極性, 政策の執行力, 誠実な知識人
	農業合作化運動段階 (1949-1957年)	互助組と行政村 初級社 高級社 ・ 社員大会 ・ 管理委員会 ・ 監察委員会 ・ 生産的組織(作業組・耕作組)	・ 季節的臨時互助組と通年互助組の2種類がある ・ 数戸or十数戸の農家により自発的・任意的に形成され, 「共同労働, 分散経営」の原則に基づいて互助組を運営している ・ 生産資料と収穫した農産物は依然として個人が有する。互助によって生産効率が一定程度上がり, 生産高が増加した ・ 互助組は初級社の前段階 農作業の作り付け計画の作成, 労働力と生産資金・物質の調達, 生産経営と管理, 収益の分配 社員大会 社レベルの仕事 ①組織(社)づくり, ②生産計画, 財務, 分配案の審査・承認, ③農作物の定価, 労働報酬の審査・承認, ④対外的契約の審査, ⑤政治・文化・福利事業の審査など 社員レベルの仕事 ⑥社員の上訴の審査, ⑦社員の奨励・処分 管理委員会 行政レベルの仕事 ①国家義務の履行 社レベルの仕事 ②組織(社)づくり③生産活動(生産計画の作成, 生産活動の配置・審査・監督, 生産任務の遂行), ④労働力・生産資金・物質の調達, ⑤対外的契約の締結, ⑥重大問題の処置, ⑦公共財産の拡大・保護 社員レベルの仕事 ⑧社員の教育 監察委員会 行政レベルの仕事 ①国家義務の履行の監督 社レベルの仕事 ②法令・社の規則及び議決の執行の監督, ③財務・出納・賄賂・無駄の監督, ④管理委員会の業務の審査, ⑤失職人員の検査・処罰意見の提起 社員レベルの仕事 ⑥社員利益の擁護 生産的組織(作業組・耕作組) 労働力の調整, 工分の統計, 労働報酬の分配	・ 互助組 組長, 副組長, 会計 ・ 初級社 管理委員会 ・ 高級社 社主任(政府が指定), 副主任(政府と社共に決定) ・ 耕作組 組長, 計工員 ・ 臨時互助組 生産に精通した者は権威者 ・ 通年互助組~高級社 より広い知見, 水準をもつ人
(1958~1982年)	政社合一期 (1958-1982年)	生産大隊 ・ 社員代表大会 ・ 管理委員会 ・ 監察委員会 生産隊	生産大隊 行政レベルの仕事 ①国家が規定された食糧と農・副産品の買い上げ任務の督促, ②中央の政策・法令の執行 生産大隊レベルの仕事 ③生産隊の業務(生産・財務・分配・経営管理)への協力, ④生産隊どうしの協力の促進, ⑤大隊の水利施設及びインフラ施設の整備, ⑥大隊所有の物資・財産(大中型の農具, 運輸道具, 山林, 企業等)の管理, ⑦大隊の民政・民兵・治安・文化教育・衛生等の管理 生産隊 行政レベルの仕事 ①国家任務の遂行 隊レベルの仕事 ②生産活動の実施(生産計画の作成, 生産の経営管理, 労働力の調達, 生産請負制の実施等), ③隊の経済の発展(農・林・牧・漁業の発展, 多種多様な経営の発展), ④生産隊所有の物資(耕畜・大家畜や農具等)の保護, ⑤積立金や公益金の留保, 隊の公共事業(インフラ施設)・公益事業(農村五保供養制度等)の実施, ⑥生産大隊に業務の報告 社員レベルの仕事 ⑦社員に合理的な報酬・利益の分配, ⑧社員の農業技術の向上	・ 生産大隊 大隊長, 管理委員会と監察委員会の委員 ・ 生産隊 隊長, 会計等 ・ 生産隊の幹部は身分, 農業の経験, 品行(正義感)
郷村政治期 (1983~現在)	村民委員会の創設段階 (1983-1987年)		行政レベルの仕事 ①政府への協力, ②政府に村民意見を報告, ③国家政策の宣伝, ④犯罪者の監督・教育 村レベルの仕事 ⑤社会治安の維持, ⑥村経済の発展(各種の合作経済の発展, 生産の調達等), ⑦村所有の土地・財産の管理, ⑧村どうしの団結・互助の促進, ⑨多種多様な社会主義精神文化建設活動の展開, ⑩集団経済組織の合法的権益の擁護, ⑪公共事業・公益事業の実施費用の調達及び事業の実施, ⑫村規規約の監督・執行 村民レベルの仕事 ⑬民間紛争の調停, ⑭村民の合法的権益の擁護, ⑮村民の教育(自然資源の合理的利用, 生態環境の保護・改善, 公共財産の愛護, 国家義務の履行等)	
	村民委員会の普及段階 (1987-1998年)	村民委員会 ・ 人民調解委員会 ・ 治安保衛委員会 ・ 公衆衛生委員会 ・ 村民小組 など	行政レベルの仕事 ①政府に村民意見を報告, ②政府への協力, ③国家政策の宣伝, ④文化教育の発展, 科学技術・知識の普及, ⑤村民に郷の割当費用の徴収, ⑥計画生育政策の実施, ⑦救済品品の交付及び実施状況の公開, ⑧光熱費の徴収及びその状況の公開, ⑨地域の犯罪者の教育・監督 村レベルの仕事 ⑩公共事業・公益事業の実施及び費用の徴収, ⑪社会治安の維持, ⑫社会主義市場経済の発展(各種経済の発展, 生産サービスの調達), ⑬集団経済組織の合法的な権益の擁護, ⑭村どうしの団結・互助の促進, ⑮多種多様な社会主義文明建設活動の展開, ⑯村民に村留保費用の徴収, ⑰村幹部の手当水準及び人員の決定, ⑱集団収益の使用, ⑲村の集団経済プロジェクト及び公益事業の請負の実施, ⑳村務の実施状況の公開, ㉑村の自治規定及び村規規約の制定・改正・報告 村民レベルの仕事 ㉒民間紛争の調停, ㉓村民の教育(自然資源の合理的な利用, 生態環境の保護, 国家義務の履行, 公共財産の愛護等), ㉔村民の合法的な権益の擁護, ㉕住宅土台の使用	・ 主任, 副主任, 委員, 村民小組長 ・ 生産活動から離れない ・ 村民から選挙される
	村民委員会の展開段階 (1998年-現在)		行政レベルの仕事 ①政府に村民意見を報告, ②政府への協力, ③国家政策の宣伝及び遵守, ④文化教育の発展, 科学技術・知識の普及, ⑤計画生育政策の実施および実施状況の公開, ⑥救済救助の実施及び実施状況の公開 村レベルの仕事 ⑦公共事業・公益事業の実施及び費用の調達, 請負の実施, ⑧社会治安の維持, ⑨経済の発展(各種の合作経済, 生産サービスの調達), ⑩村所有の土地・財産の管理・貸し借り・貸付・処分, ⑪集団経済組織の合法的な権益の擁護, ⑫村どうしの団結・互助の促進, ⑬多種多様な社会主義文明建設活動の展開, ⑭村の非営利社会組織の支持, ⑮農村社区建設の促進, ⑯村民の自治規定・村規規約の制定・改正・遵守・実施, ⑰集団収益の使用, ⑱村集団経済プロジェクトの実施, 請負の実施, ⑲村務の実施状況の公開, ⑳村務の記録の作成, ㉑現役, 離任の村幹部の経済責任の監察 村民レベルの仕事 ㉒民間紛争の調停, ㉓村民の教育(自然資源の合理的な利用, 生態環境の保護・改善, 国家義務の履行, 公共財産の愛護等), ㉔村民, 請負経営戸の合法的な権益の擁護, ㉕住宅土台の使用, ㉖土地徴用補償費用の使用・分配	

出典:「農民協会組織通則」, 于(=2012), 「農村人民公社工作条例(修正草案)」「村民委員会組織法(試行)」「村民委員会組織法(改正草案)」「村民委員会組織法」等により, 筆者作成。

第3節 村幹部の役割

村民委員会の機能に関して、羅（2001）は「組織法」に基づき、村には「自治機能と行政への協力機能」の2つの機能があるとして、自治機能を管理機能と教育機能、サービス提供機能に分類している。そして行政への協力機能は村にとって重視されるが、自治機能は重視されないとしている。田（2006）は羅（2001）の2つの機能に経済的機能を加え、3つの機能の中で、社区サービスを中心とする自治機能が最も弱いと述べている。李（2009）は「組織法」に基づき、村幹部には管理的機能、教育的機能、サービス提供機能があり、中でもサービス提供機能が最も重要であるが、現実には村幹部がサービス提供機能を十分に果たしていないとしている。陳ら（2010）は「組織法」に基づき、村幹部には村事務の管理・サービス提供機能と行政への協力機能があるとしている。陳（2001）は「党章」「組織法」から村幹部の政治的機能、経済的機能、文化的機能、社会的機能の4つの機能があると指摘している。寧（2011）は1980年代-1990年代初期において中国社会科学院が実施した「百县市经济社会調査」に基づき、村幹部は一般的機能、経済的機能、社会的機能という3つの機能を果たしていることを明確にした（寧 2011:126-7）。寧（2011）の示した一般的機能は陳（2001）の政治的機能・文化的機能と同じである。

村幹部が自治機能やサービス提供機能を十分に遂行していない理由として、村民委員会と党支部、鎮政府との関係が対立していること（孫ら 2003:286-7, 李 2009:35, 羅 2001:17, 楊 2007:30）や、村の財源が減少していること（李 2009:36）、人民公社時代から残された行政組織の性質（孫ら 2003:288, 羅 2001:17）、などが挙げられる。

徐（1997）は「郷政村治」³¹体制という社会的背景と「組織法」の規定に基づき、村幹部は「政府の代理人」と「村の当家人」（「村民の代理人」とも呼ぶ）という二重役割を担っているとしている。「政府の代理人」とは、村幹部が「国家の法律、法令と政策の執行、上級政府から分配された任務と行政区域の業務」を実施する者である（徐 1997:152）。「村の当家人」とは、村幹部が「村の業務を自主的に管理する以外、政府に村民の意見と要求、提案を報告する」村の代表者の役割である（徐 1997:152）。村幹部の二重役割については、

³¹ 郷政とは、郷・鎮政府が農村の基層行政組織であり、法律に基づき行政の業務を実施する。村治とは、村民委員会が農村の自治組織であり、法律に基づき自治機能を果たす。

王（1991）³²や、呉（2001）³³、申ら（2001）³⁴も注目している。村幹部の二重役割を実証的に検討した孫（2009）は村幹部の仕事を国家の任務と社区の業務の2つに分類し、6省で質問紙調査を行った。また、郭ら（2011）は村幹部の仕事を国家の業務、村の業務とその他の業務の3つに分類し、陝西省104名の村幹部を対象とする質問紙調査を行った。

村幹部が二重役割を果しているとき、村民の利益よりも私利を謀ることを優先するとの指摘がある（申ら2001:58、沈1998:16）。李（2011）は、「家族を含む特定のネットワークの内部の人々の代理人となり、…自己の利益を出発点として私利を謀る側面がある」として、そのような村幹部の側面を「私利を謀る代理人」と呼んでいる（李2011:33）。また、李（2012）は村幹部の役割が「政府の代理人」（1949-1978年）から、「村民の代理人」（1978-1987年）、さらに「私利を謀る代理人」（1988年-現在）に変化すると指摘している（李2012:8）。

村幹部が「私利を謀る代理人」になる理由として、①国家政策の具体的な実施が村幹部に任せられているため、政策を実施する際に私利を謀ることが可能である（李2011:33、申ら2001:59）。②村幹部は一般的に年齢が高く、管理能力が低い、そして私利を謀る性質が強いが、村民にサービスを提供する意識が低いなど素質が低い（孫ら2003:287、李2009:36-7、楊2007:30）。③市場化とともに村幹部は経済人としての意識が高まり、様々なチャンスを利用して私利を謀っていく（李2011:33、申ら2001:59）。④村幹部に対する監督体制が欠如している（李2011:33）。⑤村幹部の権限、経済および社会保障などが低い（李2011:33）、などが挙げられる。

農業税費改革の実施や農村部の都市化、市場化の発展とともに、村幹部の仕事が変化し、それにともない役割・機能も変化している。このような現状のなか、今後、村幹部は「村民の代理人」としての役割を重視すべきだとの指摘がある（郭ら2011:122、孫ら2003:288）。また、郝（2008）は内蒙古K旗の事例に基づき、農村での土地政策改革、農業税費改革と郷鎮機構改革にともない、村は公共事業の実施者、公共財産の管理者、公共秩序の維持者

³² 王（1991）は村幹部が「境界線の地位」としての役割であるとしている。「境界線の地位」とは、村幹部は行政管理體系（幹部体系）と村民自治体系（村民体系）の境界線に立って二重役割を担っているため、この2体系の利益の統一・対立の焦点になる。2体系の利益が対立する場合、多くの場合に村幹部は村民の利益を代表するとしている（王1991:48-9）

³³ 呉（2001）は村幹部が二重役割を果しているが、両方にも全力で対処していない「夜間のパトロール」と「鐘突き役」のような役割を担っている（呉2001:117）。

³⁴ 申ら（2001）は父母が子どもに対する保護者の役割と似て、村幹部は村民に対する「保護者」のような役割を担っているが、実際には「保護者」の役割は十分に果たせていないとしている（申ら2001:54）。

がないという苦境に陥り、そこから脱する方法として村幹部の機能を村民自治に戻すことを提案している。

第4節 村幹部の仕事内容の影響要因

郭(2013)は、村幹部の仕事内容に影響する要因を農民身分、(期待される)社会的役割、政治制度、動機づけ、個人属性という5つにまとめた。農民身分の要因とは、村幹部が農民(村民)であるため、自分本位・偏狭・不団結・面子重視などの特性をもっているものである。これらの特性は村幹部の仕事の公平性・公正性に影響を及ぼす。社会的役割の要因とは、社会が村幹部の行為(仕事)に対する期待であり、時代の変化に伴い変化している。政治制度の要因は、時代の制度・政策などの政治的環境が村幹部の仕事に大きく影響を与えている。動機づけ要因とは、「満たされないニーズは動機を生み出し、強烈な動機は行為を引き出し、仕事に影響を与える」ことである(郭2013:33)。また、性別・年齢・学歴・能力・社会的経験などの個人属性は仕事に影響を与えている。

王ら(2009)は調査に基づき、動機づけと個人属性の2つ要因による村幹部の仕事内容の差異を検討した。村幹部の仕事を国家任務の遂行、集団資産の管理、農村公共産品の供給という3つに分類した。動機づけ要因として①報酬[a一定の収入を得る, b郷鎮政府の役員と接し、便宜を図ってもらう], ②名誉[c人生経験や能力を高め、自分能力を発揮させる機会と捉える, d村内での名誉と社会的地位を高める, e家族の村内での名誉と社会的地位を高める, f自分が村幹部を担当することができることを証明する], ③自己実現[g村民の利益を擁護し、村民を領導し、共に裕福になる], ④情報[h政府に接する機会が増え、より多くの政策情報を得る]という4因子を抽出した。国家任務の遂行と動機づけ、個人属性の検討結果について、国家任務の遂行に大きな影響を与えるのは党員、名誉、自己実現、情報である。また、集団資産の管理と動機づけ、個人属性の検討結果について、集団資産の管理に大きな影響を与えるのは学歴、党員であることを明確にした。一方、村幹部の動機づけと個人属性による農村公共産品の供給への影響についての検討が行われていない。

第5節 村幹部の動機づけおよびその影響要因

中国のデータベース「中国知網」を用いて、「村幹部」と「動機」をキーワードに検索した結果、論文69本(うち学術論文27本、博士論文8本、修士論文34本)、そのうちタイトルに「村幹部」と「動機」が入っているものは3本であった。その内容をみると、村幹

部の選挙の動機に関する論文2本，仕事の動機に関する論文1本であった。村幹部の動機に関連する博士論文は甫永民（2008）があるが，これは現在，王征兵・甫永民（2009）の著作として出版されている。

また，「村幹部」と「動力」（日本語訳，原動力）をキーワードに検索した結果，学術論文73本，そのうちタイトルに「村幹部」と「動力」が入っているものは5本であった。その内容をみると，村幹部の仕事動機づけに関連する論文3本であった。同じキーワードで検索し，博士論文は14本，そのうちタイトルに入っているものはなく，関連するものは郭斌（2013）であり，学術論文の郭ら（2011）の内容が重なっている。以上の検索結果から，これからは賀ら（2006），余ら（2008），王ら（2009）（第3節参照），郭（2013），張ら（2014）を取り上げる。

賀ら（2006）は，村幹部の仕事の動機づけには社会的収益と経済的収益があり，社会的収益とは「村幹部は役職によって得られる収益であり，具体的に，村内での声望・権威・面子および個人の政治的抱負などが含まれる」ものとしている（賀ら2006:71）。そのうち，個人の政治的抱負（公務員へ昇格）はなかなか実現できないため，社会的収益は主に声望と面子を指している。経済的収益とは，村幹部が役職によって一定の経済収入を得ることであり，正当な収入（手当補助）とグレー収入が含まれているとしている。

余ら（2008）は珠江三角洲9都市³⁵57郷鎮103村の93名の村幹部に調査を行い，村幹部の動機づけと個人属性の差異を検討した。余ら（2008）は村幹部の動機づけとして①権力動機 [a 政府からの支持，b 政府からの監督]，②達成動機 [c 趣味として村幹部を担当する，d 再任する]，③帰属動機 [e 村民からの支持，f 村規からの制約] の3因子を抽出した。調査の結果では，権力動機が高くなる要因として男性，党员，書記，加齢が示され，男性，非党员，主任，30-40歳の村幹部は達成動機が高いことがわかった。さらに，女性，非党员，主任，加齢に伴い帰属動機が高くなることがわかった。

郭（2013）は陝西省合陽県10郷鎮110名の村幹部に質問紙調査を実施した。村幹部の動機づけとして①声望・面子 [a 村内での社会的声望を高める，b 自分および家族の声望を高める，c 村内での面子を保つ，d 村内での社会的地位を高める]，②達成動機 [e 村民のために仕事を行い，一定の達成感を得る，f 自分が村幹部を担当することができることを証明する，g 趣味として村幹部を担当する]，③金銭動機 [h 一定の手当補助を得る，i 一定

³⁵ 珠江三角洲9都市は，広州，深圳，佛山，東莞，中山，珠海，惠州，江門，肇慶を指す。

の在職消費³⁶を得る, j その他の経済的収益(グレー収入)を得る], ④権力動機 [k 政府からの支持を得る, l 再任する, m 政治的発展および学習訓練の機会を得る], ⑤帰属動機 [n 村民から認められ, 村への帰属感を得る, o 村民からの支持・擁護を得る, p 村民による監督・世論がある] の5因子が抽出された。調査の結果では, 地域経済の発展状況について, 経済が発展している地域における村幹部の動機づけは権力動機—帰属動機—達成動機の順で強いが, 経済の発展が遅れている地域における村幹部の動機づけは帰属動機—権力動機—達成動機の順で強いことがわかった。性別について, 男性は権力動機と達成動機が高いが, 女性は帰属動機が高いことがわかった。年齢について, 加齢に伴い帰属動機が高くなるが, 加齢による権力動機が低下させていること, 45歳を境として帰属動機は権力動機より高くなること, 達成動機は帰属動機と権力動機より低いことがわかった。役職(書記, 主任, その他)について, 書記は権力動機が一番高いこと, その他の村幹部は達成動機が一番高いこと, 書記は主任より帰属動機が高いことがわかった。

張ら(2014)は村幹部の動機づけとして, ①経済的収益動機 [a 家庭収入を増やす, b 家庭の生活状況を改善する, c 手当補助を得る, d 老後の保障を得る, e 家族の保障を得る, f 快適な退職後の生活を望む, g 他の収入を得る, h 村の主要な資源を支配する, i 村内の発言権・決定権をもつ], ②昇格動機 [j 公務員に昇格する, k 政府に昇格する, l 政府の役員と接して昇格の助けになる], ③宗族³⁷動機 [m 宗族から村幹部を担当することを望まれる, n 宗族の代表として村幹部を担当しなければならない, o 宗族の利益を守ることができる], ④貢献動機 [p 村民に貢献したい, q 村民から能力を認めて, 村幹部の担当を望む, r 党员として村民に貢献すべきである, s 自らの力量によって村民を領導し共に裕福になる], ⑤名誉動機 [t 村内での社会的地位を高める, u 宗族・家族の面子を保つ, v 自分の誇りになる, w 多くの政府役員と接することができる], という5因子を抽出した。広東省東莞と梅州の村幹部の調査結果から, 男性は女性より名誉動機が高いこと, 経済が発展していない地域の村幹部は経済が発展している地域の村幹部より昇格動機が高いこと, 社会的経験による宗族動機は農戸—企業の社長—国有企業の社員—前任村幹部の高い順となること, 経験年数7-9年→4-6年→1-3年の順で村幹部は名誉動機が高くなること, 動機づけの5因子は貢献動機—昇格動機—経済的利益動機—宗族動機—名誉動機の順で強いことがわかった。

³⁶ 在職消費とは, 手当以外の収益(グレー収入)を得ることである。

³⁷ 宗族とは, 中国人社会によく見られる父系親族組織である(陳2014:138)。

第6節 村幹部の仕事の困難性およびその影響要因

劉ら（2003）は四川省 100 郷鎮の 100 名の村主任を対象として、村幹部の担当および選挙の困難性の実態を調査した。村幹部の仕事の困難性は、①仕事の困難性が大きく、任務が多い、②報酬が仕事の量に見合わないため、村幹部としての仕事を行うとともに家庭の生計を維持しなければならない、③税費徴収が難しい、④管理体制の欠如と労働力の流出が多いため、村民の管理が難しい、⑤政府が示した目標が高すぎ、遂行できない、⑥情報不足のため、生産の指導が難しい、⑦集団経済が弱体化し、公益事業の実施が難しい、⑧若者の出稼ぎによって、村幹部の高齢化が深刻化している、⑨村幹部の仕事時間の配分が非合理的である〔村幹部の仕事時間は年間 200 日であり、そのうち会議の参加と上級政府の検査の時間は 100 日ぐらいである〕。行政から村民委員会に対する干渉が多く、本格的な自治が実現できないなどが挙げられる。

張ら（2006）は村幹部の仕事の困難性を 4 つにまとめた。つまり、①仕事が煩雑であり、ストレスが高い。また、税費徴収や計画生育などの仕事は村民の利益を損害しているため、村民から認められず、村民からの支持が得られない。②村幹部は国家公務員ではないため、手当補助の水準が低いとともに退職後の年金もない。③村幹部は政府の委託業務を受け、村民に短時間でこの業務を遂行させようと要求するが、村民側はなかなかこの業務を遂行させないため、村幹部と村民の関係が緊張状態になる。④村幹部は管理者でありながら農民でもある。このような二重身分は、仕事を展開する中で政府の利益を代表するか、農民の利益を代表するかという判断を迫られる。

劉ら（2007）は 1990 年代後期における村民委員会の仕事の中で税費徴収が「天下第一難（最も困難）」であると述べている。

郝（2008）は農業税費改革により、村民委員会の運営の困難性、（村民の）動員能力の低下、村幹部の仕事意欲の低下がもたらされたとしている。また、郷鎮体制改革により、行政からの政治的支持力が弱まっていると指摘している。

唐（2010）は村幹部が主に①教育水準が低く、考え方が古く、村民を領導し経済を発展させる能力が不足していること、②一部の村幹部は仕事を公平に行わず、仕事の方法が粗暴であり、法律・規律に違反し、権力によって私利を謀るため、村幹部と村民が緊張関係となること、③一部の村幹部は法律・制度に対する意識が低いため、仕事の執行能力が低いことを問題としている（唐 2010:201）。

張（2010）は湖北省 36 村の調査から、村幹部の仕事である①集団財産の管理、②社会治

安の維持, ③農業生産の実施, ④委託任務の遂行, ⑤大衆意見の報告, ⑥紛争の調停, ⑦計画生育政策の実施, ⑧環境の保護・改善, ⑨企業・資金の導入, ⑩文化・技術の普及, ⑪政府の検査の対応の中で⑨⑦⑧が最も困難であると指摘している。

劉ら (2014) は村幹部の領導能力が発揮できない要因として制度の制限, 村幹部が政策を決定するための費用対効果の検討, 後備村幹部³⁸の問題という3つを示した。制度の制限は①兩委関係が不調和であること, ②委託代理の関係の下で, 村幹部が自己の利益を謀ろうとすること, ③激励制度の欠如 [a 村幹部の報酬が極めて低い, b 退職・離職後の経済的保障が不足している, c 役職の昇格などの精神的激励が不足している, d 評価制度が非合理的である, e 必要の懲罰制度に欠ける] のことである。また, 村幹部が政策を決定するための費用対効果の検討とは, 政策を決定することが参加者の規模・時間・機会費用・情報からの影響を受けていることである。後備村幹部の問題として①後備村幹部の担い手が不足している, ②後備村幹部の選抜・訓練が規範化されず, 管理が硬直化している, ③後備村幹部は仕事を積極的に行うが, 統治能力が足りない, ④後備村幹部は仕事に対して真剣であるが, 挑戦性が不足している, ⑤後備村幹部は経済の発展に全力を尽くしているが, 成果が出ない (劉ら 2014:226-244)。また, 村幹部には「農村社區建設を促進するため, 大量の時間・精力がかかっている」と指摘している (劉ら 2014:97)。

第7節 考察

これまで, ①村幹部の仕事内容および役割の歴史の変遷, ②仕事内容への影響要因, 仕事の動機づけ・困難性およびそれらの影響要因を整理した。ここからはこの2点について考察する。

1. 村幹部の仕事内容および役割の歴史の変遷

ここでは, 第2節と第3節の内容を合わせて歴史・制度から以下の3点について考察する。つまり, 1. 村幹部の仕事内容および役割の変遷, 2. 各時期における村と村民委員会の内部構造および性質, 3. 村幹部の担い手の変化, である。

(1) 村幹部の仕事内容および役割の変遷

時期を問わず, 常に行われてきた村幹部の仕事は, 村レベルの仕事として社会治安の維

³⁸ 後備村幹部とは, 現役の村幹部を補佐する者である。村幹部の世代交替を順調にするため, 現役の村幹部の中あるいはその他の優秀な若者から選りすぐり, 育成する仕組みである。

持、公益事業（福利や救済など）の実施、村経済の発展である。村民レベルの仕事は民間紛争の調停、村民利益の擁護、村民の教育である。

郷村政権期における村幹部の仕事内容は以下の 4 点が考えられる。①土地改革段階（1950-1953 年）における農民協会は、土地分配のような村民レベルの仕事を中心的に行ってきた。②農業合作化運動段階における合作社（1954-1957 年）の村幹部は、村民レベルの仕事が減り、村レベルの仕事が増えていた。村レベルの仕事の中では村の組織づくり（合作社の設立）と村民の生産活動の管理に力を入れていた。合作社の組織づくりは人民公社の基盤づくりにもつながっている。③高級社の執行機構である監督委員会は社内業務の実施を監督し、社内の生産活動・分配活動の公正性・公平性に影響を与えていたと考えられる。④郷村政権期の村幹部の仕事内容から、村幹部は村民の生産活動の管理を仕事を中心としており、村民の生活課題への対応については重視していなかった。そのため、村民の生活課題は家族および近隣の互助によって対応されていたと考えられる。

郷村政権期における村幹部の役割を考察すると、土地改革の実施主体である農民協会は「専区・省一県一区一郷（行政村）」のそれぞれに置かれることと、農業合作化運動の高級社の主任は政府から指定され、副主任は政府と村によって決定されることから、村幹部は政府の政令を執行しなければならなかった。これは、徐（1997）が指摘したような村幹部の「政府の代理人」の役割にあたると思われる。また、土地改革段階の村幹部は土地を農民に分配し、農業合作化運動段階の村幹部は社員の生産と労働の分配について直接に管理することから「村民の代理人」の役割を果たしていたと考えられる。

政社合一期において、村レベルの管理組織である生産大隊は行政組織の中に位置づけられたため、行政レベルの仕事が初めて村の業務に入ってきた。また、すべての農民は生産隊の隊員として、個人（家族）単位ではなく集団の一員となり、農民の生産と生活が統合されるようになった。そのため、村幹部は農民の生産活動のみならず、生活課題を含めて対応するようになった。村幹部の仕事は村民レベルの仕事と村レベルの仕事が合併したものとなった。これらのことから、政社合一期の村幹部は主に「政府の代理人」と「村の管理人」の役割を果たしていたと考えられる。

郷政村治期において、村民委員会の創設段階（1983-1987 年）は、村民委員会が初めて設置され、法律に自治組織として位置づけられた。人民公社体制の解体とともに統一的な生産・分配の仕事がなくなったため、村幹部は行政レベル、村レベル、村民レベルのすべての仕事を行うようになった。また、1978 年から土地請負制度の実施によって農民に土地

の経営権が与えられ、生産活動が農民に任せられたため、村幹部による農民の生産活動の管理機能は政社合一期に比べて弱くなっている。村民委員会の創設段階における村幹部の役割は先行研究で示されたように「政府の代理人」と「村民の代理人」という役割を果たしていたと考えられる。

村民委員会の普及段階（1988-1998年）において、家庭土地請負制度の展開と計画生育政策、義務教育の実施などの当時の社会的背景の影響により、行政レベルの仕事は①文化教育の発展、科学技術・知識の普及、②農民から郷鎮の割当費用の徴収、③計画生育政策の実施、④救済金品の交付状況の公開、⑤光熱費の徴収および徴収状況の公開などの仕事新たに実施されるようになった。村レベルの仕事では①村民に「三提五統」（費用）の徴収、②村幹部の手当水準および人員の決定、③プロジェクトの請負、④集団収益の使用、⑤村務の実施状況の公開、③村の自治規定の制定などの仕事新たに実施されるようになった。村民レベルの仕事として住宅土台の管理が新たに実施されていた。村民委員会の普及段階から、村幹部の仕事は金銭とのかかわりが強くなり、村幹部の権限が強化される傾向がみられるようになった。これは村幹部の在職消費などの経済問題の原因になると考えられる。村民委員会の普及段階における村幹部の役割は「政府の代理人」と「村民の代理人」という二重役割を果たしているとともに、金銭・権限を握っているため、一部の村幹部は「私利を謀る代理人」の役割を果たしていたと考えられる。

村民委員会の展開段階（1999年-現在）において、2006年の農業税廃止の影響と電子化の普及、2015年の計画生育制度の改正に伴い、村幹部の行政レベルの仕事として郷鎮の割当費用の徴収、光熱費の徴収（関係部署もしくは指定小売店で支払うため）、「一人っ子」政策の実施がなくなった。村レベルの仕事は①村の非営利社会組織の支持、②農村社区建設の促進、③村務の実施状況の公開、④村務の記録の作成、⑤現役・離職の村幹部の経済的責任の監督などの仕事新たに実施されるようになった。その理由は、①②が社会主義新農村建設と農村社区建設の政策から派生されたもので、③④⑤は村幹部の在職消費を抑えるためのものであると考えられる。村民委員会の展開段階における村幹部は村民委員会の普及段階と同様の役割を果たしているが、「政府の代理人」と「私利を謀る代理人」の役割が弱体化され、「村民の代理人」の役割がより重視されるようになっている傾向がみられた。

(2) 村と村民委員会の内部構造および性質

郷村政権期において、まず、土地改革段階には、農民協会は省・専区の農民協会一県の

農民協会一区の農民協会一郷（行政村）の農民協会の体制となり、村の組織として位置づけられた。農民協会は法律では土地改革の執行機関であり、群衆的自治組織であると位置づけられるが、「実際に行政村農民協会は村の政治・司法・武装・治安などの権限を握って、基層行政組織の機能を果たしていた」（劉ら 2014:90）。また、村レベルでは行政村が基層政権組織として設置された。これらのことから、当時の村レベルでは行政村と農民協会という2つの管理組織があり、また、農民協会は法律上では群衆的自治組織であるが、実際には基層行政組織であるといえる。

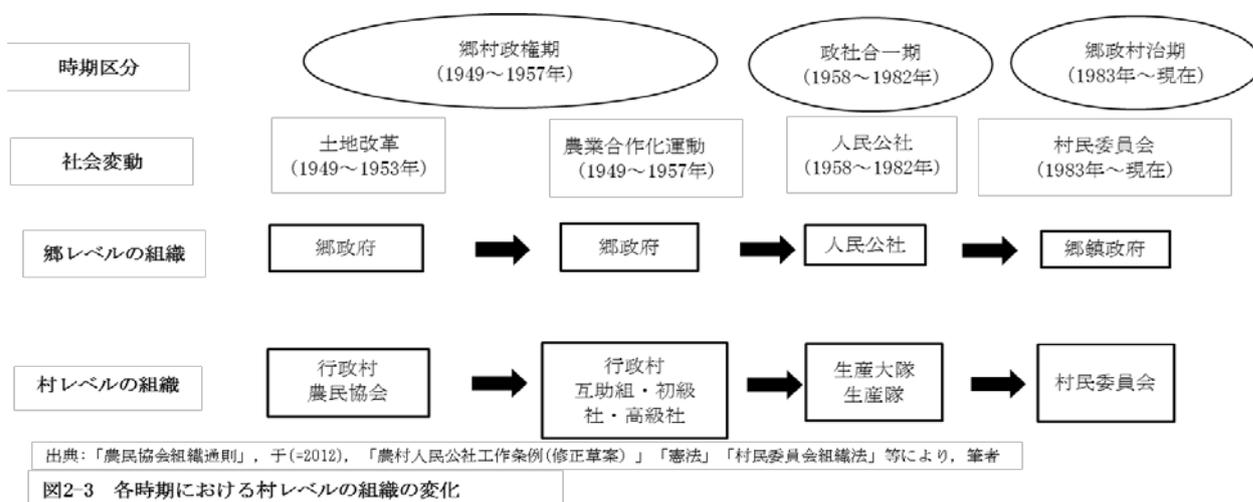
次に、農業合作化運動段階において経済的組織である合作社（初級社と高級社）は農村の管理主体となり、合作社の内部では社員大会、管理委員会、監察委員会、作業組や耕作組が設置され、構造が複雑化し、業務分化および業務責任が明確にされた。合作社は「郷レベル以下の地方政権組織の多くの機能を請け負っており、国家行政組織が郷以下の郷村社会を直接に管理する最も重要道具となっていた。つまり、合作社は単なる経済組織ではなく、各種の政権組織の権力と義務も持っていた。多くの場合において、合作社は国家を代表し、社内の政治経済事務に関する管轄権を行使することができる」組織であった（于=2012:234）。これらのことから、合作社は農民協会と同様に基層行政組織であると考えられる。また、農業合作化運動段階において、1954年に内務部が公表した「関与健全郷政権組織的指示」によれば、「行政村の下では自然村の範囲によって居民組を区画する。村には代表主任を設け、代表主任は郷人民代表の中から推薦される。また、居民組には組長を設け、郷の人民代表を兼任する」と規定されている。また、1954年の「憲法」改正によって行政村に関する規定が削除された。これらのことから、行政村の性質は1954-1957年の間に村の基層行政組織ではなくなったことが法律から確認される。一方、郷政府による行政村に対する管理は強化され、行政村に人員配置をすることから、行政村は郷政府の出先機関であると考えられる。

政社合一期において、人民公社の農村では人民公社一生産大隊一生産隊という三級管理体制が実施されていた。人民公社は現在の末端行政組織である郷鎮政府に相当し、生産大隊は村民委員会に相当し、生産隊は村民小組に相当する。この三級管理体制は生産隊を基礎とし、厳格な上下関係をもっている。生産大隊は大隊範囲内の「工・農・商・学・兵（工業・農業・商業・教育・民兵）」という「五位一体」の業務を実施し、「生産大隊は人民公社と生産隊の中間組織であり、唯一の法律に裏付けられた村レベルの組織である」（馮ら 2013:657）。これらのことから、実際には生産大隊と生産隊も末端行政組織の一部であると

いうことができる。

郷政村治期において、村民委員会設立以来、村民委員会の下で人民調解、治安保衛、公衆衛生などの委員会および村民小組が設置されるようになった。法律上、村民委員会は郷鎮行政組織の下における群衆的自治組織であると位置づけられている。

以上のことから、村レベルの管理組織（図2-3）は行政村と農民協会→行政村と互助組・初級社・高級社→生産大隊・生産隊→村民委員会のように変化した。そのうち、行政村、生産大隊、生産隊は末端行政組織であり、農民協会、村民委員会は群衆的自治組織であり、互助組、初級社、高級社は経済的組織である。新中国成立後から現在に至るまでの村レベルの組織の性質は行政組織から自治組織に変化したと考えられる。



(3) 村幹部の担い手の変化

土地改革段階の農民協会の村幹部は組長・副組長および文書秘書などであり、主に貧・雇農が担当主体であり、品行方正、良い村民関係、積極的な服務意欲、政策の執行力、知識などが求められた。このことから、村幹部には生産活動から離れていない貧・雇農の身分が要求されていたといえる。

農業合作化運動段階の臨時互助組の村幹部は組長・副組長・会計であり、生産に精通していることが要求された（于=2012:246）。合作社（初級社と高級社）の村幹部は「より広い知見を持ち、文化水準をもつ」者であった（于=2012:246-7）。これらのことから、互助組の村幹部は農作業の経験が重要視され、合作社の村幹部は広い知見、教育が求められていたといえる。

人民公社の生産大隊の村幹部は大隊長、管理委員と監察委員の委員および党支部の党员である。彼らの報酬については、国家の財政から支出されるか、生産隊から彼らに一定の

工分（労働点数）を補助されるという2つの方式があった（「条例」第50条）。生産隊の村幹部の担い手は隊長、会計などであり、農作業の経験、正義感などの品行が求められる。生産隊の村幹部の報酬は定額の補助あるいは誤工補助がある。生産大隊と生産隊の村幹部は「生産活動から離れることができない」ため、農民である身分と求められる。これらのことから、当時の村幹部は農民の身分、農作業の経験、品行が求められ、一定の手当補助が得られるといえる。

村民委員会の村幹部は主任、副主任、会計、各委員会の委員、村民小組長であり、村民から選挙されることと、実際に村民委員会のリーダーと党支部のリーダーは兼任されることが多いこと、これらのことから村幹部の多くは党員であることがうかがえる。また、村幹部は農民でもあるため「二重の身分」をもっていることになる。村幹部の仕事内容、動機づけ、仕事の困難性に影響を与える要因の検討結果から、現在の村幹部には学歴、社会的経験、能力、党員であることなどが求められている。

2. 村幹部の仕事内容・動機づけ・仕事の困難性およびそれらの影響要因

ここでは、第4、5、6節の内容を踏まえて以下の4点を考察する。つまり、1. 村幹部の仕事内容およびその影響要因、2. 動機づけの内容およびその影響要因、3. 仕事の困難性およびその影響要因、4. 仕事内容・動機づけ・困難性の関係性、である。

(1) 村幹部の仕事内容およびその影響要因

第4節で示したように村幹部の仕事内容の影響要因には農民の身分、(期待される)社会的役割、政治制度、動機づけ、個人属性がある。そのうち、農民の身分は「組織法」の「生産活動から離れない」ことに規定されており、現役の村幹部の大多数は農民の身分である。そのため、身分の要因は仕事内容に大きな影響を与えないと考えられる。政治制度の要因と社会的役割の要因は時代背景と密接に関連しているため、社会的背景という1つの要因にまとめられる。これらのことから、村幹部の仕事内容に影響する要因は社会的背景、動機づけ、個人属性という3つの要因であると考えられる。

第2節で示したとおり社会的背景により仕事内容に差異があることがわかっている。また、研究動向からみると、村幹部の動機づけと個人属性は村幹部の仕事内容に影響を与えている。第2節で示したように村幹部の仕事内容を行政レベルの仕事、村レベルの仕事、村民レベルの仕事に分類することが妥当であれば、動機づけと個人属性は3つのレベルの仕事にどのような影響を与えているのかを検討することが必要である。

(2) 動機づけの内容およびその影響要因

第5節で示した村幹部の動機づけの内容を分析すると(表2-3)、金銭動機と名誉動機、権力動機、達成動機、帰属動機と貢献動機という6因子にまとめることができる。現在の農村では宗族、大家族が解体されつつあるため、これらの動機づけの因子については分析の対象から除外した。第5節で示したように村幹部の動機づけに影響を与えているのは性別、年齢、党員、役職、社会的経験、経験年数などの個人属性と地域経済の発展状況の要因がある。村幹部の個人属性による動機づけの差異は先行研究によって検討されているが、村幹部の属性にはどのようなパターンがあるのか、各パターンの動機づけはどのような特徴があるのか、についての検討が必要である。

因子	内容
金銭動機	・一定の手当補助を得る ・他の経済的収益(グレー収入)を得る
名誉動機	・自分(家族)の村内での社会的声望を高める ・自分(家族)の村内での面子を保つ ・自分(家族)の村内での社会的地位を高める
権力動機	・政府の支持を得る ・昇格及び学習訓練の機会を得る ・郷鎮政府の役員と接し、便宜を図ってもらう ・政府と接し、より多くの政策情報を得る ・村内の発言権・決定権をもつ ・村の主要な資源を支配する
達成動機	・村民のために仕事を行い、一定の達成感を得る ・自分が村幹部を担当することができることを証明する・趣味として村幹部を担当する・人生の経験、能力、発展機会を増やす ・再任する
帰属動機	・村民から認められ、一定の帰属感を得る ・村民からの支持と擁護を得る ・村民による監督と世論がある ・村規によって村幹部として認められる
貢献動機	・村民に貢献したい ・村民から能力を認められ、村幹部の担当を望まれる ・党員として村民に貢献すべきである ・自らの力量によって村民を領導し共に裕福になる

出典：賀ら(2006)、余ら(2008)、郭(2013)、張ら(2014)により、筆者作成。

(3) 仕事の困難性およびその影響要因

第6節で示した困難性を分析した結果(表2-4)、困難性の原因と困難性の内容に分類することができた。困難性の原因は村財源・人材・権限の不足、報酬体制・評価体制・激励体制の不備である。困難性の内容は行政レベルの仕事の困難性、村レベルの仕事の困難性、村民レベルの仕事の困難性である。

困難性の原因は困難性の内容に影響を与えていることが考えられる。また、村幹部の個人属性は困難性の内容にどのような影響を与えているのか、村幹部の動機づけは困難性の内容にどのような影響を与えているのか、村幹部の仕事内容は困難性の内容にどのような影響を与えているのかなどについての検討が必要である。

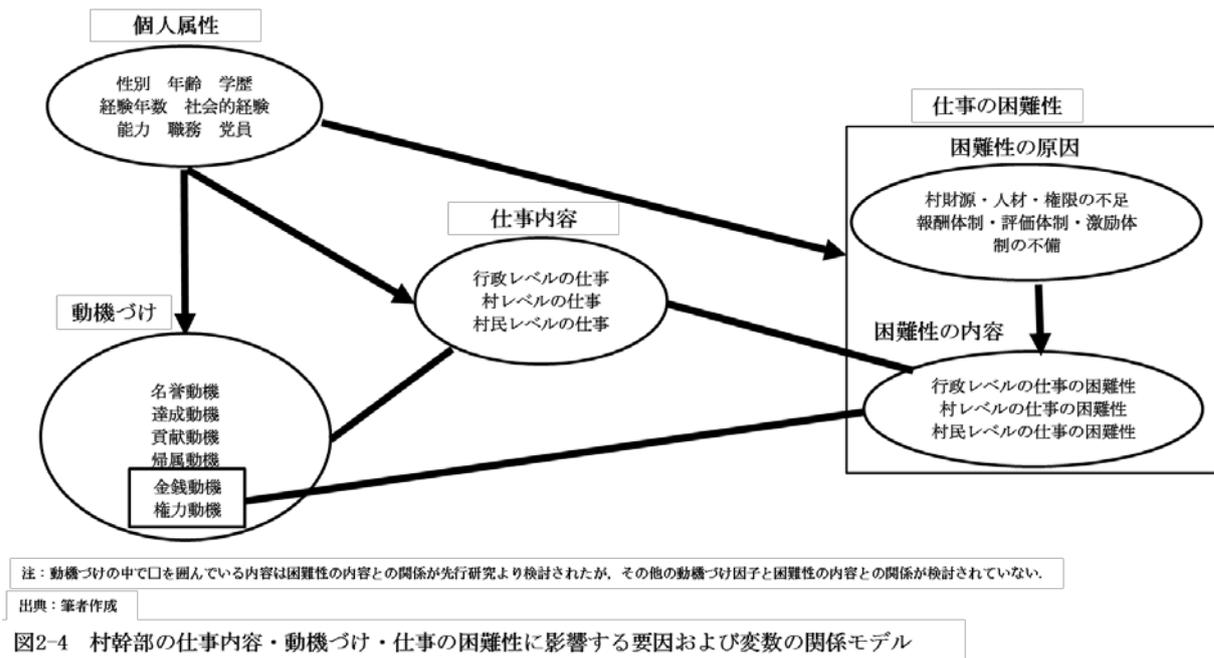
表2-4 村幹部仕事の困難性

分類	カテゴリー	項目
困難性の原因	村財源・人材・権限の不足	財源 ・財源の減少
		人材 ・仕事意欲の低下 ・ストレスが高い ・二重身分 ・後備村幹部の問題 ・高齢化の深刻化 ・能力不足 ・教育水準が低い ・(管理)観念が古い
	報酬体制・評価体制・激励体制の不備	権限 ・村民をコントロールする能力の低下 ・政治的な支持力の低下
		報酬体制 ・仕事が煩雑 ・退職後の保障がない ・手当補助の水準が低い ・報酬が仕事の量に見合わない
困難性の内容	行政レベルの仕事の困難性	評価体制 ・評価体制が非合理的 ・懲罰体制に欠ける
	村レベルの仕事の困難性	激励体制 ・職務の昇格しづらい
	村民レベルの仕事の困難性	・税費徴収 ・計画生育政策 ・政府が示す目標が高すぎる ・村幹部の仕事時間の配分が非合理的 ・企業や資金の導入 ・環境の保護・改善 ・公益事業の実施 ・農村社区建設 ・村民と緊張関係にある ・村民管理が難しい ・生産の指導が難しい ・村民を領導し経済を発展させる能力が不足している

出典：劉ら(2003)，張ら(2006)，劉ら(2007)，郝(2008)，唐(2010)，張(2010)，劉ら(2014)により，筆者作成。

(4) 仕事内容・動機づけ・困難性の関係性

歴史・制度からみると，社会的背景の変化とともに村幹部に対する要求（個人属性），仕事内容，仕事の困難性が変化している．研究動向によって示された村幹部の仕事，動機づけ，困難性および影響要因の関係性を図 2-4 で示した．そこから，いくつかの仮説が立てられる．つまり，①個人属性は村幹部の仕事内容に影響を与えている．②個人属性は村幹部の動機づけに影響を与えている．③個人属性は村幹部の仕事の困難性に影響を与えている．④村幹部の動機づけと仕事内容に影響しあう．⑤村幹部の仕事内容と困難性の内容に影響しあう．⑥動機づけと困難性の内容に影響しあう．⑦困難性の原因は困難性の内容に影響を与えている．これらの仮説の検証が必要である．



第8節 小括

本章では、新中国成立後から現在までを、郷村政権期、政社合一期、郷政村治期に分けて、各時期における村と村民委員会の構造、村幹部の仕事内容、村幹部の担い手および役割の変遷を整理した。村幹部の役割は自治機能中心に戻すべきであり、村民に奉仕すべきであるため、村幹部は村民レベルの仕事を中心に展開すべきであると考え。そのため、村幹部には村の非営利社会組織を支持し、農村社区建設を促進し、土地徴用を実施することが重要となる。

中国農村部では高齢化、核家族化が進んでおり、今後高齢者に対する村幹部による支援が重要になってくる。また、村民委員会の運営の透明性を確保することと村幹部の在職消費の問題を防ぐため、村務の実施状況の公開や経済責任の監督が重要である。村幹部の役割について、本章では先行研究が指摘した「政府の代理人、村民の代理人、私利を謀る代理人」の役割に基づき検討したが、今後は村幹部の仕事内容と関連づけながら具体的な役割を分析していく必要がある。

村と村民委員会の性質について、先行研究の中では自治組織、行政組織（政権組織）を示したが、これらの定義が明確にされてこなかった。そのため、今後、自治組織や行政組織などの定義を明確にすることが必要である。

村幹部の仕事内容、動機づけ、仕事の困難性の影響要因に関する研究がこれまで多く行われてこなかったことと、それぞれの要因の検討が十分に行われてこなかったことがわかった。今後は図 2-4 で示したモデルおよびそれに基づき設定された仮説を、村幹部を対象とする量的調査から検証していく必要がある。

第3章 中国農村部の高齢者に対する村幹部の支援実態および役割・機能

—インタビュー調査をもとに—

第1節 本章の目的

農村部高齢者は社会保障制度実施上および生活上の多様な課題を抱えており、何らかの支援が必要である。中国農村部においては高齢者向けの支援が非常に限られており、また、家族の扶養機能が低下しているが、農村部における高齢者サービスはまだ普及していない。そうした背景の下で、農村部高齢者に対する唯一の支援は村幹部からの支援であると考えられる。しかし、農村部高齢者に対する村幹部の支援実態の研究は注目されておらず、支援実態は未だ明らかになっていない。

先行研究では村幹部の役割を「政府の代理人」「村民の代理人」「私利を謀る代理人」などに整理しているが、それらは理論研究にとどまっている。実際には村幹部は農民でありながら地域リーダー（公務員ではない）であるという複雑な身分であるため、政府からの指示と法律・制度に従いながら村民にサービスを提供している。したがって、村幹部の役割を完全に「政府の代理人」「村民の代理人」「私利を謀る代理人」として線引きすることは難しい。また、村幹部がこのような役割を担うとき、どのような機能を果たしているかについての実証研究が必要である。これについての実証研究が極めて少ない。

本章では、村幹部による農村部高齢者への支援実態を明らかにし、それと関連づけながら村幹部の役割・機能を考察する。

第2節 研究方法

1. 調査地区・調査協力者の特徴

A 鎮は江蘇省の中で経済発展が遅い蘇北地区に位置し、農業を中心とし、鎮の中心部では郷鎮企業³⁹が発展している地区である。A 鎮（面積 96km²）の 2012 年末に総人口は 4.1 万人、そのうち高齢者人口は 7,473 人で総人口に占める割合が 18.4%であり、12 村で構成される。

前述した「三主幹」は村全体を管理し、村内の高齢者の実態を熟知している。そのため、本章では、A 鎮の 12 村を経済発展の程度によって 3 つに分類し、その中から 2 村ずつ計 6

³⁹ 郷鎮企業とは、中国の郷・鎮と村にある中小企業を指す。人民公社時代の社隊企業から、人民公社解体後の郷鎮企業の名称に変わった。村営、私営等様々な経営形式がある。

村を選び、各村の「三主幹」から1名ずつ推薦された計6名の村幹部の協力を得た。調査協力者の基本属性は表3-1のとおりである。

表3-1 調査協力者の基本属性

ID	性格	年齢	戸籍	担当年数	担当役職	住所	居住年数
A	男	58	非農村	38	会計	当村	58
B	男	52	農村	20	副書記	当村	52
C	男	52	農村	32	主任	当村	52
D	男	56	農村	36	主任	当村	56
E	男	55	農村	25	書記	当村	55
F	男	55	農村	5	主任	当村	55

2. 調査方法・調査期間

鎮長と鎮の矛盾調停センターの役員から村幹部への調査依頼、調査の日時・場所の再確認などの協力を得た。実施の際、調査の依頼書とインタビューガイドを村幹部に配布し、2013年8-9月にかけて、1名につき約1時間の半構造化インタビューを行った。インタビューガイドは、①担当地域の概要の説明、②農業税費廃止による村幹部の役割変化の説明、③村の高齢者の生活課題、それに対する支援、支援にあたっての困難についての説明、④高齢者により良いサービスを提供するために期待することの説明、の4項目である。

3. 倫理的配慮

本章は、東洋大学大学院の倫理審査委員会の承認によって実施した。録音の同意や個人のプライバシーの保護などについて協力者に伝え、口頭での了承を得た。

4. 分析方法

本章は、KJ法を用いて分析を行った。分析は、語る内容を中国語で逐語化し、日本語に翻訳した後、狭義のKJ法の分析手順のとおり、「ラベルづくり」→「グループ編成」→「表札づくり」→「図解化」→「叙述化」の一連の作業を行った。「グループ編成」においてはラベルづくりを数回で繰り返してグループ編成を行った。その中には「一匹狼」と呼ばれる「最後まで仲間を見つけれず1枚のまま」(川喜田1986:126)のラベルも含まれる。また、「図解化」において、グループ編成の回数を表札の最後に①②③…のように明記し、また、「一匹狼」にはラベルの最後に●をつけ、さらに、島ごとにシンボルマークを書き込んでいる。

その結果、ラベル (130) はグループ編成を 3 回繰り返して、15 の「島」に統合された。分析にあたって、東洋大学大学院の教員および院生の客観的評価により妥当性と信頼性を高めた。なお、本章では、{シンボルマーク} 【3 回目の表札】 【2 回目の表札】 ≪1 回目の表札≫ <ラベル> 「語る内容」を表すこととする。

第 3 節 調査結果

逐語から作成した 130 のラベル (表 3-2) は、{1. システムの問題}、{2. 制度の解決策}、{3. 制度の困難性}、{4. 地域の問題}、{5. 地域の解決策}、{6. 地域の困難性}、{7. 虐待の問題}、{8. 家庭問題の解決策}、{9. 家族の困難性}、{10. 社会の冷たい目}、{11. 党員からの補助}、{12. 使命・やりがい}、{13. 制度への期待}、{14. 地域への期待}、{15. 家族への期待} という 15 の「島」⁴⁰に形成された。

1. 村幹部の語りに関する全体図解

村幹部の語りに関する全体図解は図 3-1 に示したとおりである。村幹部は農村部の高齢者問題に対して {システムの問題}、{地域の問題}、{虐待の問題} があると意識し、それらに対応するために、{制度の解決策}、{地域の解決策}、{家庭問題の解決策} を講じ、{制度の困難性}、{地域の困難性}、{家族の困難性} を抱えている。

一方で村幹部は {使命・やりがい} を得て、長期目標として {制度への期待}、{地域への期待}、{家族への期待} をしている。{使命・やりがい} はそれぞれの解決策に肯定的な影響を与えている。

困難性は解決策を阻害し、{システムの問題}、{地域の問題}、{虐待の問題} を起こす。{社会の冷たい目} は {虐待の問題} を抑制し、村幹部の {家庭問題の解決策} を支持している。党員は村幹部の解決策の実行を補助している。

⁴⁰ 「グループ編成を何段階まで進めたらよいか。これについては、最終の束（一匹狼も一束と同格として扱う）が数束以内であること、いくら多くても 10 束以内であること」（川喜田 1986 : 154）という KJ 法のルールがある。しかしながら、本論では 15 の小さい島が形成され、さらに統合すれば 7 の大きな島に統合される。つまり、1, 4, 7 を {Ⅰ 高齢者の生活問題} とし、2, 5, 8 を {Ⅱ 村幹部の解決策} とし、3, 6, 9 を {Ⅲ 困難性} とし、10 を {Ⅳ 社会の冷たい目} とし、11 を {Ⅴ 党員からの補助} とし、12 を {Ⅵ 使命・やりがい}、13, 14, 15 を {Ⅶ 今後の期待} とし、7 つの大きな「島」に統合した。本論では 15 島の結果に基づいて研究を進んでいく。

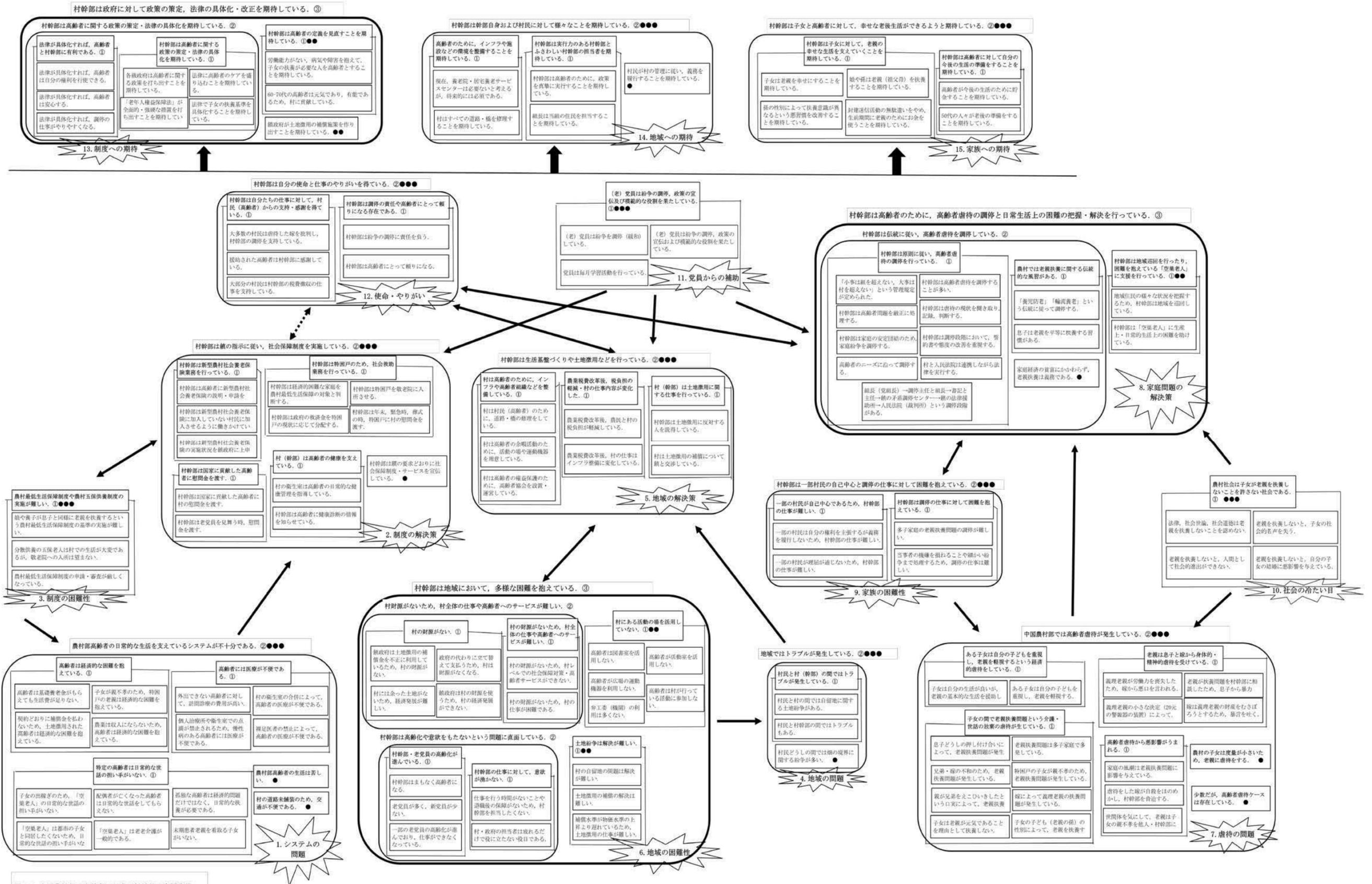


図3-1 中国農村部の高齢者に対する村幹部の支援実態

2. 各島の叙述

{1. システムの問題}

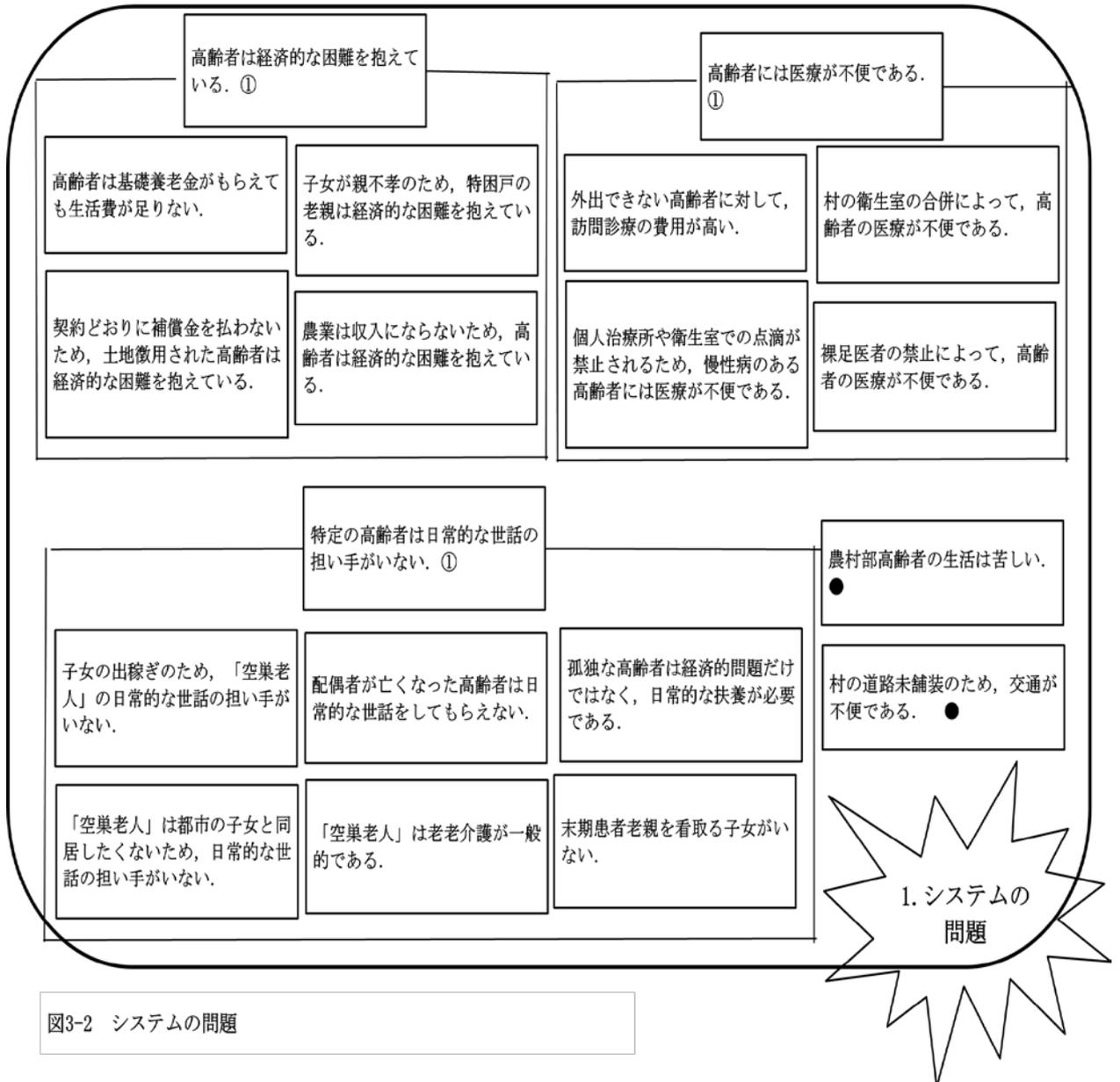
{1. システムの問題} は図 3-2 に示したとおりである。【農村部高齢者の日常的生活を支えているシステムが不十分である】ことは、<農村部高齢者の生活は苦しい>こと、高齢者が経済的な困難を抱えていること、医療が不便であること、《特定の高齢者は日常的な世話の担い手がない》こと、<村の道路未舗装のため、交通が不便である>こと、である。

経済的な困難について、現在の農村部では新型農村社会養老保険が実施されているが、<高齢者は基礎養老金がもらえても生活費が足りない>。高齢者は元気なうちに農作業を行っているが、<農業は収入にならないため、高齢者は経済的な困難を抱えている>。企業や政府が農民の土地を徴用する場合、補償金を支払うが、<契約どおりに補償金を支払わないため、土地徴用された高齢者は経済的な困難を抱えている>。農村部における特困戸では、<子女が親不孝のため、特困戸の老親は経済的な困難を抱えている>。

医療の不便について、新型農村合作医療保険の改正にともない、裸足医者（日本語訳、資格のない医者）や個人医療所、衛生室での点滴が禁止されており、村の衛生室が合併されたため、特に慢性病のある高齢者にとっては医療が不便である。外出できない高齢者に対して訪問診療サービスがあるが、訪問診療の費用が高い。

《特定の高齢者は日常的な世話の担い手がない》ことについて、農村部の<「空巢老人」は老老介護が一般的である>。彼らの子女が都市へ出稼ぎにいったことと、彼らは都市の子女と同居を望まないため、「空巢老人」の日常的な世話の担い手がない。また、<配偶者が亡くなった高齢者は日常的な世話をしてもらえない>ことと、<末期患者老親を看取る子女がない>こと、<孤独な高齢者は経済的問題だけではなく、日常的な扶養が必要である>などの例がある。

農村部高齢者の日常的な生活を支えているシステムが不十分である。②



{2. 制度の解決策}

{2. 制度の解決策} は図 3-3 に示したとおりである。{1. システムの問題} に対して、【村幹部は鎮の指示に従い、社会保障制度を実施している】。まず、新型農村社会養老保険について、村幹部は高齢者に新型農村社会養老保険の説明・申請を行ったり、村の新型農村社会養老保険の実施状況を鎮政府に上申したり、新型農村社会養老保険に加入していない村民に加入させるように働きかけたりする。

社会救助について、村幹部は経済的困難な家庭を農村最低生活保障制度の対象と判断し

たり、政府の救済金を特困戸の現状に応じて分配したり、特困戸を敬老院（鎮民政所の所管する高齢者入所施設）に入所させたり、年末・緊急時・葬式の際、特困戸に村の慰問金を渡したりする。

＜村の衛生室は高齢者の日常的な健康管理を指導している＞ことと、＜村幹部は高齢者に健康診断の情報を知らせている＞ことのように「村（幹部）は高齢者の健康を支えている」。

村幹部は国家に貢献した高齢者に村の慰問金を渡し、老党员を見舞う時も慰問金を渡す。

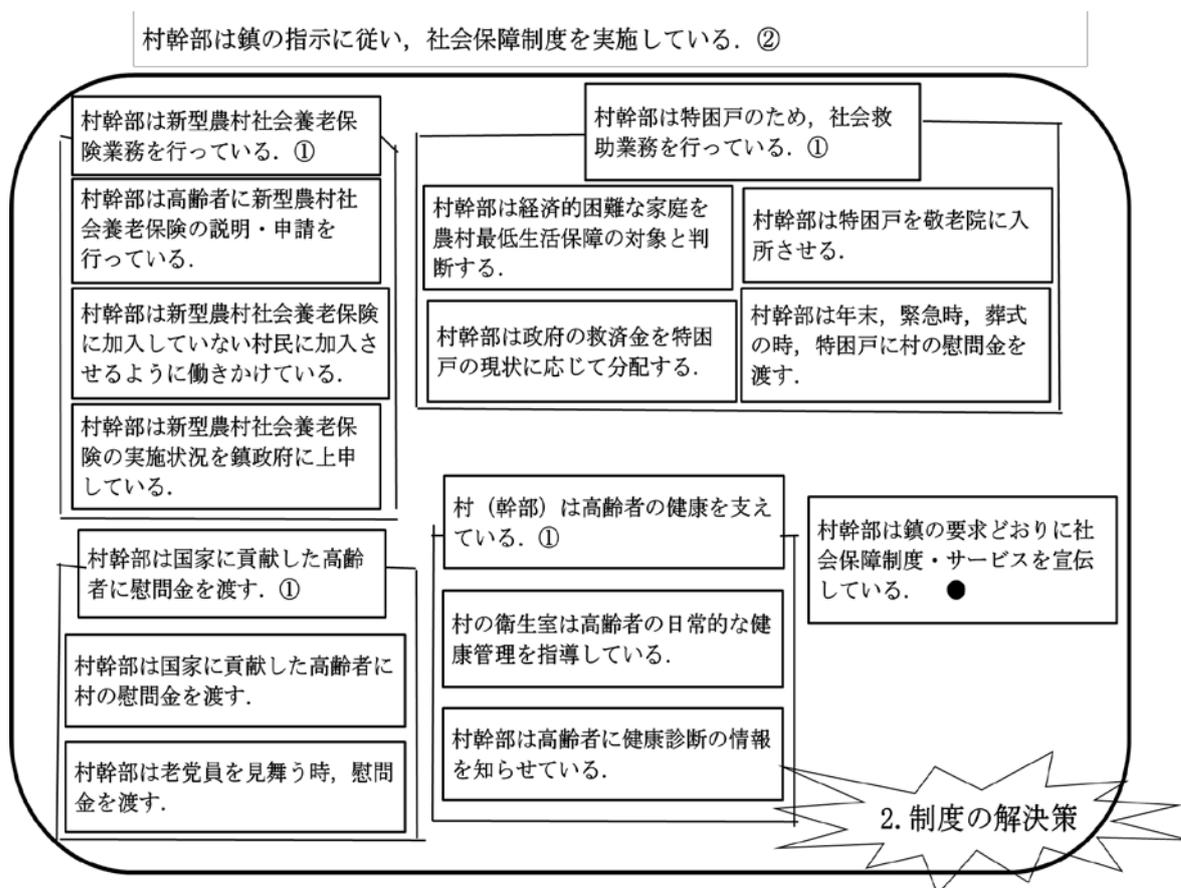


図3-3 制度の解決策

{3. 制度の困難性}

{3. 制度の困難性} は図 3-4 に示したとおりである。村幹部は {2. 制度の解決策} を講じた後、＜農村最低生活保障制度や農村五保供養制度の実施が難しい＞と感じている。近年、農村最低生活保障制度の申請・審査が厳しくなっており、また、＜娘や養子が息子と同様に老親を扶養するという農村最低生活保障制度の基準の実施が難しい＞。また、＜分散扶養の五保老人は村での生活が大変であるが、敬老院への入所は望まない＞。

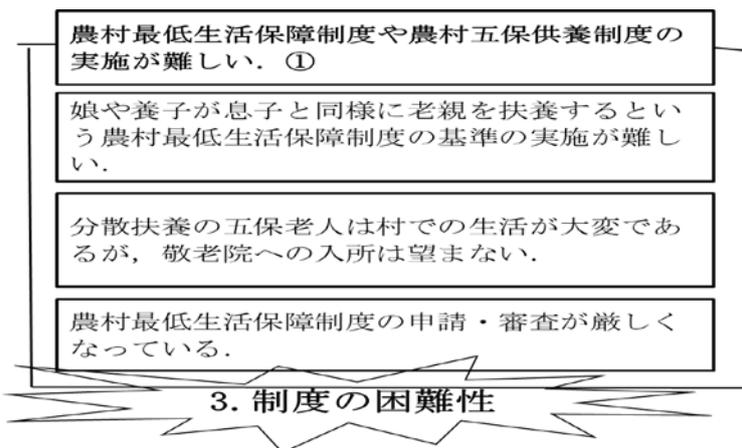


図3-4 制度の困難性

{4. 地域の問題}

{4. 地域の問題} は図 3-5 に示したとおりである。農村【地域ではトラブルが発生している】。< 村民と村の間では自留地⁴¹に関する土地紛争がある>し、< 村民と村幹部の間ではトラブルもある>。また、< 村民どうしの間では畑の境界に関する紛争が多い>。

地域ではトラブルが発生している。②

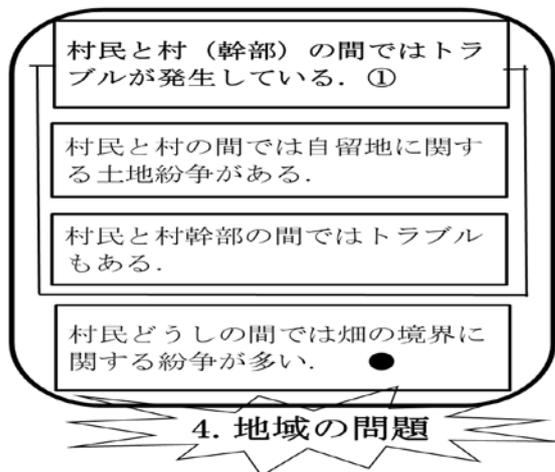


図3-5 地域の問題

⁴¹ 「農業合作化運動が進められている中で、合作社に加入した農民の自家用食糧、野菜栽培などの副業生産の需要を満たすため、少量の土地を農家に残すという自留地政策が制定された。自留地による収入は個人のもので、集団的分配の対象ではなく、徴税の対象にもならない。しかし、農民は自留地の使用権だけを有し、自留地の売買、貸出、譲渡などを行えず、建築物を建てることもできない。自留地の面積は当該地域の一人当たりの耕地面積によって決められる」（張ら 2015:88）。土地請負制度実施後、自留地は取消され、請負土地の中に含まれることになった。自留地の取消（回収）においては村と村民の間で紛争が多発している。

{5. 地域の解決策}

{5. 地域の解決策} は図 3-6 に示したとおりである。

村(幹部)の仕事の変化について、2005年の<農業税费改革後、農民と村の税負担が軽減している>し、村の仕事はインフラ整備に変化してきている。

《村は高齢者のために、インフラや高齢者組織などを整備している》。具体的には、<村は村民(高齢者)のために、道路・橋の修理をしている>。また、<村は高齢者の余暇活動のために、活動の場や運動機器を用意している>。さらに、<村は高齢者の権益保護のために、高齢者協会を設置・運営している>。

土地徴用について、<村幹部は土地徴用に反対する人を説得している>し、<村は土地徴用の補償について鎮と交渉している>。

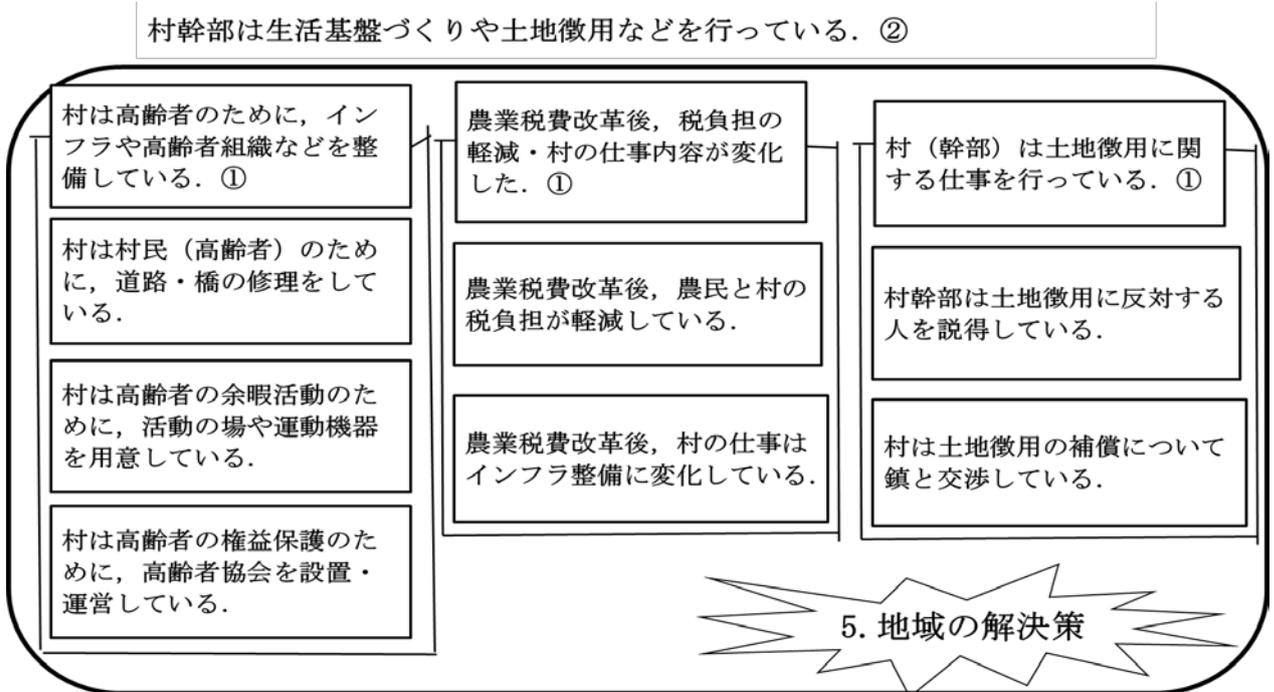


図3-6 地域の解決策

{6. 地域の困難性}

{6. 地域の困難性} は図 3-7 に示したとおりである。村幹部は村の財源、村幹部の高齢化や意欲、活動の場の活用、土地紛争の解決など地域に関する多様な困難を抱えている。

現在、《村の財源がない》状態にある。その理由は、鎮政府は土地徴用の補償金などの村の財源を不正に利用していることや、村が政府の代わりにプロジェクトの実施費用を立て替えていること、<村には余った土地がないため、経済発展が難しい>ことである。そ

の結果、村全体の仕事の実施が難しくなり、また、村レベルでの社会保障対策や高齢者サービスができない。

<村幹部はまもなく高齢者になる>ことや、新党員が少なく<一部の老党員の高齢化が進んでおり、仕事ができなくなっている>。また、一部の村幹部は仕事に対して意欲が湧かない。その理由は<仕事を行う時間がないことや退職後の保障がないために村幹部を担当したくない>ことと、村幹部が経費や精力を使って実施したプロジェクトにもかかわらず、それが村民から望まれないように<村・政府の担当者は疲れるだけで役に立たない役目である>ことからである。

高齢者は村にある図書室や活動室、弁工委（機関）、広場の運動機器を活用しない。また、<高齢者は村が行っている活動に参加しない>。

土地徴用の補償水準が物価水準の上昇より遅れているため、土地徴用に関する仕事が難しい。また、<村の自留地の問題は解決が難しい>。

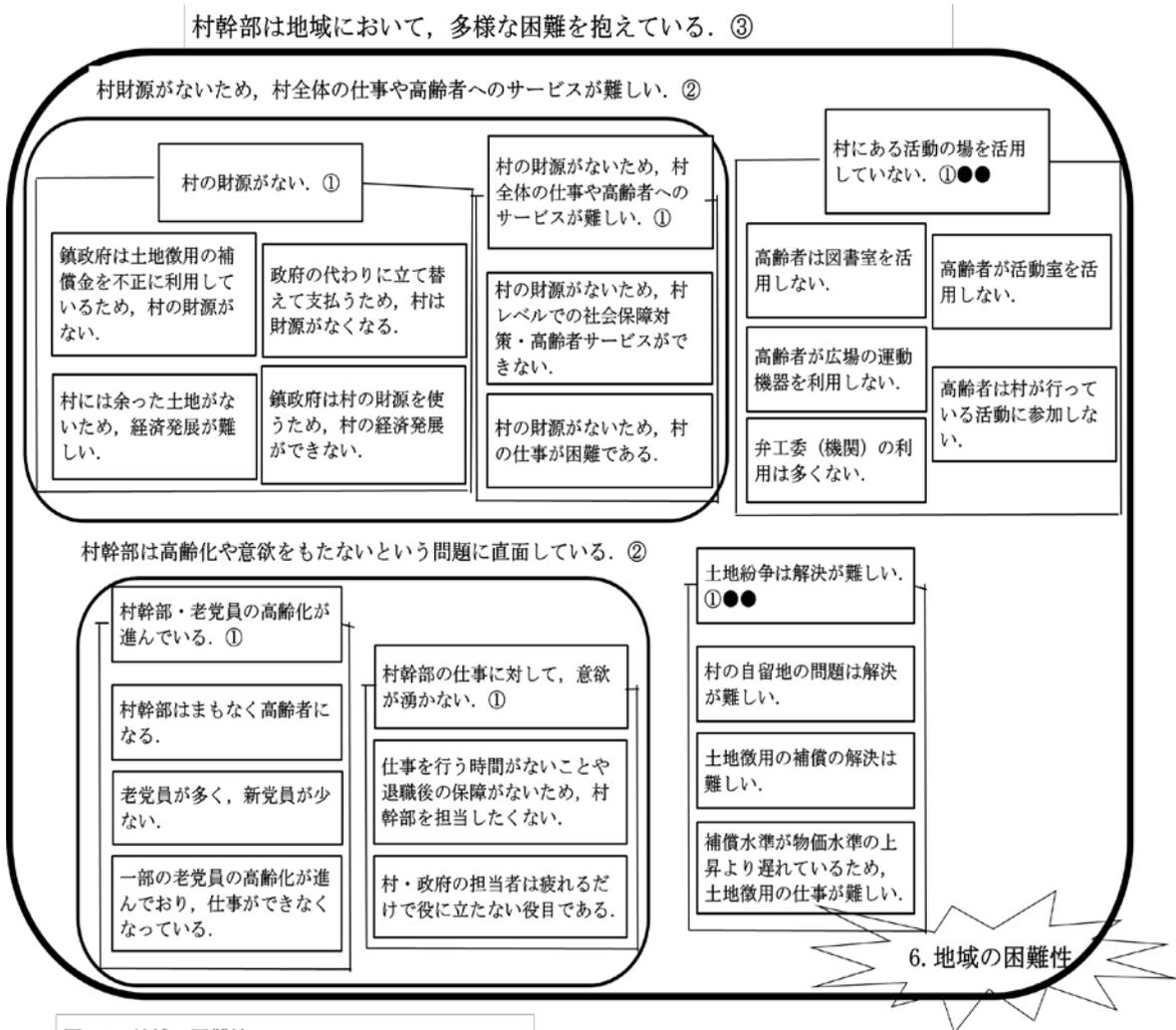


図3-7 地域の困難性

{7. 虐待の問題}

{7. 虐待の問題} は図 3-8 に示したとおりである。農村部では少数であるが高齢者虐待ケースが存在する。その理由として<農村の子女は度量が小さいため、老親に虐待をする>ことが挙げられる。

ある子女は自分の子どもを重視しながらも老親を軽視して基本的な生活を援助しないというような経済的虐待をしている。嫁は義理老親の労働能力の喪失や物品購入などの小さな決定に対する不満、財産の占有のため、義理老親に暴力（言）を振るっている。<老親が扶養問題を村幹部に相談したため、息子から暴力（言）を受けた>こともある。これらのような身体的・精神的虐待がある。

子女の間で生じた老親扶養問題は介護・世話の放棄の虐待に現れる。息子どうしの老親扶養の押し付け合いや兄弟・嫁間の不和、親がほかの兄弟をえこひいきしたという口実、老親が元気であるという口実のため、<老親扶養問題は多子家庭で多発している>。また、<嫁によって義理老親の扶養問題が発生している>ことや、<子女の子ども（老親の孫）の性別によって、老親を扶養する意識が異なっている>こと、<特困戸の子女が親不孝のため、老親扶養問題が発生している>ことなどの例もある。

《高齢者虐待から悪影響がうまれる》。まず、「親不孝の子どもと同じ家庭で育ったきょうだいも親不孝になるような家庭の風潮がある」。また、<虐待をした嫁が自殺をほのめかし、村幹部を脅迫する>ことや、<世間体を気にして、老親は子女の親不孝を他人・村幹部に訴えない>ことのような悪影響がうまれる。

中国農村部では高齢者虐待が発生している。②

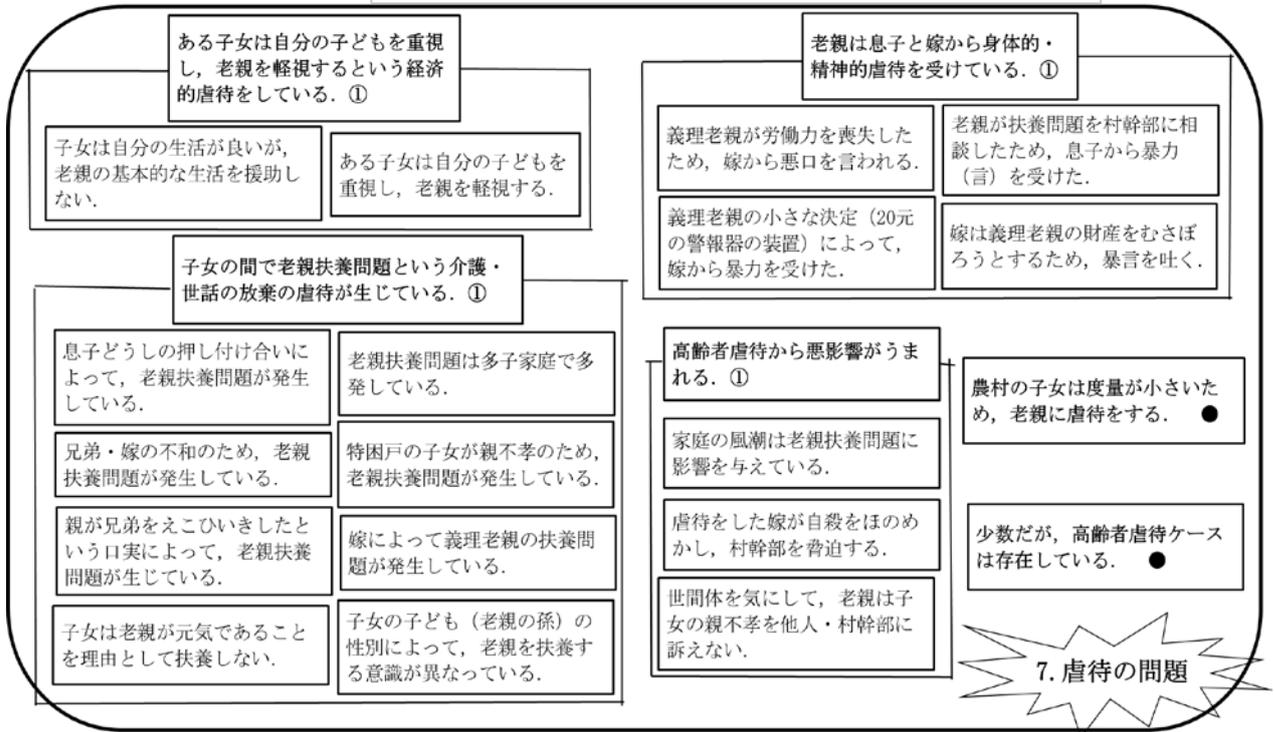


図3-8 虐待の問題

{8. 家庭問題の解決策}

{8. 家庭問題の解決策} は図 3-9 に示したとおりである。家庭問題の解決策として【村幹部は高齢者のために、虐待の調停と日常生活上の困難の把握・解決を行っている】。

<村幹部は高齢者虐待を調停することが多い>。調停の際、村幹部は「小事は組を超えない、大事は村を超えない」という管理規定を定め、家庭の安定団結のため、高齢者のニーズに沿って問題を厳正に調停する。調停の手順として<組長（党組長）→調停主任と組長→書記と主任→鎮の矛盾調停センター→鎮の法律援助所→人民法院（裁判所）という調停段階がある>。また、村幹部は虐待の現状を聞き取り、記録、判断し、調停では子女の態度の改善を重視する。訴訟が起きた場合、<村と人民法院は連携しながら法律を実行する>。村幹部は虐待の調停にあたって、「養児防老」（老後のために子どもを育てる）や「輪流養老」（兄弟が交替で一定期間ずつ親の世話をする）、息子どうしは老親を平等に扶養するなどの伝統的な風習に従い、<家庭経済の貧富にかかわらず、老親扶養は義務である>という法律にも従っている。

そのほか、村幹部は地域住民の様々な状況を把握するため、地域を巡回したり、「空巢老人」の生産上・日常生活上の困難を助けたりする。

村幹部は高齢者のために、高齢者虐待の調停と日常生活上の困難の把握・解決を行っている。③

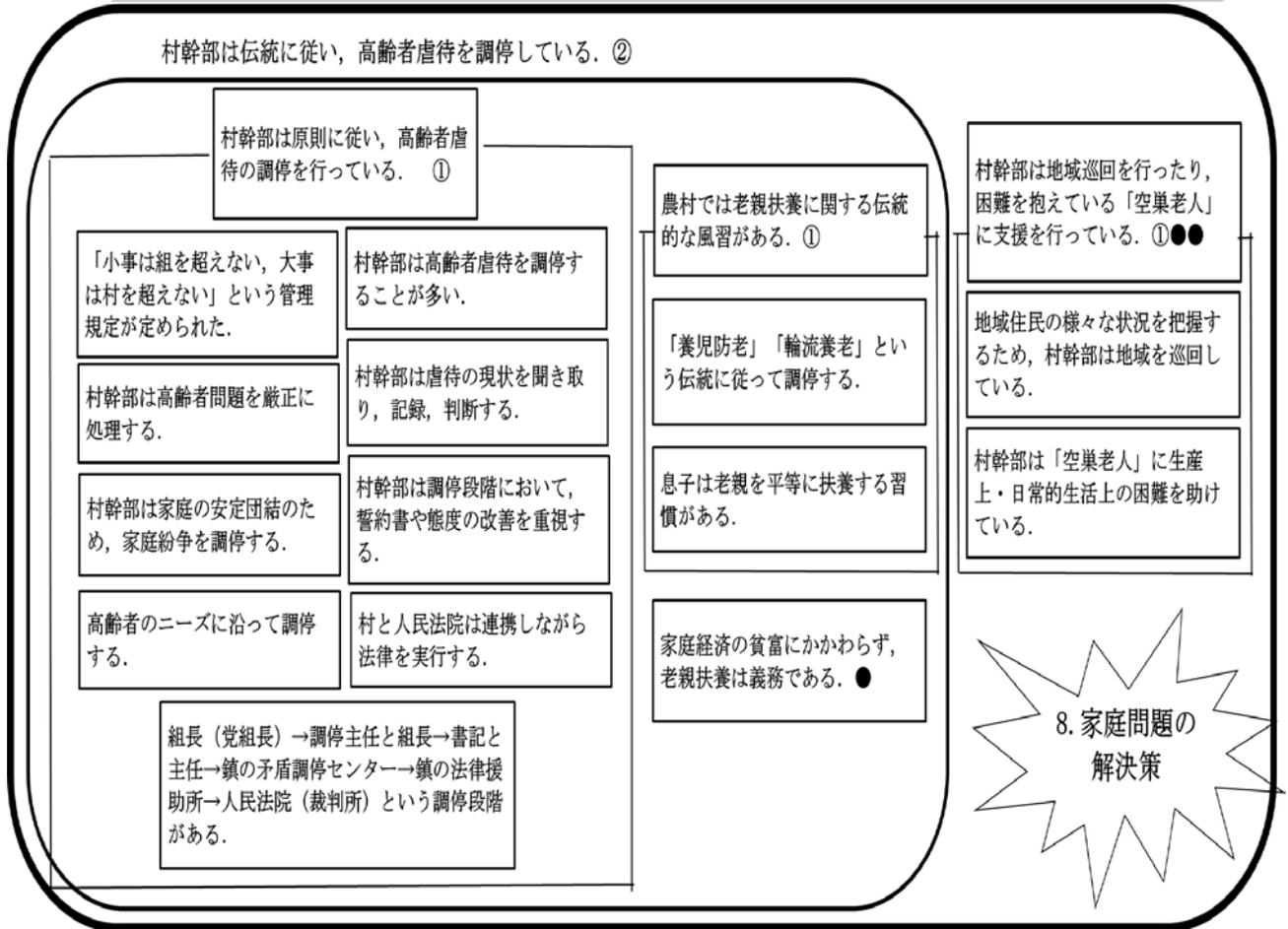


図3-9 家庭問題の解決策

{9. 家族の困難性}

{9. 家族の困難性} は図 3-10 に示したとおりである。村幹部は多子家庭の老親扶養問題などの調停の仕事に対して困難を抱えている。その理由は調停の仕事が当事者の機嫌を損ねることや細かい紛争まで処理するからである。また、一部の村民は自分の権利を主張するが義務を履行しないあるいは理屈が通じないため、村幹部の仕事がやりにくくなる。

村幹部は一部村民の自己中心と調停の仕事に対して困難を抱えている。②

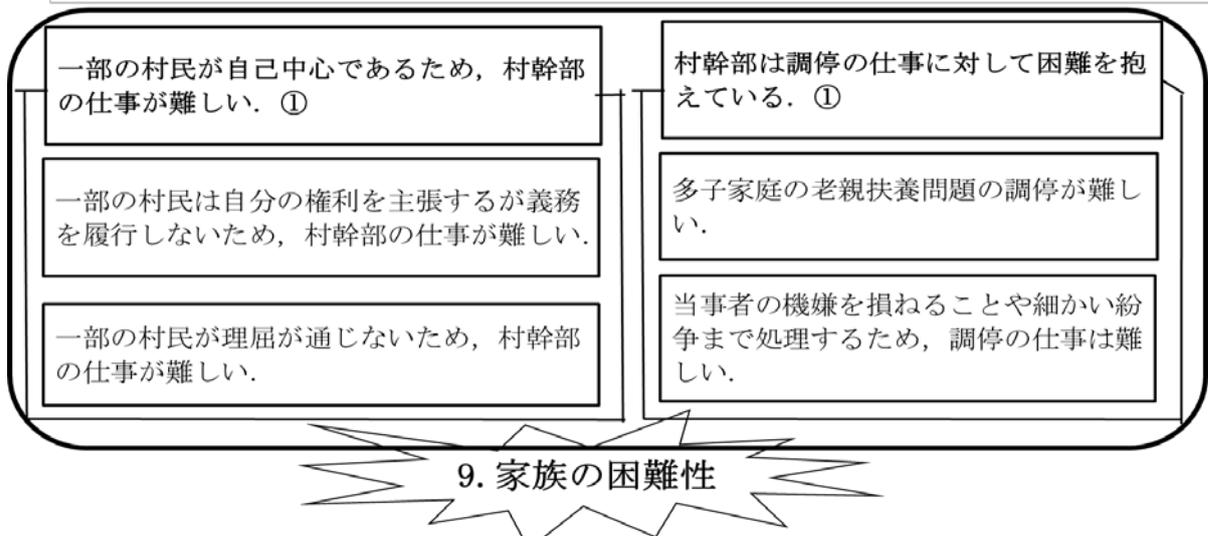


図3-10 家族の困難性

{10. 社会の冷たい目}

{10. 社会の冷たい目} は図 3-11 に示したとおりである。《農村社会は子女が老親を扶養しないことを許さない社会である》。即ち、老親を扶養しなければ、法律、社会世論、社会道徳から認められず、子女は社会的名声を失い、社会的進出がしにくくなり、自分の子どもの結婚に悪影響を与える。

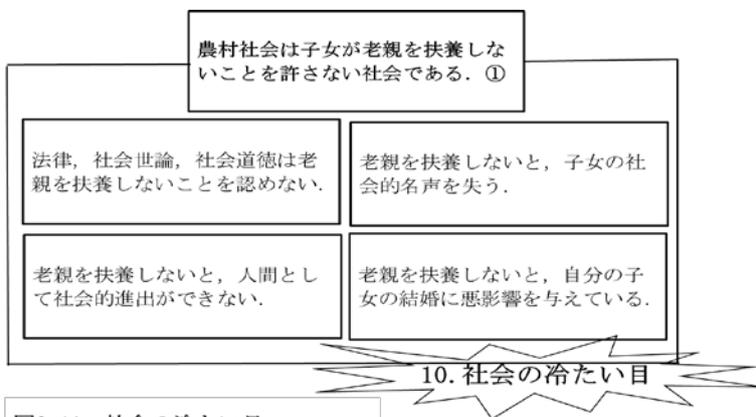


図3-11 社会の冷たい目

{11. 党員からの補助}

{11. 党員からの補助} は図 3-12 に示したとおりである。《(老) 党員は紛争の調停、政策の宣伝および模範的な役割を果たしている》。この役割を果たすために、党員は村ごとに月 1 回「時事政治や日常的な仕事、社会安定、新しい制度」などに関する学習活動に参加している。

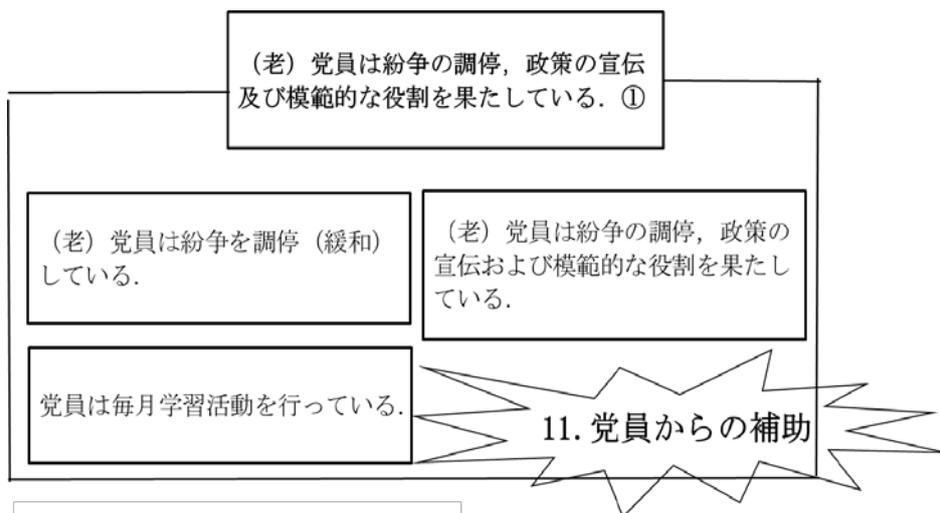


図3-12 党員からの補助

{12. 使命・やりがい}

{12. 使命・やりがい} は図 3-13 に示したとおりである。これらの問題に対する解決策を講じた後、【村幹部は自分の使命と仕事のやりがいを得ている】。＜援助された高齢者は村幹部に感謝している＞。また、＜大多数の村民は虐待した嫁を批判し、村幹部の調停を支持している＞し、村幹部の税費徴収の仕事も支持している。村幹部は村内の紛争の調停に責任を負い、高齢者にとって頼りになる存在である。

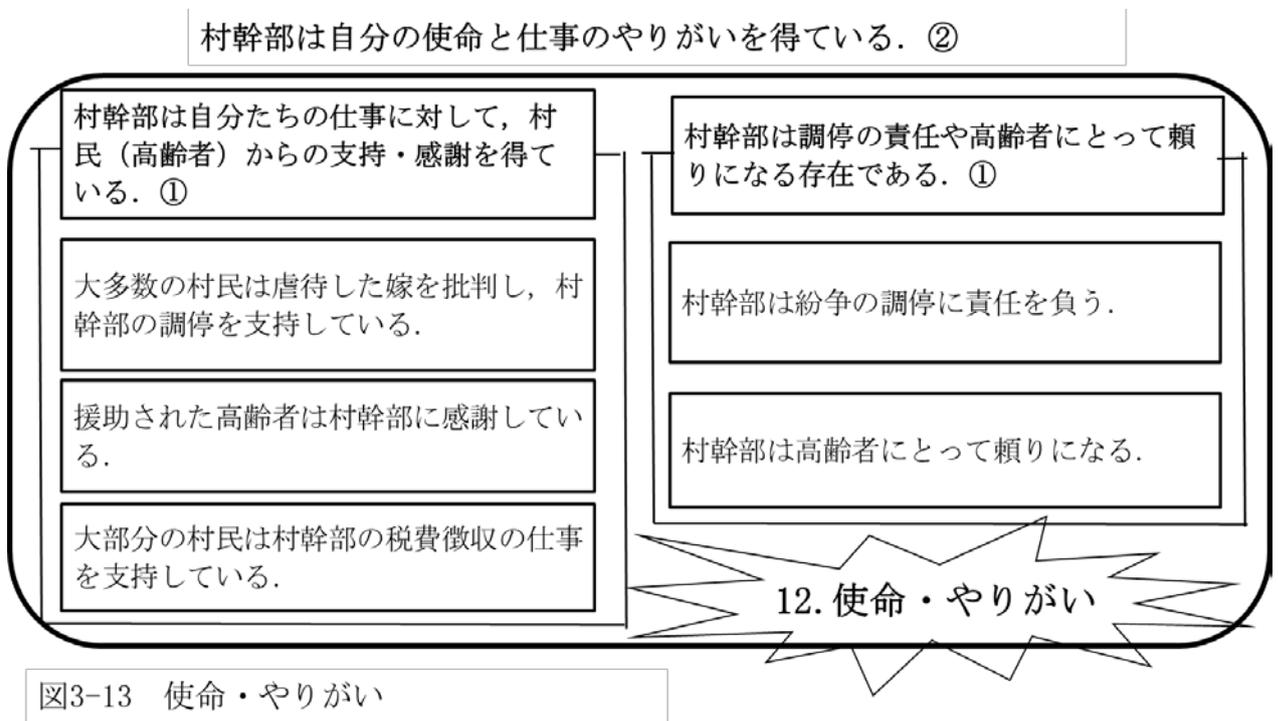


図3-13 使命・やりがい

{13. 制度への期待}

{13. 制度への期待} は図 3-14 に示したとおりである。村幹部は高齢者に関する政策の策定・法律の具体化や高齢者の定義の見直しを期待し、また、〈鎮政府は土地徴用の補償施策を作り出すことを期待している〉。

村幹部は各級政府が高齢者に関する政策を打ち出すことや、「老年人權益保障法」が全面的・強硬な措置を打ち出し、法律に高齢者のケアを盛り込んで子女の扶養基準を具体化することを期待している。そうすれば、高齢者は自分の権利を行使して安心でき、村幹部にとって調停の仕事がやりやすくなる。

法律では 60 歳以上の者を高齢者としているが、実際に〈60-70 代の高齢者は元気であり、有能であるため、村に貢献している〉。そのため、村幹部は〈労働能力がない、病気や障害を抱えて、子女の扶養が必要な人を高齢者とする〉ことを期待している。

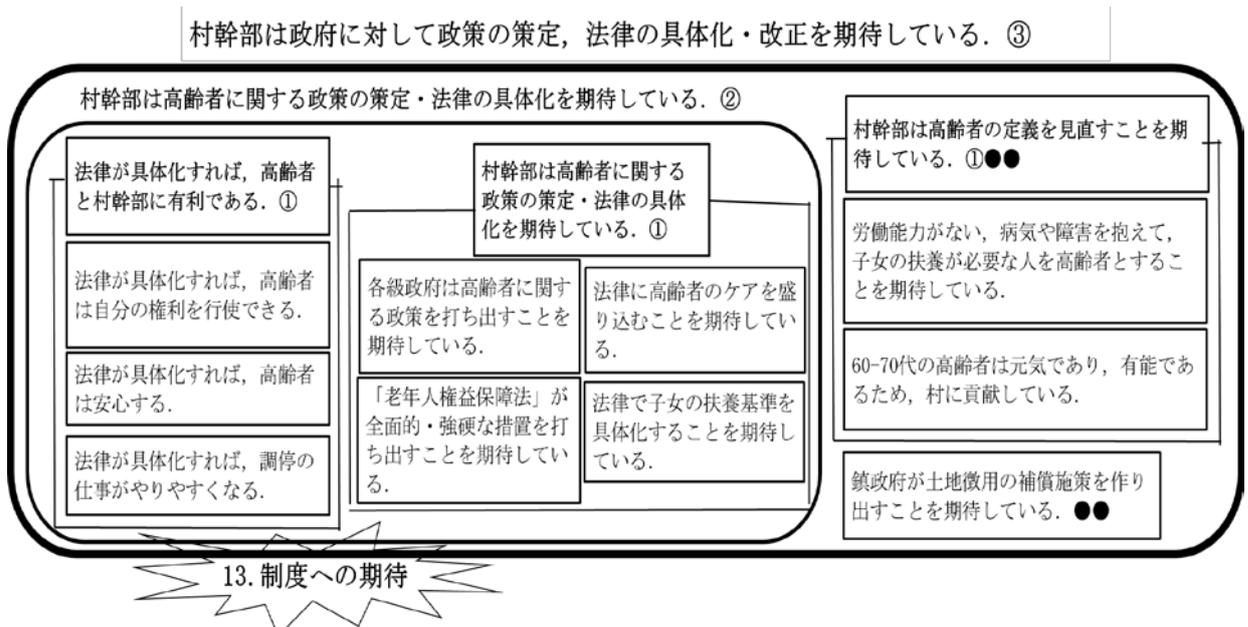


図3-14 制度への期待

{14. 地域への期待}

{14. 地域への期待} は図 3-15 に示したとおりである。〈現在、養老院・居宅養老サービスセンターは必要ないが、将来的には必須である〉ため、村幹部は高齢者施設の整備、また、道路・橋などのインフラ整備を行うことを期待している。村幹部は高齢者のために政策を真摯に実行することと、ふさわしい者が担当することを期待している。さらに、〈村民が村の管理に従い、義務を履行することを期待している〉。

村幹部は幹部自身および村民に対して様々なことを期待している。②

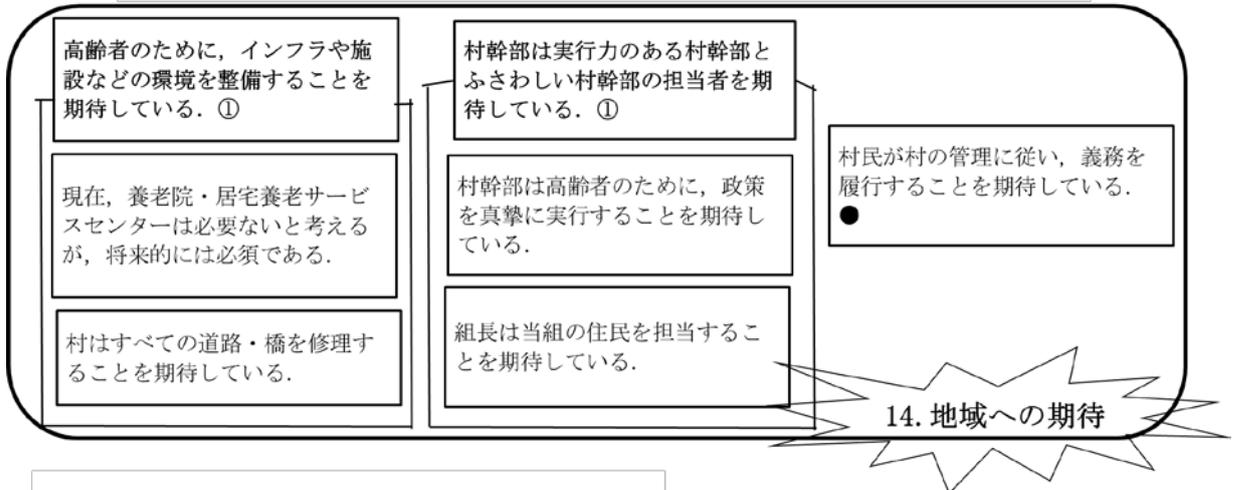


図3-15 地域への期待

{15. 家族への期待}

{15. 家族への期待} は図 3-16 に示したとおりである。村幹部は子女に対して、老親を幸せにすることや、娘や孫が老親（祖父母）を扶養すること、孫の性別によって扶養意識が異なるという悪習慣を改善すること、葬儀で高額のコストを使うような封建迷信活動をやめ、生前期間に老親のためにお金を使うことなどを期待している。村幹部は高齢者や 50 代の人々が貯金をするなどの準備を期待している。

村幹部は子女と高齢者に対して、幸せな老後生活ができるように期待している。②

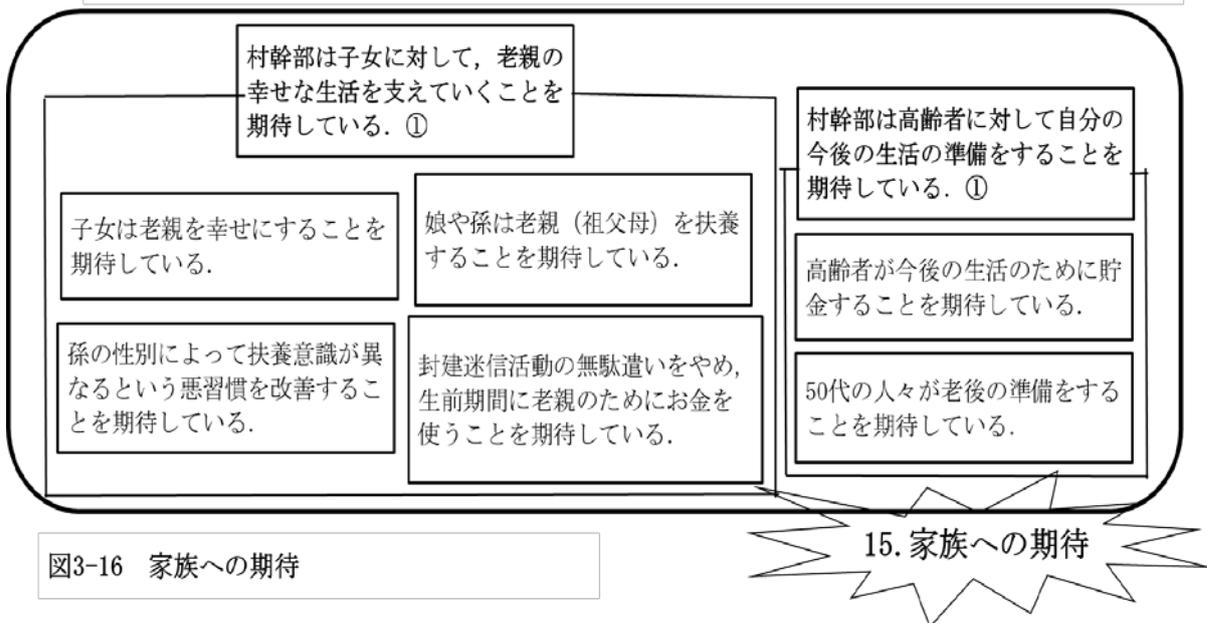


図3-16 家族への期待

表3-2 語る内容から抽出したラベルおよび形成された表札

表札3	表札2	表札1	ラベル	語る内容(例示)
<p>村幹部は高齢者のために、高齢者虐待の調停と日常生活上の困難の把握・解決を行っている。</p>	<p>村幹部は地域巡回を行ったり、困難を抱えている「空巢老人」に支援を行っている。●</p>	<p>村幹部は地域巡回を行ったり、困難を抱えている「空巢老人」に支援を行っている。</p>	<p>村幹部は「空巢老人」に生産上・日常生活上の困難を助けている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・村幹部は小麦、大麦を成熟した時、「空巢老人」に手伝う人や農機を持っている人に連絡してあげる。 ・(村幹部は)高齢者の生活上の困難を助けてあげる。ここでいう生活困難は、簡単な例を挙げると、…お米や油を買うことを頼まれる。ある高齢者は、風邪薬を買うことを頼る。
			<p>地域住民の様々な状況を把握するため、村幹部は地域を巡回している。</p>	<p>農家の状況を把握するために、村幹部は不定期で巡回する。</p>
	<p>村幹部は伝統に従い、高齢者虐待を調停している。</p>	<p>村幹部は原則に従い、高齢者虐待の調停を行っている。</p>	<p>村幹部は高齢者虐待を調停することが多い。</p>	<p>高齢者虐待の事例については、我々は調停することが多かった。</p>
			<p>村幹部は高齢者問題を厳正に処理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・われわれ(村幹部)は、一般の紛争の場合、例えば、土地境界線に関する紛争、近隣との紛争等に対して、…すこし緩やかに処理してもいい。しかし、高齢者虐待問題や、子女が親の基本的な生活を維持しないケース等に対して、決して手かげんしない(「決不手軟」)。 ・村で高齢者の権利が侵害された場合、厳しく処理する。
			<p>「小事は組を超えない、大事は村を超えない」という管理規定が定められた。</p>	<p>村は「小事は組を超えない、大事は村を超えない」(小さなことは組の範囲を超えない、大きなことは村の範囲を超えない)という管理規定を定めた。</p>
			<p>高齢者のニーズに沿って調停する。</p>	<p>我々(村幹部)は高齢者の問題に対して、高齢者のニーズに沿って調停する。</p>
			<p>村と人民法院は連携しながら法律を実行する。</p>	<p>村と鎮の裁判所が連携しながら法律を実行し、彼(親を扶養しない息子)の電気製品や家具をすべて村に運んでいて、裁判所は息子の家を差し押さえるようになった。</p>
			<p>村幹部は虐待の現状を聞き取り、記録、判断する。</p>	<p>村幹部は(虐待)状況を聞きながら、記録をする。事情を判断し、嫁さんに「これは高齢者虐待だ」と伝える。</p>
			<p>村幹部は調停段階において、誓約書や態度の改善を重視する。</p>	<p>まだ調停中であるから、「あなたの態度は必ず改善しなければならない」といい、我々(村幹部)は彼女が誓約書を書いてもらい、今後父母に虐待をしないことを約束させる。</p>
			<p>村幹部は家庭の安定団結のため、家庭紛争を調停する。</p>	<p>村幹部は村民の家庭の安定団結のため、紛争を整理し、調停する。</p>
			<p>組長(党組長)→調停主任と組長→書記と主任→鎮の矛盾調停センター→鎮の法律援助所→人民法院(裁判所)という調停段階がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、小組住民の畑境界の紛争のような小さな事、それは組長が調停していく、あるいは党組長と一緒に調停にあたる。…組長が調停できない場合、第2ステップとして村に報告し、村の調停主任と組長一緒に調停にあたる。それでも解決できない場合、…書記と主任が調停にあたる。それでもできない場合、鎮の矛盾調停中心(機関)に報告する。 ・高齢者はお金を払わなくても民政局から法律援助所に声かけ、無料で調停してもらうことができる。この機会は1つの村年に1回だけである。それでも解決できない場合、裁判所(法院)に訴訟しかない。
			<p>「養児防老」「輪流養老」という伝統に従って調停する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農村には「養児防老」の伝統がまだある。息子のいる家庭では、現在親の老後・病氣・死亡など、すべてのことを息子が扶養するようになっている。 ・お婆さんのものをすべて「分家」し、息子一人ずつ1か月で扶養する。…結果として、息子2人は「輪流養老」となった。
			<p>息子が老親を平等に扶養する習慣がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(親は)病気になった場合に、兄弟で自分の家族が1日の面倒を見るか、2日の面倒を見るかをきちんと決め、治療費はいくらか、平等に負担する、それも農村の普通の現状である。 ・もし私が親を扶養すれば、ほかの兄弟も扶養しなければ不平等感が生じる。
			<p>家庭経済の貧富にかかわらず、老親扶養は義務である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭経済が非常に困難であっても親の扶養義務がある。 ・豊かな家庭であろうと貧乏な家庭であろうと、高齢の親を扶養するのは第一であり、その責任および義務を負わなければならない。 ・親は、自分の両親だから、扶養するのが自分の義務である。親が自分を苦勞して育ててきたので、子女として扶養という最終の義務を履行しなければならない。

表3-2 続表1

表札3	表札2	表札1	ラベル	語る内容(例示)
村幹部は政府に対して政策の策定、法律の具体化・改正を期待している。	村幹部は高齢者に関する政策の策定・法律の具体化を期待している。	村幹部は高齢者に関する政策の策定・法律の具体化を期待している。	「老年人権益保障法」が全面的・強硬な措置を打ち出すことを期待している。	「老年人権益保障法」には…制度上および法律上、全面的・比較的・強硬な措置を期待している。
			各級政府は高齢者に関する政策を打ち出すことを期待している。	国家であろうと省・市・県であろうと具体的高齢者に関する政策を打ち出し、下級の機関はそれに沿って実施すべき。
			法律で子女の扶養基準を具体化することを期待している。	・僕はこのような法律条例はより具体化して、例えば、親が労働能力が失った場合、…子女は毎年度のくらいのお金を出すか。子女と同居の場合、親の衣服・食事等の基本的生活を確保しなければならない。毎年の扶養費はいくらである、小遣いはいくらかなどである。
		法律が具体化すれば、高齢者は自分自身の権利を行使できる。	法律に高齢者のケアを盛り込むことを期待している。	法律で、…高齢者の最後の病気、介護、高齢者への関心などの内容を盛り込むべき。
			法律が具体化すれば、調停の仕事がやりやすくなる。	法律が具体的な基準を決めれば、幹部が紛争調停の時、具体的な基準をもち、…幹部は紛争の調停がやりやすくなる。
			法律が具体化すれば、高齢者は安心する。	・国家は高齢者の権益を擁護するため、様々な施策を打ち出したので、高齢者がこの権利を行使すべきである。 ・子女がこの条例を守らない場合、村幹部の調停を要求することができる。嫁が親不孝の場合、親は法律に訴訟することができ、最低程度は幹部から助けてもらう。 ・例えば、親が病気にかかった場合、子女は2か月親を見舞わないと、親が裁判所に訴訟すれば、裁判所は受理する。
	鎮政府が土地徴用の補償策を作り出すことを期待している。●●	鎮政府が土地徴用の補償策を作り出すことを期待している。●	鎮政府が土地徴用の補償策を作り出すことを期待している。	今後、土地が徴用された農民に対して、鎮は補償の策を出さなければならない。
			60-70代の高齢者は元気であり、有能であるため、村に貢献している。	村は(村民が)手伝ってほしい時、若者が不在であるから、基本的に60-70代の人に手伝ってもらい、今の高齢者は健康状態がまだいい、僕の時代50-60代の方は背が曲がっていたが、今の60-70代の方はまだまだおしゃれで、有能である。
	村幹部は高齢者の定義を見直すことを期待している。●●	村幹部は高齢者の定義を見直すことを期待している。	労働能力がない、病気や障害を抱えて、子女の扶養が必要な人を高齢者とすることを期待している。	我々(村幹部)のいっている高齢者は労働能力を喪失した人、病気にかかった人、障害のある人、子女の扶養が必要となる人、子女の世話が必要となる人。

表3-2 続表2

表 札3	表 札2	表 札1	ラベル	語る内容 (例示)
村幹部は地域において、多様な困難を抱えている。	土地紛争は解決が難しい。●●	土地紛争は解決が難しい。	補償水準が物価水準の上昇より遅れているため、土地徴用の仕事に難しい。	土地徴用に関する仕事は非常に難しい。経済が発展しているのに、補償の水準が低い、それは矛盾している。土地や補償金は農民の直接的な利益にかかわっている。
			土地徴用の補償の解決は難しい。	鎮は土地が徴用された農民に対して、どのような補償があるか、鎮はどのようなハード的な施策を出すか、それらのことは何回も鎮長と交渉したが、解決に至るのがまだまだである。
			村の自留地の問題は解決が難しい。	自留地を回収した、ダブルになって、現在まで解決していない。
	村の財源がないため、村全体の仕事や高齢者へのサービスが難しい。	村の財源がない。	鎮政府は土地徴用の補償金を不正に利用しているため、村の財源がない。	現在は政府が貧しく、財源がない。…一部の(土地徴用の)補償金は鎮が不正に利用して、うちの村に届かなかった。
			政府の代わりに立て替えて支払うため、村は財源がなくなる。	あるプロジェクトを実施する前に、…上級行政がお金を下ろせないで、とりあえず村が立て替えて支払い、そして村は借金してしまった。
			鎮政府は村の財源を使うため、村の経済発展ができない。	鎮はうちの村の財源を使って、鎮全体の経済が発展したが、うちの村は損をしてしまった。
			村には余った土地がないため、経済発展が難しい。	経済の発展を考えると、工場のある村あるいは土地のある村は経済を発展する可能性があるのに対して、うちの村はすべての土地を農民に分配してしまった。
	村の財源がないため、村全体の仕事や高齢者へのサービスが難しい。	村の財源がないため、村全体の仕事や高齢者へのサービスが難しい。	村の財源がないため、村の仕事が困難である。	<ul style="list-style-type: none"> ・村の財源はあまりない、だからこそ、村の仕事が困難である。 ・村は財源が限定されているため、仕事ができない、しょうがない。
			村の財源がないため、村レベルでの社会保障対策・高齢者サービスができない。	<ul style="list-style-type: none"> ・村財源が少なく、限られているから、…社会保障については、村の具体的な対策がない。 ・農村は経費がない(「空穀子」)ため、高齢者に対するサービスは完全に上級政府に頼らざるを得ない。 ・村の財源がないから、高齢者に対する優遇サービスの実施ができない。
	村幹部は高齢化や意欲をもたないという問題に直面している。	村幹部の仕事に対して、意欲が湧かない。	村・政府の担当者は疲れるだけで役に立たない役目である。	植林のため、上級政府は…一部の苗木を分配してくれたが、苗木を植えるため労働力に対する費用は村から出さなければならぬ。…結果として苗木が活着できない。村・政府の担当者は疲れるだけで役に立たない役目である。
			仕事を行う時間がないことや退職後の保障がないため、村幹部を担当したくない。	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の農村の仕事は誰もやりたくない。なぜならば、僕と同じぐらいの年齢の先輩は退職する時に、保障とか補助とか何もなかった。 ・僕は(村幹部を)やりたくない、やる時間もない。
			一部の老党員の高齢化が進んでおり、仕事ができなくなっている。	老党員の一部の人は体力がなくなり、もう働けない。
	村にある活動の場を活用していない。●●	村にある活動の場を活用していない。	老党員が多く、新党員が少ない。	老党員の占める割合は50%以上で、新党員の人数が少ない。多くの若者は党に加入したがらないが、一部の若者は党に加入したいが、条件を満たさない。
			村幹部はまもなく高齢者になる。	われわれ(村幹部)自身も高齢者に近づいている。
			高齢者は村が行っている活動に参加しない。	<ul style="list-style-type: none"> ・映画の上映をすると、3-5人だけ見に来る。今は家にテレビがあり、家で映画が見られるようになったから、わざわざ映画を見に来る必要がない。冬だったら寒い、夏だったら暑くて蚊がいるから、家にいたほうが楽である。 ・村にはこれ(活動)を行う条件が揃っていない。たまに映画上映、会議、健康診断だけ、他にはあまりない。今は高齢者の安全を重視して、どこかに行く時、途中で何かの事故を心配し、子女に必ず送ってもらう。
高齢者が活動室を活用しない。	<ul style="list-style-type: none"> ・活動室の活動は定期的に、誰がリードし、行っているものではなく、高齢者の仲間らで、(活動室)外でほぼ毎日している。 ・活動室を設置しても、ただ「空室」で、高齢者は遊びに来ない。…何人仲間を集めて、トランプやマージャンをしている…本当に村に来て暮をやる人が少ない、それに皆さんは基もわからないだろう。…また、農作業を行って、非常に疲れて、活動を行う精力がない。 			
高齢者が広場の運動機器を利用しない。	広場で運動機器を設置した直後、遊びに来る人がいたが、時間を経て、皆徐々に興味なくなった。また、高齢者は時間がない、暇な時農作業をする、農閑の時たまに遊びに来る。…子女の負担を少しでも軽減するため、農作業をしたり、家事をしたり、食事を作ったりする。			
高齢者は図書室を活用しない。	村の図書室は以前来た人がいたが、今は来る人がいない。			
弁工委(機関)の利用は多くない。	(弁工委)登録している会員の数は多いが、常に来る人は10-20名である。			

表3-2 続表3

表 札2	表 札1	ラベル	語る内容 (例示)	
中国農村部では高齢者虐待が発生している。	ある子女は自分の子どもを重視し、老親を軽視するという経済的虐待をしている。	ある子女は自分の子どもを重視し、老親を軽視する。 子女は自分の生活が良いが、老親の基本的な生活を援助しない。	ある子女は、自分の子どもが天国のような生活をしているのに、親が原始社会のような生活をしていることをしている。 ・そばにいる子女の生活は皆いいが、皆は仕事が安定で、孫は○大学の先生であるが、…他人の養子になった息子の子ども(孫)は…(祖父母の)水道水の状況を見て、自分がお金を出して、水道水が一昨年につながるようになった。そのような例がある。 ・両親は体が健康で、食欲もあり、結構食べれるが、年間を通してあまり魚や肉などの料理が用意してくれない。	
	子女の間で老親扶養問題という介護・世話の放棄の虐待が生じている。	老親扶養問題は多子家庭で多発している。	扶養問題は主に2人以上の息子のいる家庭で多く発生する。	
		息子どうしの押し付け合いによって、老親扶養問題が発生している。	・2人の息子の中で責任の押し付けあいをする。…子女が多ければ多いほど、親をキッチンに住ませるか、隣に小さな家屋を建て住ませるか、それは現実の話である。 ・80-90歳の親は、数人の子女がいる。息子どうしの仲がよくなく、親の世話をお互いに押し付けあう。	
		特困戸の子女が親不孝のため、老親扶養問題が発生している。	全体的に彼ら(特困戸)の子女はあまり親孝行をしていない。多かれ少なかれ親不孝である。	
		親が兄弟をえこひいきしたという口実によって、老親扶養問題が生じている。	次男は親が長男をかわいいがっていたといい、長男は親が次男をかわいいがっていたといい、結果的に親の扶養問題が生じている。	
		子女は老親が元気であることを理由として扶養しない。	両親は健在しているから、お婆さんが病気の時に、お爺さんが面倒を見るはずであるから、我々子女の世話は必要ない。お爺さんはアルバイトをしているのに、子女の世話が重要といっても説得力がない。	
		兄弟・嫁の不和のため、老親扶養問題が発生している。	兄弟どうし、嫁どうしが不和により、親を扶養しない。	
	老親は息子と嫁から身体的・精神的虐待を受けている。	嫁によって義理老親の扶養問題が発生している。	・息子は親の扶養を認めているが、嫁が認めていない。 ・いつも紛争を起こすのは嫁の質が良くないからである。	
		子女の子ども(老親の孫)の性別によって、老親を扶養する意識が異なっている。	・次男には孫ができ、息子が街で家を買って、嫁も街で勤めている。三男は自分が親孝行をしなければならぬと意識している。もし自分が親不孝だったら、23歳の息子が自分のまねをすれば自分の老後が大変になる。 ・長男は、娘が大人になって他人の嫁になるから、その時彼女が親不孝しても自分と直接的な関係がないだろうと考えている。	
		義理老親が労働能力を喪失したため、嫁から悪口を言われる。	労働能力がなくなった親に嫁は大きな声で、強い口調で、「なぜ死んでいないの?」などと悪口をいう。このような事例がけっこうある。	
		老親が扶養問題を村幹部に相談したため、息子から暴力(言)を受けた。	お爺さんは村幹部に相談したために息子さんから暴力が振られ、「死んでんでもいい、河に自殺してもいい、早めに死んで」と言われ、激しく喧嘩をした。	
	高齢者虐待から悪影響がうまれる。	嫁は義理老親の財産をむさぼろうとするため、暴言を吐く。	・お爺さんの土地がほしいために、嫁はお爺さんを早めに死んでほしいと思っている。 ・親が子女と同居している場合、住宅の問題、建物の土台の問題のような紛争がいつも生じてしまう。	
		義理老親の小さな決定(20円の警報器の装置)によって、嫁からの暴力を受けた。	嫁さんが不在中にお婆さんは…警報機(20円)を設置してしまい、…嫁さんが…警報機の装置を認めないので、お婆さんに暴力を振って、脚を骨折させた。今お婆さんは家から出て行方不明になってしまった。	
		家庭の風潮は老親扶養問題に影響を与えている。	親不孝の子どもと同じ家庭で育ったきょうだいも親不孝になる。そのような家庭の風潮があるらしい。	
農村の子女は度量が小さいため、老親に虐待をする。●	虐待をした嫁が自殺をほのめかし、村幹部を脅迫する。	彼女(虐待をした嫁)はこのことの影響が拡大し、非常に圧力を感じ、深夜村幹部に援助を頼まず、自殺をほのめかし、父母を脅迫した。同時に、村幹部を脅迫する。		
	世間体を気にして、老親は子女の親不孝を他人・村幹部に訴えない。	一部の高齢の親は泣きたいが泣けない。なぜならば、泣けば自分の子女が親孝行していないと周囲が批判するからである。だから親不孝のことを他人に訴えず、村幹部にも伝えない。		
少数だが、高齢者虐待ケースは存在している。●	農村の子女は度量が小さいため、老親に虐待をする。	都市で育った子女はある程度教育を受けたので、度量が大きいものの、農村はそうでもない。		
	少数だが、高齢者虐待ケースは存在している。	村には虐待のケースまったくないわけではなく、ほぼ1つの村に3-5戸ある。そのうち2-3戸は高齢者に虐待(暴力)をする、そのほかは高齢者を無視している。		

表3-2 続表4

表札2	表札1	ラベル	語る内容(例示)	
農村部高齢者の日常的な生活を支えているシステムが不十分である。	農村部高齢者の生活は苦しい。●	農村部高齢者の生活は苦しい。	現在の農村部における高齢者の生活は比較的苦しい。	
	高齢者は経済的な困難を抱えている。	高齢者は基礎養老金がもらえても生活費が足りない。	高齢者は毎月基礎養老金80元がもらえても生活費が足りない。	
		農業は収入にならないため、高齢者は経済的な困難を抱えている。	農業は収入にならない、1年間の収入は1ムーあたり1000元(20000円)で、非常に経済的に困難で、その中に家屋の状況がよくない高齢者もいる。	
		子女が親不孝のため、特困戸の老親は経済的な困難を抱えている。	特困戸の子女が親孝行をしないからこそ特困戸の親は経済的困難となっている。	
		契約どおりに補償金を払わないため、土地徴用された高齢者は経済的な困難を抱えている。	〇〇会社は2002年にうちの村の土地を徴用して、契約により補償金を11年後すべて清算するはずだったが、実際に一部の補償金まだ払われていない。	
	特定の高齢者は日常的な世話の担い手がいない。	子女の出稼ぎのため、「空巢老人」の日常的な世話の担い手がいない。	彼ら(「空巢老人」)の子女は都市へ出稼ぎに行ったので、彼らの日常的な世話をする担い手がいない。	
		「空巢老人」は都市の子女と同居したくないため、日常的な世話の担い手がいない。	一部の子女は親に非常によく、親孝行をしたいと思っているが、外で各自に仕事があるので、…実際に親の要求を満足することができない。…親に「自分の家に来てください」と声かけても、親は行きたがらないし、一緒に住もうとしない。	
		「空巢老人」は老老介護が一般的である。	「空巢老人」の日常生活上の世話は、一般的には高齢者夫婦がお互いに世話をしている。	
		孤独な高齢者は経済的問題だけではなく、日常的な扶養が必要である。	現在の農村に孤独な高齢者が多い、彼らは経済的問題だけではなく、日常生活の世話も必要である。	
		配偶者が亡くなった高齢者は日常的な世話をしてもらえない。	高齢者夫婦では、先に亡くなった人は健在な配偶者から世話をしてもらっていたが、残された配偶者の世話を誰かするのが問題となっている。	
	末期患者老親を看取る子女がいない。	先日亡くなった〇さんは、末期癌の手術をして家に戻って、危篤になっても、…子女は通常どおり出勤した。彼はその日の午後亡くなった。		
	高齢者には医療が不便である。	裸足医者禁止によって、高齢者の医療が不便である。	裸足医者の治療が認められなくなっている。	
		村の衛生室の合併によって、高齢者の医療が不便である。	一昨年、突然に鎮の衛生局は2つの衛生室を合併した。高齢者の治療は非常に不便になった。	
		個人治療所や衛生室での点滴が禁止されるため、慢性病のある高齢者には医療が不便である。	政策上では個人治療所が禁止された。高齢者は治療が不便である。現在の農村の衛生室は規定が定められているように点滴もできない。点滴が必要な場合、鎮の中心病院に行くしかない。それは、高齢者の慢性病の治療に対して非常に不便である。	
外出できない高齢者に対して、訪問診療の費用が高い。		外に出られない高齢者に対して、医者は訪問診療できるが、治療費が高い。例えば、点滴の場合、中心病院で10元、裸足医者は最低25元かかる。		
村の道路未舗装のため、交通が不便である。●	村の道路未舗装のため、交通が不便である。	交通はまだそんなに便利ではなく、主幹道路はセメント道路であるが、その他は未舗装で、雨が降ると、ぬかるんでいる。村全体の道路が良くない。		
村幹部は一部村民の自己中心と調停の仕事に対して困難を抱えている。	一部の村民が自己中心であるため、村幹部の仕事が難しい。	一部の村民は自分の権利を主張するが義務を履行しないため、村幹部の仕事が難しい。 一部の村民が理屈を通じないため、村幹部の仕事が難しい。	彼ら(村民)が村幹部のサービスを求める時、村幹部は彼らにサービスを提供する。彼らの義務を履行する時、あまり義務を履行しない。様々な問題がある。 ・人は理屈にかなっているはずなのに、一部の人はそうでもない。 ・住民には理屈を通じない、乱雑な人がいっぱいいるので、仕事に対して非常に困難をもたらしている。	
	当事者の機嫌を損ねることや細かい紛争まで処理するため、調停の仕事は難しい。		・調停仕事をやると、…必ず誰かの人の機嫌を損ねる。例えば、…僕は誰が良いか、誰が良くないことをしているかを判断し、…悪いといわれた人は僕にものすごい意見がある。もし両方をすべて良いと判断したら、結局紛争を解決できない。だから調停の仕事は非常に難しい。 ・僕は民事調停・治安維持の仕事を担当したが、すべての細かい矛盾や紛争を僕が処理しなければならない。	
	多子家庭の老親扶養問題の調停が難しい。	息子が3-4人いる家庭に対する調停が難しい。長男、次男が扶養しても、三男、四男が扶養しないと。		

表3-2 続表5

表札2	表札1	ラベル	語る内容(例示)
地域ではトラブルが発生している。	村民どうしの間では畑の境界に関する紛争が多い。	村民どうしの間では畑の境界に関する紛争が多い。	現在多くのは畑の境界および道路に関する紛争がある。例えば、一部の農民は農作物を畑の境界で植えて、畑の道路を塞いでしまう。
	村民と村(幹部)の間ではトラブルが発生している。	村民と村幹部の間ではトラブルもある。 村民と村の間では自留地に関する土地紛争がある。	その組の中に、理屈が通じない人が相対的に多い、…僕(村幹部)と喧嘩したり、殴りあったりする。 村は村民の自留地(村が所有する土地)を回収して、現在トラブルとなっている。
村幹部は鎮の指示に従い、社会保障制度を実施している。	村幹部は鎮の要求どおりに社会保障制度・サービスを宣伝している。●	村幹部は鎮の要求どおりに社会保障制度・サービスを宣伝している。	<ul style="list-style-type: none"> ・村ができることはサービス(社会保障制度)の提供・調整である。 ・それ(社会保障制度)は鎮の統一的要求であるから、村はその要求どおりに行う。村はそのサービスの説明・宣伝をしているだけである。
	村幹部は新型農村社会養老保険業務を行っている。	村幹部は高齢者に新型農村社会養老保険の説明・申請を行っている。	村(村幹部)主な仕事は、60歳以上の高齢者に新型農村社会養老保険の説明、申請手続きを行うことである。
		村幹部は新型農村社会養老保険の実施状況を鎮政府に上申している。	村幹部は(鎮政府に)新型農村社会養老保険の上申を行う。
		村幹部は新型農村社会養老保険に加入していない村民に加入させるように働きかけている。	新型農村社会養老保険では、うちの村では大多数の人が加入した。村幹部は加入しない人に是非加入させるように働きかける。
	村(幹部)は高齢者の健康を支えている。	村幹部は高齢者に健康診断の情報を知らせている。	高齢者に定期的健康診断の知らせを行う(年に1回)。
		村の衛生室は高齢者の日常的な健康管理を指導している。	村(衛生室)は高齢者の血圧を測ったり、どのような薬を飲んだらいいのかを指導したり、健康知識を教えたりする。
	村幹部は特困戸のため、社会救助業務を行っている。	村幹部は経済的困難な家庭を農村最低生活保障の対象と判断する。	低保の主な対象者は経済的困難な家庭、例えば、家庭の主な稼ぎ手が急に病気にかかった場合、自然災害にあった場合、子女が教育を受けているためお金がない場合…
		村幹部は特困戸を敬老院に入所させる。	彼ら(特困戸)を敬老院に入所させる。
		村幹部は政府の救済金を特困戸の現状に応じて分配する。	政府から4000元の救済金をもらった場合、以前…のような平均的に分配することが認められなくなり、主に特困戸に交付する、…水準は統一ではなくばらばらである。
		村幹部は年末、緊急時、葬式の時、特困戸に村の慰問金を渡す。	<ul style="list-style-type: none"> ・娘しかいなかった家庭(特困戸)に…、年末の時に村は少し生活費を渡す。 ・慰問金は年末や伝統的な年間行事の時に、(特困戸)一般には80-100元(1600-2000元)で、特に災害や事故にあった場合、100-200元(2000-4000元)である。 ・特困戸のお葬式の時、村は葬儀費用として1000-1500元(20000-30000元)を出している。 ・誰か急に病気にかかったが、家庭の経済が非常に困難である場合、…村はその家庭に200-300元の慰問金を渡す。
村幹部は国家に貢献した高齢者に慰問金を渡す。	村幹部は老党员を見舞う時、慰問金を渡す。	老党员が病気にかかった時、見舞いに行って、200-300元の慰問金を渡す。	
	村幹部は国家に貢献した高齢者に村の慰問金を渡す。	彼ら(老武装警察)のように社会安定のため、国家に貢献した人に、…村は年末頃200-300元の慰問金を渡す。これは彼らに対する慰めである。	
村幹部は自分の使命と仕事のやりがいを得ている。	村幹部は調停の責任や高齢者にとって頼りになる存在である。	村幹部は高齢者にとって頼りになる。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民は村幹部を舅老爺(お婆さんの兄弟、家庭に一番地位が高い人)・青天大老爺(清廉な役人)のように思っているから、何かあったら、最初に村幹部に助けを求めらう。 ・何かあった場合、高齢者が苦情を言える人はとりあえず村幹部である。
		村幹部は紛争の調停に責任を負う。	何か紛争があった場合に、村幹部に報告し、村幹部は行かなければならない。もし行かなかった場合、大きな事故が起きれば、村幹部はある程度の責任を負わなければならない。
	村幹部は自分たちの仕事に対して、村民(高齢者)からの支持・感謝を得ている。	大多数の村民は虐待した嫁を批判し、村幹部の調停を支持している。	大多数の村民の質が良い。「このこと(高齢者虐待)は村幹部の責任ではない、彼女(虐待した嫁)は日常的に人との付き合いが良くない、まったく理不尽である」とわれわれ(村幹部)を擁護する。
		援助された高齢者は村幹部に感謝している。	<ul style="list-style-type: none"> ・お婆さんは今年90歳で、僕(村幹部)と会うとき非常に感謝している。 ・彼ら(老武装警察)は慰問金をもらった瞬間、うれしくて、「村幹部たちはわれわれを忘れず、心中に置いている」といい、非常に感謝している。
	大部分の村民は村幹部の税費徴収の仕事をサポートしている。	大部分の村民は村幹部の仕事をサポートしている、税費を期限どおりに納付する	

表3-2 続表6

表札2	表札1	ラベル	語る内容(例示)
村幹部は生活基盤づくりや土地徴用などを行っている。	村は高齢者のために、インフラや高齢者組織などを整備している。	村は高齢者の余暇活動のために、活動の場や運動機器を用意している。	<ul style="list-style-type: none"> ・うちの村民委員会に弁工委(機関)があり、入会している高齢者はマージャンやトランプをしている。 ・村部(施設)の2階に高齢者の活動室を設置している。ここでは高齢者はマージャンやトランプをしている。 ・(広場の運動機器)活動をしにくる(土地徴用された)高齢者が多い。
		村は高齢者の権益保護のために、高齢者協会を設置・運営している。	高齢者協会は高齢者の権益を保護したり、高齢者にサービスを提供したりする。
		村は村民(高齢者)のために、道路・橋の修理をしている。	高齢者のために、…道路や橋をよく修理し、特に道路、…未舗装道路がまだたくさんあるわけ。
	農業税费改革後、税負担の軽減・村の仕事内容が変化した。	農業税费改革後、農民と村の税負担が軽減している。	<ul style="list-style-type: none"> ・農業税费改革以前には、農民の負担が比較的に重く、1ムーあたり200円(日本円4000円)の費用を負担するが、今は平均1ムーあたり約30円(600円)である。 ・以前、村の上納金額は20-30万円であるが、現在は10万円である。
		農業税费改革後、村の仕事はインフラ整備に変化している。	2005年の農業税费改革以降、村の主な仕事は農村道路・橋を修理し、環境を改善する。
	村(幹部)は土地徴用に関する仕事を行っている。	村は土地徴用の補償について鎮と交渉している。	鎮が土地が徴用された農民に対して、どのような補償をするか、どのようなハード的な施策を出すか、それらについて何回も鎮長と交渉した。
村幹部は土地徴用に反対する人を説得している。		彼ら(40-50代の人)は土地徴用に非常に反対意見があるが、村幹部の説得を通して、土地徴用に同意した。	
村幹部は子女と高齢者に対して、幸せな老後生活ができるよう期待している。	村幹部は高齢者に対して自分の今後の生活の準備をすることを期待している。	高齢者が今後の生活のために貯金することを期待している。	高齢者について、われわれ(村幹部)がこのように考えている:自分の老後の生活のために、労働能力がある時、…お金を稼ぎ、貯金していく。
		50代の人々が老後の準備をすることを期待している。	われわれ(50代の人)は今後どうすればいいか、今のうちに考えなければならない。
	村幹部は子女に対して、老親の幸せな生活を支えていくことを期待している。	子女は老親を幸せにすることを期待している。	<ul style="list-style-type: none"> ・親の気持ちがよくなり、面子を保ち、老後生活を幸せに過ごせるようにすることが親の気持ちを気楽にさせることである。 ・高齢者は昔の生活が非常に貧しく、非常に工夫したからこそ、今の生活がよくなっている。彼らは幸せな生活を送るべきである。
		娘や孫は老親(祖父母)を扶養することを期待している。	子女が一人娘さんがいても、あるいは孫(女)がいても、親(祖父母)を扶養すべき。
		封建迷信活動の無駄遣いをやめ、生前期間に老親のためにお金を使うことを期待している。	お葬式は…様々な行事をやるので、ものすごいお金がかかる。それは僕の1つのアドバイスで、封建迷信の活動で使うお金は、高齢者が生きている期間で使ったほうが意義がある。
孫の性別によって扶養意識が異なるという悪習慣を改善することを期待している。	(孫)息子を産むか娘を産むか、やはり差異がある。僕は先ほどいったように農村のよくない習慣が変わればいいと期待している。		
村幹部は幹部自身および村民に対して様々なことを期待している。	村幹部は実行力のある村幹部とふさわしい村幹部の担当者を期待している。	組長は当組の住民を担当することを期待している。	組長は当組の住民を担当したほうがいい。その理由は、1つ、近隣の人は組長の面子を考慮する。もう1つ、組長は組の中の住民のそれぞれの性格がわかるので、何かあったら、どのように処理するのがわかるからである。
		村幹部は高齢者のために、政策を真摯に実行することを期待している。	現在の高齢者に関する政策をきちんと実行すれば、高齢者の生活の心配をほぼ解決できる。
	高齢者のために、インフラや施設などの環境を整備することを期待している。	現在、養老院・居宅養老サービスセンターは必要ないと考えるが、将来的には必須である。	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の農村はまだこの程度(養老院の設置)にしか発展していない。 ・実は養老院を設置しても入所する人(高齢者)が少ない。 ・養老院を設置したほうがいいと個人的に思う。そして「空巢老人」をすべて集め、食事を作って、病気の治療にも便利になって、洗濯や入浴にも便利になる。将来は必要となると思う。絶対必要がある。 ・居宅養老サービスセンターはまだ実施していない。もし本当に実施できれば、高齢者が来ると思う。
		村はすべての道路・橋を修理することを期待している。	道路・橋は、すべての農家の要求を満たしておらず、70%の橋は、建て直したが、残る30%の橋は「危橋」(危ない橋)で、立て直すのを待っている状態である。
村民が村の管理に従い、義務を履行することを期待している。	村民が村の管理に従い、義務を履行することを期待している。	農民は生活が苦しくても、村の管理に従わなければならない。村民としての義務を履行しなければならない。	

表3-2 続表7

表 札1	ラベル	語る内容 (例示)
農村最低生活保障制度や農村五保供養制度の実施が難しい。	娘や養子が息子と同様に老親を扶養するという農村最低生活保障制度の基準の実施が難しい。	農村最低生活保障の実施基準を見ると、現在娘と養子も息子と同じ基準である。制度上はそういつているが、実際にそのとおりにはない。
	農村最低生活保障制度の申請・審査が厳しくなっている。	近年、農村最低生活保障の申請・審査がより厳しくなっている。うちの村はこの3年間に農村最低生活保障は1戸も増やしていない。
	分散扶養の五保老人は村での生活が大変であるが、敬老院への入所は望まない。	・鎮は五保戸をすべて敬老院に集中させることを要求し、敬老院にも空きベッドがあるが、彼らは敬老院に入所したがるない。 ・僕が連絡した60代の人、1人暮らしで、部屋が非常に狭く、土地もない。…結局彼は敬老院に入所しなかった。隣のおいと常に紛争を起こし、おいが彼の電気を停止してしまった。
農村社会は子女が老親を扶養しないことを許さない社会である。	法律、社会世論、社会道徳は老親を扶養しないことを認めない。	・国家、法律はこのような行為（高齢者を扶養しない行為）を認めていない。 ・社会世論はこのような行為（高齢者を扶養しない行為）を認めていない。 ・子女として、扶養という最終の義務を履行しなければならない。親を扶養しないと、道徳にも許されない。
	老親を扶養しないと、自分の子女の結婚に悪影響を与えている。	自分の息子は大人になって、結婚する時、大きな影響がある。親を扶養しないと、周囲から評判が悪くなり、息子の結婚ができなくなる。
	老親を扶養しないと、子女の社会的名声を失う。	子女として「親を扶養しない」という社会的名声を失う。
	老親を扶養しないと、人間として社会的進出ができない。	子女として、扶養という最終の義務を履行しなければならない。そうしないと、1人の人間として社会に進出することができない
(老) 党員は紛争の調停、政策の宣伝及び模範的な役割を果たしている。	(老) 党員は紛争の調停、政策の宣伝および模範的な役割を果たしている。	・老党員は民事紛争の調停、模範的な役割、計画生育（一人っ子政策）の宣伝などの役割を果たしている。 ・村の党員は先頭に立って手本を示すような役割しかない。
	(老) 党員は紛争を調停（緩和）している。	民事紛争が発生した場合、…ちょうど老党員がいれば、すぐ介入して、その場で問題解決をはかる場合がある。…解決できなくも、結果はよくなる。
	党員は毎月学習活動を行っている。	党員には毎月学習的活動がある、…（学習内容は）時事政治、日常的な仕事、社会安定等について

第4節 考察

調査結果より、農村部高齢者に対する村幹部の支援実態、村幹部の役割・機能、の2点について考察を行う。

1. 農村部高齢者に対する村幹部の支援実態

本章では、村幹部が意識している高齢者の問題を {システムの問題}、{地域の問題}、{虐待の問題} にまとめた。

{システムの問題} は経済的な困難、医療の不便、日常的な世話の担い手の不足、交通の不便などである。経済的な困難に対して村幹部は、農村部高齢者が少額の基礎養老金を得るために、新型農村社会養老保険業務を行っている。特困戸が農村最低生活保障制度を利用するために、村幹部は農村最低生活保障制度の対象の審査、政府の救済金や村の慰問金の分配などの社会救助業務を行っている。また、国家に貢献した高齢者に慰問金を渡す社会優恤制度業務を実施している。これらの解決策は高齢者の経済的な困難をある程度軽減すると考えられる。しかし、村の財源が限られているため、村独自の社会保障制度の実施ができない。〈農村最低生活保障制度の申請・審査が厳しくなっている〉ことと、娘や養子が息子と同様に老親を扶養するという農村最低生活保障制度の基準は農村部における息子が老親を扶養するという伝統と合わないため、すべての特困戸に農村最低生活保障制度を利用させることが難しい。

農村部高齢者の医療について、村には高齢者の日常的な健康管理を指導する衛生室があるが、村幹部はそこに直接かかわっておらず、年に1回の健康診断の情報を知らせるだけである。新型農村合作医療保険は「大病中心」（大病給付を中心とする）であるため、慢性病のある高齢者の医療問題は解決できず、訪問診療費が高いため、外出できない高齢者の医療問題も解決できない。このように高齢者に対する「看病難」（治療を受けることが難しい）の問題は依然として存在している。

〈特定の高齢者は日常的な世話の担い手がない〉問題について、村では {制度の解決策} が限られており、村幹部は地域を巡回して問題の早期発見と「空巢老人」の生産上・日常生活上の困難を中心に支援している。それは一般的に高齢者の世話を子女や親族に任せていることと、農村部における高齢者サービスが未整備であることによる。高齢化の進行と「空巢老人」の増加などのため、村幹部は将来的に養老院・居宅養老サービスセンターの設置を期待している。

地域でのトラブルは自留地や畑の境界、土地徴用などの土地紛争が主である。それに対して、《村幹部は土地徴用に関する仕事を行っている》が、自留地の回収や土地徴用問題の解決は難しい。その理由は村が村民から自留地の使用権を回収することで、村民の利益を害しているからである。村幹部は自留地の問題解決策を語らず、具体的な解決策は不明である。また、土地徴用の補償水準が物価水準の上昇より遅れていることも理由の 1 つである。今後、村民の利益を保護するために、＜鎮政府が土地徴用の補償施策を作り出すことを期待している＞。

村幹部は農村部の高齢者虐待や老親扶養に関する問題を意識しているが、それらの区別については曖昧である。それは中国では未だに高齢者虐待に関する法律⁴²が定められておらず、定義が明確になっていないからである。張（2009:12-3）は中国における高齢者虐待の行為を身体的虐待と精神的虐待、経済的虐待、介護・世話の放棄、財産権の侵害、婚姻自由の侵害という 6 つに分類した。本章ではこれを参照し、子女が自分の子どもの生活を重視しながらも老親を軽視して基本的な生活を援助しないことを経済的虐待とし、老親が息子と嫁から暴力（言）を受けていることを身体的・精神的虐待とし、子女の間で生じている老親扶養問題を介護・世話の放棄とした。また、本章では、嫁が義理老親の財産を占有するような財産権の侵害を身体的・精神的虐待を起す 1 つの理由として位置づけた。

【村幹部は伝統に従い、高齢者虐待を調停している】。「老年人權益保障法」の第 74-5 条によれば、高齢者虐待の場合、人民調解委員会⁴³やその他の関連組織の調停を求めることができ、人民法院に起訴することもできる。しかし、この法律は高齢者虐待調停の原則や過程などを規定していない。結果で示した虐待調停の原則や過程は村幹部の長年の経験に基づいてまとめられたものである。村幹部は＜多子家庭の老親扶養問題の調停が難しい＞と感じており、高齢者虐待を防ぐために村幹部は、高齢者に関する政策の整備・法律の具体化、政策を実行できる村幹部の養成、子女による老親の幸せな生活の支え、高齢者自身による老後の準備などを期待している。

農村社会では、子女が老親を扶養しないことは許されないという社会規範が村幹部によ

⁴² 第 1 章で示したように、中国における現行の「老年人權益保障法」「婚姻法」「反家庭暴力法」の一部規定は高齢者虐待に関するものが定められているが、日本のような「高齢者虐待防止法」は未だに定められていない。

⁴³ 人民調解委員会とは「中華人民共和國人民調解法」に基づき、農村の村民委員会の中で紛争を調停することを目的として設置される群衆的組織である（第 7、8 条）。

る高齢者虐待の調停を支持している。また、党員は村幹部の仕事を補助しているが、老党員が多く、新規の党員が少ないため、党員である村幹部の育成は今後の課題である。

2. 村幹部の役割・機能

調査結果で示した3つの解決策（図3-1参照）から村幹部の役割・機能を考察する。この3つの島の内容を1つもしくは2つの機能にまとめ、それらの機能を果たすために村幹部が具体的に行っている仕事を役割とした。

【村幹部は鎮の指示に従い、社会保障制度を実施している】ことを制度実施機能とした。村幹部はこの機能を果たすために、社会保障制度と村民の間の媒介者、社会保障制度の情報を村民（高齢者）に提供する情報提供者、農村最低生活保障制度対象の認定調査を行う認定調査者、特困戸を入所できるように敬老院との連携を取る連携者としての役割を担っている。村民の教育水準が低く、情報伝達ネットワークが普及していない農村においては、これらの役割が村民から求められている。

【村幹部は生活基盤づくりや土地徴用などを行っている】ことを生活基盤整備機能と代弁機能とした。村幹部は生活基盤整備機能を果たすために、担当地域のインフラを管理し、整備が必要な場合は計画を立てて鎮政府に申請し、許可された後に村民を集めて整備を行うような管理者、計画者、組織者の役割を担っている。また、村幹部は高齢者組織を設置し、運営するような創設者・運営者の役割を担っている。村内にインフラや高齢者組織などの整備を行う専門機関がないため、これらの仕事は村幹部が実施することになっている。

また、村幹部は代弁機能を果たすために、土地徴用に関する情報を村民（高齢者）に提供する情報提供者、村民の代わりに鎮と交渉する村民権益の擁護者としての役割を担っている。土地徴用は主管機関や手続きなどが非常に複雑で、教育水準が低く法律や制度に関する情報が不十分な村民は、土地徴用の中で権益を常に侵害される。そのため、代弁機能は村民にとって非常に重要である。

【村幹部は高齢者のために、高齢者虐待の調停と日常生活上の困難の把握・解決を行っている】ことを虐待調停機能と日常生活支援機能とした。村幹部は虐待調停機能を果たすために、虐待された高齢者を保護する保護者、法律などの情報を提供する情報提供者、親不孝の子女を教育する教育者、訴訟が起きた場合は鎮の調停機関や人民法院との連携を取る連携者としての役割を担っている。

また、村幹部は日常生活支援機能を果たすために、地域を巡回して住民の問題早期発見や見守りを行う巡回者、「空巢老人」の生産上・生活上の困難を助ける援助者としての役割を

担っている。高齢者に関する制度・サービスが未整備で、高齢者、特に「空巢老人」が増加しつつある農村社会において、村幹部の日常生活支援機能はより重要になる。

以上の村幹部の制度実施機能、生活基盤整備機能、代弁機能、虐待調停機能、日常生活支援機能を先行研究で示された行政への協力機能と自治機能を用いて考察すると、制度実施機能と代弁機能は行政への協力機能にあたりと考えられる。社会保障制度の実施について、県レベルの機関は社会保障制度の実施主体であるが、村民に直接に実施できないため、この業務を鎮政府に、鎮政府は村民委員会に委託し、村幹部は実質的な実施主体になっている。また、土地徴用について、高速道路や郷鎮企業、集中住宅などの建設のために村民の土地を徴用する場合、県政府もしくは市政府、省政府、中央政府は村民から土地を徴用し、(政府や企業などからの)補償金を各級政府、村民委員会などの村組織、村民の間で分配する。県以上の政府はこの業務を鎮政府に、鎮政府は村民委員会などの村組織に委託する。本章では、法律・制度に規定された本来政府が実施すべき業務を村幹部が委託業務として行うものを行政への協力機能と定義する。

村幹部は行政への協力機能を果たすために、先行研究で示された「政府の代理人」「村民の代理人」の役割を担っている。「政府の代理人」について、村民の権利を擁護するために、村幹部は県政府と鎮政府の委託を受けて県政府と鎮政府の代理人として社会保障制度を実施している。また、村幹部は県以上の各級政府の委託を受けて県以上の各級政府の代理人として土地徴用の仕事を行っている。土地徴用を実施する「政府の代理人」としての村幹部は政府の利益を維持するために村民の利益を害している。一方で、土地徴用で村民の不満があった場合、村幹部は「村民の代理人」として鎮政府と交渉している。先行研究で示されていた「私利を謀る代理人」の役割は本章では読み取れなかった。

また、生活基盤整備機能、虐待調停機能、日常生活支援機能は先行研究で示された自治機能にあたりと考えられる。その理由は、インフラや高齢者組織などの整備は村の公共事業・公益事業に属するため、「組織法」第2条に規定された村民委員会が実施すべき業務とみなされるからである。また、高齢者虐待の調停は「老年人權益保障法」第74-5条に規定された村の組織である人民調解委員会が実施すべき業務であることも1つの理由である。本章では、村幹部が法律・制度に規定された実施すべき業務と、村内で生じた法律・制度外の出来事を処理するものを自治機能と定義する。村幹部は自治機能を果たすために法律に従いながら「村民の代理人」の役割を担い、日常生活支援機能のような法律外の出来事についても積極的に「村民の代理人」の役割を担っている。

第5節 小括

本章は中国農村部における村幹部の高齢者生活課題への意識、支援内容、支援困難性と今後の期待などの実態を明確にした。この支援実態から、村幹部の様々な役割・機能を示した。村幹部は高齢者のために家族（本人）から、地域、さらに制度に至るまで幅広いレベルで支援を行っており、有力な地域リーダーであるといえるだろう。

本章は6名の村幹部を対象としてインタビューを行ったものであるため、研究成果を一般化することができない。また、村幹部は男性が多く、女性が少ないという現実から、今回の調査協力者は全員男性であった。今後、村幹部の全員を対象として支援実態に関する検討が必要である。

第4章 農村部高齢者に対する村幹部の支援実態および影響要因

—質問紙調査をもとに—

第1節 本章の目的

本章では、第3章で明らかにした村幹部による農村部高齢者への支援実態に影響を与える要因を明らかにする。具体的には、第1に村幹部の個人属性、村財源、担当初期のやる気による担当初期の目的、支援意識、支援回数、支援困難性、今後の期待への影響、第2に、村幹部の支援回数と担当初期の目的、支援意識、支援困難性、今後の期待との関係性、第3に、支援困難性と今後の期待との関係性、を明らかにする。

第2節 調査の目的

質問紙調査の目的は以下の2つのことを明らかにすることである。

第1に、村幹部の農村部高齢者課題に関する支援意識および支援回数（行動）の実態を明らかにし、またそれらの実態に影響を与える要因を探る。

第2に、村幹部が農村部高齢者を支援するにあたって直面している支援困難性の実態を明らかにする。

第3節 研究方法

1. 調査地域・対象・期間

2014年8-9月にかけて、第3章と同じ地域である江蘇省A鎮の村幹部全員121名を対象に、「高齢者に対する村幹部の支援実態に関する質問紙調査」を実施した。調査時、会議や体調不良で3名の村幹部が欠席したため、回収部数118名、回収率は97.5%であった。

2. 調査内容

調査内容は村幹部担当初期の目的、支援意識、支援回数、支援困難性、今後の期待、個人属性および村財源、の6項目で構成されている（表4-1）。各項目の構成内容について、第1に担当初期の目的は第2章の表2-3をもとに設定し、さらに「3. 地域の秩序を維持し、社会安定を促進するため」、「4. 高齢者を含む村民にサービスを提供するため」、「5. 家庭関係、近隣関係の調和を促進するため」、「6. 村民の合理的な権益を擁護するため」、の4つの項目を加えた。その理由は、国の制度・政策では農村部高齢者に対する村幹部のサービス（中国語、服務）が強調されているからである。

第2に、支援意識および支援回数の内容は第3章の質的調査の結果をもとに設定し、さらに高齢者の緊急体制を考慮したうえで、「10. 自然災害にあった時、高齢者の安否確認を行なう」、「11. 担当地域に犯罪があった時、警察と協力しあい対応する」、「12. 高齢者の急病時、医者に連絡し、病院に運んでいく」、の3つの項目を加えた。

第3に、支援困難性および今後の期待の内容は第3章の質的調査の結果に基づいて作成した。

回答方法は設問ごとに単一回答、複数回答、5件法で求めた。分析にはSPSS25.0を用いた。

表4-1 調査項目と回答方法

1. 担当初期の目的	
きっかけ、やる気	～ 単一回答
担当初期の目的（12項目）	～ 5件法
2. 支援意識（28項目）	～ 5件法
3. 支援回数（28項目）	～ 記入法
4. 支援困難性（20項目）	～ 5件法
5. 今後の期待（22項目）	～ 5件法
6. 個人属性および村財源	～ 単一回答および複数回答
性別、年齢、学歴、経験年数、給料、給料への満足	
退職金の有無、共産党の加入など、村の財源	

3. 倫理的配慮

本調査は、東洋大学大学院の倫理審査委員会の承認によって実施した。調査への同意や個人のプライバシーの保護などについて協力者に伝え、口頭での了承を得た。

4. 分析方法

本調査では、SPSS25.0を用いて以下の分析方法をかけた。

第1に、質問紙調査の構成項目ごとに単純集計を行った。

第2に、担当初期の目的と支援困難性については因子分析を行ない、基本属性による平均の比較（t検定と一元配置分散分析）を行なった。

第3に、支援意識と支援回数、今後の期待は天井効果のために因子分析とクラスター分析ができなかったため、第3章のKJ法の分析結果に基づいてカテゴリー化し、基本属性による平均の比較（t検定と一元配置分散分析）を行なった。

第4に、変数間の関係性を検討するため、①担当初期の目的と支援回数との相関分析、②支援意識と支援回数との相関分析、③支援回数と支援困難性との相関分析、④支援回数と今後の期待との相関分析、⑤支援困難性と今後の期待との相関分析、を行なった。

第4節 調査結果

1. 個人属性および村財源の特徴

村幹部の基本属性および村財源についての単純集計の結果は表4-2に示した。性別は、男性105名(89.0%)、女性13名(11.0%)で男性が多かった。年齢は、30代12名(10.2%)、40代50名(42.4%)、50代49名(41.5%)、60代7名(5.9%)と40代、50代が多くを占めた。学歴では、高校43名(36.4%)が一番多く、次は中学30名(25.4%)、専門学校21名(17.8%)であったが、大学は0名であった。経験年数は、15年以上-20年未満35名(29.7%)が一番多く、次いで5年以上-10年未満23名(19.5%)、10年以上-15年未満19名(16.1%)であった。

家庭経済は、普通80名(67.8%)、次いで良い22名(18.6%)が多かった。給料は、1万元以上39名(33.1%)、9001-1万元36名(30.5%)、8001-9000元19名(16.1%)と9001元以上が6割以上を占めた。給料への満足は、普通66名(55.9%)で、あまり満足していない27名(22.9%)、全く満足していない12名(10.2%)と普通が半数強であった。退職金の有無は、ある72名(61.0%)、ない46名(39.0%)と退職金があるほうが多かった。共産党の加入は、している90名(76.3%)、していない28名(23.7%)と党に加入しているほうが多かった。

村幹部の職務は、書記9名(7.6%)、主任17名(14.4%)、会計15名(12.7%)、組長67名(56.8%)であった。現在主に従事している職業は、伝統的な農業106名(89.8%)が最も多く、次いで養殖業29名(24.6%)であった。

村財源は、普通と思う19名(16.1%)、良くないと思う75名(63.6%)、あまり良くない21名(17.8%)と村財源が良くないと思っていることがわかった。

表4-2 村幹部の基本属性および村財源の単純集計

(n=118)

項目	項目の内容	n	%
性別	男性	105	89.0
	女性	13	11.0
年齢	30代	12	10.2
	40代	50	42.4
	50代	49	41.5
	60代	7	5.9
学歴	大学	0	0.0
	専門学校	21	17.8
	中等専門学校	14	11.9
	高校	43	36.4
	職業高等学校	8	6.8
	中学	30	25.4
経験年数	小学校	2	1.7
	5年未満	11	9.3
	5年以上～10年未満	23	19.5
	10年以上～15年未満	19	16.1
	15年以上～20年未満	35	29.7
	20年以上～25年未満	10	8.5
	25年以上～30年未満	10	8.5
家庭経済	30年以上	10	8.5
	非常に良い	0	0.0
	良い	22	18.6
	普通	80	67.8
	あまり良くない	11	9.3
給料	良くない	5	4.2
	2000～3000円	3	2.5
	3001～4000円	2	1.7
	4001～5000円	2	1.7
	5001～6000円	4	3.4
	6001～7000円	8	6.8
	7001～8000円	5	4.2
	8001～9000円	19	16.1
	9001～1万円	36	30.5
	1万円以上	39	33.1
給料への満足	非常に満足	2	1.7
	やや満足	11	9.3
	普通	66	55.9
	あまり満足していない	27	22.9
	全く満足していない	12	10.2
退職金の有無	ある	72	61.0
	ない	46	39.0
共産党への加入	している	90	76.3
	していない	28	23.7
職務 (複数回答)	書記	9	7.6
	主任	17	14.4
	会計	15	12.7
	副主任	26	22.0
	治保主任	18	15.3
	婦女主任	11	9.3
	聯防主任	17	14.4
	共青团主任	11	9.3
	組長	67	56.8
	そのほか	14	11.9
職業 (複数回答)	伝統的農業	106	89.8
	自営業	19	16.1
	企業の職員	2	1.7
	養殖業	29	24.6
	農機操作	8	6.8
	建築業	1	0.8
	特色農業	5	4.2
	その他	6	5.1
村財源	非常に良い	1	0.8
	良い	2	1.7
	普通	19	16.1
	あまり良くない	21	17.8
	良くない	75	63.6

2. 村幹部担当初期のきっかけ・やる気の単純集計

村幹部の仕事を始めたきっかけと選ばれた時のやる気の単純集計の結果を表 4-3 に示した。きっかけについて、村民の選挙は 92 名 (78.0%) で一番多かった。やる気について、選ばれたからやる 43 名 (36.4%)、次いで非常にやる気がある 36 名 (30.5%)、やらざるを得ない 21 名 (17.8%) であった。

項目	項目の内容	n	%
きっかけ	村民の選挙	92	78.0
	前任村幹部の推薦	10	8.5
	自己推薦	6	5.1
	軍隊の退役	2	1.7
	そのほか	8	6.8
やる気	非常にやる気がある	36	30.5
	選ばれたからやる	43	36.4
	やらざるを得ない	21	17.8
	あまりやる気がない	18	15.3
	全くやる気がない	0	0.0

3. 担当初期の目的について

(1) 担当初期の目的の単純集計

村幹部担当初期の目的の単純集計の結果を表 4-4 に示した。担当初期の目的で高い項目は、7. 能力の発揮 94 名 (79.7%)、8. 人生価値の実現 94 名 (79.7%)、5. 家族・近隣関係の調停 89 名 (75.5%)、9. 村幹部担当の証明 88 名 (74.6%) であった。目的で低い項目は、11. 社会権威・地位の維持 50 名 (42.4%)、12. 収入の獲得 39 名 (33.0%)、6. 村民権益の擁護 21 名 (17.8%)、1. 社会貢献 21 名 (17.8%) であった。

項目	非常に当てはまる	やや当てはまる	どちらとも言えない	あまり当てはまらない	全く当てはまらない	平均値	標準偏差
1. 社会貢献をするため	40(33.9%)	25(21.2%)	32(27.1%)	18(15.3%)	3(2.5%)	3.69	1.17
2. 村の経済を発展させるため	30(25.4%)	35(29.7%)	43(36.4%)	10(8.5%)	0(0.0%)	3.72	0.94
3. 地域の秩序を維持し、社会安定を促進するため	45(38.1%)	36(30.5%)	17(14.4%)	20(16.9%)	0(0.0%)	3.90	1.10
4. 高齢者を含む村民にサービスを提供するため	30(25.4%)	35(29.7%)	45(38.1%)	7(5.9%)	1(0.8%)	3.73	0.94
5. 家庭関係、近隣関係の調和を促進するため	50(42.4%)	39(33.1%)	24(20.3%)	4(3.4%)	1(0.8%)	4.13	0.91
6. 村民の合理的な権益(例え、土地徴用)を擁護するため	33(28.0%)	37(31.4%)	27(22.9%)	18(15.3%)	3(2.5%)	3.67	1.12
7. 自分の能力を発揮するため	33(28.0%)	61(51.7%)	22(18.6%)	2(1.7%)	0(0.0%)	4.06	0.73
8. 自分の人生価値を実現するため	30(25.4%)	64(54.3%)	17(14.4%)	5(4.2%)	2(1.7%)	3.97	0.85
9. 自分が村幹部を担当できることを証明するため	33(28.0%)	55(46.6%)	23(19.5%)	7(5.9%)	0(0.0%)	3.97	0.85
10. 社会資源(例え、人脈)を得るため	29(24.6%)	37(31.4%)	32(27.1%)	14(11.9%)	6(5.1%)	3.58	1.13
11. 社会的地位、社会的名声・権威・面子を保つため	30(25.4%)	20(16.9%)	18(15.3%)	27(22.9%)	23(19.5%)	3.06	1.49
12. 一定の収入を得るため	60(50.8%)	10(8.5%)	9(7.6%)	15(12.7%)	24(20.3%)	3.57	1.66

(2) 担当初期の目的の因子分析

村幹部担当初期の目的を測るために用意した12項目の分布の偏りを検討し、天井効果の認められた2項目（項目5と12）を分析対象から除外した。残った変数について、プロマックス回転による主因子法を用いて因子分析を行った。固有値1.00以上を採用し、共通性0.16以下の項目及び因子負荷率0.35以下となる項目を削除。スクリープロットや抽出された因子の信頼性係数（ α ）を参考にしながら、因子分析を3回行い、最終的に8項目、2因子を抽出した（表4-5）。

この抽出された2因子を「村幹部になる目的」を構成する潜在概念として因子負荷量と観測変数の内容を参考に因子名を付与した。第1因子は、社会（地域）貢献、地域秩序・社会安定の促進、経済発展、村民にサービス提供など、村幹部が社会や地域、村民に貢献する目的から構成されるため因子名を「貢献目的」とした。第2因子は人生価値の実現や村幹部担当の証明、能力の発揮が村幹部の達成目的であり、村幹部は権力を握っている政府の役人と接して社会資源を獲得したり、人脈を築いたり、自らの権力を持つようにすることがあり、このような村幹部の権力目的から構成される因子名を「達成・権力目的」とした。2つの下位尺度の合計得点を下位尺度の総得点とする。そして各下位尺度の得点を項目数で除し（下位尺度得点/項目数）、得られた値を下位尺度得点として換算した。下位尺度の信頼性 α 係数の検討は第1因子=.880、第2因子=.765であった。

2つの因子の平均値をみると、達成・権力目的の平均値が貢献目的より高かったことがわかった。また、2因子間の相関分析の結果では、貢献目的と達成・権力目的の間ではほとんど相関がみられなかった（ $r=.078, n. s.$ ）。

	因子負荷率	
	貢献目的	達成・権力目的
貢献目的（$\alpha = .880$）		
1. 社会（地域）貢献をするため	0.882	-0.046
3. 地域の秩序を維持し、社会安定を促進するため	0.844	0.017
2. 村の経済を発展させるため	0.790	0.075
4. 高齢者を含む村民にサービスを提供するため	0.712	-0.018
達成・権力目的（$\alpha = .765$）		
8. 自分の人生価値を実現するため	0.107	0.722
9. 自分が村幹部を担当できることを証明するため	-0.017	0.714
10. 社会資源（例えば人脈）を得るため	-0.158	0.703
7. 自分能力を発揮するため	0.078	0.591
因子の平均値	3.76(0.89)	3.90(0.69)
因子間の相関係数	1	0.078
		1
削除した項目		
5. 家族関係・近隣関係の調和を促進するため		
6. 村民の合理的な権益（例えば土地徴用）を擁護するため		
11. 社会地位、社会的名声、権威、面子を保つため		
12. 一定の収入を得るため		

(3) 基本属性による担当初期の目的の因子の平均の比較

基本属性による担当初期の目的の2因子の相異を検討するため、まず表4-2に示した村幹部の基本属性を表4-6のようにグループ化した。その後、村幹部の基本属性による支援意識や支援回数、支援困難性、今後の期待の相異を検討する際に、表4-6に示した変数を用いる。

項目	項目内容	n	%
性別	男性	105	89.0
	女性	13	11.0
年齢	30代	12	10.2
	40代	50	42.4
	50代	49	41.5
	60代	7	5.9
学歴	専門学校	21	17.8
	高校	65	55.1
	中・小学校	32	27.1
経験年数	10年未満	34	28.8
	10年以上-20年未満	54	45.8
	20年以上	30	25.4
家庭経済	良い	22	18.6
	普通	80	67.8
	良くない	16	13.6
給料	2000-9000円	43	36.4
	9001-1万円	36	30.5
	1万元以上	39	33.1
給料への満足	普通	79	66.9
	不満足	39	33.1
退職金	ある	72	61.0
	ない	46	39.0
共産党の加入	加入	90	76.3
	非加入	28	23.7
村財源	普通	22	18.6
	良くない	96	81.4

基本属性による担当初期の目的2因子の平均の比較の結果を表4-7に示した。

貢献目的に影響を与える要因は学歴 ($F(2, 115)=3.310, p<.05$) や経験年数 ($F(2, 115)=5.941, p<.01$)、家庭経済 ($F(2, 115)=3.703, p<.05$)、給料 ($F(2, 115)=4.210, p<.05$)、給料への満足 ($t=2.365, df=116, p<.05$)、共産党の加入 ($t=2.408, df=116, p<.05$)、村財源 ($t=2.490, df=41.998, p<.05$) であった。その後の検定から、高校卒の村幹部は専門学校卒の村幹部より、家庭経済が良い村幹部は良くない村幹部より、給料2000-9000円の村幹部は給料9001-1万円の村幹部より、給料が普通と思う村幹部は給料に満足していない村幹部より、党员である村幹部は非党员である村幹部より

り、村財源が普通と思う村幹部は村財源が良くないと思う村幹部より貢献目的が有意に高かった。一方、10年以上-20年未満の村幹部はほかの村幹部より貢献目的が有意に低かった。

達成・権力目的に影響を与える要因は給料 ($F(2, 115)=4.023, p<.05$) であった。この後の検定から、給料1万元以上の村幹部は給料2000-9000元の村幹部より達成・権力目的が有意に高いことがわかった。

表4-7 基本属性による目的2因子の平均の比較 (n=118)

因子	基本属性	項目	n	平均値 (標準偏差)	p
貢献目的	学歴	専門学校	21	3.32 (0.82)	p<.05
		高校	65		
		中・小学校	32		
	経験年数	10年未満	34	3.99 (0.86)	p<.01
		10年以上-20年未満	54		
		20年以上	30		
	家庭経済	良い	22	4.16 (0.80)	p<.05
		普通	80		
		良くない	16		
	給料	2000-9000元	43	4.01 (0.81)	p<.05
		9001-1万元	36		
		1万元以上	39		
	給料への満足	普通	79	3.89 (0.89)	p<.05
		不満足	39		
共産党の加入	加入	90	3.87 (0.89)	p<.05	
	非加入	28			
村財源	普通	22	4.10 (0.66)	p<.05	
	良くない	96			
達成・権力目的	給料	2000-9000元	43	3.73 (0.73)	p<.05
		9001-1万元	36		
		1万元以上	39		

4. 支援意識について

(1) 支援意識の単純集計

高齢者の生活課題に対する村幹部の支援意識の単純集計の結果を表4-8に示した。支援意識が高い項目は、1. 分散扶養五保老人の面倒108名(91.5%)、13. 家族扶養問題の調停102名(86.4%)、7. 社会に貢献した高齢者への慰問101名(85.6%)、18. 近隣間畑紛争の調停101名(85.6%)、19. 村・村民の土地紛争の調停100名(84.8%)であった。一方、支援意識が低い項目は24. 高齢者活動の開催67名(56.8%)、23. 高齢者協会の設立58名(49.2%)、16. 「空巢老人」への手伝い49名(41.6%)、22. 活動室・設備の整備47名(39.8%)、17. 日常生活品の購入32名(27.1%)であった。

表4-8 村幹部の支援意識の単純集計の結果

(n=118)

構成項目	非常に必要	やや必要	どちらとも いえない	あまり必要 がない	全く必要 がない	平均値	標準偏差
1. 分散扶養五保老人に対して日常的な医療・生活の面倒を見る.	62(52.5%)	46(39.0%)	10(8.5%)	0(0.0%)	0(0.0%)	4.44	0.65
2. 分散扶養五保老人を敬老院に入所させるために働きかける.	53(44.9%)	25(21.2%)	18(15.3%)	21(17.8%)	1(0.8%)	3.92	1.18
3. 高齢者に新型農村社会養老保険・尊老金の説明・申請・上申を行なう.	63(53.4%)	23(19.5%)	31(26.3%)	1(0.8%)	0(0.0%)	4.25	0.88
4. 村レベルの医療事業を進展させる.	62(52.5%)	32(27.1%)	14(11.9%)	9(7.6%)	1(0.8%)	4.23	0.99
5. 農村最低生活保障制度の申請・審査を行なう.	64(54.2%)	35(29.7%)	12(10.2%)	5(4.2%)	2(1.7%)	4.31	0.94
6. 特困戸に救済金を分配し、住宅改装を実施する.	51(43.2%)	48(40.7%)	14(11.9%)	4(3.4%)	1(0.8%)	4.22	0.85
7. 社会・国家に貢献した高齢者に慰問金を分配する.	54(45.8%)	47(39.8%)	12(10.2%)	3(2.5%)	2(1.7%)	4.25	0.87
8. 大病患者に農村医療救助サービスを提供する.	48(40.7%)	45(38.1%)	20(16.9%)	4(3.4%)	1(0.8%)	4.14	0.88
9. 高齢者に関する暴力・虐待ケースを調停する.	41(34.7%)	51(43.2%)	20(16.9%)	4(3.4%)	2(1.7%)	4.06	0.90
10. 自然災害にあった時、高齢者の安否確認を行なう.	73(61.9%)	22(18.6%)	20(16.9%)	3(2.5%)	0(0.0%)	4.40	0.86
11. 担当地域に犯罪があった時、警察と協力しあい対応する.	71(60.2%)	28(23.7%)	16(13.6%)	3(2.5%)	0(0.0%)	4.42	0.82
12. 高齢者の急病時、医者に連絡し、病院に運んでいく.	54(45.8%)	32(27.1%)	19(16.1%)	10(8.5%)	3(2.5%)	4.05	1.09
13. 高齢者に関する扶養問題を調停する.	81(68.6%)	21(17.8%)	15(12.7%)	1(0.8%)	0(0.0%)	4.54	0.75
14. 家庭紛争を調停するため、村の他幹部（鎮・裁判所）と連携する.	69(58.5%)	28(23.7%)	17(14.4%)	1(0.8%)	3(2.5%)	4.35	0.94
15. 高齢者の状況を把握するため、定期的に組（村）を巡回する.	47(39.8%)	49(41.5%)	13(11.0%)	8(6.8%)	1(0.8%)	4.13	0.92
16. 農繁期「空巣老人」を手伝う人・農機を手配する人等に連絡する.	13(11.0%)	36(30.5%)	20(16.9%)	39(33.1%)	10(8.5%)	3.03	1.19
17. 高齢者のために日常生活用品（油や米等）・薬品の購入を行なう.	28(23.7%)	31(26.3%)	27(22.9%)	21(17.8%)	11(9.3%)	3.37	1.28
18. 近隣どうしの間で起こった畑の境界線の紛争を調停する.	68(57.6%)	33(28.0%)	12(10.2%)	4(3.4%)	1(0.8%)	4.38	0.87
19. 村民と村の間で起こった土地紛争を調停する.	67(56.8%)	33(28.0%)	17(14.4%)	1(0.8%)	0(0.0%)	4.41	0.77
20. 土地徴用の政策を該当の人に説明し、同意をもらう.	47(39.8%)	47(39.8%)	17(14.4%)	6(5.1%)	1(0.8%)	4.13	0.90
21. 土地徴用の補償に関して鎮との交渉を行なう.	39(33.1%)	43(36.4%)	21(17.8%)	9(7.6%)	6(5.1%)	3.85	1.12
22. 高齢者のために、高齢者活動室・運動機器を用意する.	10(8.5%)	35(29.7%)	26(22.0%)	15(12.7%)	32(27.1%)	2.80	1.35
23. 高齢者のために、高齢者協会を創る.	8(6.8%)	26(22.0%)	26(22.0%)	19(16.1%)	39(33.1%)	2.53	1.33
24. 高齢者のために、映画・トランプ・麻雀等の活動を開催する.	11(9.3%)	21(17.8%)	19(16.1%)	31(26.3%)	36(30.5%)	2.49	1.34
25. 「老年人権益保障法」等の国家法律を宣伝する.	47(39.8%)	27(22.9%)	28(23.7%)	15(12.7%)	1(0.8%)	3.88	1.10
26. 村の道路・橋の修理、環境の改善を行なう.	68(57.6%)	30(25.4%)	12(10.2%)	6(5.1%)	2(1.7%)	4.32	0.97
27. 鎮の競争的プロジェクトを申請し、村の経済発展に力を尽くす.	47(39.8%)	47(39.8%)	19(16.1%)	3(2.5%)	2(1.7%)	4.14	0.90
28. 税費徴収、村の資金を統一的に計画する仕事を行なう.	41(34.7%)	49(41.5%)	22(18.6%)	3(2.5%)	3(2.5%)	4.03	0.93

(2) 支援意識のカテゴリーおよび平均値

農村部高齢者生活課題に対する村幹部の支援意識 28 項目は信頼係数 $\alpha = .859$ であつ

た。支援意識の 28 項目を第 3 章の結果に基づき、社会保障の対応、緊急時の対応、家庭紛争の調停、土地紛争の調停、環境・組織の整備、の 5 つのカテゴリーに分類した（表 4-9）。この 5 つのカテゴリーの平均値をみると、村幹部による支援意識は、緊急時の対応、社会保障の対応、土地紛争の調停、家庭紛争の調停、環境・組織の整備という高い順位になった。

表4-9 支援意識のカテゴリーおよび平均値

カテゴリー	構成項目
社会保障の対応 4.22 (0.61)	1. 分散扶養五保老人に対して日常的な医療・生活の面倒をみる.
	2. 分散扶養五保老人を敬老院に入所させるため働きかける.
	3. 高齢者に新型農村社会養老保険・尊老金の説明・申請・上申を行う.
	4. 村レベルの医療事業を発展させる.
	5. 農村最低生活保障制度の申請・審査を行う.
	6. 特困戸に救済金を分配し、住宅改装を実施する.
	7. 社会・国家に貢献した高齢者に慰問金を分配する.
	8. 大病患者に農村医療救助サービスを提供する.
緊急時の対応 4.23 (0.66)	9. 高齢者に関する暴力・虐待ケースを調停する.
	10. 自然災害にあった時、高齢者の安否確認を行う.
	11. 担当地域に犯罪があった時、警察と協力しあって対応する.
家庭紛争の調停 3.88 (0.59)	12. 高齢者の急病時、医者に連絡し、病院に運んでいく.
	13. 高齢者に関する扶養問題を調停する.
	14. 家庭紛争を調停するため、村の他の幹部と連携する.
	15. 高齢者の状況を把握するため、定期的に組(村)を巡回する.
土地紛争の調停 4.19 (0.65)	16. 農繁期に「空巣老人」を手伝う人・農機を手配する人等に連絡する.
	17. 高齢者のために日常生活用品・薬品の購入を行う.
	18. 近隣どうしで起こった畑の境界線の紛争を調停する.
	19. 村民と村の間で起こった土地紛争を調停する.
	20. 土地徴用の政策を該当の人に説明し、同意をしてもらう.
	21. 土地徴用の補償に関して鎮との交渉を行なう.
環境・組織の整備 3.46 (0.70)	22. 高齢者のために高齢者活動室・運動機器を用意する.
	23. 高齢者のために高齢者協会を創る.
	24. 高齢者のために映画・トランプ・麻雀等の活動を開催する.
	25. 「老年人権益保障法」等の国家法律を宣伝する.
	26. 村の道路・橋の修理、環境の改善を行う.
	27. 鎮の競争的プロジェクトを申請し、村の経済発展に力を尽くす.
	28. 税费徴収・村の資金を統一的に計画する仕事を行う.

(3) 基本属性による支援意識のカテゴリーの平均の比較

基本属性による支援意識の5つのカテゴリーの平均の比較の結果を表4-10に示した.

社会保障の対応に影響を与える要因は年齢 ($F(3, 114)=3.148, p<.05$) であった. その後 Tukey 法の多重比較を行い, 再任用の村幹部 (60代) は30代, 50代の村幹部より社会保障の対応意識が有意に高いことがわかった.

家庭紛争の調停に影響を与える要因は学歴 ($F(2, 115)=3.460, p<.05$), 経験年数 ($F(2, 115)=6.412, p<.01$) であった. その後 Tukey 法の多重比較を行い, 高校卒の村幹部は専門学校卒の村幹部より家庭紛争の調停意識が有意に高いことがわかった. また, 経験年数10年未満の村幹部は10年以上の村幹部より家庭紛争の調停意識が有意に高いことがわかった.

土地紛争の調停には影響を与える要因は年齢 ($F(3, 114)=4.892, p<.01$), 退職金 ($t=2.027, df=79.876, p<.05$), 共産党の加入 ($t=2.221, df=116, p<.05$) であった. その後 Tukey 法の多重比較を行い, 40代の村幹部は50代より土地紛争の調停意識が有意に高いことがわかった. また, 退職金がある村幹部はない村幹部より土地紛争の調停意識が

有意に高かった。 党員である村幹部は非党員より土地紛争の調停意識が有意に高いことがわかった。

環境・組織の整備に影響を与える要因は学歴 ($F(2, 115)=4.944, p<.01$), 経験年数 ($F(2, 115)=6.758, p<.01$), 家庭経済 ($F(2, 115)=6.295, p<.01$), 給料への満足 ($t=2.831, df=116, p<.01$), 共産党の加入 ($t=3.400, df=116, p<.01$) であった。その後 Tukey 法の多重比較を行い, 高校卒の村幹部は専門学校卒より, 家庭経済が良い村幹部は良くない村幹部より, 給料が普通と思う村幹部は満足しない村幹部より, 党員である村幹部は非党員より環境・組織の整備意識が有意に高いことがわかった。一方, 10年以上-20年未満の村幹部はほかの村幹部より環境・組織の整備意識が有意に低かった。

表4-10 基本属性による支援意識の平均の比較

(n=118)					
支援意識	基本属性	項目	n	m(SD)	p
社会保障の対応	年齢	30代	12	4.03 (0.82) 4.26 (0.53) 4.15 (0.62) 4.82 (0.14)	p<.05
		40代	50		
		50代	49		
		60代	7		
家庭紛争の調停	学歴	専門学校	21	3.60 (0.66) 3.97 (0.56) 3.88 (0.54)	p<.05
		高校	65		
		中・小学校	32		
	経験年数	10年未満	34	4.17 (0.54) 3.79 (0.47) 3.73 (0.71)	p<.01
		10年以上-20年未満	54		
		20年以上	30		
土地紛争の調停	年齢	30代	12	4.25 (0.86) 4.38 (0.53) 3.94 (0.66) 4.54 (0.49)	p<.01
		40代	50		
		50代	49		
		60代	7		
	退職金	ある	72	4.29 (0.58) 4.03 (0.73)	p<.05
		ない	46		
共産党の加入	加入	90	4.26 (0.62) 4.00 (0.71)	p<.05	
	非加入	28			
環境・組織の整備	学歴	専門学校	21	3.07 (0.64) 3.60 (0.70) 3.41 (0.65)	p<.01
		高校	65		
		中・小学校	32		
	経験年数	10年未満	34	3.71 (0.78) 3.21 (0.63) 3.61 (0.58)	p<.01
		10年以上-20年未満	54		
		20年以上	30		
	家庭経済	良い	22	3.82 (0.69) 3.44 (0.68) 3.04 (0.52)	p<.01
		普通	80		
		良くない	16		
	給料への満足	普通	79	3.67 (0.64) 3.21 (0.61)	p<.01
		不満足	39		
	共産党の加入	加入	90	3.57 (0.69) 3.08 (0.60)	p<.01
非加入		28			

5. 支援回数について

(1) 支援回数の平均値

村幹部の（3か月間における）支援回数の平均値の結果を表4-11にまとめた。平均値をみると、村幹部は18. 近隣間畑紛争の調停 2.06 (SD=1.30), 19. 村・村民の土地紛争の調停 1.80 (SD=1.05), 13. 家族扶養問題の調停 1.75 (SD=0.95), 5. 農村最低生活保障制度の受付・審査 1.56 (SD=1.48), 15. 定期的訪問 1.54 (SD=1.01) を平均的に多く行っている。また、村幹部の支援回数として、23. 高齢者協会の設立 0.65 (SD=0.70), 22. 活動室・設備の整備 0.75 (SD=0.73), 12. 急病時の対応 0.96 (SD=0.59), 17. 日常生活品の購入 0.97 (SD=0.77), 16. 「空巢老人」の手伝い 0.99 (SD=0.93) は平均的に少ない実施回数であった。

最大値と最小値をみると、すべての項目の最小値は0であった。最大値について、1. 分散扶養五保老人の面倒は11.0であり、次は3. 新型農村社会養老保険・尊老金と5. 農村最低生活保障制度の受付・審査は10.0であった。

表4-11 支援回数の平均値と最大値

項目	(n=118)		
	最大値	平均値	標準偏差
1. 分散扶養五保老人に対して日常的な医療・生活の面倒を見る.	11.0	1.50	1.53
2. 分散扶養五保老人を敬老院に入所させるために働きかける.	8.0	1.29	1.12
3. 高齢者に新型農村社会養老保険・尊老金の説明・申請・上申を行なう.	10.0	1.53	1.46
4. 村レベルの医療事業を発展させる.	6.0	1.28	0.91
5. 農村最低生活保障制度の申請・審査を行なう.	10.0	1.56	1.48
6. 特困戸に救済金を分配し、住宅改装を実施する.	5.0	1.32	0.87
7. 社会・国家に貢献した高齢者に慰問金を分配する.	3.0	1.29	0.73
8. 大病患者に農村医療救助サービスを提供する.	9.0	1.28	1.23
9. 高齢者に関する暴力・虐待ケースを調停する.	5.0	1.00	1.02
10. 自然災害にあった時、高齢者の安否確認を行なう.	4.0	1.19	0.81
11. 担当地域に犯罪があった時、警察と協力しあい対応する.	3.0	1.09	0.67
12. 高齢者の急病時、医者に連絡し、病院に運んでいく.	4.0	0.96	0.59
13. 高齢者に関する扶養問題を調停する.	4.0	1.75	0.95
14. 家庭紛争を調停するため、村の他幹部（鎮・裁判所）と連携する.	6.0	1.17	0.81
15. 高齢者の状況を把握するため、定期的に組（村）を巡回する.	6.0	1.54	1.01
16. 農繁期「空巢老人」を手伝う人・農機を手配する人等に連絡する.	5.0	0.99	0.93
17. 高齢者のために日常生活用品（油や米等）・薬品の購入を行なう.	6.0	0.97	0.77
18. 近隣どうしの間で起こった畑の境界線の紛争を調停する.	8.0	2.06	1.30
19. 村民と村の間で起こった土地紛争を調停する.	5.0	1.80	1.05
20. 土地徴用の政策を該当の人に説明し、同意をもらう.	3.0	1.39	0.67
21. 土地徴用の補償に関して鎮との交渉を行なう.	4.0	1.08	0.64
22. 高齢者のために、高齢者活動室・運動機器を用意する.	3.0	0.75	0.73
23. 高齢者のために、高齢者協会を創る.	3.0	0.65	0.70
24. 高齢者のために、映画・トランプ・麻雀等の活動を開催する.	4.0	1.08	1.07
25. 「老年人権益保障法」等の国家法律を宣伝する.	3.0	1.23	0.68
26. 村の道路・橋の修理、環境の改善を行なう.	3.0	1.25	0.84
27. 鎮の競争的プロジェクトを申請し、村の経済発展に力を尽くす.	4.0	1.18	0.71
28. 税費徴収、村の資金を統一的に計画する仕事を行なう.	5.0	1.15	0.78

(2) 支援回数のカテゴリーおよび平均値

村幹部の高齢者課題に対する支援回数の項目を、支援意識のカテゴリーと同様に社会保障の対応、緊急時の対応、家庭紛争の調停、土地紛争の調停、環境・組織の整備、の5つのカテゴリーに分類する(表4-12)。この5つのカテゴリーの平均値をみると、土地紛争の調停は1.58 (SD=0.62)、社会保障の対応は1.38 (SD=0.87)、家庭紛争の調停は1.28 (SD=0.60)、緊急時の対応1.06 (SD=0.50)、環境・組織の整備は1.04 (SD=0.43)の順に高かった。

表4-12 支援回数のカテゴリーおよび平均値

カテゴリー	構成項目
社会保障の対応 1.38 (0.87)	1. 分散扶養五保老人に対して日常的な医療・生活の面倒をみる。
	2. 分散扶養五保老人を敬老院に入所させるため働きかける。
	3. 高齢者に新型農村社会養老保険・尊老金の説明・申請・上申を行う。
	4. 村レベルの医療事業を発展させる。
	5. 農村最低生活保障制度の申請・審査を行う。
	6. 特困戸に救済金を分配し、住宅改装を実施する。
	7. 社会・国家に貢献した高齢者に慰問金を分配する。
	8. 大病患者に農村医療救助サービスを提供する。
緊急時の対応 1.06 (0.50)	9. 高齢者に関する暴力・虐待ケースを調停する。
	10. 自然災害にあった時、高齢者の安否確認を行う。
	11. 担当地域に犯罪があった時、警察と協力しあって対応する。
	12. 高齢者の急病時、医者に連絡し、病院に運んでいく。
家庭紛争の調停 1.28 (0.60)	13. 高齢者に関する扶養問題を調停する。
	14. 家庭紛争を調停するため、村の他の幹部と連携する。
	15. 高齢者の状況を把握するため、定期的に組(村)を巡回する。
	16. 農繁期に「空巣老人」を手伝う人・農機を手配する人等に連絡する。
	17. 高齢者のために日常生活用品・薬品の購入を行う。
土地紛争の調停 1.58 (0.62)	18. 近隣どうしで起こった畑の境界線の紛争を調停する。
	19. 村民と村の間で起こった土地紛争を調停する。
	20. 土地徴用の政策を該当の人に説明し、同意をしてもらう。
	21. 土地徴用の補償に関して鎮との交渉を行なう。
環境・組織の整備 1.04 (0.43)	22. 高齢者のために高齢者活動室・運動機器を用意する。
	23. 高齢者のために高齢者協会を創る。
	24. 高齢者のために映画・トランプ・麻雀等の活動を開催する。
	25. 「老年人権益保障法」等の国家法律を宣伝する。
	26. 村の道路・橋の修理、環境の改善を行う。
	27. 鎮の競争的プロジェクトを申請し、村の経済発展に力を尽くす。
	28. 税費徴収・村の資金を統一的に計画する仕事を行う。

(3) 基本属性による支援回数のカテゴリーの平均の比較

基本属性による支援回数の5つのカテゴリーの平均の比較の結果を表4-13に示した。緊急時の対応に影響を与える要因は経験年数 ($F(2, 115)=3.459, p<.05$)であった。その後 Tukey 法の多重比較を行い、経験年数20年以上の村幹部は10年未満の村幹部より緊急時の対応回数が有意に多いことがわかった。

土地紛争の調停に影響を与える要因は退職金であった ($t=2.078, df=116, p<.05$)。平

均値をみると、退職金がある村幹部はない村幹部より土地紛争の調停回数が有意に多いことがわかった。

表4-13 基本属性による支援回数の平均の比較 (n=118)

支援回数	基本属性		n	m(SD)	p
緊急時の対応	経験年数	10年未満	34	0.89 (0.43)	p<.05
		10年以上-20年未満	54		
		20年以上	30		
土地紛争の調停	退職金	ある	72	1.67 (0.68)	p<.05
		ない	46		

6. 支援困難性について

(1) 支援困難性の単純集計

支援困難性の単純集計の結果を表4-14に示した。困難性が高い項目は、1. 高齢者扶養問題の調停 92名 (78.0%)、16. 村財源の減少 87名 (73.7%)、2. 人の機嫌を損ねる 82名 (69.4%)、17. 村独自のサービスの無さ 79名 (66.9%)、19. 計画生育政策による困難 79名 (66.9%)であった。一方、困難性が低い項目は、9. 担い手の不足 68名 (57.6%)、11. 担い手の限定 67名 (56.8%)、10. 退職時の無保障 67名 (56.8%)、12. 村幹部の高齢化 37名 (31.3%)、20. 控除される村財源 36名 (30.5%)であった。

表4-14 支援困難性の単純集計の結果 (n=118)

項目	非常にそう思う	ややそう思う	どちらとも言えない	あまりそう思わない	全くそう思わない	平均値	標準偏差
1. 息子が多い場合、高齢者扶養問題の調停が難しい。	37 (31.4%)	55 (46.6%)	12 (10.2%)	13 (11.0%)	1 (0.8%)	3.97	0.97
2. 紛争調停の仕事は人の機嫌を損ねるため、仕事が難しい。	41 (34.7%)	41 (34.7%)	15 (12.7%)	19 (16.1%)	2 (1.7%)	3.85	1.12
3. 担当の組(村)に理不尽な村民がいるため、仕事が難しい。	11 (9.3%)	34 (28.8%)	42 (35.6%)	22 (18.6%)	9 (7.6%)	3.14	1.07
4. 村民は自らの義務を果たさないため、仕事が難しい。	11 (9.3%)	31 (26.3%)	53 (44.9%)	18 (15.3%)	5 (4.2%)	3.21	0.96
5. 村は高齢者のために活動室を設置したが、活用する高齢者が少ない。	26 (22.0%)	44 (37.3%)	36 (30.5%)	10 (8.5%)	2 (1.7%)	3.69	0.97
6. 農村では高齢者養老院を設置しても入所する高齢者が少ない。	44 (37.3%)	19 (16.1%)	29 (24.6%)	25 (21.2%)	1 (0.8%)	3.68	1.20
7. 家政婦サービスの費用が高いため、利用できる高齢者が少ない。	44 (37.3%)	33 (28.0%)	26 (22.0%)	15 (12.7%)	0 (0.0%)	3.90	1.05
8. 分散扶養五保老人は地域での生活が大変であるのにもかかわらず、鎮の敬老院に入所しない。	50 (42.4%)	13 (11.0%)	30 (25.4%)	17 (14.4%)	8 (6.8%)	3.68	1.33
9. 村幹部の担い手が不足している。	7 (5.9%)	12 (10.2%)	31 (26.3%)	19 (16.1%)	49 (41.5%)	2.23	1.26
10. 村幹部は退職時の保障が少ない。	9 (7.6%)	19 (16.1%)	23 (19.5%)	46 (39.0%)	21 (17.8%)	2.57	1.18
11. 組長は当組の人しか担当できない。	6 (5.1%)	18 (15.3%)	27 (22.9%)	28 (23.7%)	39 (33.1%)	2.36	1.23
12. 現在村幹部はそろそろ高齢者になるので、仕事が難しい。	13 (11.0%)	34 (28.8%)	34 (28.8%)	28 (23.7%)	9 (7.6%)	3.12	1.13
13. 村幹部は仕事を行なう時間がない。	10 (8.5%)	20 (16.9%)	53 (44.9%)	26 (22.0%)	9 (7.6%)	2.97	1.02
14. 村幹部は疲れるだけで割に合わない役目である。	38 (32.2%)	19 (16.1%)	41 (34.7%)	18 (15.3%)	2 (1.7%)	3.62	1.14
15. 土地補償の水準が低いため、土地徴用の仕事が難しい。	35 (29.7%)	23 (19.5%)	50 (42.4%)	9 (7.6%)	1 (0.8%)	3.69	1.01
16. 農業税費改革後、村財源が減少したため、仕事が難しくなった。	41 (34.7%)	46 (39.0%)	18 (15.3%)	12 (10.2%)	1 (0.8%)	3.97	1.00
17. 村は高齢者に対する独自のサービスを打ち出さない。	47 (39.8%)	32 (27.1%)	31 (26.3%)	7 (5.9%)	1 (0.8%)	3.99	0.99
18. 村は独自の社会保障制度に応じる対策を打ち出さない。	43 (36.4%)	27 (22.9%)	32 (27.1%)	15 (12.7%)	1 (0.8%)	3.81	1.09
19. 計画生育政策は高齢者問題や新兵徴収の仕事に困難をもたらしている。	34 (28.8%)	45 (38.1%)	29 (24.6%)	9 (7.6%)	1 (0.8%)	3.86	0.95
20. 鎮は村の財源をコントロールしているため、村の仕事が進まない。	50 (42.4%)	16 (13.6%)	16 (13.6%)	32 (27.1%)	4 (3.4%)	3.64	1.36

(2) 支援困難性の因子分析

村幹部の支援困難性を測るために用意した 20 項目について、プロマックス回転による主因子法を用いて因子分析を行った。固有値 1.00 以上を採用し、共通性 0.16 以下の項目および因子負荷率 0.35 以下となる項目を削除した。スクリープロットや抽出された因子の信頼性係数 (α) を参考にしながら因子分析を 5 回行い、最終的に 15 項目、3 因子を抽出した (表 4-15)。

この抽出された 3 因子を「村幹部の支援の困難性」を構成する潜在概念として因子負荷量と観測変数の内容を参考に因子名を付与した。第 1 因子名を「調停仕事の困難さ」とし、第 2 因子名を「サービスの不利用」とし、第 3 因子名を「担い手・保障の不足」とした。3 つの下位尺度の合計得点を下位尺度の総得点とする。そして各下位尺度の得点を項目数で除し (下位尺度得点/項目数)、得られた値を下位尺度得点として換算した。下位尺度の信頼性 α 係数の検討は第 1 因子 = .871, 第 2 因子 = .889, 第 3 因子 = .651 であった。

この 3 因子の平均値をみると、村幹部の支援困難性はサービスの不利用、調停仕事の困難さ、担い手・保障の不足という順に高かった。また、3 因子の相関分析をみると、調停仕事の困難さとサービスの不利用の間には正の相関 ($r = .642, p < .001$) がみられた。

表4-15 村幹部の支援困難性の因子分析の結果

	因子		
	調停仕事の困難さ	サービスの不利用	担い手・保障の不足
調停仕事の困難さ ($\alpha = .871$)			
14. 村幹部は疲れるだけで割に合わない役目である。	0.920	-0.107	0.059
1. 息子が多い場合、高齢者扶養問題の調停が難しい。	0.772	-0.063	-0.107
4. 村民は自らの義務を果たさないため、仕事が難しい。	0.769	-0.054	-0.029
2. 紛争調停の仕事は人の機嫌を損ねるため、仕事が難しい。	0.730	0.050	-0.063
15. 土地補償の水準が低いため、土地徴用の仕事が難しい。	0.563	0.046	0.024
16. 農業税费改革後、村財源が減少したため、仕事が難しくなった。	0.539	0.261	0.152
サービスの不利用 ($\alpha = .889$)			
7. 家政婦サービスの費用が高いため、利用できる高齢者が少ない。	-0.033	0.943	0.096
8. 分散五保老人は地域での生活が大変であるにもかかわらず、鎮の敬老院に入所しない。	-0.076	0.767	0.056
6. 農村で高齢者養老院を設置しても、入所する高齢者が少ない。	0.062	0.736	-0.126
18. 村は独自の社会保障制度に応じる対策を打ち出さない。	-0.019	0.709	-0.109
17. 村は高齢者に対する独自のサービスを打ち出さない。	0.197	0.600	0.005
5. 村は高齢者のため活動室を設置したが、活用する高齢者が少ない。	0.426	0.436	0.020
担い手・保障の不足 ($\alpha = .651$)			
9. 村幹部の担い手が不足している。	-0.045	0.049	0.780
10. 村幹部は退職時の保障が少ない。	0.007	0.062	0.576
11. 組長は当組の人しか担当できない。	0.072	-0.292	0.465
平均値 (標準偏差)	3.72(0.81)	3.79(0.89)	2.38(0.94)
相関係数 調停仕事の困難さ	1.000	0.642***	-0.165
サービスの不利用			-0.366
担い手・保障の不足			1.000
除外項目:	3. 担当の組(村)に理不尽な村民がいるため、村幹部の仕事が難しい		
	12. 現在村幹部はそろそろ高齢者になるので、仕事が難しい。		
	13. 村幹部は仕事を行う時間がない。		
	19. 計画生育政策は高齢者問題や新兵徴収の仕事に困難をもたらしている。		
	20. 鎮は村の財源をコントロールしているため、村の仕事が進展しない。		
因子抽出法: 主因子法 回転法: Kaiser の正規化を伴うプロマックス法			
a. 6 回の反復で回転が収束しました。			

(3) 基本属性による支援困難性の3因子の平均の比較

基本属性による支援困難性の3因子の平均の比較の結果を表4-16に示した。調停仕事の困難さに影響を与える要因は年齢 ($F(3, 114)=2.688$, n. s.), 経験年数 ($F(2, 115)=7.385$, $p<.01$), 給料への満足 ($t=-2.747$, $df=116$, $p<.01$) であった。その後の検定によれば, 60代の村幹部は40代の村幹部より, 給料に満足していない村幹部は普通だと思ふ村幹部より調停仕事の困難さが有意に高かった。一方, 10年未満の村幹部は10年以上の村幹部よりこの困難性が有意に低かった。

サービスの不利用に影響を与える要因は年齢 ($F(3, 114)=4.499$, $p<.01$), 学歴 ($F(2, 115)=5.083$, $p<.01$), 経験年数 ($F(2, 115)=10.329$, $p<.001$) であった。その後Tukey法の多重比較の結果によれば, 60代の村幹部は30代, 40代の村幹部より, 専門学校卒の村幹部は高校卒の村幹部よりサービスの不利用に関する困難性が有意に高かった。一方, 経験年数10年未満の村幹部は10年以上の者よりこの困難性が有意に低かった。

担い手・保障の不足に影響を与える要因は退職金であった ($t=-2.464$, $df=116$, $p<.05$)。退職金がない村幹部はある村幹部より担い手・保障の不足に関する困難性が有意に高いことがわかった。

困難性因子	基本属性	項目	n	m(SD)	p
調停仕事の困難さ	年齢	30代	12	3.82(0.93)	n. s.
		40代	50	3.56(0.84)	
		50代	49	3.76(0.73)	
		60代	7	4.43(0.44)	
	経験年数	10年未満	34	3.33(0.87)	p<.01
		10年以上-20年未満	54	3.78(0.72)	
		20年以上	30	4.05(0.72)	
	給料への満足	普通	79	3.58(0.80)	p<.01
		不満足	39	4.00(0.75)	
サービスの不利用	年齢	30代	12	3.44(0.96)	p<.01
		40代	50	3.61(0.88)	
		50代	49	3.94(0.84)	
		60代	7	4.69(0.48)	
	学歴	専門学校	21	4.29(0.72)	p<.01
		高校	65	3.60(0.84)	
		中・小学校	32	3.85(0.89)	
	経験年数	10年未満	34	3.26(0.80)	p<.001
		10年以上-20年未満	54	4.08(0.12)	
20年以上		30	3.87(0.83)		
担い手・保障の不足	退職金	ある	72	2.22(0.91)	p<.05
		ない	46	2.64(0.94)	

7. 今後の期待について

(1) 今後の期待の単純集計

村幹部の今後の期待の単純集計の結果を表4-17に示した。期待が高い項目は、1. 家族扶養意識の向上 117名 (99.2%)、12. 給料の引き上げ 107名 (90.7%)、9. 村財源の増加 106名 (89.9%)、6. 高齢者自らの権利擁護 105名 (89.0%)、4. 老後のための貯金 101名 (85.6%)、14. 援助技術の向上 101名 (85.6%)であった。一方、期待が低い項目は、22. 家政婦サービスの発展 91名 (77.1%)、20. 高齢者定義の見直し 86名 (72.9%)、21. 養老院の設立 46名 (39.0%)、7. 村サービスの活用 26名 (22.0%)、11. 村幹部の養成 14名 (11.9%)であった。

構成項目	非常に期待する	やや期待する	どちらとも言えない	あまり期待しない	全く期待しない	平均値	標準偏差
1. 子女は高齢者を扶養する意識を高める.	78(66.1%)	39(33.1%)	1(0.8%)	0(0.0%)	0(0.0%)	4.65	0.50
2. 子女は迷信活動を止め、高齢者の生前の生活を支える.	52(44.1%)	44(37.3%)	17(14.4%)	5(4.2%)	0(0.0%)	4.21	0.85
3. 村民は自分の権利を守るとともに、自分の義務を果たす.	51(43.2%)	30(25.4%)	36(30.5%)	1(0.8%)	0(0.0%)	4.11	0.87
4. 50代の人は老後のため、お金を稼ぎ、貯金する.	28(23.7%)	73(61.9%)	13(11.0%)	4(3.4%)	0(0.0%)	4.06	0.70
5. 高齢者は現在の状態に満足し、子女に余計な要求をしない.	21(17.8%)	59(50.0%)	25(21.2%)	10(8.5%)	3(2.5%)	3.72	0.94
6. 高齢者自身は政策・法律を用いて自分の権利を守る.	74(62.7%)	31(26.3%)	11(9.3%)	1(0.8%)	1(0.8%)	4.49	0.77
7. 高齢者が現存の活動室や運動機器などの村サービスを活用する.	39(33.1%)	34(28.8%)	19(16.1%)	25(21.2%)	1(0.8%)	3.72	1.16
8. 地域での生活が困難な五保老人を敬老院に入所させる.	39(33.1%)	56(47.5%)	21(17.8%)	2(1.7%)	0(0.0%)	4.12	0.75
9. 村の財源を増やす.	52(44.1%)	54(45.8%)	9(7.6%)	3(2.5%)	0(0.0%)	4.31	0.72
10. 村幹部は高齢者に関する政策をきちんと執行する.	51(43.2%)	49(41.5%)	12(10.2%)	6(5.1%)	0(0.0%)	4.23	0.83
11. 将来の村幹部の担当者を養成する.	40(33.9%)	41(34.7%)	23(19.5%)	14(11.9%)	0(0.0%)	3.91	1.00
12. 村幹部の給料を引き上げる.	57(48.3%)	50(42.4%)	8(6.8%)	3(2.5%)	0(0.0%)	4.36	0.72
13. 村幹部の退職時の保障を補助する.	49(41.5%)	49(41.5%)	16(13.6%)	4(3.4%)	0(0.0%)	4.21	0.80
14. 仕事に関する理論知識・援助技術などを身につける.	39(33.1%)	62(52.5%)	17(14.4%)	0(0.0%)	0(0.0%)	4.19	0.67
15. 政府は村に権限を与える.	18(15.3%)	50(42.4%)	43(36.4%)	7(5.9%)	0(0.0%)	3.67	0.81
16. 鎮政府は村の財源をコントロールしない.	38(32.2%)	33(28.0%)	40(33.9%)	4(3.4%)	3(2.5%)	3.84	1.00
17. 行政は高齢者に関する具体的な措置を打ち出す.	32(27.1%)	29(24.6%)	45(38.1%)	9(7.6%)	3(2.5%)	3.66	1.04
18. 「老人権益保障法」を具体化させる(介護・生活費など).	45(38.1%)	25(21.2%)	35(29.7%)	10(8.5%)	3(2.5%)	3.84	1.11
19. 「老人権益保障法」に高齢者の最終期の病氣・介護・日常的世話などの内容を取り入れる.	38(32.2%)	32(27.1%)	39(33.1%)	7(5.9%)	2(1.7%)	3.82	1.01
20. 社会は高齢者の定義を見直す.	9(7.6%)	14(11.9%)	9(7.6%)	8(6.8%)	78(66.1%)	1.88	1.38
21. 農村で高齢者養老院を設立する.	42(35.6%)	16(13.6%)	14(11.9%)	27(22.9%)	19(16.1%)	3.30	1.54
22. 農村で家政婦サービスを発展させる.	4(3.4%)	9(7.6%)	14(11.9%)	25(21.2%)	66(55.9%)	1.81	1.12

(2) 今後の期待のカテゴリーおよび平均値

村幹部の今後の期待の22項目は信頼係数 $\alpha = .733$ であった。今後の期待の22項目は第3章の結果をもとに、高齢者の自立、施設・サービスの整備、財源・人材・権限の充実、法律の具体化・改正、の4つのカテゴリーに分類することができる(表4-18)。村幹部の今後の期待は、高齢者の自立、財源・人材・権限の充実、法律の具体化・改正、施設・サービスの整備という順に高かった。

表4-18 村幹部今後の期待のカテゴリーおよび平均値

カテゴリー	構成項目
高齢者の自立 4.21(0.42)	1. 子女は高齢者を扶養する意識を高める.
	2. 子女は迷信活動を止め、高齢者の生前の生活を支える.
	3. 村民は自分の権利を守るとともに、自分の義務を果たす.
	4. 50代の方は老後のため、お金を稼ぎ、貯金する.
	5. 高齢者は現在の状態に満足し、子女に余計な要求をしない.
	6. 高齢者自身は政策・法律を用いて自分の権利を守る.
施設・サービスの整備 3.24(0.66)	7. 高齢者が現存の活動室や運動器などの村サービスを活用する.
	8. 地域での生活が困難な五保老人を敬老院に入所させる.
	21. 農村で高齢者養老院を設立する.
	22. 農村で家政婦サービスを発展させる.
財源・人材・権限の充 実 4.09(0.44)	9. 村の財源を増やす.
	10. 村幹部は高齢者に関する政策をきちんと執行する.
	11. 将来の村幹部の担当者を養成する.
	12. 村幹部の給料を引き上げる.
	13. 村幹部の退職時の保障を補助する.
	14. 仕事に関する理論知識・援助技術等を身につける.
法律の具体化・改正 3.30(0.75)	15. 政府は村に権限を与える.
	16. 鎮政府は村の財源を横領しない.
	17. 行政は高齢者に関する具体的な措置を打ち出す.
	18. 「老年人權益保障法」を具体化させる(介護、生活費等)
	19. 「老年人權益保障法」に高齢者の最終期の病気、介護、日常世話等の内容を取り入れる.
	20. 社会は高齢者の定義を見直す.

(3) 基本属性による今後の期待のカテゴリーの平均の比較

基本属性による村幹部今後の期待の平均の比較の結果を表 4-19 に示した。

高齢者の自立に影響を与える要因は経験年数 ($F(2, 115)=3.769, p<.05$) であった。その後 Tukey 法の多重比較の結果によれば、経験年数 20 年以上の村幹部は 10 年以上-20 年未満の村幹部より高齢者の自立への期待が有意に高いことがわかった。

法律の具体化・改正に影響を与える要因は年齢 ($F(3, 114)=3.108, p<.05$)、学歴 ($F(2, 115)=5.123, p<.01$)、経験年数 ($F(2, 115)=10.120, p<.001$)、家庭経済 ($F(2, 115)=5.023, p<.01$)、給料 ($F(2, 115)=6.883, p<.01$)、村財源 ($t=4.877, df=57.091, p<.001$) であった。その後の検定結果では、60 代の村幹部は 50 代の村幹部より、家庭経済が良い村幹部はほかの村幹部より、村財源が普通と思う村幹部は良くないと思う村幹部より法律の具体化・改正への期待が有意に高かった。また、専門学校卒の村幹部は高校卒、中・小学校卒の村幹部より、経験年数 10 年以上-20 年未満の村幹部は 10 年未満、20 年以上の村幹部より、給料 9001-1 万元は 2000-9000 元、1 万元以上の村幹部より法律の具体化・改正への期待が有意に低かった。

表4-19 基本属性による今後の期待の平均の比較

(n=118)					
今後の期待	基本属性	項目	n	m(SD)	p
高齢者の自立	経験年数	10年未満	34	4.14(0.41)	p<.05
		10年以上-20年未満	54	4.15(0.36)	
		20年以上	30	4.38(0.48)	
法律の具体化・改正	年齢	30代	12	3.06(0.69)	p<.05
		40代	50	3.41(0.67)	
		50代	49	3.16(0.82)	
		60代	7	3.93(0.28)	
	学歴	専門学校	21	2.85(0.73)	p<.01
		高校	65	3.39(0.70)	
		中・小学校	32	3.41(0.76)	
	経験年数	10年未満	34	3.46(0.69)	p<.001
		10年以上-20年未満	54	3.00(0.73)	
		20年以上	30	3.68(0.49)	
	家庭経済	良い	22	3.73(0.69)	p<.01
		普通	80	3.23(0.72)	
		良くない	16	3.08(0.77)	
	給料	2000-9000円	43	3.49(0.72)	p<.01
		9001-1万円	36	2.94(0.72)	
		1万元以上	39	3.30(0.75)	
	村財源	普通	22	3.77(0.42)	p<.001
		良くない	96	3.19(0.76)	

8. 担当初期のやる気による担当初期の目的と支援への影響

村幹部担当初期のやる気による担当初期の目的と支援への影響を検討するために平均の比較を行った（表4-20）。

やる気による担当初期の目的への影響について、貢献目的（ $F(3, 114)=22.217$, $p<.001$ ）では有意であった。その後の検定結果では、非常にやる気がある村幹部はほかの村幹部より、また選ばれたらやる村幹部はやらざるを得ないとあまりやる気がない村幹部より、貢献目的が有意に高いことがわかった。

やる気による支援意識への影響について、社会保障の対応意識（ $F(3, 114)=7.901$, $p<.001$ ）、土地紛争の調停意識（ $F(3, 114)=3.003$, $p<.05$ ）、環境・組織の整備意識（ $F(3, 114)=16.674$, $p<.001$ ）は有意であった。その後の検定結果では、非常にやる気が

ある村幹部はあまりやる気がない村幹部より社会保障の対応意識が有意に高かった。また、選ばれたらやる村幹部はあまりやる気がない村幹部より土地紛争の調停意識が有意に高かった。さらに、非常にやる気がある村幹部はやらざるを得ないとあまりやる気がない村幹部より環境・組織の整備意識が有意に高かった。

やる気による支援回数への影響について、社会保障の対応回数 ($F(3, 114)=4.727$, $p<.01$) は有意であった。その後の検定結果では、非常にやる気がある村幹部はやらざるを得ないとあまりやる気がない村幹部より社会保障の対応回数が有意に多かった。

やる気による支援困難性への影響について、サービスの不利用 ($F(3, 114)=7.548$, $p<.001$)、担い手・保障の不足 ($F(3, 114)=8.729$, $p<.001$) は有意であった。その後の検定結果では、非常にやる気がある村幹部はやらざるを得ないとあまりやる気がない村幹部よりサービスの不利用に関する困難性が有意に低かった。また、非常にやる気がある村幹部はほかの村幹部より担い手・保障の不足に関する困難性が有意に高かった。

やる気による今後の期待への影響について、財源・人材・権限の充実 ($F(3, 114)=6.515$, $p<.001$)、法律の具体化・改正 ($F(3, 114)=10.753$, $p<.001$) は有意であった。その後の検定結果では、非常にやる気がある村幹部はやらざるを得ないとあまりやる気がない村幹部より財源・人材・権限の充実と法律の具体化・改正への期待が有意に高かった。また、選ばれたらやる村幹部はあまりやる気がない村幹部より財源・人材・権限の充実と法律の具体化・改正への期待が有意に高かった。

表4-20 やる気による担当初期の目的と支援の平均の比較

(n=118)

項目	項目内容	やる気	n	m(SD)	p
担当初期の目的	貢献目的	非常にやる気がある	36	4.40(0.64)	p<.001
		選ばれたらやる	43	3.83(0.82)	
		やらざるを得ない	21	3.26(0.76)	
		あまりやる気がない	18	2.88(0.53)	
支援意識	社会保障の対応(意識)	非常にやる気がある	36	4.41(0.64)	p<.001
		選ばれたらやる	43	4.37(0.53)	
		やらざるを得ない	21	4.02(0.66)	
		あまりやる気がない	18	3.73(0.22)	
	土地紛争の調停(意識)	非常にやる気がある	36	4.26(0.69)	p<.05
		選ばれたらやる	43	4.34(0.58)	
		やらざるを得ない	21	4.04(0.76)	
	環境・組織の整備(意識)	非常にやる気がある	36	3.78(0.59)	p<.001
		選ばれたらやる	43	3.67(0.60)	
		やらざるを得ない	21	3.01(0.60)	
		あまりやる気がない	18	2.82(0.55)	
	支援回数	社会保障の対応(回数)	非常にやる気がある	36	1.78(1.34)
選ばれたらやる			43	1.33(0.48)	
やらざるを得ない			21	1.14(0.43)	
あまりやる気がない			18	0.99(0.38)	
支援困難性	サービスの不利用	非常にやる気がある	36	3.42(0.77)	p<.001
		選ばれたらやる	43	3.67(0.93)	
		やらざるを得ない	21	4.10(0.85)	
		あまりやる気がない	18	4.45(0.60)	
	担い手・保障の不足	非常にやる気がある	36	2.93(0.82)	p<.001
		選ばれたらやる	43	2.34(0.89)	
		やらざるを得ない	21	2.05(0.89)	
		あまりやる気がない	18	1.80(0.83)	
今後の期待	財源・人材・権限の充実	非常にやる気がある	36	4.29(0.36)	p<.001
		選ばれたらやる	43	4.12(0.49)	
		やらざるを得ない	21	3.93(0.47)	
		あまりやる気がない	18	3.81(0.22)	
	法律の具体化・改正	非常にやる気がある	36	3.67(0.66)	p<.001
		選ばれたらやる	43	3.36(0.66)	
		やらざるを得ない	21	3.13(0.76)	
		あまりやる気がない	18	2.61(0.56)	

9. 支援回数と担当初期の目的の相関分析

村幹部の支援回数と担当初期の目的の関係性を検討するため、担当初期目的の2因子と支援意識の5つのカテゴリーの相関分析を行った(表4-21)。

貢献目的と社会保障の対応回数との間で低い正相関($r=.342$, $p<.01$)がみられた。この結果から、貢献目的が高ければ社会保障の対応の回数が多くなるといえる。

貢献目的と環境・組織の整備回数との間で低い正相関($r=.316$, $p<.01$)がみられた。この結果から、貢献目的が高ければ環境・組織の整備の回数が多くなることはいえる。

表4-21 担当初期の目的と支援回数との相関分析

	社会保障の対応	緊急時の対応	家庭紛争の調停	土地紛争の調停	環境・組織の整備
貢献目的	.342**	-0.074	0.070	0.099	.316**
達成・権力目的	-0.003	0.111	0.010	0.081	-0.162

注, **. 相関係数は 1% 水準で有意 (両側), *. 相関係数は 5% 水準で有意 (両側) である.

10. 支援回数と支援意識の相関分析

村幹部の支援回数と支援意識の関係性を検討するため、支援意識の 5 カテゴリーと支援回数の 5 カテゴリーの相関分析を行なった (表 4-22).

社会保障の対応意識と社会保障の対応回数の中で低い正相関 ($r=.282, p<.01$) がみられた. この結果から、社会保障の対応意識が高ければ社会保障の対応回数が多く行なっていることがいえる.

緊急時の対応意識と家庭紛争の調停回数 ($r=.229, p<.05$), 土地紛争の調停回数 ($r=.235, p<.05$) の間で低い正相関がみられた. この結果から、緊急時の対応意識が高ければ家庭紛争の調停回数および土地紛争の調停回数が多く行なっていることがいえる.

家庭紛争の調停意識と家庭紛争の調停回数の中で低い正相関 ($r=.323, p<.01$) がみられた. この結果から、家庭紛争の調停意識が高ければ家庭紛争の調停回数が多く行なっていることがいえる.

土地紛争の調停意識と土地紛争の調停回数の中で低い正相関 ($r=.252, p<.01$) がみられた. この結果から、土地紛争の調停意識が高ければ土地紛争の調停回数が多く行なっている.

環境・組織の整備意識と社会保障の対応回数 ($r=.332, p<.01$), 環境・組織の整備回数 ($r=.278, p<.01$) の間で低い正相関がみられた. この結果から、環境・組織の整備意識が高ければ社会保障の対応回数および環境・組織の整備回数が多く行なっているといえる.

表4-22 支援意識と支援回数との相関分析

	社会保障の対応 (回数)	緊急時の対応 (回数)	家庭紛争の調停 (回数)	土地紛争の調停 (回数)	環境・組織の整備 (回数)
社会保障の対応 (意識)	.282**	0.130	0.062	0.148	0.154
緊急時の対応 (意識)	0.100	0.066	.229*	.235*	-0.010
家庭紛争の調停 (意識)	0.085	-0.159	.323**	0.178	-0.016
土地紛争の調停 (意識)	0.159	-0.121	0.134	.252**	0.120
環境・組織の整備 (意識)	.332**	-0.124	0.083	0.054	.278**

注, **. 相関係数は 1% 水準で有意 (両側), *. 相関係数は 5% 水準で有意 (両側) である.

11. 支援回数と支援困難性の相関分析

支援回数と支援困難性の関係性を検討するため、支援回数の5つカテゴリと支援困難性の3因子の相関分析を行った（表4-23）。

社会保障の対応回数と担い手・保障の不足との間で低い正相関（ $r=.202$, $p<.05$ ）がみられた。この結果から、村幹部は社会保障の対応回数が多ければ、担い手・保障の不足の困難性を強く感じているといえる。

緊急時の対応回数と調停仕事の困難さ（ $r=.434$, $p<.01$ ）の間で正相関がみられた。この結果から、村幹部は緊急時の対応回数が多ければ調停仕事の困難さを強く感じているといえる。また、緊急時の対応回数とサービスの不利用との間で低い正相関（ $r=.288$, $p<.01$ ）がある。この結果から、村幹部は緊急時の対応回数が多ければ、サービスの不利用の困難性を強く感じていることがいえる。

	調停仕事の困難さ	サービスの不利用	担い手・保障の不足
社会保障の対応（回数）	0.102	-0.002	.202*
緊急時の対応（回数）	.434**	.288**	0.030
家庭紛争の調停（回数）	0.012	-0.047	-0.048
土地紛争の調停（回数）	-0.049	0.011	-0.166
環境・組織の整備（回数）	0.056	0.010	0.093

注, **, 相関係数は 1% 水準で有意（両側）, *. 相関係数は 5% 水準で有意（両側）である

12. 支援回数と今後の期待の相関分析

支援回数と今後の期待の関係性を検討するため、支援回数の5カテゴリと今後の期待の4カテゴリとの相関分析を行った（表4-24）。

社会保障の対応回数と財源・人材・権限の充実（ $r=.262$, $p<.01$ ）、法律の具体化・改正（ $r=.268$, $p<.01$ ）の間に低い正相関がみられた。この結果から、村幹部は社会保障の対応回数が多ければ財源・人材・権限の充実と法律の具体化・改正をより期待しているといえる。

緊急時の対応回数と高齢者の自立の間に低い正相関（ $r=.273$, $p<.01$ ）がみられた。この結果から、村幹部は緊急時の対応回数が多ければ高齢者の自立をより期待しているといえる。

土地紛争の調停回数と施設・サービスの整備の間に低い負相関（ $r=-.235$, $p<.05$ ）がみられた。この結果から、村幹部は土地紛争の調停回数が多ければ、施設・サービスの整備をより期待しないことがいえる。

環境・組織の整備回数と財源・人材・権限の充実の間に低い正相関 ($r=.209, p<.05$) がみられた。この結果から、村幹部は環境・組織の整備回数が多ければ財源・人材・権限の充実をより期待しているといえる。

表4-24 支援回数と今後の期待の相関分析

	高齢者の自立	施設・サービスの整備	財源・人材・権限の充実	法律の具体化・改正
社会保障の対応	.199*	.195*	.262**	.268**
緊急時の対応	.273**	0.105	-0.086	-0.013
家庭紛争の調停	0.082	-0.076	-0.030	-0.160
土地紛争の調停	0.034	-.235*	-0.042	-0.167
環境・組織の整備	0.151	0.176	.209*	0.167

注:**. 相関係数は 1% 水準で有意 (両側), *. 相関係数は 5% 水準で有意 (両側)である。

13. 支援困難性と今後の期待の相関分析

支援困難性と今後の期待の関係性を検討するため、支援困難性の 3 因子と今後の期待の 4 カテゴリーとの相関分析を行なった (表 4-25)。

調停仕事の困難さと高齢者の自立 ($r=.334, p<.01$)、施設・サービスの整備 ($r=.296, p<.01$) の間に低い正相関がみられた。この結果から、村幹部が調停仕事の困難さを強く感じていれば高齢者の自立と施設・サービスの整備をより期待している。

サービスの不利用と高齢者の自立 ($r=.248, p<.01$)、施設・サービスの整備 ($r=.238, p<.01$) の間に低い正相関がみられた。この結果から、村幹部がサービスの不利用を強く感じていれば高齢者の自立と施設・サービスの整備をより期待している。

担い手・保障の不足と法律の具体化・改正の間に低い正相関 ($r=.356, p<.01$) がみられた。この結果から、村幹部が担い手・保障の不足を強く感じていれば法律の具体化・改正をより期待している。

表4-25 支援困難性と今後の期待との相関分析

	高齢者の自立	施設・サービスの整備	財源・人材・権限の充実	法律の具体化・改正
調停仕事の困難さ	.334**	.296**	-0.146	-0.078
サービスの不利用	.248**	.238**	-0.102	-.190*
担い手・保障の不足	-.183*	0.104	0.170	.356**

注:**. 相関係数は 1% 水準で有意 (両側), *. 相関係数は 5% 水準で有意 (両側)である。

第 5 節 考察

本節では、①村幹部の基本属性、村財源、担当初期のやる気の 3 つの独立変数が担当初期の目的、支援意識、支援回数、支援困難性、今後の期待の 5 つの従属変数に与えている影響、②支援回数と担当初期の目的、支援意識、支援困難性、今後の期待との関係性、また支

援困難性と今後の期待との関係性、の2点について考察する。村幹部による農村部高齢者への支援実態に関する先行研究がないため、本章の考察は、中国農村部の実情を背景として推論したものである。それを前提として以下のことが考えられた。

1. 村幹部による農村部高齢者への支援実態に影響を与える要因

以上の調査結果に基づき、村幹部の個人属性、村財源、担当初期のやる気の3つの独立変数による担当初期の目的、支援意識、支援回数、支援困難性、今後の期待の5つの従属変数への影響を表4-26にまとめた。経験年数、担当初期のやる気はすべての従属変数に影響を与えている要因であり、次は学歴であった。

個人属性	担当初期の目的	支援意識	支援回数	支援困難性	今後の期待
年齢		社会保障の対応意識 (60代>30, 50代) 土地紛争の調停意識 (40代>50代)		調停仕事の困難さ (60代>40代) サービスの不利用 (60代>30, 40代)	法律の具体化・改正 (60代>50代)
学歴	貢献目的 (専門学校<高校)	家庭紛争の調停意識 環境・組織の整備意識 (専門学校<高校)		サービスの不利用 (専門学校>高校)	法律の具体化・改正 (専門学校<ほか)
経験年数	貢献目的 (10年-20年<ほか)	家庭紛争の調停意識 (10年未満>10年以上) 環境・組織の整備意識 (10年-20年<ほか)	緊急時の対応回数 (10年未満<20年以上)	調停仕事の困難さ サービスの不利用 (10年未満<10年以上)	高齢者の自立 (10-20年<20年以上) 法律の具体化・改正 (10-20年<ほか)
家庭経済	貢献目的 (良い>良くない)	環境・組織の整備意識 (良い>良くない)			法律の具体化・改正 (良い>ほか)
給料	貢献目的 (2000-9000元>9001-1万円) 達成・権力目的 (2000-9000元<1万円以上)				法律の具体化・改正 (9001-1万円<ほか)
給料への満足	貢献目的 (普通>不満足)	環境・組織の整備意識 (普通>不満足)		調停仕事の困難さ (普通<不満足)	
退職金		土地紛争の調停意識 (ある>ない)	土地紛争の調停回数 (ある>ない)	担い手・保障の不足 (ある<ない)	
共産党の加入	貢献目的 (党员>非党员)	土地紛争の調停意識 環境・組織の整備意識 (党员>非党员)			
村財源	貢献目的 (普通>良くない)				法律の具体化・改正 (普通>良くない)
やる気	貢献目的 (非常にやる気がある>ほか) (選ばれたやる>やらざるを得ない, あまりやる気がない)	社会保障の対応意識 (非常にやる気がある>あまりやる気がない) 土地紛争の調停意識 (選ばれたらやる>あまりやる気がない) 環境・組織の整備意識 (非常にやる気がある>やらざるを得ない, あまりやる気がない)	社会保障の対応回数 (非常にやる気がある>やらざるを得ない, あまりやる気がない)	サービスの不利用 (非常にやる気がある<やらざるを得ない, あまりやる気がない) 担い手・保障の不足 (非常にやる気がある>ほか)	財源・人材・権限の充実 法律の具体化・改正 (非常にやる気がある>やらざるを得ない, あまりやる気がない) (選ばれたらやる>あまりやる気がない)

(1) 年齢による影響

年齢による影響について、60代の村幹部の支援は非常に特徴がある。第1に、60代の村幹部は社会保障の対応意識が高かった。その理由は、60代の村幹部は高齢者にとって社会保障の重要性を体験しているからだと考えられる。

第2に、60代の村幹部においては調停仕事の困難さが高かった。また、60代の村幹部は法律の具体化・改正を期待している。その理由は、調査時に60代の村幹部は1940-1950年代に生まれた者であり、「公のために誠心誠意全力を尽くす」という価値観が根付いているため、村民の利益を一生懸命に守っていきたいが、実際に実現できない。このような内心の要望と現実の間の格差が大きいいため、なかでも60代の村幹部が調停仕事の困難さを強く抱えていると考えられる。そして、60代の村幹部は自分自身が高齢者であるために国の法律によって高齢者の権利・権益を擁護することを望んでいる。

第3に、60代の村幹部は（高齢者の）サービスの不利用に関する困難性が高かった。その理由は、60代の村幹部は自分自身が高齢者であるために自分自身と同じの高齢者たちがサービスを活用して老後生活を豊かにすることを望んでいる。そして、高齢者がサービスを利用しない現実にはショックを受けている。30-40代の村幹部は行政の指示に従って村内にさまざまなサービスの形を創りそれが業績になるが、サービスの利用には注目していないと考えられる。

年齢による影響についてももう1つの特徴は40代の村幹部は50代の村幹部より土地紛争の調停意識が高かったことである。その理由は、表4-27に示したように、調査時に40代の村幹部は人民公社時代に生まれて、文化大革命時代に育ち、土地請負制度実施後に結婚した世代であるため、土地所有権の私有化の時代から家庭生活を維持してきている。50代の村幹部は人民公社時代の前後生まれ、文化大革命時代に結婚したため、土地の使用権を集団所有から私有へ変化してきた過程を体験してきた。また、40代の村幹部は若いために市場経済への洞察力が鋭い。この2つの理由から40代の村幹部は50代より土地の価値をより知っているために土地紛争への調停意識が高かった。

表4-27 40代と50代村幹部の比較

時代背景	新中国成立 1949年～	人民公社 1958～1984年	文化大革命 1966～1976年	土地請負制度実施 1980年代前半
40代		1965～1974年（生）		結婚（20歳と予定）
50代		1955～1964年（生）		→結婚（20歳と予定）

(2) 学歴による影響

学歴による影響について、専門学校卒の村幹部の支援にはいくつかの特徴がある。第1に、専門学校卒の村幹部は高校卒より貢献目的が低かった。その理由は、調査地では最高の教育機関が高等学校であるために専門学校卒の村幹部は農村から出て都市部で専門学校（3年間あるいは4年間）を卒業して、都市部に勤めることを望んでいたが、何らかの理由で農村に戻らざるを得なかった者が多いと推測できる。そのため、専門学校卒の村幹部は地域アイデンティティが弱くて貢献目的が低いと考えられる。

第2に、専門学校卒の村幹部は家庭紛争の調停意識が低かった。また、法律の具体化・改正を期待していない。その理由は、家庭紛争の調停は村幹部自身の経験によって行われてきている従来の業務であるため、専門学校で学んだ知識が活かさない可能性が高い。また、都市部にしかない専門学校に通って農村部と離れていたために農村部の事情を深く体験していないと考えられる。そして、専門学校卒の村幹部は高齢者の家庭紛争の調停意識が低いため、高齢者に関する法律の具体化・改正を期待していない。

第3に、専門学校卒の村幹部は環境・組織の整備意識が低かった。専門学校卒の村幹部は高齢者のサービスの不利用という困難性に直面している結果を踏まえれば、環境・組織の整備まで手が回らないと考えられる。

(3) 経験年数による影響

経験年数による影響について、経験年数10年以上-20年未満の村幹部には以下の支援特徴がある。第1に、経験年数10年以上-20年未満の村幹部は貢献目的が低く、環境・組織の整備意識も低かった。その理由は、表4-28に示したようにそもそも10年以上-20年未満の村幹部はあまりやる気がない者が多いからである。

第2に、経験年数10年以上-20年未満の村幹部は高齢者の自立と法律の具体化・改正への期待が低かった。その理由は、経験年数10年以上-20年未満の村幹部はあまりやる気がない者が多いために現状をそのままに望んであると考えられる。

	非常にやる気がある	選ばれたからやる	やらざるを得ない	あまりやる気がない	合計	p
10年未満	12(35.3%)	14(41.2%)	6(17.6%)	2(5.9%)	34(100.0%)	p<.05
10年以上-20年未満	11(20.4%)	18(33.3%)	10(18.5%)	15(27.8%)	54(100.0%)	
20年以上	13(43.3%)	11(36.7%)	5(16.7%)	1(3.3%)	30(100.0%)	
合計	36(30.5%)	43(36.4%)	21(17.8%)	18(15.3%)	118(100.0%)	

また、経験年数 10 年未満の村幹部には以下の支援特徴がある。第 1 に経験年数 10 年未満の村幹部は家庭紛争の調停意識が高かった。その理由は、経験年数が短い村幹部にとって家庭紛争の調停が村民との良い人間関係を築く 1 つの良い手段であるからだと考えられる。また、家庭紛争の調停は村幹部の従来的な業務であることも理由の 1 つである。

第 2 に経験年数 10 年未満の村幹部は緊急時の対応回数が少ない、また、調停仕事の困難さと(高齢者)のサービスの不利用に関する困難性が低かった。それは経験年数 10 年未満の村幹部は担当期間が短いからであると考えられる。

(4) 家庭経済による影響

家庭経済による影響について、家庭経済が良い村幹部は良くない村幹部より貢献目的が高く、環境・組織の整備意識が高く、法律の具体化・改正への期待が高かった。その理由は、村幹部の家庭経済が良ければ村と村民に貢献する気持ちの余裕があると考えられる。そして、法律の具体化・改正をすれば支援をしやすくなる。また、家庭経済が良ければ村と村民をリードして村の経済を発展させ、より良い環境・組織を整備することに説得力がある。

(5) 給料による影響

給料による影響について、給料が低い村幹部は貢献目的が高かった、一方、給料が高い村幹部は達成・権力目的が高かった。先行研究では主任(筆者注、村幹部の 1 つの職務)の達成動機(筆者注、本論の達成目的)が高く(余ら 2008)、書記の権力動機(筆者注、本論の権力目的)が一番高い(郭 2013)という指摘から、村幹部の職務と目的の間に関係があることがすでに明らかになっている。

本論において、給料と職務の関係性をみるためにクロス集計を行った(表 4-29)結果として、書記、主任、会計という「三主幹」は組長より給料が高いことがわかった。また、職務による担当初期の目的の 2 因子の t 検定結果(表 4-30)では、「三主幹」は組長より達成・権力目的が高く、組長は主任と会計より貢献目的が高いことがわかった。これらの結果から、給料が高い「三主幹」は給料が低い組長より達成・権力目的が高い。ただし、給料が低い組長は給料が高い主任と会計より貢献目的が高い。「三主幹」は行政とのかかわりが多く権力を握る可能性が高く、自分の人生価値の実現や能力の発揮、担当の証明という達成目的が実現しやすくなると考えられる。しかし、本調査の結果は「三主幹」が高い給料を得ているため貢献目的が高いという社会通念と反している。

	2000-9000円	9001-1万円	1万元以上	合計
書記	1 (11.1%)	1 (11.1%)	7 (77.8%)	9 (100.0%)
主任	2 (11.8%)	6 (35.3%)	9 (52.9%)	17 (100.0%)
会計	1 (6.7%)	3 (20.0%)	11 (73.3%)	15 (100.0%)
組長	30 (44.8%)	22 (32.8%)	15 (22.4%)	67 (100.0%)

担当初期の目的	職務	平均値	標準偏差	p
貢献目的	書記	4.19	0.79	n. s.
	主任	3.50	0.83	n. s.
	会計	3.72	0.99	n. s.
	組長	3.78	0.87	n. s.
達成・権力目的	書記	4.03	0.84	n. s.
	主任	3.85	0.67	n. s.
	会計	4.02	0.69	n. s.
	組長	3.80	0.73	n. s.

(6) 給料への満足による影響

給料への満足による影響について、給料が普通と思う村幹部は給料に満足していない村幹部より貢献目的が高く、環境・組織の整備意識が高かった。その理由は、一般的に給料に満足していれば他者のためにより働きかけることが考えられる。

一方、給料に満足していない村幹部は普通と思う村幹部より調停仕事の困難さが高かった。その理由は、給料に不満をもっていれば得られる給料と調停仕事の困難さの間にアンバランスを生じさせやすくなることが当然に考えられる。

(7) 退職金の有無による影響

退職金の有無による影響について、退職金がある村幹部はない村幹部より土地紛争の調停意識が高く、土地紛争の調停回数が多かった。その理由は、村幹部は退職金があれば老後のための保障の大切さをより深く理解し、また自分の生活の安定が約束されている。さらに、一般の村民にとって土地は老後生活を維持する1つの大事な資源である。そのため、村幹部の村民の土地に関する利益を擁護する意識も行動も高い。

一方、退職金がない村幹部は自分の退職後の保障を得られないことに困難を抱えていることは当然である。

(8) 共産党の加入による影響

共産党の加入による影響について、共産党に加入している村幹部は加入していない村幹部より貢献目的が高く、土地紛争の調停意識と環境・組織の整備意識が高かった。その理由

は、党員は「党章」に書かれているように「人民のために誠心誠意全力を尽くす」ためである。

(9) 村財源による影響

村財源による影響について、村財源が普通と思う村幹部は良くないと思う村幹部より貢献目的が高く、法律の具体化・改正への期待が高かった。その理由は、村財源が良ければ村民に何かをしようとする場合に実現することができる。また村財源が良ければ法律の施行もできると考えられる。

(10) 担当初期のやる気による影響

担当初期のやる気による影響について、やる気があればあるほど貢献目的が高くなる。そのため、村民の社会保障の対応意識や土地紛争の調停意識、環境・組織の整備意識が高く、社会保障の対応回数が多かった。また、やる気がある村幹部は自分たちが積極的に設置したサービスがうまく利用されないことに対して何らかの模索をしているため、高齢者のサービスの不利用の困難性を乗り越えている。さらに、財源・人材・権限の充実と法律の具体化・改正が整っていればやる気がある村幹部は仕事をやりやすくなる。

2. 変数間の関係性

支援回数と担当初期の目的、支援意識、支援困難性、今後の期待の関係性、また、支援困難性と今後の期待の関係性を図 4-1 に示した。

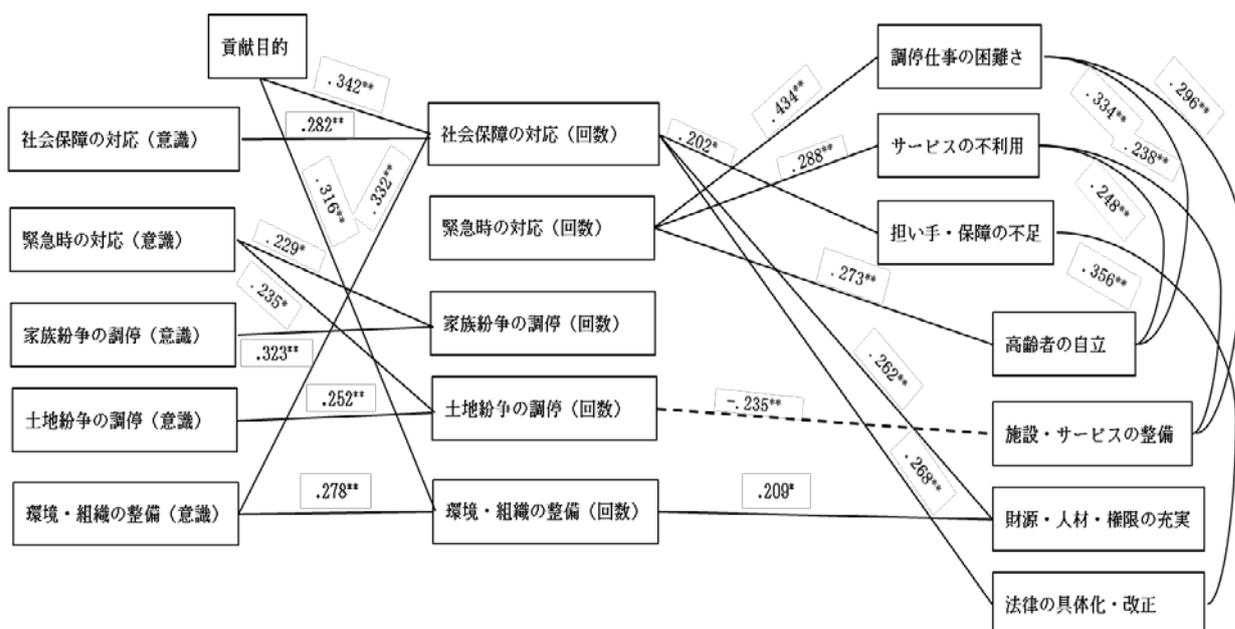


図4-1 担当初期の目的・支援意識・支援回数・支援困難性・今後の期待間関係性

(1) 支援回数と担当初期の目的の関係性

貢献目的と社会保障の対応回数、環境・組織の整備回数に低い正相関がみられた。その理由は、貢献目的が高い村幹部は農村地域への貢献と村民へのサービスの提供、村経済の発展のモチベーションが高いため、社会保障の対応や村の経済発展、村内の組織づくりを積極的に行っていると考えられる。

(2) 支援回数と支援意識の関係性

支援意識と支援回数の関係性について、第1に、社会保障の対応意識と社会保障の対応回数、家族紛争の調停意識と家族紛争の調停回数、土地紛争の調停意識と土地紛争の調停回数、環境・組織の整備意識と環境・組織の整備回数、の間に低い正相関がみられ、それぞれの支援意識が高ければ支援回数が増えることがいえる。ただし、緊急時の対応意識と緊急時の対応回数の間に相関がみられなかった。その理由は、自然災害や地域犯罪、高齢者虐待等々の緊急事故が常に発生しているではないため、緊急時の対応回数が多く行なわれていない。

第2に、緊急時の対応意識と家族紛争の調停回数、土地紛争の調停回数の間に低い正相関がみられた。その理由は、家族紛争と土地紛争は緊急事故へ悪化する可能性が大きいためである。

第3に、環境・組織の整備意識と社会保障の対応回数の間に低い正相関がみられた。その理由は、村内のインフラや経済が良く発展すれば社会保障の対応のための財源基盤を提供するからである。また、村内に組織（例えば高齢者協会）を設置すれば社会保障の対応に協力機関となる。

(3) 支援回数と支援困難性との関係性

支援回数と支援困難性との関係性について、第1に、社会保障の対応回数と担い手・保障の不足の間に低い正相関がみられた。その理由は、社会保障の対応は一般高齢者を含む村民、五保老人や農村最低生活保障制度などの生活困窮者も含むために対応範囲が広く、対応内容は新型農村社会養老保険、新型農村合作医療保険、農村五保供養制度、農村最低生活保障制度、農村医療救助、農村部社会福祉等々の内容が多く、対応手順は受付、受理、審査・認定、報告等の手順が複雑であるため、村幹部は村幹部の担い手が不足していることと、また対応に時間や精力がかかるために村幹部の保障が不十分であることに困難を抱えている。

第2に、緊急時の対応回数と調停仕事の困難さの間に正相関、サービスの不利用との間に低い正相関がみられた。その理由は、高齢者虐待や自然災害、地域犯罪等々の緊急時の対応

が多ければ多いほど村幹部の調停仕事の困難さが強くなることは当然である。また、緊急時の対応が多いということは地域が不安定であり、高齢者の外出の安全が脅かされるため、高齢者が村内のサービスを利用しなくなる。

(4) 支援回数と今後の期待の関係性

支援回数と今後の期待の関係性について、第1に社会保障の対応回数と財源・人材・権限の充実、法律の具体化・改正との間に低い正相関がみられた。その理由は、社会保障の対応は財源・人材・権限が必要である。また、法律の具体化・改正をすれば社会保障の対応をしやすくなると考えられる。

第2に緊急時の対応と高齢者の自立との間に低い正相関がみられた。その理由は、高齢者自身および家族が高齢者を自立させれば、高齢者虐待などの緊急事故が減少して緊急時の対応回数が減っていくと考えられる。

第3に土地紛争の調停回数と施設・サービスの整備との間に低い負相関がみられた。その理由は、施設や新たなサービスを整備すれば施設の新築や改築が必要であり、そのための土地徴用・徴収が必要となるため、村幹部の土地紛争の調停回数が増える。

第4に環境・組織の整備回数と財源・人材・権限の充実との間に低い正相関がみられた。その理由は、村経済の発展やインフラ整備、組織づくり、活動開催などには財源・人材・権限が必須であるからである。

(5) 支援困難性と今後の期待の関係性

支援困難性と今後の期待の関係性について、第1に調停仕事の困難さと高齢者の自立、施設・サービスの整備との間に低い正相関がみられた。その理由は、高齢者扶養問題などの調停仕事の困難さを軽減するため、高齢者の自立を期待し、施設・サービスを整備して高齢者に利用させることを期待すると一般的に考えられる。

第2にサービスの不利用と高齢者の自立、施設・サービスの整備との間に低い正相関がみられた。その理由は高齢者が村内のサービスを利用させるために、高齢者の自立は前提である。しかし、現在高齢者が村内のサービスを利用しないことと、そうであるにもかかわらず村幹部が依然として施設・サービスの整備を期待することは矛盾している。それは施設・サービスの整備が制度・政策上で定められる村幹部の業務であるため、村幹部は施設・サービスを形式的に整備しなければならない。いわゆる「形式主義」に陥る。

第3に担い手・保障の不足と法律の具体化・改正の間に低い正相関がみられた。その理由

は、法律で高齢者の権利や介護、日常世話などを具体化すれば、高齢者扶養問題が減少して家族紛争の調停や高齢者虐待などの緊急時の対応も減少し、村幹部の担い手の不足を緩和させると考えられる。

第6節 小括

本章では、A 鎮 12 村の村幹部全員を対象として質問紙調査を行ない、村幹部の特徴や担当初期の目的、支援意識、支援回数、支援困難性、今後の期待の実態を明らかにした。また、村幹部の個人属性、村財源、担当初期のやる気が、担当初期の目的、支援意識、支援回数、支援困難性、今後の期待に与えている影響を明らかにした。さらに、支援回数と担当初期の目的、支援意識、支援困難性、今後の期待との関係性を明らかにした。また支援困難性と今後の期待の関係性を明らかにした。

本章の質問紙調査は以下の課題が残されている。第 1 に、A 鎮 12 村の村幹部に限定している調査であるため、幅広い中国農村部の実情を反映するための一般化が難しい。第 2 に、質問紙の設定時、村幹部担当初期の目的を訪ねたが、残念ながら村幹部の現時点での仕事満足度に関する質問項目を設けなかった。そのため、過去と現在の比較ができなかった。第 3 に、支援意識、支援回数、今後の期待に関する分析は因子分析およびクラスター分析ができなかったため、尺度の作成が難しい。今後、支援意識、支援回数、今後の期待に関する質問紙項目の設定を工夫することが必要である。

*本章の調査は、「平成 26 年度 東洋大学井上円了研究助成金」を受けて実施した。

第5章 総合的考察

本章の第1節では、歴史的視点を用いて、第2章の第1節「村幹部の仕事内容の歴史的変遷」の枠組みに基づき、郷村政権期、政社合一期、郷政村治期、の3つの時期における村幹部の主な仕事内容と村幹部の役割について考察する。そのうち、郷村政権期は土地改革段階と農業合作化運動段階の2つの段階に分けて考察する。郷政村治期は村民委員会の創設段階、村民委員会の普及段階、村民委員会の展開段階の3つの段階に分けて考察する。各時期における村幹部の主な仕事内容と役割を縦軸として、村民委員会の展開段階における村幹部による農村部高齢者の社会保障制度実施上の課題と生活課題に対する支援は本論の横軸として考察する。村幹部による農村部高齢者への支援は本章の第2節と第3節で考察しているが、本章の第4節ではそれらとリンクさせながら村幹部の役割を考察する。

第2節では、農村部地域に生活している高齢者が直面する新型農村社会養老保険、新型農村合作医療保険、農村五保供養制度、農村最低生活保障制度、農村医療救助、農村部高齢者福祉などの社会保障制度実施上の課題、また社会保障諸制度上に定められている村（幹部）への要請に対応する村幹部の支援について考察する。

第3節では、農村部高齢者が直面する家族扶養の課題、社会参加の課題、子女の出稼ぎによる農村部高齢者に関する特殊な課題、高齢者を含む失地農民の課題などの生活課題、また生活課題に関連する諸制度上に定められている村（幹部）への要請に対応する村幹部の支援について考察する。

第4節では、農村部高齢者への支援実態からみた村幹部の役割・機能および影響要因、について考察する。

第1節 各時期における村幹部の主な仕事内容と役割

郷村政権期、政社合一期、郷政村治期という3つの時期における村幹部の主な仕事内容と役割は表5-1に示した。各時期の社会変動、村の管理体制、土地所有制度などに基づいた村幹部の主な仕事内容と、学界で代表的な村幹部の「二重役割」を用いて各時期の村幹部の役割を考察した。

表5-1 各時期における村幹部の主な仕事内容と役割

時期	段階	社会変動	村の管理体制	土地所有制	村幹部の主な仕事内容	二重役割
郷村政権期 (1949-1957年)	土地改革段階 (1949-1953年)	土地改革	農民協会 (自治組織) と 行政村 (行政組織)	土地の所有権と経営 権がすべて農民所有	土地分配	「政府の代理人」 と 「村民の代理人」
	農業合作化運動段階 (1949-1957年)	農業合作化運動	合作社 (経済的組織) と 行政村 (行政組織)	*土地所有権は農民が 有していた *土地経営権は農民か ら集団に移行した	生産の管理と経営	
政社合一期 (1958-1982年)	人民公社 (1958-1982年)	人民公社	生産大隊 (村レベルの行政組織) と 生産隊 (組レベルの行政組織)	土地の所有権と経営 権はすべて集団が有 していた	*生産大隊は大隊内の工 業、農業、商業、教育、 民兵を一体化して管理し ていた *生産隊は隊内の生産活 動の実施、社員に報酬の 分配を実施していた	「政府の代理人」 と 「村の管理人」
郷村政治期 (1983-現在)	村民委員会の創設段階 (1983-1987年)	*土地請負制度の実施 *「村民委員会組織法」	村民委員会 (自治組織)	*土地の所有権は集団 が有する *土地の経営権は農民 が有する	*社会治安の維持	「政府の代理人」 と 「村民の代理人」
	村民委員会の普及段階 (1988-1998年)	*農業税費の徴収 *計画生育政策の実施 *改革開放 *義務教育			*農業税費の徴収 *計画生育政策の実施 *村経済の発展 *村務の実施状況の公開	「政府の代理人」 と 「村民の代理人」 と 「私利を謀る代理人」
	村民委員会の展開段階 (1999年-現在)	*農業税費の廃止 *新型農村合作医療保険 *農村最低生活保障 *新型農村社会養老保険 *高齢問題の深刻化 *孤独問題 *失地農民の問題 *家族扶養の問題 など			*社会保障制度の実施 *土地徴用の実施 *村幹部の経済責任の監 察 *家族扶養問題の調停 *高齢問題への対応	「政府の代理人」 と 「村民の代理人」 と 「私利を謀る代理人」

1. 郷村政権期における村幹部の主な仕事内容と役割

郷村政権期(1949-1957年)の土地改革段階(1949-1953年)における村の管理体制について、行政組織である行政村と自治組織である農民協会が当時の農村社会を管理していた。土地の所有制度について、土地改革の実施によって土地の所有権が地主から農民に変わった。当時の農民は土地の所有権と経営権のすべてを有していた。この段階の村幹部は地主の土地を農民に分配するような土地分配を中心的な仕事内容として担っていた(第2章)。「二重役割」からみると、土地改革段階における村幹部は「政府の代理人」と「村民の代理人」の役割を果たしていた(第2章)。

郷村政権期の農業合作化運動段階(1949-1957年)における村の管理体制について、行政組織である行政村と経済的組織である合作社が当時の農村社会を管理していた。土地の所有制度について、土地の所有権は農民が有していたが、土地の経営権は農業合作化運動によって集団に移行した。この段階の村幹部は合作社の生産活動の管理を中心的な仕事内容として担っていた(第2章)。一方、村幹部による農民の生活課題への対応は文献から読み取れなかった。それは当時、農民の生産と生活が切り離されており、生産活動への管理は村幹部に

よって行われていたが、生活課題は家族と近隣の互助によって対応されていたと考えられる。「二重役割」からみると、農業合作化運動段階における村幹部は「政府の代理人」と「村民の代理人」の役割を果たしていた(第2章)。

2. 政社合一期における村幹部の主な仕事内容と役割

政社合一期(1958-1982年)における村の管理体制について、(郷・鎮レベルの行政組織である人民公社と)村レベルの行政組織である生産大隊と組レベルの行政組織である生産隊が農村社会を管理していた。土地の所有制について、土地の所有権と経営権はすべて集団が有していた。この時期の村幹部の主な仕事内容について、生産大隊は大隊内の工業・農業・商業・教育・民兵を一体化して管理していた。つまり生産大隊は大隊内のすべてを管理していたといえる。また、生産隊は隊内の生産活動の実施と労働報酬の分配を中心的に実施していた(第2章)。当時、農民は集団として組織され、生産隊の一員として、生産と生活のすべてが集団に統合されていた。そのため、生産大隊・生産隊は農民の生産活動の管理のみならず、農民の生活課題に対応していたと考えられる。「二重役割」からみると、政社合一期における村幹部は「政府の代理人」と「村の管理人」の役割を果たしていた(第2章)。

3. 郷政村治期における村幹部の主な仕事内容と役割

郷政村治期(1983-現在)における村の管理体制について、自治組織である村民委員会が農村社会を管理している。土地の所有制度について、1978年から土地請負制度の実施によって土地の経営権は集団から農民に移行したが、土地の所有権は相変わらず集団が有している(第2章)。土地所有制の変化によって、農民の生産と生活が切り離されるようになり、生産活動は農民に任せられているため、村幹部による農民の生産活動の管理機能は政社合一期(人民公社)に比べて弱くなっていると考えられる。さまざまな法律(「組織法」「憲法」など)で村幹部は自治機能を果たすべきであると定められているため、村民の生活課題に対応することが村幹部の主な仕事内容だと考えられる。

郷政村治期は「村民委員会組織法」の改正によって村民委員会の創設段階、村民委員会の普及段階、村民委員会の展開段階、の3段階に分けられる。各段階の社会変動にともない村幹部の主な仕事内容と役割は変化している。

まず、村民委員会の創設段階(1983-1987年)では、人民公社が解体された直後に農村社会の秩序が混乱した背景の下で設置された村民委員会は、社会治安の維持を主な仕事内容として担っていた。「二重役割」からみると、村民委員会の創設段階における村幹部は「政府

の代理人」と「村民の代理人」の役割を果たしていた(第2章)。

また、村民委員会の普及段階(1988-1998年)において、土地請負制度の実施に伴って農民には国家への農業税費の納付が義務付けられ、また、計画生育政策の実施、さらに、改革開放の実施によって計画経済体制から市場経済体制に転換することが求められていた。この背景の下で、村幹部は農業税費の徴収、計画生育政策(「一人っ子政策」とも呼ばれる)の実施、村経済の発展を主な仕事内容として実施していた。農業税費の徴収によって村幹部は金銭との接触機会が増えたため、村幹部には村務の実施状況の公開が求められるようになった。「二重役割」からみると、村民委員会の普及段階における村幹部は「政府の代理人」と「村民の代理人」と「私利を謀る代理人」の役割を果たしていた(第2章)。

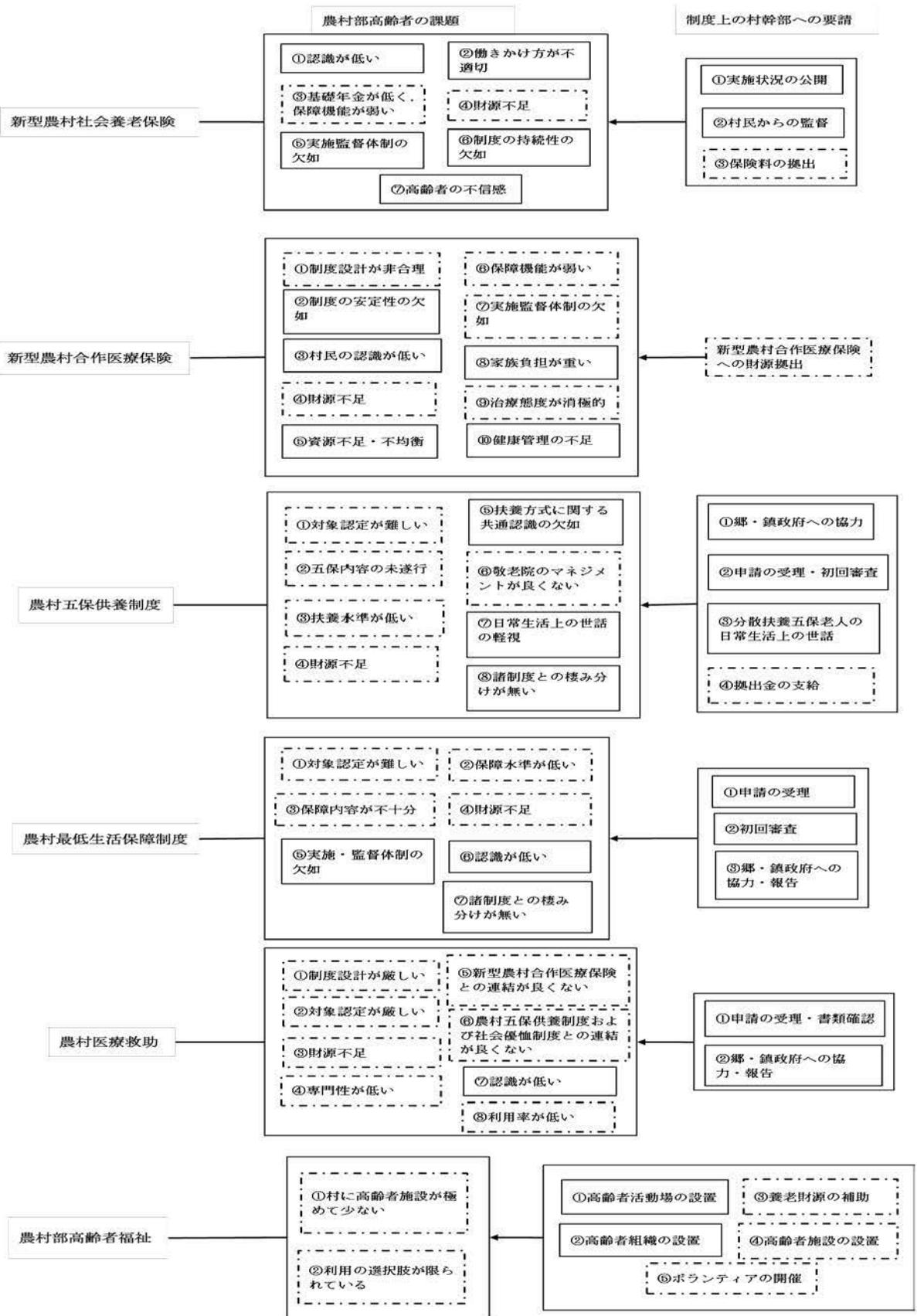
さらに、村民委員会の展開段階(1999-現在)において、2006年の農業税費の廃止によって村幹部の農業税費徴収の業務がなくなった。2015年の計画生育政策の改正によって村幹部の「一人っ子政策」の実施業務が少なくなってきた。

一方、2003年から新型農村合作医療保険、2007年から農村最低生活保障、2009年から新型農村社会養老保険など社会保障制度の実施によって、村幹部には社会保障制度の対応が求められるようになった(第1章)。また、農村出稼ぎ人口の増加とともに「空巢老人」の増加(序章)や留守児童の問題などの課題(第1章)、家族扶養の課題、高齢者の孤独問題(第1章)、農村部の都市化の進行による土地徴用の課題が多発している(第1章)。このような村民が抱えている生活課題に対応する役割が村幹部に強く求められている。これについては本章の第2節と第3節で詳しく検討していく。

村民委員会の展開段階において、「二重役割」からみると、村幹部は「政府の代理人」と「村民の代理人」と「私利を謀る代理人」の役割を果たしている(第2章)。村幹部はどのようにこれらの役割を果たしているかが本章の第4節で詳しく検討していく。

第2節 社会保障制度実施上の課題に対する村幹部の支援

農村部高齢者の社会保障制度実施上の課題および諸制度上に定められている村(幹部)への要請に対して、村幹部は図5-1に示すような支援を行っていた。



注： 支援によって解決or緩和した課題, 支援によって解決できない課題

図5-1 社会保障制度実施上の課題に対する村幹部の支援実態

1. 新型農村社会養老保険制度実施上の課題に対する村幹部の支援

農村部高齢者の新型農村社会養老保険制度実施上の課題に対して、村幹部は高齢者に新型農村社会養老保険の説明・申請を行ったり、村の新型農村社会養老保険の実施状況を鎮政府に報告したり、新型農村社会養老保険に加入していない村民に加入させるように働きかけたりしていた（第3章）。また、7割強の村幹部は高齢者に新型農村社会養老保険と尊老金の説明・申請、また鎮政府への報告が必要だと思い、季節⁴⁴ごとに1回以上の頻度でこの支援を行っていた（第4章）。

このような調査結果から村幹部は以下の3つの課題を克服していたと考えられる。第1に、新型農村社会養老保険に関する（高齢者を含む）村民の認識を高め、新型農村社会養老保険に対する高齢者の不信感を解消することができていた。第2に、新型農村社会養老保険の納付および受給には「農村社会保障公民卡」（カードの名称）が利用されている。村幹部はいつ頃、どこで、どのぐらいの金額が給付されるかなどの情報を村民に知らせていた。村は新型農村社会養老保険の実施状況を村内に公開し、村民からの監督を受けていた。第3に、A鎮の報告によれば、2009年から新型農村社会養老保険の実施がはじまり、一人当たりの年間保険料（最低のランク）は制度開始当初の200元から現在（2017年）の500元まで増加し、また2011年末の加入率は98.2%に達した。この報告から新型農村社会養老保険制度は調査の所在地では一定程度の持続性を持っているといえる。

一方、依然として村幹部は以下の2つの課題に直面している。第1に、高齢者は基礎養老金を受給できたとしても生活費が足りない（第3章）ため、現行の新型農村社会養老保険の基礎年金額が低く、保障機能が弱いという課題が依然として存在している。第2に、村財源が限られており、2006年に農業税费廃止は村財源をより一層悪化させているため、村は新型農村社会養老保険の財源確保と保険料の拠出ができない。そのため、村幹部は村独自の社会保障制度の上乗せがないことに困難性を抱えていた（第4章）。

以上のことをまとめると、村幹部は新型農村社会養老保険制度実施上の課題である、①認識が低い、②働きかけ方が不適切、⑤実施監督体制の欠如、⑥制度の持続性の欠如、⑦高齢者の不信感、を克服していた。一方、③基礎年金額が低く、保障機能が弱い、④財源不足、の2つの課題が依然として残されている。また、新型農村社会養老保険制度上に定められてい

⁴⁴ 季節は3か月を1つの季節と指し、1月-3月を第1季度、4月-6月を第2季度、7月-9月を第3季度、10月-12月を第4季度とする。中国において政府は季節ごとに業務評価を行っている。

る村（幹部）への要請については、①実施状況の公開、②村民からの監督、を行なうことで応えていたが、③保険料の拠出は行われていなかった。

2. 新型農村合作医療保険制度実施上の課題に対する村幹部の支援

農村部高齢者の新型農村合作医療保険制度実施上の課題に対して、村の衛生室は高齢者の日常的な健康管理を指導し、村幹部は高齢者に年に1回の健康診断の情報を知らせていた（第3章）。また、約8割の村幹部は村医療事業の発展が必要だと思い、季節ごとに1回以上の支援を行っていた（第4章）。

このような調査結果から村幹部は以下の4つの課題を克服していたと考えられる。第1に、高齢者の健康管理を行ない、家族負担を軽減させていた。第2に、A鎮の2011年の報告によれば、鎮内に中心衛生院1か所、各村に1か所の衛生所があり、A鎮では医療資源を均衡的に分配している。第3に、A鎮では2011年末に新型農村合作医療保険の加入率が100%であることから、村民は新型農村合作医療保険を重要であると認識しているといえる。第4に、（旧）農村合作医療保険制度は人民公社の解体によって形骸化した。2003年のSRAS事件をきっかけとして新型農村合作医療保険制度の実施がはじまり、現在に至るまで十数年にわたって継続している。また、国の制度・政策も現行の新型農村合作医療保険制度の継続実施を強調しているため、新型農村合作医療保険制度は安定性を持っているといえる。

一方、依然として村幹部は以下の3つの課題に直面している。第1に、新型農村合作医療保険制度の設計が非合理的（清算ラインなど）であることや村内の医療条件の限界、村内衛生所での点滴禁止などは農村部高齢者の医療に不便をもたらし、個人診療所の訪問診療費用が高いため高齢者が積極的に治療を受けることができず、新型農村合作医療保険の保障機能は依然として低い。第2に、村財源が限られているため、村から新型農村合作医療保険への財源拠出ができていない。第3に、鎮中心病院が新型農村合作医療保険の請求情報を公開していないため、鎮の住民は医療機関の医療行為を監督することができていない。

以上ことをまとめると、村幹部は新型農村合作医療保険制度実施上の課題である、②制度の安定性の欠如、③村民の認識が低い、⑤資源不足・不均衡、⑧家族負担が重い、⑩健康管理の不足、を克服していた。一方、①制度設計が非合理、④資源の不足、⑥保障機能が弱い、⑦実施監督体制の欠如、⑨治療態度が消極的、の課題が依然として残されている。また、新型農村合作医療保険制度上の要請について村は新型農村合作医療保険への財源拠出を行っていない。

3. 農村五保供養制度実施上の課題に対する村幹部の支援

農村部高齢者の農村五保供養制度実施上の課題に対して、村幹部は地域の分散扶養五保老人に対して日常的な医療と生活の面倒をみることに、分散扶養五保老人を敬老院に入所させるために働きかけることが必要だと思っていた。この2つの支援は季節ごとに1回以上で行っていた（第4章）。一方、分散扶養五保老人は村での生活が大変であるが、敬老院への入所は望まない（第3章）ため、半数以上の村幹部は分散五保老人の敬老院に入所拒否という困難性を抱えていた。今後、村幹部は地域での生活が困難な五保老人を敬老院に入所させることを期待していた（第4章）。

この調査結果から村幹部は以下の3つの課題を克服していたと考えられる。第1に、村幹部は分散扶養五保老人の日常生活上の世話を重視している。第2に、村（幹部）は郷・鎮政府の委託業務を受け、政府に協力して五保対象者の申請を受理し、初回の審査を行ない、政府に報告し、認定結果を村民に公開して村民の監督を受けている。第3に、近年、五保対象者の認定が厳しくなっており、農村最低生活保障制度との重複利用ができなくなり、認定基準が厳格化してきている。これにより農村部でよくみられた「関係戸」（村幹部や政府との関係が良い者を対象者と認定する）の現象が減っている。

一方、依然として村幹部は以下の3つの課題に直面している。第1に、村幹部は五保老人を敬老院に入所させるという集中扶養を求めている。その理由は、五保老人分散扶養の場合は村（幹部）が分散扶養の五保老人に責任を負うが、集中扶養の場合は敬老院が責任を負うからである。第2に、鎮レベル農村五保供養制度の実施機関は鎮政府の民政弁および敬老院であり、村は民政弁と敬老院の協力機関として村内の分散五保老人の面倒をみているに過ぎない。そのため、五保内容の遂行や扶養水準の低さ、財源の不足、敬老院のマネジメントが良くないなどの課題を克服することができない。第3に、農業税费改革前にあった村の「三提五統」からの拠出は農業税费改革後になくなっており、村財源が限られているため、村からの拠出ができなくなっている。

以上のことをまとめると、村幹部は農村五保供養制度実施上の課題である、⑤扶養方式に関する共通認識の欠如、⑦日常生活上の世話の軽視、⑧諸制度との棲み分けが無い、を克服していた。一方、①対象認定が難しい、②五保内容の未遂行、③扶養水準が低い、④財源不足、⑥敬老院のマネジメントが良くない、の課題が依然として残されている。また、農村五保供養制度上に定められている村（幹部）への要請について、①郷・鎮政府への協力、②申請の受理・初回審査、③分散扶養五保老人の日常生活上の世話、を行なうことで応えていた

が、④拠出金の支給は行われていない。

4. 農村最低生活保障制度実施上の課題に対する村幹部の支援

農村部高齢者の農村最低生活保障制度実施上の課題について、村幹部は農村最低生活保障制度対象の申請を受け、その後の審査を行ない、政府の救済金を特困戸の現状に応じて分配したり、特困戸の住宅を改装したり、特困戸を敬老院に入所させたり、年末・緊急時・葬式の際、特困戸に村の慰問金を渡したりしていた（第3章）。また、8割以上の村幹部は農村最低生活保障制度の申請・審査と特困戸への救済金の分配・住宅改装の実施が必要だと思いい、季節ごとに1.5回の支援を行っていた（第4章）。

この調査結果から村幹部は以下の2つの課題を克服していたと考えられる。第1に、村幹部は農村最低生活保障制度の支援を非常に重視している。第2に、農村五保供養制度のように農村最低生活保障制度の実施も厳しくなっており、対象者の認定が難しく、認定の結果は村民からの監督を受け、他制度との棲み分けもはっきりしている。

一方、鎮レベル農村最低生活保障制度の実施機関は鎮の民政弁であり、村は協力機関として郷・鎮政府に協力する。そのため、村は制度自体の保障水準の低さや保障内容の不十分、財源不足などの課題の解決に権利を持たない。

以上のことをまとめると、村幹部は農村最低生活保障制度実施上の課題である、⑤実施・監督体制の欠如、⑥認識が低い、⑦諸制度との棲み分けが無い、を克服していた。一方、①対象認定が難しい、②保障水準が低い、③保障内容が不十分、④財源不足、の課題が依然として残されている。また、農村最低生活保障制度上に定められている村（幹部）への要請について、①申請の受理、②初回審査、③郷・鎮政府への協力・報告、を行なうことで応えていた。

5. 農村医療救助制度実施上の課題に対する村幹部の支援

約8割の村幹部は大病患者に農村医療救助サービスの提供が必要だと思いい、季節ごとに1回以上の支援を行っていた（第4章）。

この調査結果から村幹部は以下の2つの課題を克服していたと考えられる。第1に、村幹部は農村医療救助の重要性を認識し、村民の低い認識を高めていた。第2に、鎮レベル農村医療救助の実施機関は鎮の民政弁および病院であり、村は協力機関として農村医療救助対象認定申請の際に様々な書類を発行し、大病者のために募金活動を開催していた。

一方、依然として村（幹部）は以下の3つの課題に直面している。第1に、村は農村医療

救助制度の設計に関する権力をもたないため、制度設計および対象認定の厳しき、新型農村合作医療保険や農村五保供養制度、社会優恤制度との併用ができないこと、などの課題が依然として残されている。第2に、村は農村医療救助の実施機関ではないため、専門性と利用率を高めることができていない。第3に、村財源が限られているため、農村医療救助制度の財源を充実させることができていない。

以上のことをまとめると、村幹部は農村医療救助制度実施上の課題である、⑦認識が低い、を克服していたが、①制度設計が厳しい、②対象認定が厳しい、③財源不足、④専門性が低い、⑤新型農村合作医療保険との連結が良くない、⑥農村五保供養制度および社会優恤制度との連結が良くない、⑧利用率が低い、という課題が依然として残されている。また、農村医療救助制度上に定められている村（幹部）への要請について、①申請の受理・書類確認、②郷・鎮政府への協力・報告、を行なうことで応えていた。

6. 農村部高齢者福祉の課題に対する村幹部の支援

村は高齢者の余暇活動のために、活動の場や運動機器を用意していた。また、村は高齢者の権益保護のために高齢者協会を設置・運営していた（第3章）。一方、村幹部は高齢者協会の設立と高齢者活動室・運動機器の用意は必要がないと思い、季節ごとの支援回数は低かった。村幹部は高齢者の活動室の非活用や、養老院への入所拒否、家政婦サービスの非利用に困難を抱えていた。それにもかかわらず、村幹部は高齢者が村内の活動室や運動機器を活用することや養老院の設置、家政婦サービスの発展への期待が低かった（第4章）。

これらの調査結果から、村（幹部）は農村部高齢者福祉に関する諸制度上に定められている村（幹部）への要請について、高齢者活動場の設置と高齢者組織の設置、を行うことで応えているといえる。

一方、依然として村幹部は以下の3つの課題に直面している。第1に、村内に高齢者施設を設置されていないため、高齢者が入所サービスを利用する場合は鎮の敬老院あるいは県の養老院を選択するしかない。それは、調査の所在地A鎮には敬老院が1か所あるが、養老院がない。また所在地の県には養老院が1か所しかない現状である。第2に、村財源が限られているために村は養老財源の補助ができない。第3に、本論の調査結果から村（幹部）は村内にボランティアの開催についての情報が得られていなかった。

以上のことをまとめると、村幹部は①村に高齢者施設が極めて少ない、②利用の選択肢が限られている、という課題に依然として直面している。また、農村部高齢者福祉に関する諸制度上に定められている村（幹部）への要請について、①高齢者活動場の設置、②高齢者組

織の設置，を行うことで応えていたが，③養老財源の補助，④高齢者施設の設置，⑤ボランティアの開催，は行われていない。

第3節 農村部高齢者の生活課題に対する村幹部の支援

村幹部は農村部高齢者の生活課題および関連する制度上で定める村幹部への要請に対して図5-2に示すような支援を行っていた。

1. 家族扶養の課題に対する村幹部の支援

農村部高齢者の家族扶養の課題について，村幹部は高齢者のために虐待の調停と日常生活上の困難の把握・解決を行っていた（第3章）。約8割の村幹部は高齢者虐待の調停や扶養問題の調停，担当地域の定期的巡回が必要だと思い，季節ごとの支援回数が非常に多かった。一方，村幹部は高齢者扶養問題の調停と担当地域の村民の理不尽さに困難性を抱えていた（第4章）。

この調査結果から村幹部は以下の2つの課題を克服していたと考えられる。第1に，村幹部は法律の規定どおりに高齢者の合法権益を擁護し，扶養義務の履行を監督し，高齢者虐待に対応していた。そのため，高齢者の日常生活上の世話および高齢者虐待の諸課題をある程度緩和させていた。第2に，村（幹部）は村内に高齢者活動場の設置，活動の開催などの支援によって高齢者の精神的な慰藉の課題をある程度緩和させていた。

一方，依然として村幹部は以下の2つの課題に直面している。第1に，高齢者の経済的扶養，日常生活上の世話，精神的な慰藉，高齢者虐待などの家族扶養問題は家庭内で発生し（密室），非常に複雑で，諺にあるように「いくら公正な裁判官でも家庭の内輪もめを裁くことはできない」。そのため，村幹部は高齢者の家族扶養問題を完全に解決することができない。第2に，本論の調査結果から村幹部は高齢者のニーズを把握して適切なサービスの提供や養老資金の設定，社区サービスの発展などの制度上に定められる村幹部の役割を担っていない。

以上のことをまとめると，村幹部は高齢者の日常生活上の世話，精神的な慰藉，高齢者虐待に関する諸問題をある程度解決していたが，経済的扶養に関する課題は解決できなかった。また，法律上に定められている村（幹部）への要請について，②合法権益の擁護，④扶養協議の履行への監督と監視，⑥遺贈扶養協議の締結，⑧家庭暴力・虐待への制止・調停，⑨遺棄の制止，⑩家庭暴力の受理，⑪家庭暴力の制止・調停，⑫加害者への教育，を行なうことで応えていた。一方，村幹部は①高齢者ニーズの把握，③サービス提供，⑤

養老資金の設定、⑦コミュニティサービスの発展、の制度上の要請に応えられていなかった。

2. 社会参加の課題に対する村幹部の支援

農村部高齢者の社会参加の課題について、村は高齢者の余暇活動のために活動の場や運動機器を用意していた（第3章）。一方、半数以上の村幹部は高齢者のために映画・トランプ・麻雀等の活動の開催が必要だと思わず、季節ごとの支援回数が低かった。また、村幹部は高齢者が村にある図書室や活動室、弁工委（機関）、広場の運動機器を活用しないことと、高齢者が村で行っている活動に参加しないことに困難性を抱えていた（第3章）。

これらの調査結果から、村（幹部）は村内に活動室や図書室、弁工委などの活動場、また高齢者協会のような組織を設置することで制度上に定められている村（幹部）への要請にできていた。

一方、依然として村幹部は以下の3つの課題に直面している。第1に村幹部は高齢者の社会参加を重視していない。そのため、第2に、村幹部は高齢者の活動を指導し、体育活動や教育活動を含む新たな活動内容を企画することもしていない。また、高齢者を積極的に外出させて活動に参加させることもしない。第3に、村財源が限られているために高齢者の社会参加のために財源・人材を充実させることができない。

以上のことをまとめると、村幹部は高齢者の社会参加の課題である、①活動の指導・企画が少ない、②活動施設・財源・人材の不足、③社会参加の軽視、④高齢者の個人的阻害要因、を克服できていなかった。また、制度上に定められている村（幹部）への要請について、①組織づくり、②活動場の設置、を行なうことでできていたが、③体育活動の開催、④教育活動の推進、は行われていなかった。

3. 子女の出稼ぎによる特殊な課題に対する村幹部の支援

8割以上の村幹部は担当地域の犯罪対応への協力が必要だと思い、季節ごとに1回以上の支援を行っていた。一方、村幹部は「空巢老人」のために手伝う人や農機の手配人などとの連絡することや、日常生活用品（油や米等）・薬品の購入が必要だと思わず、季節ごとの支援回数も非常に少なかった（第4章）。

この調査結果から村幹部は以下の2つの課題を克服していたと考えられる。第1に、村幹部は近隣住民として「空巢老人」に手を貸して農作業の負担を軽減させている。第2に、村（幹部）は公安局に協力しながら地域犯罪に対応しているため、若者の出稼ぎによる村内

の治安悪化を防いでいる。

一方、本論の調査結果から、村幹部は家庭内に起きた留守児童の教育と留守児童の日常の支出などの課題に干渉しないことがわかった。

以上のことをまとめると、村幹部は子女の出稼ぎによる特殊な課題である、①農作業の負担が重い、④村内の治安が悪化、を緩和していたが、②留守児童の教育やしつけが難しい、③留守児童の日常の支出が重い、などの課題が依然として残されている。

4. 失地農民の課題に対する村幹部の支援

村（幹部）は土地徴用に反対する村民を説得していたし、土地徴用の補償について鎮政府と交渉していた（第3章）。また、多くの村幹部は村民に対する土地徴用の説明・同意と鎮政府との土地補償についての干渉が必要だと思い、季節ごとに1回以上の支援を行っていた。一方、約半数の村幹部は土地徴用が難しいと思っていた（第4章）。

これらの調査結果から、村幹部は以下の2つの課題を克服していたと考えられる。第1に、村が土地徴用補償費の支払先として、補償費の使用・分配案を決定し、費用の運営・管理を監査し、保管書類を作成し、村民に収支状況を公開していた。第2に、村（幹部）は高齢者活動室の設置や活動の開催などによって土地徴用後の余暇時間の有意義な過ごし方を応援していた。

一方、依然として村幹部は以下の2つの課題に直面している。第1に、制度上では農民の土地徴用後の社会保障体制を整備しておらず、また失地農民は再就職が難しいため、彼らの生存を脅かして家族関係も悪化していく。第2に、土地徴用の補償水準は物価水準より遅れていることと補償水準が低いなど土地補償の問題が依然として存在している。また土地の徴用する側と徴用される側の間に徴用単価に関する紛争が多発している。

以上のことをまとめると、村幹部は失地農民の課題である、⑥余暇時間の無駄な過ごし方、をある程度克服していたが、①生存難・家族関係の悪化、②社会保障体制の未整備、③土地補償の問題、④再就職が難しい、⑤紛争の多発、などの課題が依然として残されている。また、制度上に定められている村（幹部）への要請について、①補償費の支払い先、②使用・分配案の決定、③保管書類の作成、④運営・管理の監査、⑤村民に収支状況の公開、を行なうことで応えていたが、⑥村幹部は当事者であるため費用の横領・流用禁止の要請には依然として応えられていない。

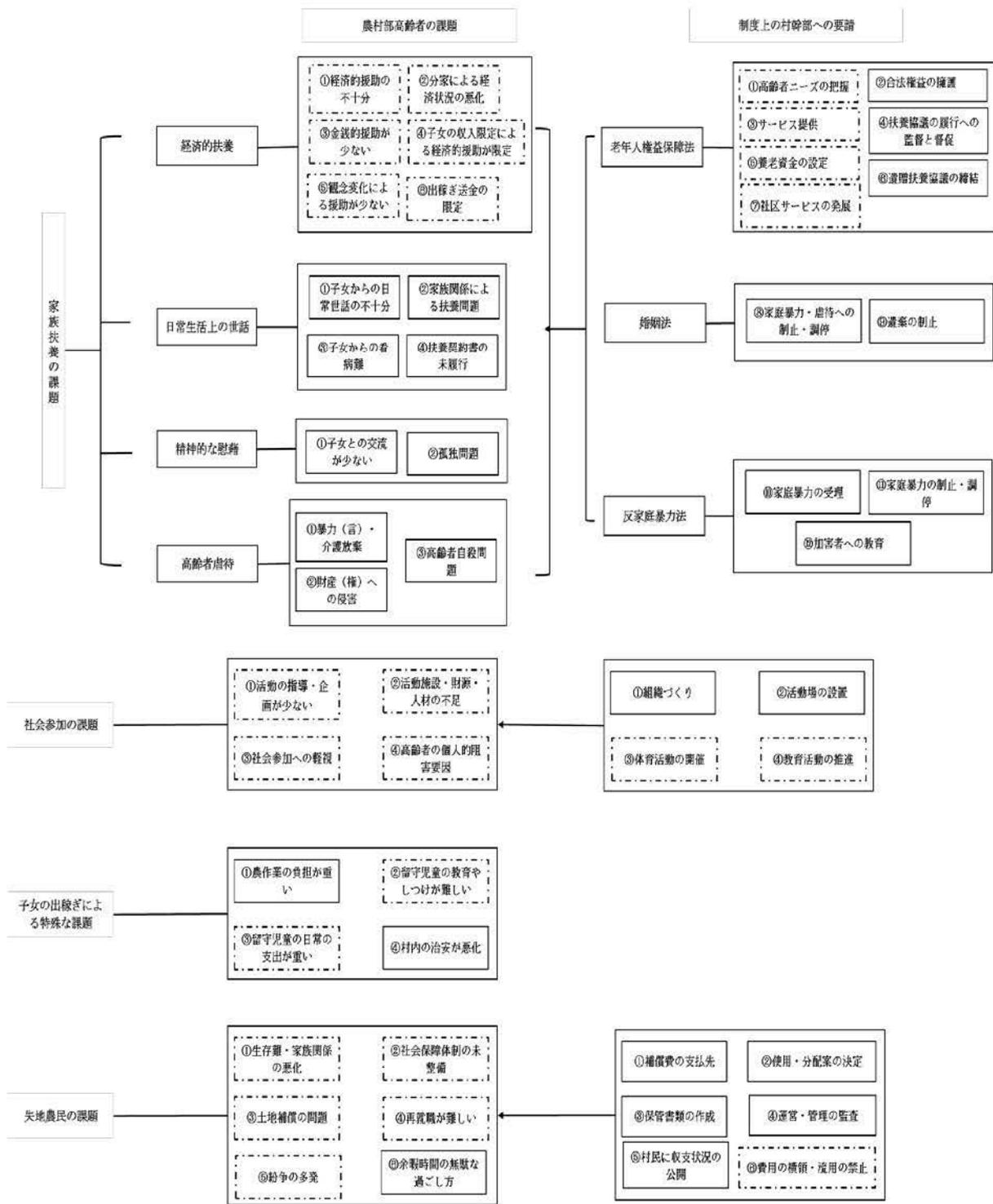


図5-2 農村村高年齢者の生活課題に対する村幹部の支援実態

5. そのほかの支援

農村部高齢者の社会保障制度実施上の課題と生活課題に対する支援の以外に、村幹部は以下の5つの支援を行っていた。

第1に社会優恤制度の実施である。村幹部は国家に貢献した高齢者に対して村の慰問金を渡し、老党员を見舞う時にも慰問金を渡していた(第3章)。また、8割以上の村幹部は社会・国家に貢献した高齢者への慰問金の分配が必要な仕事だと思い、季節ごとに1回以上の支援を行っていた(第4章)。第1章では社会優恤制度の対象者が少数であるために分析対象として取り扱わなかったが、実際に村幹部は社会優恤制度の実施が必要だと思いながら支援を行っていることがわかった。

第2に村の基盤づくりである。村は村民(高齢者)のために、道路・橋の修理をしていた(第3章)。また、多くの村幹部は村の道路・橋の修理、環境の改善、村の経済発展、税费徴収、法律の宣伝が必要だと思い、季節ごとに1回以上の支援を行っていた(第4章)。以上の調査結果から、村幹部は高齢者を含む村民のために、村の経済発展やインフラ整備、村民が「知法・懂法・守法」(法律を知り、理解し、そして守る)の法律環境などの基盤づくりをしているといえる。

一方、村幹部は農業税费改革後の村財源の減少と、鎮が村財源を横領することに困難性を抱えていた。そのため、村幹部は村財源の増加や鎮が村財源を横領しないこと、「老年人權益保障法」の具体化・改正、などを期待していた(第4章)。

第3に緊急時の対応である。村幹部は高齢者虐待の対応以外に、自然災害後の安否確認や、担当地域の犯罪対応への協力、高齢者の急病時に医療機関と連絡するなどの緊急事故にも対応していた。

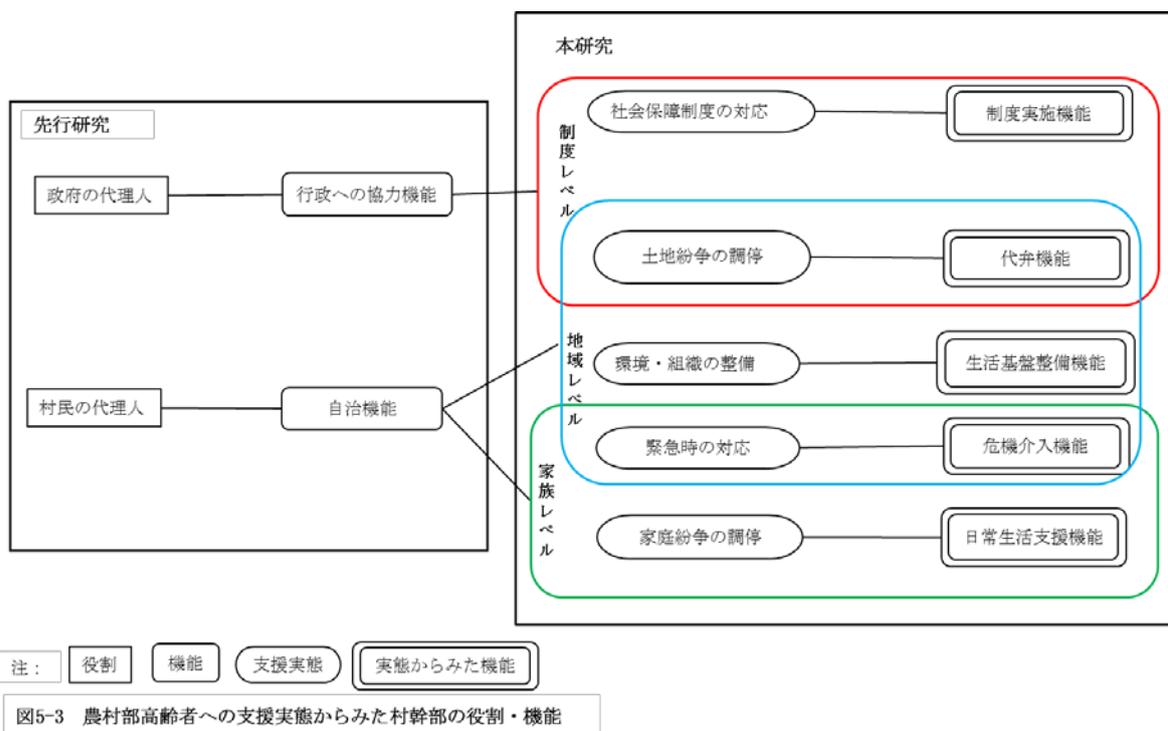
第4に畑紛争の調停である。8割以上の村幹部は近隣どうしの中で起こった畑の境界線の紛争の調停と、村民と村の間で起こった土地紛争の調停が必要だと思い、季節ごとの支援回数が非常に多かった(第4章)。一方、村幹部は村の自留地の問題解決が難しいと感じていた(第3章)。

第4節 農村部高齢者への支援実態からみた村幹部の役割・機能と影響要因

1. 農村部高齢者への支援実態からみた村幹部の役割・機能

先行研究で示されていた村幹部の「政府の代理人」と「村民の代理人」の二重役割と、行政への協力機能と自治機能を用いて、本論の村幹部による農村部高齢者への支援機能を考

察する（図 5-3）.



村幹部は農村部高齢者に対して、社会保障の対応、緊急時の対応、家庭紛争の調停、土地紛争の調停、環境・組織の整備という5つの支援を行っていた（第4章）。この支援実態から、村幹部は制度実施機能、危機介入機能、日常生活支援機能、代弁機能、生活基盤整備機能を担っていると考えられる。ここでいう危機介入機能は第3章の虐待調停機能のほかに、担当地域の犯罪対応への協力や自然災害後の安否確認、急病時の対応などの内容も含んでいる。

従来から村幹部は村全般の仕事として行政レベル、村レベル、村民レベル、の3つのレベルの仕事をしてきている（第2章）。また、農村部高齢者への支援にあたって、村幹部は制度の解決策、地域の解決策、家族の解決策を講じていた（第3章）。この2つの村幹部の仕事の枠組みを統合して、村幹部による農村部高齢者への支援を制度レベル（行政レベルに相当）、地域レベル（村レベルに相当）、家族レベル（村民レベルに相当）、の3つに分類した。

前述した村幹部の5つの支援内容を制度レベル、地域レベル、家族レベルの3つのレベルにそって考察する。まず、社会保障の対応と土地紛争の調停の一部として土地徴用の実施は制度レベルの支援とする。また、緊急時の対応の一部として自然災害後の安否確認と地域の犯罪対応への協力、土地紛争の調停の一部として村・近隣どうしの畑紛争の調停、環境・組織の整備は地域レベルの支援とする。さらに、緊急時の対応の一部として高齢者虐待の調

停と急病時の病院との連絡，家庭紛争の調停を家族レベルの支援とする。

村幹部は「政府の代理人」と「村民の代理人」の二重役割を演じている（第2章）。「政府の代理人」は主に行政への協力機能を果たし、「村民の代理人」は主に自治機能を果たしていると考えられる。ここでいう行政への協力機能および自治機能の定義は第3章の定義を引き続き用いることにする。行政への協力機能とは，法律・制度に規定された本来政府が実施すべき業務を村幹部が委託事業として行なうものと定義する。自治機能とは，村幹部が法律・制度に規定された実施すべき業務と，村内で生じた法律・制度外の出来事を処理するものと定義する。

制度実施機能および代弁機能の一部としての土地徴用の実施は「政府の代理人」として行なっている行政への協力機能にあたる。その理由は2つある。1つ目は，社会保障制度（農村五保供養制度以外）の主たる所管機関は県政府および県レベルの専門機関とされており，農村五保供養制度は郷・鎮政府が管理しているが，村民委員会（村）は県政府・県レベルの専門機関あるいは郷・鎮政府の委託を受けて，村幹部は実質的な実施主体となっている。2つ目は，土地徴用の承認権は県政府以上の政府が有し，土地徴用の補償基準の決定権は省政府が有している。政府から下した費用の運営・管理は村（幹部）が行っている。村（幹部）は政府の委託を受け，土地徴用の政策および補償基準を村民に説明し，土地徴用がうまくできるように働きかけ，補償費を分配している。

危機介入機能や日常生活支援機能，代弁機能の一部としての村・近隣どうしの中の畑紛争の調停，生活基盤整備機能は「村民の代理人」として行なっている自治機能にあたる。また，代弁機能の一部として土地徴用の実施は「村民の代理人」として行なっている自治機能にもあたる。その理由は4つ考えられる。1つ目は，地域で高齢者虐待や自然災害，犯罪事故，急病時などの緊急事故が発生した際に，村幹部は村民および高齢者の生命・利益を守るために積極的に支援し，安全的・安定的な地域づくりを行っている。

理由の2つ目は，家族扶養問題の調停は従来から村幹部が行ってきている業務であり，高齢者の代わりに高齢者と子女との間で交渉を行ない，高齢者の権益を擁護する。また，「空巢老人」や孤独な高齢者のため，村幹部による定期的訪問や適宜手伝いを行っている。3つ目は，土地徴用の補償に関する紛争があった場合，村幹部は村民の代表として郷・鎮政府と交渉を行なっている。4つ目は，地域高齢者特に「空巢老人」や孤独な高齢者のため，村幹部は高齢者活動の開催や高齢者組織の設置を行っている。また，高齢者を含む村民のために道路・橋などのインフラ整備，きれいな生活環境づくりも実施している。

村幹部の3つのレベルの支援は「二重役割」の理論を用いて考察する。まず、制度レベルの支援は「政府の代理人」として行なっている行政への協力機能にあたる。また、地域レベルの支援と家族レベルの支援は「村民の代理人」として行なっている自治機能にあたる。さらに、土地紛争の調停の一部として土地徴用の実施は制度レベルの支援であるため「政府の代理人」の役割を担う同時に「村民の代理人」の役割も担っていると考えられる。

また、村幹部は「政府の代理人」と「村民の代理人」の二重役割を演じる際に葛藤を抱えている。その理由は、第1に、村幹部は公務員ではないため固定的な給料がもらえないにもかかわらず、社会保障制度や土地徴用の実施などのような行政からの委託事業を行わなければならない。第2に、村幹部は農民でありながら地域リーダーを担当しているため、土地徴用の仕事のような村幹部自身の家族利益に関わる仕事では、自分の利益を獲得するためほかの村民に関わる土地徴用の仕事よりも「村民の代理人」の役割をより果たそうとする。一方、村と郷・鎮政府との良い関係を維持し続けるため、村幹部は「政府の代理人」の役割も果たさなければならない。このとき、「村民の代理人」と「政府の代理人」の役割のバランスを取ることが難しい。

今後、村幹部の機能は「組織法」に定められた自治機能に戻すことが望ましいとされる(孫ら2003)ため、高齢者の生活支援を視野に入れて、日常生活支援機能や生活基盤整備機能、危機介入機能をより重視していくことが求められる。また、村幹部の限られた精力および時間を有効に使い、自治機能を果たすため、行政への協力機能を抑えることが求められる。そのため、都市部のように農村部においても社会保障制度実施の専門機関の設置および専門職員の配置、土地徴用の専門機関の設置が必要である。

2. 村幹部が担っている役割・機能の実態および影響要因

村幹部の支援回数の実態は土地紛争の調停、社会保障の対応、家庭紛争の調停、緊急時の対応、環境・組織の整備という順に多かった(第4章)。言い換えれば、村幹部の機能は代弁機能、制度実施機能、日常生活支援機能、危機介入機能、生活基盤整備機能という順になっている。また、代弁機能(土地徴用)と制度実施機能は「政府の代理人」として行なっている行政への協力機能にあたり、代弁機能(村・近隣間の土地紛争)や日常生活支援機能、危機介入機能、生活基盤整備機能は「村民の代理人」として行なっている自治機能にあたる。

これらのことから、村幹部は「村民の代理人」の役割に比べて「政府の代理人」の役割をより重視しているといえる。その理由は2つある。第1に、歴史的な視点からみると、村(幹部)は従来から行政に属しない「官」であり、「上級部門」(法律上では村と郷・鎮政府

は上下関係ではない) 行政の命令・指針などに従って村務を展開してきている。第2に, 村幹部の業績評価は郷・鎮政府によって実施されており, 行政への協力機能は自治機能より成果が可視化しやすいこと, 村幹部の業績評価は村幹部の給料に直接かかっていることが考えられる。

また, 村幹部の「社会保障の対応」「緊急時の対応」「家庭紛争の調停」「土地紛争の調停」「環境・組織の整備」の支援と, 村幹部の「制度実施機能」「危機介入機能」「日常生活支援機能」「代弁機能」「生活基盤整備機能」をそれぞれ対応して言い換えることができる。ここでは, 村幹部の支援回数に影響を与える要因(第4章)から, 村幹部の機能に影響を与える要因について考察する(図5-4)。

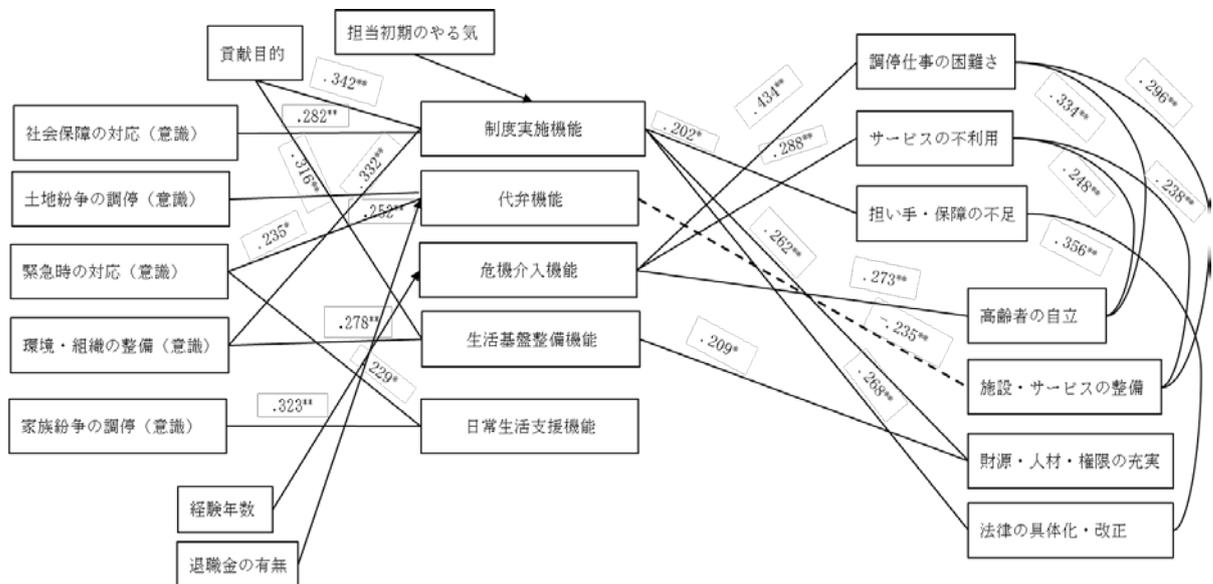


図5-4 村幹部の機能に影響を与える要因

制度実施機能に影響を与えている要因は担当初期のやる気であり, やる気があればあるほど制度実施機能をより果たしている。また, 制度実施機能と貢献目的, 社会保障の対応意識, 環境・組織の整備意識, 担い手・保障の不足, 財源・人材・権限の充実, 法律の具体化・改正との間には低い正相関がみられた。この調査結果から, 今後, 村幹部が制度実施機能をよりよく果たすためには以下のことが求められる。すなわち, ①担当初期にやる気がある村幹部を選挙すること, ②担当初期の貢献目的が高い村幹部を選挙すること, ③村幹部の社会保障の対応意識を高めること, ④村幹部の環境・組織の整備意識を高めること, ⑤村幹部の担い手を養成することと村幹部の保障を確保すること, ⑥村の財源・人材・権限を充実すること, ⑦現行の法律を具体化し, 改正すること, が求められる。

代弁機能に影響を与える要因は退職金の有無であり、退職金がある村幹部はない村幹部より代弁機能をよりよく果たしている。また、代弁機能と土地紛争の調停意識、緊急時の対応意識との間に低い正相関がみられ、また施設・サービスの整備との間に低い負相関がみられた。この結果から、今後、村幹部が代弁機能をより果たすためには以下のことが求められる。すなわち、①村幹部の退職後の保障体制を整えること、②土地紛争の調停意識を高めること、③村幹部の緊急時の対応意識を高めること、が求められる。

危機介入機能に影響を与える要因は経験年数であり、経験年数20年以上の村幹部は10未満の村幹部より危機介入機能をよりよく果たしている。また、危機介入機能と調停仕事の困難さ、サービスの不利用、高齢者の自立との間に低い正相関がみられた。この結果から、今後、村幹部が危機介入機能をより果たすためには以下のことが求められる。すなわち、①経験が積んでいる村幹部と経験が浅い村幹部の間にスーパービジョンを行なうこと、②村幹部の調停仕事の困難さを減少すること、③高齢者が村内のサービスを活用させること、④高齢者自身と家族は高齢者を自立させること、が求められる。

生活基盤整備機能と貢献目的、環境・組織の整備意識、財源・人材・権限の充実との間に低い正相関がみられた。この結果から、今後、村幹部が生活基盤整備機能をよりよく果たすためには以下のことが求められる。すなわち、①担当初期に貢献目的が高い村幹部を選挙すること、②村幹部の環境・組織の整備意識を高めること、③村の財源・人材・権限を充実すること、が求められる。

日常生活支援機能と家族紛争の調停意識、緊急時の対応意識との間に低い正相関がみられた。この結果から、今後、村幹部が日常生活支援機能をよりよく果たすためには家族紛争の調停意識を高めることと、緊急時の対応意識を高めることが求められる。

終章

本章では、本論の結論（第1節）と今後の課題（第2節）を述べる。

第1節 本論の結論

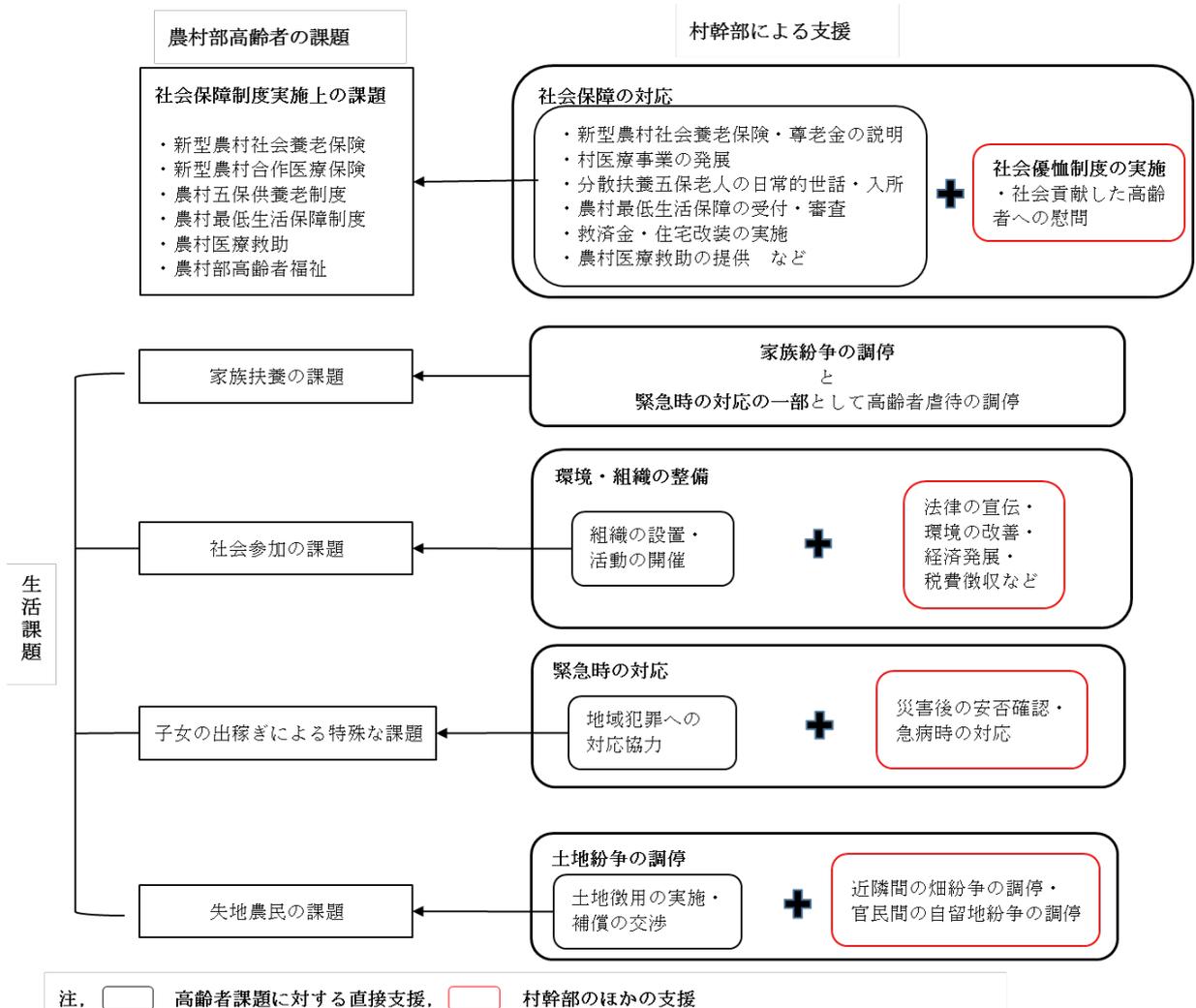
ここでは、本論の研究目的にそって本論の結論を論じる。具体的には、①各時期における村幹部の主な仕事内容と役割、②農村部高齢者が直面する課題に対する村幹部の支援実態、③支援実態からみた村幹部の役割・機能、④村幹部の機能に影響を与える要因、の4点についてである。

文献研究を通して、村幹部の郷村政権期、政社合一期、郷政村治期の3つの時期における主な仕事内容と役割を確認した。まず、郷村政権期の土地改革段階において村幹部は土地分配を主な仕事内容として実施し、「政府の代理人」と「村民の代理人」の役割を果たしていた。郷村政権期の農業合作化運動段階において村幹部は農民の生産活動の管理を主な仕事内容として実施し、「政府の代理人」と「村民の代理人」の役割を担っていたことが確認された。

政社合一期において村幹部は生産大隊内のすべてのことを管理し、生産隊内の生産活動の管理と労働報酬の分配を主な仕事内容として実施し、「政府代理人」と「村の管理人」の役割を果たしていた。

郷政村治期の村民委員会の創設段階において村幹部は社会治安の維持を主な仕事内容として実施し、「政府の代理人」と「村民の代理人」の役割を果たしていた。また、村民委員会の普及段階において村幹部は農業税費の徴収、計画生育政策の実施、村経済の発展を主な仕事内容として実施し、「政府の代理人」と「村民の代理人」と「私利を謀る代理人」の役割を果たしていたことが確認された。さらに、現在に至る村民委員会の展開段階において村幹部は社会保障制度に関する対応、土地徴用の実施、生活課題に関する対応を主な仕事内容として実施することが求められており、村民委員会の普及段階に引き続き「政府の代理人」と「村民の代理人」と「私利を謀る代理人」の役割を果たすと予測される。

農村部高齢者が直面する課題に対する村幹部の支援実態を図6-1に示す。



注. 高齢者課題に対する直接支援, 村幹部のほかの支援

図6-1 農村部高齢者の多様な課題に対する村幹部の支援実態

農村部高齢者が直面する課題（図 6-1 の左部分）について、文献研究を通して（第 1 章）、農村部における新型農村社会養老保険、新型農村合作医療保険、農村五保供養制度、農村最低生活保障制度、農村医療救助、農村部高齢者福祉などの社会保障制度実施上の課題および社会保障諸制度上に定められる村幹部への要請を確認した。また、農村部高齢者が直面する家族扶養の課題、社会参加の課題、子女の出稼ぎによる特殊な課題、失地農民の課題等の生活課題および生活課題に関連する諸制度上に定められる村幹部への要請も確認した。

村幹部による農村部高齢者の多様な課題に対する支援実態（図 6-1 の右部分）について、調査研究（第 3, 4 章）を通して、村幹部は社会保障の対応、家庭紛争の調停、環境・組織の整備、緊急時の対応、土地紛争の調停という 5 つの支援を行っていることが明らかになった。

これらの支援について農村部高齢者の社会保障制度実施上の課題の解決に着目すると、

農村部高齢者が直面している社会保障制度実施上の課題の一部を解決していることが確認できたが、一部の課題は依然として残されている。また、社会保障諸制度上に定められる村幹部への要請の一部には応えることができていたが、一部の要請については応えきれていなかった。具体的には以下の6点が明らかになった。

第1に、村幹部による社会保障の対応によって、新型農村社会養老保険制度実施上の課題については認識の低さや高齢者の不信感等が緩和されていたが、保障機能の弱さや財源不足等の課題が残されている。制度上の要請については実施状況の公開と村民からの監督によって応えていたが、保険料の拠出には応えられていなかった。

第2に、新型農村合作医療保険制度実施上の課題については村民の認識の低さや健康管理の不足等が緩和されていたが、保障機能の弱さや資源の不足等の課題が残されている。制度上の要請については財源拠出にえられていなかった。

第3に、農村五保供養制度実施上の課題については日常生活上の世話の軽視や扶養方式に関する共通認識の欠如等が緩和されていたが、対象認定の難しさや五保内容の未遂行等の課題が残されている。制度上の要請については申請の受理・初回審査や分散扶養五保老人の日常生活上の世話等にえていたが、拠出金の支給にはえられていなかった。

第4に、農村最低生活保障制度実施上の課題については認識の低さや諸制度との棲み分けが無い等の課題が緩和されていたが、対象認定の難しさや保障水準の低さ等の課題が残されている。制度上の要請については申請の受理・初回審査や郷・鎮政府への協力・報告にえていた。

第5に、農村医療救助制度実施上の課題については認識の低さが緩和されていたが、対象認定の厳しさや利用率の低さ等の課題が残されている。制度上の要請については申請の受理・書類確認や郷・鎮政府への協力・報告にえていた。

第6に、農村部高齢者福祉の課題は解決されず、村に高齢者施設が極めて少ないことや利用の選択肢が限られている課題が依然として残されている。関連する制度上の要請については高齢者活動場の設置と高齢者組織の設置にえていたが、養老財源の補助や高齢者施設の設置等にえられていなかった。

また、農村部高齢者の生活課題の解決に着目すると、農村部高齢者が直面している生活課題の一部を解決していることが確認できたが、一部の課題は依然として残されている。また、関連する諸制度上に定められる村幹部への要請の一部には応えることができていたが、一部の要請についてはえきれていなかった。具体的には以下の4点を明らかにした。

第1に、農村部高齢者が直面している家族扶養の課題については、村幹部による家庭紛争の調停と緊急時の対応の一部としての高齢者虐待の調停によって、日常生活上の世話や精神的な慰藉、高齢者虐待等の課題がある程度解決されたが、経済的扶養に関する課題が解決できていなかった。また、関連する諸制度上の要請については高齢者合法権益の擁護や家庭暴力・虐待への制止・調停等に応えていたが、高齢者ニーズの把握やコミュニティサービスの発展等に応えられていなかった。

第2に、農村部高齢者が直面している社会参加の課題については、村幹部による環境・組織の整備によって解決されず、活動の指導・企画が少ないことや社会参加の軽視等の課題が依然として残されている。関連する諸制度上の要請については組織づくりと活動場の設置に応えていたが、体育活動の開催と教育活動の推進に応えられていなかった。

第3に、農村部高齢者が直面している子女の出稼ぎによる特殊な課題については、村幹部による緊急時の対応によって、農作業の重い負担と村内治安の悪化等が緩和されていたが、留守児童の教育・しつけと留守児童の日常の重い支出の課題が残されている。

第4に、農村部高齢者が直面している失地農民の課題については、村幹部による土地紛争の調停によって、余暇時間の無駄な過ごし方が緩和されていたが、生存難・家族関係の悪化や社会保障体制の未整備、土地補償等の課題が残されている。関連する諸制度上の要請については（土地徴用の補償金）使用・分配案の決定や運営・管理の監査等に応えていたが、費用の横領・流用禁止に応えられていなかった。

社会保障制度実施上の課題と生活課題の一部が解決できないあるいは制度の要請に応えられない現象が起きた理由は、村幹部に十分な権限がないことと、制度の要請が村幹部の能力を超えているからであると考えられる。

村幹部は先行文献で触れられていなかった課題に対しても支援を行っている（図 6-1 の赤い部分）ことが明らかになった。村幹部は、社会保障の対応として社会優遇制度の実施、環境・組織の整備として法律の宣伝、環境の改善、村の経済発展、税费徴収、緊急時の対応として自然災害後の安否確認と高齢者急病時の連絡、土地紛争の調停として村民どうしの間で起こった畑境界の紛争調停と村民・村の間で起こった自留地の紛争調停、などの支援を行っていた。

村幹部による農村部高齢者に対する5つの支援は制度レベル、地域レベル、家族レベルの3つのレベルに整理できる。まず、村幹部は制度レベルでは社会保障の対応と土地紛争の調停の一部としての土地徴用の調停を行っていた。また、地域レベルでは土地紛争の調停の一

部としての近隣間と村・村民間の土地紛争の調停と、環境・組織の整備、緊急時の対応の一部として地域の犯罪対応への協力や自然災害後の安否確認を行っていた。さらに、家族レベルでは緊急時の対応の一部としての高齢者虐待の調停や急病時の病院との連絡と、家族紛争の調停を行っていた。これらのことから、村幹部は農村部高齢者のために個人（家族）から制度まで幅広い支援を行い、有力な地域リーダーであるといえる。

村幹部の支援からみた村幹部の役割・機能について、村幹部は制度実施機能、危機介入機能、代弁機能、生活基盤整備機能、日常生活支援機能を担っていることが明らかになった。

この村幹部の5つの機能は第2章で示した「政府の代理人」と「村民の代理人」という「二重役割」から考えると、制度実施機能は「政府の代理人」にあたり、危機介入機能や生活基盤整備機能、日常生活支援機能は「村民の代理人」にあたると思われる。また、代弁機能は「政府の代理人」と「村民の代理人」の両者にあたる。

また、この村幹部の5つの機能は第2章で示した行政への協力機能と自治機能から考えると、制度実施機能は行政への協力機能にあたり、危機介入機能や生活基盤整備機能、日常生活支援機能は自治機能にあたる。また、代弁機能は行政への協力機能と自治機能の2つに該当する。

村幹部の機能に影響を与える要因について、調査研究の検討の結果、村幹部は農村部高齢者を支援するにあたり、「村民の代理人」より「政府の代理人」の役割をより担っていることが検証された。また、制度実施機能には担当初期の貢献目的が高い村幹部の選挙と社会保障の対応意識の向上等、代弁機能には退職後の保障体制の整備と土地紛争の調停意識の向上等、危機介入機能には経験が積んでいる村幹部と経験が浅い村幹部の間でのスーパービジョンと調停仕事の困難さの軽減等、生活基盤整備機能には環境・組織の整備意識の向上と村財源・人材・権限の充実等、日常生活支援機能には家庭紛争の調停意識の向上と緊急時の対応意識の向上等、が求められることが検証された。

本論では、研究目的としていなかったが、調査によって明らかになった村幹部の支援困難性（調停仕事の困難さ、高齢者のサービスの不利用、村幹部の担い手・保障の不足）と今後の期待（高齢者の自立、施設・サービスの整備、財源・人材・権限の充実、法律の具体化・改正）から、高齢者とともに支援者である村幹部に対する支援も重要であると考えられる。今後は、この点を新たな課題とする。

第2節 今後の課題

今後の課題について以下の6点が考えられる。

第 1 に、「中国統計年鑑 2016 年」の統計によれば、2015 年末、江蘇省では郷鎮レベル行政区画の数は 1281 か所で、そのうち、農村部の郷・鎮は 839 か所である。調査地域である A 鎮はその中の 1 つであるため、本論の調査結果は江蘇省および全国農村部における村幹部による農村部高齢者への支援実態を表現することに限界がある。今後、研究結果を一般化するために中国の多くの農村部地域で実証研究を行なうことが必要である。

第 2 に、村幹部による農村部高齢者への支援は高齢者が抱えている支援ニーズの把握から出発すると考えられる。本論では、文献研究を通して農村部高齢者が抱えている多様な課題を明らかにしたが、中国の農村部地域は非常に広く、地域の格差があるため、文献研究の結果を用いて本論の調査地域の農村部高齢者の支援ニーズの特徴を表すことに限界がある。今後、文献研究をふまえ、調査地域の農村部高齢者が抱えている課題に関する実証研究が求められる。

第 3 に、質問紙調査の設定において、本論の質問紙調査では村幹部の担当初期の目的とやる気による高齢者支援への影響を検証するという目的を考慮し、村幹部担当初期の目的とやる気を尋ねたが、調査現時点での目的およびやる気、仕事の満足度などの内容を尋ねることができなかった。今後、村幹部の担当初期の意図・意欲を加えて、現在の満足度より焦点をあてて質問紙を設定することが必要である。

第 4 に、本論では村幹部の広範にわたる支援に着目している。そのため、農村部高齢者を対象別（「空巢老人」失能老人、独居老人、地域分散扶養五保老人、貧困な高齢者など）の具体的な支援プロセスを明らかにすることができなかった。今後、農村部高齢者を対象別に研究することと、具体的な支援プロセスを明確化にすること、地域における困難事例などを検討すること、など村幹部の実践的な研究が求められる。

第 5 に、本論では村幹部からみた支援に焦点をあてており、利用者側からみた支援についての検討は行っていない。また、利用者側である農村部高齢者の農村コミュニティサービスに対する評価あるいは満足度の先行研究は極めて少ない。今後、村幹部が多く行なっている支援に対して本人・家族、村幹部の双方向からの評価が求められる。

第 6 に、本論では中国農村部の地域リーダーに焦点をあてて研究を進めたが、中国国内でほかの農村部の村民委員会と都市部の居民委員会（社区）における地域リーダーの比較研究が必要である。また、日本を含む国外の諸国の農村部の地域リーダーとの比較の視点を設けることも課題である。

謝 辞

博士論文の執筆にあたり、ご指導いただいた先生方をはじめ、協力していただいた皆様に心より厚く厚く感謝申し上げます。

主指導教授の野村豊子先生には、修士課程の時代を含めると8年間ご指導いただいた。博士論文のテーマ決定の段階から執筆指導にいたるまで、たいへん熱心なご指導をいただくともに、温かく見守っていただきました。また、数多くの研究と勉強の機会を提供していただき、研究者としての基礎を一から学ばせていただくことができました。先生のもとで8年間学ばせていただいたことは、筆者にとってかけがえのない財産となりました。ここでは書ききれないぐらいの感謝の気持ちでいっぱいです。

副指導教授の志村健一先生には、本論文の質的分析を中心に丁寧なご指導をしていただきました。また、論文の整合性を確認していただき、たくさんのご示唆をいただきました。心より感謝いたします。

同じく副指導教授の稲沢公一先生には、本論文の量的調査の分析を中心に丁寧なご指導をしていただきました。また、質的調査と量的調査の整合性を確認していただきました。心より感謝いたします。

お忙しいところ学外審査委員を引き受けてくださった日本女子大学の沈潔先生にも感謝申し上げます。沈潔先生には、筆者の研究テーマ、研究意義について肯定的に評価していただきました。また、中国農村部の歴史的背景や社会保障・社会福祉の理論的枠組みなどについて、たくさんのご示唆をいただき、本論文の学術性および論理性を高めていただきました。深く深く感謝申し上げます。

また、退職した佐藤豊道先生、小林良二先生にも、数多くのご指導とご助言をいただいたことに感謝申し上げます。その他にも、東洋大学大学院福祉社会デザイン研究科社会福祉学専攻の先生方にも、中間報告会などを通じて数多くのご指導をいただいたことに感謝申し上げます。

本論の第3、4章の調査にご協力いただいたA鎮政府の役員喬栄華氏と民政弁の役員の皆様、インタビュー調査にご協力いただいた6名の村幹部、また質問紙調査にご協力いただいたA鎮の村幹部の皆様に厚くお礼申し上げます。

私の研究にご助言や日本語の修正をしていただいた上西一貴氏，山口友佑氏，野崎瑞樹氏，山下浩紀氏，荻野剛史氏などの学友の皆様にも感謝を申し上げます。

最後に，本論をまとめるにあたり，育児のために中国から来日していただいた父母，深夜の育児を手伝ってくれた夫，誕生して元気で成長している娘にも感謝をいたします。

引用文献

日本語の引用文献

- 陳 夏晗 (2014) 「国家による宗親会への管理と利用—1990年代以降における福建省南部の政府の宗親会政策から考える—」『総研大文化科学研究』10, 137-154.
- 郭 芳 (2011) 「中国農村地域における高齢者福祉施設に関する一考察—山東省 J 市の事例を通して—」『評論・社会科学』97, 59-79.
- 郭 芳 (2014) 『中国農村地域における高齢者福祉サービス—小規模多機能ケアの構築に向けて—』明石書店.
- 郭 莉莉 (2015) 「中国農村高齢者の養老問題—都市近郊の『失地農民』に焦点をあてて—」『21世紀東アジア社会学』7, 146-163.
- 池上彰英 (2009) 「第1部中国農村改革の展開とその実態第1章農業問題の転換と農業保護政策の展開」『中国農村改革と農業産業化（現代中国分析シリーズ3）, 27-61.
- 川喜田二郎 (1986) 『KJ法—渾沌をして語らしめる—』中央公論社.
- 江 秋鳳 (2011) 「現代中国農村における出稼ぎ農民留守家族の生活実態と意識変化：山東省鄆城縣南趙樓郷の事例を中心に」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』5 (1), 107-121.
- 小林熙直 (2004) 「中国農村の税費改革」『アジア研究所紀要』31, 207-230.
- 口村 淳 (2010) 「日本における高齢者ショートステイに関する研究の動向」『評論・社会科学』90, 99-151.
- 李 鳳月 (2010) 「中国における社会福祉の地域格差—省間福祉支出の比較から—」『広島大学経済学研究』27, 61-73.
- 劉 燦 (2010) 『現代中国農村の高齢者と福祉』日本僑報社.
- 南 裕子 (2011) 「中国の都市と農村における『社区建設』：中国におけるコミュニティ形成の文脈」『法學研究：法律・政治・社会』84 (6), 413-439.
- 宮尾恵美 (2011) 「中国村民委員会組織法の改正」『外国の立法』247, 111-131.
- 轟 海松 (2014) 「中国農村部人口の流出に従う高齢者の養老生活への影響に関する研究—湖南省の社会学的実証調査に基づく—」『共生社会システム研究』8 (1), 65-87.
- 岡田太造 (1990) 「家庭における老人扶養の問題について（中国の現状）」『海外社会保障情報』95, 33-42.

- 佐藤廉也・賈 瑞晨・松永光平・縄田浩志 (2012) 「退耕還林から 10 年を経た中国・黄土高原農村—世帯経済の現況と地域差—」『比較社会文化:九州大学大学院比較社会文化学術紀要』18, 55-70.
- 沈 潔 (2007) 「高齢者介護の社会化と在宅サービスの充実」沈 潔編著『中華圏の高齢者福祉と介護—中国・香港・台湾—』ミネルヴァ書房.
- 沈 潔 (2016) 「序章 ポスト改革期の中国社会保障」沈 潔・澤田ゆかり編著『ポスト改革期の中国社会保障はどうなるのか—選別主義から普遍主義への転換の中で—』ミネルヴァ書房.
- 城本るみ (2009) 「〈翻訳〉中国の高齢者概況:『中国城郷老年人口状況一次性抽様調査数据分析』から」『人文社会論叢・社会科学篇』21, 199-222.
- 王 文亮 (2010) 「中国の農村部における公的型農村合作医療保険制度の展開に関する考察」『金城学院大学論集』(社会科学編) 6 (2), 25-47.
- 王 艶莉 (2010) 「中国農村部における社会保障の課題および解決策」『保険学雑誌』610, 37-56.
- 于 建嵘 (=2012, 徐 一睿訳・寺出道雄監修) 『移行期における中国郷村政治構造の変遷—岳村政治—』日本僑報社.
- 座間紘一 (2010) 「中国における『社会主義新農村建設』と『農村総合改革』」『桜美林論考・桜美林エコノミックス』1, 89-107.
- 張 継元 (2016) 「第 8 章 ポスト改革期における農村社会保障の激変—政策立案・執行過程を中心に—」沈 潔・澤田ゆかり編著『ポスト改革期の中国社会保障はどうなるのか—選別主義から普遍主義への転換の中で—』ミネルヴァ書房.
- 張 萍 (2009) 「中国における高齢者虐待の問題 (1) —とくに、その定義について—」『佛教大学社会学部論集』49, 1-14.
- 張 萍 (2012) 「中国における高齢者虐待の問題 (2) —その実態を中心に—」『佛教大学社会学部論集』55, 19-37.
- 張 萍・張 琢 (2015) 「20 世紀以降の中国の農村における社会変動に関する研究 (上)」『佛教大学社会学部論集』60, 77-95.
- 趙 宏偉 (2004) 「中国の『農村税费改革』と政治体制—政治文明論からのアプローチ—」『中国研究月報』58 (2), 5-20.
- 周 平 (2008) 「中国における戸籍管理制度とその改革—「農民工」問題に関連して—」『東

アジア研究』6, 57-79.

中国語の引用文献

- 安 俊美・邱 成岭・張 大勇 (2011)「社会転型期農村老年人精神養老問題的政策思考」『内蒙古農業大学学報 (社会科学版)』13 (4) 内蒙古農業大学, 41-44.
- 陳 超群・林 梅・王 瑩潔 (2008)「新農村老年人的生活狀況及其生活滿意度的調查」『中外医療』33 衛生部医院管理研究所, 二十一世紀聯合創新 (北京) 医葯科学研究院, 96.
- 陳 曉・盧 東寧 (2016)「農村老年人養老問題研究」『經營管理者』8 (中期) 四川省企業聯合会, 89.
- 陳 涌 (2001)「村組織的機能定位, 現狀及其完改善」『唯實』2 中共江蘇省党校, 39-42.
- 陳 永刚・卒 偉 (2010)「村幹部は代表誰?—應然視域下村幹部角色与行為的研究—」『蘭州学刊』12 蘭州市社会科学院, 蘭州市社会科学界聯合会, 69-72.
- 陳 玥・鄭 艷 (2012)「貧困農村老年人生活質量狀況及改善对策—以昭通市彝良県兩河郷為例—」『雲南農業大学学報』6 (1) 雲南農業大学, 14-19.
- 陳 志斌・起 建凌 (2014)「農村互助養老模式探討—以邢台県互助幸福院為例—」『当代經濟』17 湖北省經濟幹部管理学院, 28-29.
- 國務院農村綜合改革工作小組弁公室 (2011)『農村綜合改革研究報告』中国財政經濟出版社.
- 杜 小三 (2014)「関与新形勢下農村養老問題の幾点思考」『中共樂山市委党校学報 (新論)』16 (6) 中共樂山市委党校, 91-93.
- 馮 石崗・楊 賽 (2013)「人民公社時期鄉村治理模式透析」『瀋陽大学学報 (社会科学版)』15 (5) 瀋陽大学, 655-659.
- 馮 思遠・張 毅 (2013)「農村老齡人口養老問題研究—以陝西省咸陽市秦都区東南坊村為例—」『經濟視角』6 (下) 吉林大学, 118-119.
- 符 華平・顧 海 (2009)「我国農村最低生活保障制度的現狀, 問題及对策」『南京社会科学』1 南京市社会科学界聯合会, 中共南京市委党校, 南京日報社, 101-104.
- 高 国輝 (2009)「農村老年人社会保障存在的問題分析—以農村邢台為例—」『山東省農業管理幹部学院学報』23 (6) 山東省農業管理幹部学院, 9-10.
- 郭 斌 (2013)『村幹部工作行為規律及激励機制研究』經濟科学出版社.
- 郭 斌・寧 澤遠 (2011)「村幹部角色代理權重的実証分析—基於陝西省 M 県の 104 个村幹部的問卷調查—」『農村經濟』3 四川省農業經濟学会, 120-122.
- 郭 劍平 (2013)「我国農村最低生活保障制度的实施現狀与路径選択」『河南社会科学』21 (2)

- 河南省社会科学界聯合會, 77-79.
- 郝 亞明 (2008) 「困境與回歸：村委會的現狀與前景分析—以內蒙古K旗調查為例—」『內蒙古農業大學學報 (社會科學版)』4 內蒙古農業大學, 35-38.
- 何 泰昕 (2015) 「淺析農村留守老人及失地農民的養老問題」『商』科幻世界雜誌社 12, 79.
- 賀 雪峰·阿古智子 (2006) 「村幹部的動機機制與角色類型—兼談鄉村治理研究中的若干相關話題—」『學習與探索』164 黑龍江省社會科學院, 71-76.
- 侯 峰 (2010) 「南通市農村老年人生活現狀及對策思考」『江蘇老齡問題研究論文選集』江蘇省老年學學會, 104-111.
- 侯 雅倩·蔣 蒙蒙 (2011) 「淺析當前我國農村老年人養老問題」『商品與質量』11 中商科技信息研究所, 14.
- 黃 金花·吳 軍民 (2010) 「稅費改革以降農村五保供養制度的運作及其問題—以江西為例—」『江西師範大學學報 (哲學社會科學版)』43 (3) 江西師範大學, 114-121.
- 黃 俊輝·李 放 (2013) 「生活滿意度與養老院需求意願的影響研究—江蘇農村老年人的調查—」『南方人口』28 (1) 中山大學人口研究所, 28-38.
- 黃 顯官·朱 玲·彭 博文·呂 春 (2014) 「西部新型農村合作新型農村合作醫療保險現狀及對策研究—以四川省為例—」『醫學與法學』6 (2) 中國衛生法學會, 52-55.
- 黃 雪輝 (2010) 「關注當下中國老年人的生活現狀」『科技智囊』7 北京國際科技服務中心, 20-25.
- 胡 晶 (2013) 「探索農村居家養老新模式—以山西省陽曲縣侯村為例—」『山東省農業管理幹部學院學報』30 (3) 山東省農業管理幹部學院, 34-35.
- 賈 金榮·郝 金磊 (2010) 「基於聚類分析的中國農村養老區域劃分研究」『西北人口』31 (2) 甘肅省計生委, 蘭州大學, 甘肅省統計局, 甘肅省人口學會, 123-125.
- 金 志龍·楊 雪琴 (2013) 「甘肅省河西農村老年人生活現狀研究」『西北人口』34 (5) 蘭州大學·甘肅省計生委, 87-91.
- 梁 盛勝 (2007) 「試論家庭養老對農村老年人養老保障的作用」『新西部』10 陝西省社會科學院, 107, 111.
- 李 春根·賴 志桀 (2009) 「我國農村五保供養制度：回顧和評述」『瀋陽師範大學學報 (社會科學版)』33 (1) 瀋陽師範大學, 79-83.
- 李 德玉 (2008) 「中部地區農村老年人養老問題的現狀與對策」『經濟縱橫』2 吉林省社會科學院, 39-41.

- 李 勁 (2015)「荊州市新型農村合作醫療保險現狀, 存在問題及改革對策」『長江大學學報(自然科學版)』12 (9) 長江大學, 77-80.
- 李 娟 (2009)「我國農村醫療救助制度運行現狀及問題分析」『社會發展』5月(上半期)重慶市科學技術協會, 41, 39.
- 黎 民·賈 寧生 (2008)「中國農村醫療救助制度: 理論分析與現實考察」『中共青島市委黨校, 青島行政學院學報』5 中共青島市委黨校, 青島行政學院, 76-80.
- 李 沛露·馮 顯威 (2009)「我國農村醫療救助制度的現狀, 問題與對策」『中國衛生事業管理』8 四川省衛生廳, 534-536.
- 李 瑞德 (2007)「一項關於農村五保供養制度的實證研究—以閩北地區為例—」『市場與人口分析』13 (1) 北京大學, 63-72.
- 劉 會強 (2014)「農村老年人精神文化生活現狀的調查及思考—以河南虞城縣為例—」『產業與科技論壇』13 (16) 河北省社會科學院財貿經濟研究所, 124-126.
- 劉 景岐·王 近祿 (2006)「千陽縣農村老年人生活現狀的調查」『中國老年學學會 2006 年老年學學術高峰論壇論文集』中國老年學學會 2006 年老年學學術高峰論壇, 165.
- 劉 瑞紅 (2015)「建國初期農民協會初探」『江漢論壇』3 湖北省社會科學院, 115-118.
- 劉 頌 (2015)「江蘇農村老年人生活狀況及服務需求調查」『人口與社會』31 (2) 南京郵電大學, 64-73.
- 劉 偉紅·張 敏 (2014)『社會轉型時期村幹部領導力問題研究』山東人民出版社.
- 劉 文君 (2012)「我國農村老年人養老問題及對策探究—以青島市農村為例—」(修論).
- 劉 文仕 (2012)「老有所養 民生大計—山陽縣農村老年人生活現狀與養老事業發展的思考—」『陝西老年學通訊』2 陝西老年學學會, 30-33.
- 劉 武芳·王 新文 (2007)「“零賦稅時代”村委會的職能轉換探析」『中共山西省委黨校直分校學報』1 中共山西省委黨校, 23-25.
- 劉 燕舞 (2016)「農村家庭養老之殤—農村老年人自殺的視角—」『武漢大學學報(人文科學版)』69 (4) 武漢大學, 13-16.
- 柳 拯 (2005)「我國農村醫療救助現狀, 問題與對策」『長沙民政職業技術學院學報』12 (3) 長沙民政職業技術學院, 1-5.
- 劉 智忠·劉 紅纓 (2003)「村官難當, 村官難選—對四川百個鄉鎮百名村主任的調查報告—」『四川省情』四川省統計科學研究所 10, 37-38.
- 李 偉南 (2009)「村委會服務效能研究」『武漢科技大學學報(社會科學版)』11 (3) 武漢科

- 技大学, 31-39.
- 李志軍 (2011)「村幹部“謀利型代理人”角色及其行為邏輯—以西北龍村退耕還林(還草)事件為例—」『古今農業』3 全國農業展覽館, 27-36.
- 李志軍 (2012)「制度變遷與村幹部角色演變」『廣東石油化工學院學報』22 (5) 廣東石油化工學院, 8-11.
- 魯可榮·金菁 (2015)「農村居家養老何以可行及可持續—基於浙江『金東模式』的實證分析—」『中國農業大學學報(社會科學版)』6 中國農業大學, 1-11.
- 羅俊峰 (2008)「城鎮化進程中失地農民的養老問題探討」『山西科技』2 山西省科學技術庁, 98-99.
- 羅秀蘭 (2001)「關於村民委員會職能問題的調查與研究」『湖南公安高等專科學校學報』13 (5) 湖南公安高等專科學校, 15-18.
- 馬斌 (2001)「農村社會新型農村社會養老保險的現狀, 問題及對策」『中國農村經濟』8 中國社會科學院農村發展研究所, 55-60.
- 馬俠 (2008)「新型農村合作醫療保險現狀及對策」『現代經濟信息』16 黑龍江省企業管理協會, 80, 41.
- 孟丹 (2016)「河北省農村社區互助式養老模式研究—以肥鄉“互助幸福院”為例—」『時代金融』12 (中旬刊) 中國『時代金融』雜誌社, 335, 340.
- 苗紀良 (2016)「以需求為本的農村老年人養老問題的社會工作介入研究」『決策與信息』12 (上旬) 中國武漢決策信息研究開發中心, 86-89.
- 寧澤達 (2011)『中國村幹部激勵機制研究』經濟科學出版社.
- 攀金娥·劉建坤 (2007)「農村老年人生活現狀研究」『吉林廣播電視大學學報』2 吉林廣播電視大學, 16-25.
- 錢炳根·郝彥宏 (2005)「農村老年人生活現狀與所思所盼」『調研世界』12 中國統計學會, 27-28.
- 祁麟·李紅·竇孟朔 (2014)「農村新型互助養老模式探析—以河北省平鄉縣幸福院為例—」『邢台學院學報』29 (1) 邢台學院, 15-18.
- 秦敏 (2014)「欠發達地區農村老年人社會參與研究—以安康市旬陽縣七里村為例—」『榆林學院學報』24 (2) 榆林學院, 21-25.
- 邵德興 (2013)「農村居家養老服務供給模式研究—以杭州市為例—」『中共寧波市委黨校學報』2 寧波市委黨校, 寧波市行政學院, 寧波市社會主義學院, 58-63.

- 申 靜·陳 靜 (2001)「村庄的“弱監護人”：对村幹部角色的大衆視角分析—以魯南地区農村实地調查為例—」『中国農村觀察』5 中国社会科学院發展研究所, 53-62.
- 沈 延生 (1998)「村政的興衰与重建」『戰略与管理』6 中国戰略与管理研究会, 1-34.
- 石 宏偉·王 垚 (2006)「我国農村社会新型農村社会養老保險制度的現狀分析和理性思考」『安徽農業科学』34 (22) 安徽省農業科学院, 5971-5972, 6008.
- 舒 建国·卓 永棟 (2014)「農村老年人精神文化生活現狀調查与思考—以山東臨沂市一鎮八村為例—」『農村經濟与科技』25 (1)『農村經濟与科技』雜誌社, 湖北省農業科学院, 126-129.
- 宋 宝安 (2016)「農村失能老人生活樣態与養老服務選择意願研究—基於東北農村的調查—」『蘭州學刊』2 蘭州市社科院, 蘭州市社科聯, 137-143.
- 宋 明達 (2009)「農村醫療救助制度現狀的分析及建議」『商場現代化』10 月 (上旬刊) 中商科學技術信息研究所, 96-97.
- 宋 士雲 (2007)「中国農村五保供養制度的變遷」『当代中国史研究』14 (1) 当代中国研究所, 93-101, 128.
- 孫 愛琳 (2003)「中国新型農村合作醫療保險：現狀分析与对策構想」『江西財經大學學報』2 江西財經大學, 36-39.
- 孫 萍·苗 振国 (2003)「我国村民自治的角色分析」『瀋陽農業大學學報 (社会科学版)』5 (4) 瀋陽農業大學, 286-289.
- 孫 文基 (2006)「江蘇農村最低生活保障制度的現狀, 問題与完善对策」『蘇州大學學報 (哲学社会科学版)』2 蘇州大學, 48-50.
- 孫 文中·趙 文龍 (2007)「我国農村醫療救助政策的現狀及問題分析—以Q市為例—」『福建論壇』4, 福建社会科学院, 96-100.
- 孫 秀林 (2009)「村庄民主, 村幹部角色及其行為模式」『社会』29 (1) 上海大學, 66-88.
- 蘇 亞紅 (2010)「農村老年人当前的生活現狀分析及完善对策」『新西部』2 陝西省社会学院, 14.
- 唐 明勇 (2005)「試論建国初期的農民協會」『中共党史研究』1 中共中央党史研究室, 51-61.
- 唐 青專 (2010)「農村幹部隊伍管理問題与对策研究」『科技創新導報』20 中国宇航出版社, 北京合作創新國際科技服務中心, 201, 203.
- 唐 雄英 (2011)「經濟欠發達地区農村老年人生活現狀研究—基于湖南邵陽縣的實証研究—」

- 『企業家天地』1 湖南省社会科学院, 17-18.
- 唐 亜武·胡 金·徐 斌林 (2011) 「当前農村最低生活保障制度實施的現狀与問題及完善对策」『科技創業月刊』10 湖北省科技信息研究所, 86-87.
- 國務院農村綜合改革工作小組弁公室編 (2011) 『農村綜合改革研究報告』中国財政經濟出版社.
- 田 華 (2006) 「農村社区公共服務: 供給方式与責任帰属」『広西社会科学』11 広西社会科学界聯合会, 169-171.
- 王 德澤 (2014) 「探索農村養老服務的新途徑—関与榆林市開展隣里互助養老服務工作的調查報告—」『決策諮詢』5 四川省科技顧問団弁公室, 37-41.
- 王 桀 (2009) 「浅析当前農村老年人養老問題」『改革与開放』3 南京出版社, 7.
- 王 俊文·楊 文 (2014) 「我国貧困地区農村養老服務需求若干問題探討—以江西贛南 A 市為例—」『湖南社会科学』5 湖南省社会科学界聯合会, 61-65.
- 王 潤華 (2011) 「我国農村社会救助体系的現狀, 問題与对策探討」『広東農業科学』3 広東省農業科学院, 華南農業大学, 190-193.
- 王 世仁·馬 潤堂 (2011) 「農村老年生活現狀及建議」『陝西老年学通訊』4 子洲県老年学学会, 59-60.
- 王 思斌 (1991) 「村幹部的辺際地位与行為分析」『社会学研究』4 中国社会科学院社会学研究所, 46-51.
- 王 先菊·司 建平 (2007) 「農村最低生活保障制度現狀分析」『農業經濟与科技』6 『農業經濟与科技』雜誌社, 湖北省農業科学院, 27-28.
- 王 雪威·郭 偉 (2015) 「康保建設農村互助幸福院集中養老—解決農村空巢化, 人口老齡化難題—」『河北日報』10 月 29 日第 009 版.
- 王 義保·張 亜麗 (2012) 「当前農村老年人的養老問題与化解途徑—以江蘇省楊集村為例—」『河北經貿大学学報 (綜合板)』12 (3) 河北經貿大学, 54-56.
- 王 征兵 (2006) 「村幹部考核体系創新研究」『西北農林科技大学学報 (社会科学版)』4 西北農林科技大学, 1-4.
- 王 征兵·甫 永民 (2009) 『村幹部職務行為研究』中国農業出版社.
- 万 其剛·李 曉霞 (2011) 「新中国鄉級政權的演進」『中国人大』19 全国人大常委会弁公庁, 52-55.
- 魏 紅敏 (2015) 「城鎮一体化過程中農民養老問題研究」『中小企業管理与科技』1 河北省中

- 小企業服務中心, 155-156.
- 伍 小蘭 (2009) 「農村老年人精神文化生活的現狀分析和政策思考」『人口与發展』15 (4) 北京大學, 70-75.
- 吳 毅 (2001) 「“双重角色”, “經紀模式”与“守夜人”和“撞鐘者”——来自田野的學術札記一」『開放時代』12 廣州市社會科學院, 114-117.
- 吳 玉剛 (2015) 「1949 年以來我國農村權力結構變遷問題考論」『理論導刊』1 中共陝西省委黨校, 66-70.
- 項 繼權 (2005) 「論我國鄉鎮規模擴大化及其限度」『開放時代』5 廣州市社會科學院, 135-150.
- 項 繼權·羅 峰·許 遠旺 (2006) 「構建新型農村公共服務體系——湖北省鄉鎮事業單位改革調查與研究一」『華中師範大學學報 (人文社會科學版)』45 (5) 華中師範大學, 2-11.
- 夏 園潔 (2013) 「老年人情感生活現狀調查及對策——以溆浦縣為例一」『當代教育理論與實踐』5 (3) 湖南科技大學, 127-129.
- 邢 學敏·任 穎桅·劉 用娜 (2008) 「農村老年人生活狀況的調查與思考——以膠南市 Z 村為個案一」『社會工作』2 (下) 江西省民政廳, 52-54.
- 許 馳 (2007) 「農村勞動力外流對農村家庭養老的影響分析」『職業圈』4 中國工人報刊協會, 中國工人出版社, 74-76.
- 徐 春利 (2008) 「吉林省農村老年人生活狀況的調查與思考」『邊疆經濟與文化』11 黑龍江邊疆經濟學會, 黑龍江省高師師資培訓中心, 52-53.
- 徐 婉心 (2015) 「我國農村最低生活保障制度現狀及改進對策」『陝西農業科學』61 (6) 西北農林科技大學, 104-106.
- 徐 勇 (1997) 「村幹部的双重角色: 代理人與當家人」『二十一世紀』42 香港中文大學中國文化研究所, 151-158.
- 徐 志宏 (2014) 「失地農民養老問題研究」『現代經濟信息』22 黑龍江省企業管理協會, 91.
- 楊 炳瓏 (2009) 「農村社區建設工作形成全面推進態勢——全國農村社區建設實驗工作經驗交流會側記一」『鄉鎮論壇』1 中國人民共和國民政部, 6-11.
- 楊 冬雪 (2015) 「新型城鎮化進程中農村老年人文化建設研究」『領導化科學論壇』6 (上) 湖北長江報刊傳媒 (集團) 有權公司, 武昌理工學院, 湖北省行政管理學會, 湖北省現代領導科學研究會, 14-16.
- 楊 雲霞 (2007) 「村委會在新農村建設中的角色定位」『中共石家莊市委黨校學報』9 (7),

- 中共石家庄市委党校, 石家庄行政学院, 石家庄市社会主义学院, 30, 39.
- 于 丹丹·曹 月婷·钱 巧霞·江 秀玲·熊 黎明·方 雲·毛 偉·蘇 普玉 (2012)
「安徽農村老年人生活狀況調查」『中国老年学雜誌』32 中国老年学会, 575-577.
- 樂 瑶 (2016)「河北省鑽石公益基金会召開“農村空巢養老兩会提案檢討会”“互助幸福院”
開啓抱团養老新模式」『中国社会組織』6 中国社会組織促進会, 46-47.
- 于 向輝·李 素枝 (2010)「農村最低生活保障制度的現狀与完善」『農村經濟』5 四川省農
業經濟学会, 36-37.
- 余 秀江·黄 颖·王 宣喻 (2008)「村幹部工作動力源的个体差異:以広東為例」『經濟問
題探索』7 雲南財貿学院, 38-42.
- 余 振平 (2014)「淺談新型農村老年人養老問題及对策」『消費導刊』12 中国輕工業联合会,
12.
- 曾 祥明·何 慧·何 芳 (2008)「“五句話”話農村老年生活現狀及其保障」『中国集体經
濟』9 中華全国手工業合作總社, 191-192.
- 張 翠雲·王 裕明 (2009)「失地農民養老問題思考」『勞働保障世界』11 吉林省人力資源和
社会保障宣伝中心, 23-25.
- 張 堯恒 (2007)「都市化背景下失地農民養老問題探討」『安徽農学通報』13 (7) 安徽省農
学会, 19-20.
- 張 国平 (2014)「農村老年人居家養老服務的需求及其影響因素分析—基於江蘇省的社会調
查—」『人口与發展』20 (2) 北京大学, 95-101.
- 張 金海 (2016)「村幹部在維護農村社会治安中的作用探析」『湖南警察学院学報』28 (4)
湖南警察学院, 15-22.
- 張 菊英·高 霞·楊 洋·劉 毅·馬 驍 (2009)「我国農村医療救助的現狀研究」『現代
預防医学』36 (2) 中華預防医学学会, 四川大学華西公共衛生学院, 252-254.
- 張 軻 (2015)「農村老年人生活問題探析及社区社会工作方法的介入—以河南省樓張村為
例—」『世紀橋』5 中共黑龍江省委党史研究室, 85-86.
- 張 坤·王 征兵 (2006)「我国村幹部隊伍建設中存在問題及对策淺析」『陝西農業科学』1
西北農林科技大学, 90-91.
- 張 麗 (2016)「我国農村老年人贍養問題探研」『遼寧師專学報 (社会科学版)』3 遼寧省教
育厅, 36-37, 113.
- 張 麗 (2016)「農村老年居民健康狀況与影響因素分析—基於江蘇地区的調查研究—」『公共

- 管理』11 江蘇省惠隆資產管理有限公司, 147-148, 137.
- 張立波 (2010) 「農村最低生活保障制度的現狀分析与前景展望」『勞働保障世界』1 吉林省社会保險公司, 31-34.
- 張麗琴 (2010) 「村幹部調查: 村委会實施職能透視—来自湖北的經驗与啓示—」『西北農林科技大学学報 (社会科学版)』10 (6) 西北農林科技大学, 24-29.
- 張榮举 (2014) 「慈善助老開先河 農村養老譜新篇—河南省武陟县慈善幸福院建設紀实—」『社会福利』6 民政部訓練中心: 北京社会管理職業学院, 22-23, 2, 65-66.
- 張曉燕 (2013) 「失地農民養老問題調查—以西寧市城東区 N 鎮為例—」『青海師範大学学報 (哲学社会科学版)』35 (3) 青海師範大学, 41-45.
- 張艷娥 (2012) 「陝北農村老年人『新問題』探析」『三農問題』7 (1) 中共広西区委党史研究室, 56-57.
- 張葉平·何勁韜·王安富 (2014) 「村幹部工作動機研究」『首都經濟貿易大学学報』2 首都經濟貿易大学, 36-43.
- 張一平·尚紅娟 (2010) 「權威, 秩序与治理轉型—建国初期蘇南農村基層政權述論—」『江南大学学報 (人文社会科学版)』9 (1) 江南大学, 71-77.
- 張玉春 (2013) 「对永仁县宜就鎮農村養老工作的思考」『經營管理者』20 四川省企業聯合会, 38.
- 趙慧珠 (2008) 「農村最低生活保障制度的現狀及問題」『中共浙江省委党校学報』5 中共浙江省委党校, 浙江行政学院, 54-59.
- 趙爽 (2010) 「中国農村老年人養老問題研究」『科技信息』8 山東省技術開發服務中心, 41.
- 鄭功成 (2011) 「中国社会福利改革与發展戰略: 從照顧弱者至普惠全民」『中国人民大学学報』2 中国人民大学, 47-60.
- 鄭功成 (2014) 「中国社会保障演進的歷史邏輯」『中国人民大学学報』1 中国人民大学, 2-12.
- 周祖竣·陳煩 (2012) 「農村老年人養老問題理論認識与現狀的矛盾研究—以湖南某村庄為例—」『安徽農業科学』40 (6) 安徽省農業科学院, 3646-3648, 3717.
- 朱明芬 (2005) 「浙江省農村最低生活保障制度的現狀分析与思考」『中国杭州市委党校学報』4 中国杭州市委党校, 83-87.

参考文献

- 賀雪峰 (2010) 「論農村基層組織的構造与功能」『天津行政学院学報』12 (6) 天津行政学院,

45-61.

江 燕(2009)「新中国農村基層政權初創時期的歷史考察」『当代中国史研究』16(4)当代中国研究所, 26-32.

古谷野 亘(1988)『数学が苦手な人のための多変量解析ガイド』川島書店.

柳 成焱(2006)「略論我国農村基層行政区画的組織構造与其歷史變遷」『貴州大学学报(社会科学版)』24(6) 貴州大学, 76-81.

李 宇峰(2007)「村幹部角色定位的歷史演進」『内蒙古農業大学学报(社会科学版)』6, 内蒙古農業大学, 46-48.

小塩真司(2011)『SPSS と Amos による心理・調査データ解析(第2版) — 因子分析・郷分散構造分析まで —』東京図書.

佐藤慎一郎(1961)「中国農業の社会主義改造における所有制の变革(一)」『アジア研究』7(4), 1-30.

万 其剛・李 曉霞(2011)「新中国成立以来郷級政權建設的沿革与發展」

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/rdlr/rdjs/2011-10/12/content_1674664.htm

(2017. 12. 21 閱覽)

張 健(2008)「中国社会歷史變遷中的郷村治理研究」(博士論文).

張 麗琴(2009)「村委会職能改革研究—立法分析与实践考察—」(博士論文).

URL

江蘇省統計局(2017)「收入實現新跨越 生活邁上新台階」

http://www.jssb.gov.cn/tjxxgk/xwyfb/tjxwfb/201709/t20170929_311265.html (2017.

12. 26 閱覽)

中央人民政府委員會(1950)「中華人民共和國土地改革法」

[https://zh.wikisource.org/zh-](https://zh.wikisource.org/zh-hans/%E4%B8%AD%E8%8F%AF%E4%BA%BA%E6%B0%91%E5%85%B1%E5%92%8C%E5%9C%8B%E5%9C%9F%E5%9C%B0%E6%94%B9%E9%9D%A9%E6%B3%95)

[hans/%E4%B8%AD%E8%8F%AF%E4%BA%BA%E6%B0%91%E5%85%B1%E5%92%8C%E5%9C%8B%E5%9C%9F%E5%9C%B0%E6%94%B9%E9%9D%A9%E6%B3%95](https://zh.wikisource.org/zh-hans/%E4%B8%AD%E8%8F%AF%E4%BA%BA%E6%B0%91%E5%85%B1%E5%92%8C%E5%9C%8B%E5%9C%9F%E5%9C%B0%E6%94%B9%E9%9D%A9%E6%B3%95) (2015. 9. 5 閱覽)

中国広播網(2014)「吉林省在全国首創農村居家養老服務大院新模式」

http://china.cnr.cn/ygxw/201410/t20141002_516542067.shtml (2017. 8. 12 閱覽)

戈 麗娜(2010)「吉林省老齡弁等六部門聯合發文全力推進省農村居家養老服務大院建設工作」

<http://www.cncaprc.gov.cn/contents/12/9454.html> (2017. 8. 12 閱覽)

- 国家体育总局 (2006) 「関与实施农民体育健身工程的意见」
http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=160222 (2017. 3. 18 閲覧)
- 中共中央办公厅·国务院 (2015) 「関与深入推进农村社区建设试点工作的指导意见」
http://news.xinhuanet.com/fortune/2015-05/31/c_1115463822_2.htm (2015. 9. 6 閲覧)
- 国务院办公厅 (2013) 「国务院関与加快发展养老服务业的若干意见」
http://www.gov.cn/zwggk/2013-09/13/content_2487704.htm (2017. 3. 21 閲覧)
- 国务院办公厅 (2016) 「全民科学素质行动计划纲要实施方案 (2016-2020 年)」
http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-03/14/content_5053247.htm (2017. 3. 24 閲覧)
- 上海市嘉定区民政局 「宅老所是农村老人养老的好去处—馬陸村級宅老所情况调查及思考建
議—」
https://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=4&ved=0ahUKEwiuwLOEstHVAhVLRwKHYdJDIoQFgg_MAM&url=http%3A%2F%2Fzyzx.mca.gov.cn%2Faccessory%2F2009331144042.doc&usg=AFQjCNFj0XpWHZj15QgR7GJTJJgEcqJ83Q (2017. 8. 12 閲覧)
- 李 璠 (2014) 「中国当代农村老年人养老现状与需求分析」
<http://www.cncaprc.gov.cn/contents/16/10505.html> (2017. 8. 5 閲覧)
- 民政部·卫生部·财政部 (2003) 「関与实施农村医疗救助的意见」
<http://yunnan.mca.gov.cn/article/mzgz/shjz/ncyljz/200912/20091200046518.shtml>
(2016. 5. 10 閲覧)
- 卫生部·财政部·农业部 (2003) 「関与建立新型农村合作医疗制度的意见」
http://www.gov.cn/zwggk/2005-08/12/content_21850.htm (2016. 5. 10 閲覧)
- 卫生部·国家发展改革委·民政部·财政部·农业部·国家食品药品监督管理局·国家中医药局 (2006)
「関与加快推进新型农村合作医疗试点工作的通知」
<http://www.moh.gov.cn/jws/s6476/200804/0d9c0506e38c49909f8b78e14b086ca0.shtml>
(2016. 5. 3 閲覧)
- 全国人民代表大会 (1982) 「中华人民共和国宪法」 1954 年
http://www.npc.gov.cn/wxzl/wxzl/2000-12/26/content_4264.htm (2015. 5. 1 閲覧)
- 全国人民代表大会 (1982) 「中华人民共和国宪法」 1982 年
http://www.npc.gov.cn/wxzl/wxzl/2000-12/06/content_4421.htm (2016. 10. 4 閲覧)
- 全国人民代表大会 (2004) 「中华人民共和国宪法」
http://www.gov.cn/gongbao/content/2004/content_62714.htm (2017. 8. 3 閲覧)

- 中華人民共和國國家統計局 (2014) 「中華人民共和國 2013 年國民經濟和社會發展統計公報」
http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/201402/t20140224_514970.html (2017. 4. 30 閱覽)
- 中華人民共和國國家統計局 (2016) 「中國統計年鑑」
<http://www.stats.gov.cn/tjsj/nds/2016/indexch.htm> (2017. 9. 21 閱覽)
- 中國共產黨全國代表大會 (2017) 「中國共產黨章程」
<http://www.12371.cn/special/zggcdzc/zggcdzcqw/> (2014. 8. 15 閱覽)
- 全國人民協商會議 (1949) 「中國人民政治協商會議共同綱領」 (全文)
<https://news.qq.com/a/20111116/000896.htm> (2017. 11. 25 閱覽)
- 國家衛生計生委・財務部 (2016) 「關於做好 2016 年新型農村合作醫療工作的通知」
http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201605/t20160506_1978682.htm
- 全國老齡工作委員會辦公室 (2010) 「中國人口老齡化發展趨勢預測研究報告」
<http://economic.free.fr/china/%D6%D0%B9%FA%C8%CB%BF%DA%CO%CF%C1%E4%BB%AF%B7%A2%D5%B9%C7%F7%CA%C6%D4%A4%B2%E2%D1%D0%BE%BF%B1%A8%B8%E6.pdf> (2017. 4. 30 閱覽)
- 全國老齡工作委員會辦公室 (2016) 「第四次中國城鄉老年人生活狀況抽樣調查成果」
<http://www.mca.gov.cn/article/zwgk/mzyw/201610/20161000001974.shtml> (2017. 5. 2 閱覽)
- 全國老齡委辦公室・發展改革委・教育部・民政部・勞動保障部・財政部・建設部・衛生部・人口計生委・稅務總局 (2008) 「關於全面推進居家養老服務工作的意見」
<http://web.hbuas.edu.cn/lgc/showart.asp?id=72> (2017. 3. 20 閱覽)
- 人民網 (2016) 「江蘇：確保至 2020 年 276 萬農村貧困人口全部脫貧」
<http://js.people.com.cn/n2/2016/1209/c360302-29437248.html> (2017. 12. 27 閱覽)
- 中共中央政治局 (2010) 「國家中長期教育改革和發展規劃綱要 (2010-2020 年)」
http://www.gov.cn/jrzq/2010-07/29/content_1667143.htm (2017. 3. 24 閱覽)
- 全國人大常委會 (1956) 「高級農業生產合作示範章程」
http://www.pkulaw.cn/fulltext_form.aspx?Db=chl&Gid=129486&EncodingName=
(2016. 5. 3 閱覽)
- 全國人大常委會 (1987) 「中華人民共和國村民委員會組織法 (試行)」
<https://zh.wikisource.org/wiki/%E4%B8%AD%E5%8D%8E%E4%BA%BA%E6%B0%91%E5%85%B1%E5%92%8C%E5%9B%BD%E6%9D%91%E6%B0%91%E5%A7%94%E5%91%98%E4%BC%9A%E7%BB%84%E7%BB%87%E6%B3%95%EF%BC%88%E8%AF%95%E8%A1%8C%EF%BC%89> (2015. 9. 5 閱覽)

- 全国人大常委会 (1995) 「中華人民共和国体育法」
http://www.lawyee.org/Act/Act_Display.asp?ChannelID=1010100&RID=27684
(2017. 3. 24 閱覽)
- 全国人大常委会 (1998) 「中華人民共和国村民委员会組織法 (改訂草案)」
http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2000-12/05/content_5004716.htm (2015. 9. 5 閱覽)
- 全国人大常委会 (2004) 「中華人民共和国土地管理法」
<http://www.lawtime.cn/info/fangdichan/tdztguanlif/20110609143800.html> (2017. 3. 24 閱覽)
- 全国人大常委会 (2005) 「全国人民代表大会常務委员会関与廢止《中華人民共和国農業税条例》的決定」
http://www.moa.gov.cn/zwllm/zcfg/flfg/200601/t20060120_539246.htm (2015. 11. 24 閱覽)
- 全国人大常委会 (2010) 「中華人民共和国人民調解法」
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2010-08/28/content_1593344.htm (2016. 2. 27 閱覽)
- 全国人大常委会 (2010) 「中華人民共和国村民委员会組織法」
http://www.jxdoftec.gov.cn/ztl_1/zwzt/pfzl/lwpl/year/201211/t20121116_248037.htm (2017. 3. 22 閱覽)
- 全国人大常委会 (2011) 「中華人民共和国婚姻法」
<http://www.66law.cn/tiaoli/1.aspx> (2017. 3. 18 閱覽)
- 全国人大常委会 (2013) 「中華人民共和国老年人權益保障法 (修訂草案)」
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfgz/flca/2012-07/06/content_1729109.htm
(2017. 3. 21 閱覽)
- 全国人大常委会 (2015) 「中華人民共和国反家庭暴力法」
http://news.xinhuanet.com/politics/2015-12/27/c_128571791.htm (2017. 3. 18 閱覽)
- 国家計委・民政部・労働部・人事部・衛生部・財政部・国家教委・全国総工会・全国婦聯・
全国老齡委 (1994) 「中国老齡工作七年發展綱要 (1994-2000)」
http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=59486 (2016. 5. 2 閱覽)
- 中共中央 (1961) 「農村人民公社工作条例(修正草案)」
<http://cpc.people.com.cn/GB/64184/64186/66668/4493484.html> (2013. 9. 4 閱覽)

政務院（1950）「農民協會組織通則」

<https://zh.wikisource.org/zh/%E5%86%9C%E6%B0%91%E5%8D%8F%E4%BC%9A%E7%BB%84%E7%BB%87%E9%80%9A%E5%88%99>（2015. 9. 5 閱覽）

國務院（1983）「關与実行政社分開建立鄉政府的通知」

<http://cpc.people.com.cn/GB/64184/64186/66701/4495412.html>（2014. 9. 5 閱覽）

國務院（1995）「全民健身計畫綱要」

<https://wenku.baidu.com/view/ab2a7d1a650e52ea5518986a.html?from=search###>
（2017. 3. 24 閱覽）

國務院（2006）「農村五保供養工作條例」

http://news.xinhuanet.com/politics/2006-01/26/content_4103902.htm（2016. 5. 10 閱覽）

國務院（2007）「國務院關与在全国建立農村最低生活保障制度的通知」

http://news.xinhuanet.com/newscenter/2007-08/13/content_6524280.htm（2016. 5. 10 閱覽）

國務院（2009）「國務院關与開展新型農村社会新型農村社会養老保險試点的指導意見」

http://sbc.changde.gov.cn/art/2009/11/30/art_8885_284114.html（2016. 5. 1 閱覽）

國務院（2011）「中国老齡事業發展『十二五』規計」

http://www.gov.cn/zwgg/2011-09/23/content_1954782.htm（2017. 3. 20 閱覽）

國務院（2011）「全民健身計畫（2011-2015年）」

http://www.gov.cn/gongbao/content/2011/content_1816012.htm（2017. 3. 18 閱覽）

國務院（2013）「關与加快發展養老服務業的若干意見」

http://www.gov.cn/zwgg/2013-09/13/content_2487704.htm（2017. 7. 12 閱覽）

國務院（2014）「中華人民共和國土地管理法實施條例」

<http://www.lawxp.com/Statute/s1754666.html>（2017. 3. 23 閱覽）

國務院（2014）「社会救助暫行弁法」

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfgz/2014-02/28/content_1832461.htm
（2017. 12. 24 閱覽）

國務院（2014）「國務院關与建立統一的城鄉居民基本養老保險制度的意見」

http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-02/26/content_8656.htm（2016. 12. 24 閱覽）

國務院（2017）「十三五国家老齡事業發展和養老体系建設規劃」

http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-03/06/content_5173930.htm (2017. 7. 12 閱覽)

吳 蓉·薛 柏華 (2016) 「叢『南雄模式』見農村養老如何破題」『韶關日報』2016年5月30日A4版

http://szb.sgrb.com/page/1/2016-05/30/A4/20160530A4_pdf.pdf (2016. 6. 1 閱覽)

項 仙君·李 業坤 (2016) 「農村居家養老的南雄實踐」『南方日報』2016年4月26日A12版

<http://www.old999.com/a/hangyedongtai/2016/0427/2360.html> (2017. 4. 5 閱覽)

左 建一·周 志華 (2009) 「寧波市農村居家養老服務的實踐與思考」

<https://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=2&ved=0ahUKEwix6e3ks9HVAhUMyrwKHQPhB6IQFggvMAE&url=http%3A%2F%2Fwww.nbmz.gov.cn%2FUploadFile%2Fidbig12093.doc&usg=AFQjCNFcQvSY-0qCc8YUWiD0iVXV41bE8Q> (2017. 8. 12 閱覽)

卷末資料

1. 文献検索の結果

研究テーマ	論文の著者と題目
需要と供給	霍 慧麗 (2010) 「農村社区養老服務研究—基於供需均衡視角—」 (修論)
	衛 俊棟 (2011) 「我国農村社区養老服務研究」 (修論)
	姚 文朱 (2012) 「城郊農村社区養老服務供求分析及对策研究」 (修論)
	彭 雪 (2013) 「農村社区養老服務現狀, 問題及对策研究—基於温江区的調研—」 (修論)
	張 化楠・方 金 (2015) 「農村社区養老服務供需狀況研究—以萊西市農村養老社区為例—」
	林 法志 (2015) 「藤橋鎮農村社区居家養老服務研究」 (修論)
	程 華 (2015) 「江西農村社区貧困老年人口居家養老服務研究—以吉安市為例—」 (修論)
	李 兆友・鄭 吉友 (2016) 「農村社区居家養老服務需求強度的實証分析—基於遼寧省 S 鎮農村老年人的問卷調查—」
	吳 凱熙 (2016) 「供需均衡視角下南安市農村社区居家養老服務研究」 (修論)
	李 紅艷 (2016) 「甘肅省瓜州縣農村社区養老服務研究」 (修論)
体系の構築	姚 虹 (2017) 「農村社区居家養老服務需要的区域及群体差異研究—以恩施市為例—」 (博論)
	祁 悦 (2017) 「中国農村社区養老服務供給与需求研究」 (修論)
	王 秀花 (2012) 「農村社区居家養老服務体系構築研究」 (修論)
	吳 伊峰 (2013) 「農村社区居家養老服務的模式研究—以温州市興北社区為例—」 (修論)
	王 歆 (2014) 「成都市農村社区養老服務体系研究—基於温江区的調研—」 (修論)
	王 曉垂 (2014) 「農村社区居家養老服務体系建設研究—基於市場視角—」 (博論)
	肖 成林 (2015) 「農村社区居家養老服務の体系研究」 (修論)
	易 李純・張 雲英 (2015) 「農村老年人社区服務体系建設研究—基於2000-2013年の国内文献—」
	閔 少婷 (2015) 「農村社区居家養老服務体系研究—以河北省保定市為例—」 (修論)
	盧 戰 (2016) 「边境地区農村社区養老服務体系構築研究—以広西寧明県 A 鎮為例—」 (修論)
現状, 課題および対策	陳 琰 (2016) 「農村社区養老服務模式研究—基於湖南省某县的調查—」 (修論)
	李 双江 (2016) 「新型農村社区養老服務模式研究」 (修論)
	房 鉄鑫 (2016) 「農村社区多元化養老服務体系建設研究」 (修論)
	楊 励 (2007) 「推行社区服務型居家養老模式, 逐步完善新農村社会化養老服務体系」
	劉 岩 (2008) 「順義区積極推進農村社区養老服務社会化工作」
	孫 雪 (2008) 「貴州省黔东南地区農村社区養老服務体系建立探討」
	新 華・王 丹・王 晶 (2011) 「結構功能主義視角下的農村空巢老人社区養老服務初探」
	新 華 (2013) 「居家養老服務後年覆蓋半過農村社区」
	王 秀花 (2014) 「農村社区居家養老服務長効發展機制研究—以山西省為例—」
	秦 川 (2014) 「新型農村社区養老服務建設現狀及对策分析」
モデル事業	何 嬌・徐 志花 (2015) 「西部山区農村養老服務存在的問題及对策研究—以重慶市培陵區馬鞍社区為例—」
	徐 偉 (2017) 「農村社区居家養老服務的發展困境与对策研究—基於江蘇 A 村的調查—」 (修論)
	劉 娜・李 汝兵 (2006) 「農村養老的主要形式与農村社区養老服務的異軍突起」
	劉 娜 (2007) 「中国農村社区養老服務研究」 (修論)
	陳 建英 (2010) 「上海農村新型社区養老服務模式研究—以嘉定区村級宅老所為例—」 (修論)
	甘 滿堂・邱 璋・吳 家玲 (2014) 「老年協會食堂与農村社区居家養老服務創新—以福建省南安市金山村為例—」
	黃 立嫻 (2015) 「農村社区互助型居家養老服務研究—以江蘇省 S 村為例—」 (修論)
	高 靈芝 (2015) 「農村社区養老服務施設定位和運營問題及对策」
	殷 旭 (2016) 「農村社区養老服務模式研究—以涇陽縣区為例—」 (修論)
	馮 曉娟 (2014) 「以社区照顧理念發展農村養老服務事業」
新たな供給方式および視点	張 壽・陳 曦 (2016) 「農村社区居家養老服務發展的國際視野及啓示」
	鄭 文煥 (2016) 「構築以基層社区組織為依託的農村養老服務体系—從制度整合和社会整合的角度—」
	李 兆友・鄭 吉友 (2016) 「我国農村社区居家養老服務協同供給探析」
	王 曉垂 (2017) 「農村社区居家養老服務之合作供給策略探究」
ソーシャルワーク	王 蕊權 (2014) 「貴州農村留守老人的養老之路—基於社区養老服務与社会工作介入視角的思考—」
	王 俊威 (2016) 「社会工作介入農村居家養老服務—以 C 社区為例—」
	郭 周仁 (2016) 「社会工作介入農村社区養老服務的研究—以湖北省黃梅縣 F 鎮為例—」 (修論)
サービス選択および影響要因	王 静 (2014) 「農村老人社区養老服務的選取及影響因素研究—基於江蘇省調查数据—」
	王 静 (2014) 「農村老人社区養老服務的選取及其影響因素分析—以江蘇省為例—」 (修論)
	劉 岩 (2015) 「社会資本对農村老人参与社区養老服務意願的影響研究」 (修論)
質の評価および満足度	易 李純・張 雲英 (2015) 「農村老年人对社区提供服務的滿意狀況分析—以長株潭為例—」
	俞 博 (2016) 「基於SERVQUAL模型下浙江省農村社区養老服務質量研究」
政府の機能	董 金鳳 (2016) 「鄒 平縣農村社区養老服務問題研究」
	胥 成鑫 (2016) 「農村社区養老服務中的政府職能研究」

2. 中国における農村部高齢者の社会参加のニーズと実態

ここでは、過去の実証研究から農村部高齢者の社会参加ニーズと社会参加の実態（具体的な内容、場所および組織、形式）を整理する。

(1) 農村部高齢者の社会参加ニーズ

農村部高齢者の社会参加ニーズを整理するために、活動形式、活動内容、活動頻度、の3つの枠組みにそって分析する。

第1に活動形式についてのニーズである。伍（2009：72）の調査によれば、「50.8%の農村部高齢者は自ら活動グループを立ち上げたいと考えている。また、61.4%の農村部高齢者は他者が設立した活動グループに参加したいと考えている」ことがわかっている。このことから、農村部高齢者は組織化された活動グループに参加したいと考える傾向がうかがえる。

第2に活動内容についてのニーズである。韓（2013：50）は「農村部高齢者が①娯楽活動（例えば、他者との交流、碁、釣り、ダンス、合唱など）、②体育活動、③学習的活動（例えば、書道やダンス、音楽、パソコンなどの学習グループ）、に対してニーズをもっている」と指摘している。秦（2014：23）の調査によれば、「農村部高齢者が最も望んでいる活動は健康に関する講座である。また、一部の農村部高齢者は村民を集めて、村内での映画上映を望んでいる」ことがわかっている。これらのことから、農村部高齢者は村内での映画上映を含む娯楽活動、体育活動、健康講座を含む学習的活動に対してニーズをもっていることがわかる。

第3に活動頻度についてのニーズである。舒ら（2014：126）の調査によれば、「月に1回活動を行なうことを期待している高齢者は33%、3か月に1回活動を行なうことを期待している高齢者は45%である」ことがわかっている。このことから、農村部高齢者は定期的な活動の開催を望んでいるといえる。

(2) 農村部高齢者の社会参加の具体的な内容

茆（2012：137）は日本における高齢者の社会活動性指標を就職、個人的活動、社会的活動、学習的活動、の4側面に分類した。これを参照し、就職を除外して中国農村部における高齢者の社会参加の具体的な内容を、個人的活動、社会的活動、学習的活動、の3つに分類する。先行研究より農村部高齢者の社会参加の具体的な内容を表7-1にまとめた。

第1に個人的活動の内容である。農村部高齢者の個人的活動は、テレビ・ラジオ、チャット、チェス、体育、演劇・映画、新聞・本、旅行、の7項目が挙げられる。

第2に社会的活動の内容である。農村部高齢者の社会的活動は、ダンス・合唱、書道・絵

画，碁，田植え踊り，銅鑼や太鼓，宗教活動，の6項目が挙げられる。

第3に学習的活動である。農村部高齢者の学習的活動は携帯電話の操作の学習とインターネットの学習の2項目が挙げられる。

また，個人的活動の中の体育活動に関する研究が蓄積されている。農村部高齢者の体育活動の具体的な内容を表7-2にまとめた。この体育活動にはジョギング・ハイキング，散歩，ウォーキング，体操，太極拳・剣，卓球・バドミントンなどボール類，武術，気功，民俗体育，水泳，山登り，の11項目が挙げられる。

農村部高齢者の社会参加には個人的活動が主であり，社会的活動が少なく，学習的活動が極めて少ないという特徴がある。

表7-1 農村部高齢者の社会参加の具体的な内容

出典	調査地域	個人的活動							社会的活動					学習的活動		
		テレビ・ラジオ	チャット	チェス	体育	演劇・映画	新聞・本	旅行	ダンス・合唱	書道・絵画	碁	田植え踊り	どらや太鼓	宗教活動	携帯の学習	インターネットの学習
銭ら(2005)	浙江省杭州市の農村	○	○	○				○								
梁(2006)	江蘇省揚州市の農村				○											
朱(2007)	福建省の沿海農村	○	○	○	○	○	○						○			
徐(2008)	吉林省の農村	○	○			○	○									
東ら(2008)	黒龍江省の農村	○	○		○		○									
伍(2009)	全国調査の二次分析	○		○	○	○	○	○	○	○					○	○
侯(2010)	南通市の農村	○	○	○	○		○									
谷ら(2010)	河北省の農村				○				○							
唐(2011)	湖南省邵陽県の農村		○	○												
左(2012)	陝西省の農村				○											
袁ら(2012)	河北省の農村				○				○		○	○				
張(2013)	河南省の農村		○	○	○											
杜(2013)	吉林省柳河県	○		○								○	○			
韓ら(2013)	山西省臨汾市の農村			○	○				○							
舒ら(2014)	山東省臨沂市の農村	○	○		○					○						
劉(2014)	河南省虞城県	○	○	○	○		○									
秦(2014)	陝西省安康市	○	○	○							○					
張(2015)	河南省楼張村	○	○	○		○										
何(2015)	安徽省六安市の農村			○	○						○					

出典：先行研究より筆者作成。

表7-2 農村部高齢者の体育活動の具体的な内容

出典	調査地域	ジョギング・ハイキング	散歩	ウォーキング	体操	太極拳・剣	卓球・バドミントンなどボール類	武術	気功	民俗体育	水泳	山登り
梁(2006)	江蘇省揚州市の農村	○	○		○	○	○					
朱(2007)	福建省の沿海農村	○			○			○	○	○		
東ら(2008)	黒龍江省の農村	○										
伍(2009)	全国調査の二次分析		○		○	○	○					
侯(2010)	南通市の農村	○										
谷ら(2010)	河北省の農村	○						○	○		○	○
左(2012)	陝西省の農村	○						○	○			
袁ら(2012)	河北省の農村	○	○			○	○	○	○			
張(2013)	河南省の農村	○	○					○				
韓ら(2013)	山西省臨汾市の農村			○		○	○					
何(2015)	安徽省六安市の農村		○									

出典：先行研究より筆者作成。

(3) 農村部高齢者の社会参加の場所および組織

ここでは，社会参加の場所および組織，特に過去の実証研究が多く行なわれている体育活

動の場所、の2つについて整理する。

第1に農村部高齢者の社会参加の場所および組織である。伍（2009：74）の調査によれば（表7-3、表7-4）、①農村部高齢者にとって高齢者活動室での活動、グラウンドでの活動、高齢者協会の活動は身近にない割合が高いこと、②高齢者活動室での活動、グラウンドでの活動、高齢者協会の活動に常にあるいはたまに参加している割合が極めて低いこと、③農村部における活動場所および組織の設置率も低く、地域の格差が大きいこと、がわかっている。

表7-3 農村部高齢者が社会参加の場所および組織 (%)

	近くにない	まったく参加しない	たまに参加している	常に参加している
高齢者活動室の活動に参加しているか.	78.8	12.5	6.6	2.6
グラウンドでの活動に参加しているか.	81.6	10.0	6.1	2.2
高齢者協会の活動に参加しているか.	68.1	18.0	9.9	4.0

出典：伍(2009)「農村老年人精神文化生活的現状分析和政策思考」pp. 74より修正した。

表7-4 農村部における活動場所および組織の設置 (%)

地域別	東部	中部	西部	合計
項目				
高齢者活動室	48.5	15.3	29.8	33.8
グラウンド	41.9	18.8	31.4	32.3
高齢者協会	54.4	32.4	35.5	43.0

出典：伍(2009)「農村老年人精神文化生活的現状分析和政策思考」pp. 74より引用した。

第2に農村部高齢者の体育活動の場所である。過去の実証研究により農村部高齢者の体育活動の場所を表7-5にまとめた。この場所および組織として自家の庭、学校などの公共運動場、道路・川の両脇、空き地・あぜ道、公園・広場、寺、体育館、村の活動センター、が挙げられる。そのうち自家の庭、学校などの公共体育場所、道路・川の両脇が多いことがわかっている。

表7-5 農村部高齢者の体育活動の場所および組織

出所	調査地域	自家の庭	学校などの公共体育場所	道路・川の両側	空き地・あぜ	公園・広場	お寺	体育館	村の活動センター
朱(2007)	福建省の農村	○	○	○	○		○		
谷ら(2010)	河北省の農村	○	○	○	○			○	
袁ら(2012)	河北省の農村	○	○	○		○			○
張(2013)	河南省の農村	○	○						
梁(2006)	江蘇省揚州市の農村	○	○	○		○			

出典：先行研究より筆者作成。

(4) 農村部高齢者の社会参加の形式

農村部高齢者の社会参加の形式に関する実証研究が見当たらないため、過去の実証研究

が多く行なわれている農村部高齢者の体育活動の参加形式から、農村部高齢者の社会参加の形式を推測することとした。

過去の実証研究によって農村部高齢者の体育活動の参加形式を表 7-6 にまとめた。この参加形式には1人、家族、友達・同僚、村内の活動・組織、朝晩のジョギングチーム、会社主催活動、体育センター・倶楽部、が挙げられる。そのうち高齢者が1人、家族、友達・同僚と一緒に活動のようなインフォーマル参加形式が主として、フォーマル参加形式が主流ではないことがわかっている。

表7-6 農村部高齢者の体育活動の参加形式

出所	調査地域	1人	家族	友達・同僚	村内の活動・組織	朝晩のジョギングチーム	会社主催活動	体育センター・倶楽部
朱(2007)	福建省の農村	○	○	○		○	○	
谷ら(2010)	河北省の農村	○	○	○	○			○
袁ら(2012)	河北省の農村	○	○	○	○			
張(2013)	河南省の農村	○	○					

出典：先行研究より筆者作成。

3. 中国における土地徴用に関する法律規定

中国における土地徴用（収）に関する規定内容を以下の6点にまとめることができる。

第1に農村部の土地所有権である。2004年に修正された「憲法」の第10条および「中華人民共和国土地管理法」（以下、土地管理法）の第8条では、「農村と都市の郊外の土地は法律規定に基づく国家所有の土地を除き、ほかの土地は農民集団（筆者注、村民委員会）が所有する。また、住宅土台地や自留地、自留山は農民集団が所有する」と規定している。この規定から、農民は土地の使用権を有するが、土地の所有権を有しないため、土地徴用の際、農民は土地徴用を拒否することが難しいと考えられる。

第2に集団所有の土地の運営権利である。「土地管理法」では、「農民集団所有の土地は法律規定に基づいて農民集団に所有され、村集団経済組織あるいは村民委員会が経営・管理する。…」(第10条)と規定している。2010年に修正された「組織法」では、「村民委員会は法律規定に基づいて本村の農民集団所有の土地と他の財産を管理する…」(第8条)と規定している。

第3に土地徴用（収）の承認である。「憲法」では、「国家が公共利益のため、法律規定に基づいて土地を徴収あるいは徴用し、補償を与える」(第10条)と規定している。「土地管理法」の第44条では以下のように規定している。

建設のため、土地を占用し、農用地を建設用地に転用する場合は農用地転用の審査手続きを行なう。

省・自治区・直轄市の人民政府が許可した道路・管路布設・大型のインフラ施設、国務院が許可した土地を占用して農用地を建設用地に転用するプロジェクトの場合は、国務院に農用地転用の承認を得る。

土地利用の総体計画が定められている都市および村・集団・鎮においてこの計画を実施するために農用地を建設用に転用する場合は、(筆者注、実施前にそのことを明記した)土地利用の年度計画について、総体計画の承認機関(筆者注、総体計画の策定機関)の許可を得る。(筆者注、それ以外の場合)農用地転用の許可範囲において、建設プロジェクトは市、県人民政府の許可を得る。

そのほかの建設プロジェクトで土地を占用し、農用地を建設用地に転用する場合は、省・自治区・直轄市人民政府の承認を得る。

このように土地徴用（収）の承認権は県、市、省政府および国務院に有し、鎮政府および村は承認権を有しない。また、土地徴用（収）の審査手続きが複雑な手続きが必要である。

第4に土地徴用（収）の補償基準である。農村部の土地徴用（収）の補償費は土地の補償費、生活最構築の補償費、土地付着物と青田の補償費が主である。具体的な補償基準は「土地管理法」の第47条で以下のように規定されている。

徴収された土地は、土地の元々の用途に基づいて補償する。

徴用された耕地の補償費は土地の補償費と生活再建の補償費、土地付着物、青田の補償費を含む。土地の補償費は当該耕地における直近3年間の平均生産額の6-10倍である。生活再建の補償費は（筆者注、徴用によって）移住する農業人口によって計算する。移住する農業人口数は徴用された耕地の面積を徴用前に村から分配された一人当たりの平均耕地面積で割る数値である。移住する農業人口の一人当たりの生活再建の補償費はこの土地の直近3年間の平均生産額の4-6倍である。ただし、1ヘクタールの生活再建の補償費は多くとも徴用前3年間の平均生産額の15倍を超えてはいけない。

徴用される土地の補償費と生活再建の補償費の基準は省・自治区・直轄市が徴用耕地の補償費と生活再建の補償費の基準を参照して算出する。

徴用される土地の付着物と青田の補償基準は省・自治区・直轄市が設定する。

都市郊外の野菜畑を徴用する場合、用地単位（筆者注、徴用後にその土地を使用する企業）は国家の法律規定に基づいて新野菜畑の建設の基金を補償する。

土地の補償費と生活再建の補償費が移住する農民の元の生活水準を維持することができない場合は、省・自治区・直轄市人民政府の承認を得て、生活再建の補償費を増加することができる。ただし、土地の補償費と生活再建の補償費の総額は土地徴用前3年間の平均生産額の30倍を超えてはいけない。

国務院は社会・経済発展とともに、特殊な状況下で徴用耕地の土地の補償費と生活再建の補償費の水準を高めることが可能である。

以上のことから、土地徴用の補償基準は省（自治区・直轄市）政府および国が法律によって決定される。

第5に土地徴用（収）補償費の支払い方である。2014年に修正された「中華人民共和国土地管理法实施条例」では、「…徴用土地のすべての補償費は用地補償や生活再建の案が許

可されてから3か月以内に全額支払う」(第25条)と規定している。また、同法では「移住する人々は農村集体経済組織(村)によって生活再建する場合、生活再建の補償費は農村集体経済組織(村)に支払い、農村集体経済組織(村)がこの費用の管理・使用分配を行なう…」(第26条)と規定している。これらの規定から、土地徴用(収)の補償費は3か月以内の支払い期限、農村集体経済組織と村民委員会が補償費の運営・管理主体となっていることが考えられる。

第6に土地徴用(収)補償費の運営・管理である。「組織法」では、村(幹部)が村民利益に関連する事項を村民会議の決定後に実施する。具体的には「(7)土地徴用補償費の使用、分配に関する案」(第24条)が規定され、また、「村民委員会と村務監督機関は村務保管書類を作成すべきである。保管書類の中には…土地徴用補償費の使用および分配に関する案などを含む」(第34条)とし、さらに、「村民委員会委員は任期中と離任の際に経済責任に関する監査を受ける。監査は以下の事項を含む。…(5)…土地徴用補償費の使用・分配の状況」と規定している。また、「土地管理法」では、「土地徴用の農村集体経済組織は徴用土地補償費の収支状況を集体経済組織(村)の全員に公布し、全員の監督を受ける。土地徴用の補償費と土地徴用に関連する費用を横領・流用することは禁止する」(第49条)と規定している。これらの規定から、村民委員会と集体経済組織には土地徴用(収)の補償費に対して、村民会議(注、すべての村民の参加)による使用・分配案の決定、保管書類の作成、運営・管理への監査、全村民への収支状況の公開、費用の横領・流用の禁止、が求められる。

4. 『中国農村部における高齢者の生活支援システムの実態』に関する調査へのご協力をお願い

謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

中国第6回全国人口センサスの統計データにより、全国人口は13.4億人があり、そのうち65歳以上の高齢者人口が総人口の占める割合が8.87%となった。90年代以降中国農村部の高齢者一般に対して、新型農村合作医療保険(2002年)、新型農村社会養老保険(1992年)、農村最低生活保障(2007年)、高齢者手当などの社会保障制度が実施しつつあります。高齢者たちは現地の生活基盤を利用しながら、どのような生活を暮らしている、また、高齢者は元気で、楽しみに老後生活を送るため、どのような支援が必要であるかのところに研究関心を持っております。

日頃でリーダーたちは高齢者を含む地域住民のため、非常に良いサービスを提供していると思います。本調査は、地域において、高齢者たちはどのような課題がありますか。また、地域のリーダーたちは高齢者に対してどのような支援を行っていることを明確になることを目的とします。

インタビューの内容はICレコーダで録音しますが、プライバシーを侵害されることはありません。また、今回ご協力いただいた調査内容は本研究以外に使用することはありません。

ご多忙とは存じますが、本研究の趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

謹白

記

- 1、グループインタビュー日期： 2013 年 月 日
- 2、時間： 1～1.5時間
- 3、場所：
- 4、方法：事前に鎮長、村長にインタビューの趣旨と方法を説明し、鎮長、村長を通して組長に依頼します。当日には、対象者に調査の趣旨と方法を説明し、調査を実施する。

本件につきまして、ご不明な点等がございましたら、以下までお問い合わせください。

****問い合わせ：●●●●●●●● (携帯電話)

以上

東洋大学大学院 福祉社会デザイン研究科
社会福祉学専攻 博士後期課程2年 茆 海燕
東洋大学ライフデザイン学部 生活支援学科 教授 野村 豊子

インタビュー調査において伺いたい項目

インタビューでは、地域において高齢者のさまざまな課題に対して、次のような6つの項目を中心にして伺いたいと思います。

調査者：東洋大学大学院 福祉社会デザイン研究科 社会福祉学専攻 博士後期 荻海燕

指導教授：東洋大学ライフデザイン学部 生活支援学科 教授 野村 豊子

問い合わせ：●●●●●●●●●●●●●●●● (携帯電話)

- 1、 鎮・村・組の長になった経緯、役割、担当地域の人口流動状況を紹介してください。
1990年代と2005年以降中央政府は農村において制度・政策が大きく変化したので、貴方の役割はどのように変わりましたか。
- 2、 鎮・村・組における高齢者日常生活においてはどのような課題(例え：社会参加活動、サービスの利用相談、トラブルの調整、虐待……)が有りますか。それらの課題について、高齢者にどのような支援を行っていますか。支援を行っている過程の中に、どのような限界がありますか。
- 3、 今後高齢者により良い生活を提供するため、どのような希望がありますか。

ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

5. 『高齢者に対する村幹部からの支援実態』に関する質問紙調査へのご協力の お願い

謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

私は茆海燕と申します。現在東洋大学福祉社会デザイン研究科社会福祉学専攻博士後期課程に在籍しています。「中国農村部における高齢者生活支援システムに対する村幹部からの支援」というテーマを研究しています。

高齢化が深刻化している中国農村部において、高齢者に対する村民委員会(農村社区)の支援が益々重要になっています。昨年8~9月にかけて、数村の村長(書記)に個人インタビューを実施しました。貴重のご意見をいただき、ここで改めて感謝申し上げます。

本調査では、昨年インタビューの結果に基づき、中国農村部における村幹部(村民委員会の職員)は選ばれる時のモチベーション、高齢者の生活実態に関する意識及び支援活動、仕事に関する困難さ、今後の希望等々の実態を明らかにします。こうしたうえで、それぞれの変数の相互関係モデルを検証する目的とします。

調査データを大切に保管します。また、調査対象者のプライバシーを侵害することは決してないことと、調査内容と結果は本研究以外に使用しないことを承諾します。さらに、調査データは一切政治に触れないため、日中関係に影響を及ぼしません。

ご多忙とは存じますが、本研究の趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

謹白

【ご記入にあたって】

1、 記入方法

- 表の中の項目をよく読んで、1つ1つの項目に答え、当てはまる番号を○つけてください。
- 表以外の質問に対する回答をいただく数は「単数回答」と「複数回答」の場合がありますので、ご注意ください。

また、非選択肢質問に対して、回答を()に記入してください。

- 空欄がないように、ご回答をお願いいたします。

2、 回収方法

調査当日でアンケート用紙を配布し、その場で回答して、回収していただく。

アンケート調査に関して、ご質問がありましたら、下記までお問い合わせください。
お問合せ先：盤湾鎮盤西居民委員会四組 茆海燕
携帯電話：●●●●●●●●●●●●●● PCメール：hai_y_mao@hotmail.com

以上

東洋大学大学院 福祉社会デザイン研究科 茆 海燕

東洋大学大学院 客員教授 野村 豊子

II、村幹部は高齢者生活実態への意識及び高齢者に対する支援活動

次の項目は、「あなたは地域高齢者の生活実態をどのように思いますか。また、1年間の仕事を振り返ると、高齢者のために以下の支援活動、平均毎季何回行っていますか」を尋ねています。最も当てはまる欄に○印を付けてください。1つ1つの項目に答えて下さるようお願いいたします。

	季に 何回	非常に 必要	やや 必要	どちらとも 言えば必要	あまり必 要がない	全く必 要ない
1、分散扶養五保老人に対して日常的な医療・生活の面倒を見る。		5	4	3	2	1
2、分散扶養五保老人を敬老院に入所させるため働きかける。		5	4	3	2	1
4、高齢者に社会新型農村社会養老保険・尊老金の説明・申請・報告を		5	4	3	2	1
4、村レベルの医療事業を発展させる。		5	4	3	2	1
5、最低生活保障制度の申請・審査を行う。		5	4	3	2	1
6、特困戸に救済金(慰問金)を分配し・住宅改装を実施する。		5	4	3	2	1
7、社会・国家に貢献した高齢者に慰問金を分配する。		5	4	3	2	1
8、大病患者に大病農村医療救助サービスを提供する。		5	4	3	2	1
9、高齢者に関する暴力・虐待ケースを調停する。		5	4	3	2	1
10、自然災害にあった時、高齢者の安否確認を行う。		5	4	3	2	1
11、担当地域に犯罪があった時、警察と協力しあい対応する。		5	4	3	2	1
12、高齢者の急病時、医者に連絡し、病院に運んでいく。		5	4	3	2	1
13、高齢者に関する扶養問題を調停する。		5	4	3	2	1
14、家庭紛争を調整するため、村の他幹部(鎮・裁判所)と連携する。		5	4	3	2	1
15、高齢者の状況を把握するため、定期的に組(村)を巡回する。		5	4	3	2	1
16、農繁期「空巣老人」を手伝う人・農機を手配する人等に連絡する。		5	4	3	2	1
17、高齢者のために日常生活用品(油や米等)・薬品の購入を行う。		5	4	3	2	1
18、近隣どうしの中で起こった畑の境界線の紛争を調停する。		5	4	3	2	1
19、村民と村の間で起こった土地紛争を調停する。		5	4	3	2	1
20、土地徴用の政策を該当の人に説明し、同意をしてもらう。		5	4	3	2	1
21、土地徴用の補償に関して鎮との交渉を行う。		5	4	3	2	1
22、高齢者のために、高齢者活動室・運動機器を用意する。		5	4	3	2	1
23、高齢者のために、高齢者協会を創る。		5	4	3	2	1
24、高齢者のために、映画、トランプ、マージャン等の活動を開催する。		5	4	3	2	1
25、「老年権益保障法」等の国家法律を宣伝する。		5	4	3	2	1
26、村の道路・橋の修理、環境の改善を行う。		5	4	3	2	1
27、鎮の競争的プロジェクトを申請し、村の経済発展に力を尽くす。		5	4	3	2	1
28、税費徴収、村の資金を統一的に計画する仕事を行う。		5	4	3	2	1

Ⅲ、村幹部の仕事に関する困難さ

次の項目は、「あなたは高齢者に対する支援を行っている過程の中で、どのような困難さを感じていますか」を尋ねています。最も当てはまる欄に○印を付けてください。1つ1つの項目に答えて下さるようお願いいたします。

	非常にそう思う	ややそう思う	そう思う	どちらとも言えない	あまりそう思わない	全くそう思わない
1、息子が多い場合、高齢者扶養問題の調停が難しい。	5	4	3	2	1	
2、紛争調停の仕事は人の機嫌を損ねるため、仕事が難しい。	5	4	3	2	1	
3、担当の組(村)に理不尽な村民がいるため、村幹部の仕事が難しい。	5	4	3	2	1	
4、村民は自らの義務を果たさないため、仕事が難しい。	5	4	3	2	1	
5、村は高齢者のため活動室を設置したが、活用する高齢者が少ない。	5	4	3	2	1	
6、農村で高齢者養老院を設置しても、入所する高齢者が少ない。	5	4	3	2	1	
7、家政婦サービスの費用が高いため、利用できる高齢者が少ない。	5	4	3	2	1	
8、分散五保老人は地域での生活が大変であるにもかかわらず、鎮の敬老院に入所しない。	5	4	3	2	1	
9、村幹部の担い手が不足している。	5	4	3	2	1	
10、村幹部は退職時の保障が少ない。	5	4	3	2	1	
11、組長は当組の人しか担当できない。	5	4	3	2	1	
12、現在村幹部はそろそろ高齢者になるので、仕事が難しい。	5	4	3	2	1	
13、村幹部は仕事を行う時間がない。	5	4	3	2	1	
14、村幹部は疲れるだけで割りに合わない役目である。	5	4	3	2	1	
15、土地補償の水準が低いため、土地徴用の仕事が難しい。	5	4	3	2	1	
16、農業税费改革後、村財源が減少したため、仕事が難しくなった。	5	4	3	2	1	
17、村は高齢者に対する独自のサービスを打ち出さない。	5	4	3	2	1	
18、村は独自の社会保障制度に応じる対策を打ち出さない。	5	4	3	2	1	
19、計画生育政策は高齢者問題や新兵徴収の仕事に困難をもたらしている。	5	4	3	2	1	
20、鎮は村の財源をコントロールしているため、村の仕事が進展しない。	5	4	3	2	1	

IV、今後の希望

次の項目は、「あなたは今後高齢者に、より良いサービスを提供するため、どのような期待をもっているか」を尋ねています。最も当てはまる欄に○印を付けてください。1つ1つの項目に答えて下さるようお願いいたします。

	非常に期待する	やや期待する	どちらとも言えれば期待する	あまり期待しない	全く期待しない
1、子女は高齢者を扶養する意識を高める。	5	4	3	2	1
2、子女は迷信活動を止め、高齢者の生前の生活を支える。	5	4	3	2	1
3、村民は自分の権利を守るとともに、自分の義務を果たす。	5	4	3	2	1
4、50代の方は老後のため、お金を稼ぎ、貯金する。	5	4	3	2	1
5、高齢者は現在の状態に満足し、子女に余計な要求をしない。	5	4	3	2	1
6、高齢者自身は政策・法律を用いて自分の権利を守る。	5	4	3	2	1
7、高齢者が現存の活動室や運動機器等村サービスを活用する。	5	4	3	2	1
8、地域での生活が困難な五保老人を敬老院に入所させる。	5	4	3	2	1
9、村の財源を増やす。	5	4	3	2	1
10、村幹部は高齢者に関する政策をきちんと施行する。	5	4	3	2	1
11、将来の村幹部の担当者を養成する。	5	4	3	2	1
12、村幹部の給料を引き上げる。	5	4	3	2	1
13、村幹部の退職時の保障を補助する。	5	4	3	2	1
14、仕事に関する理論知識・援助技術等を身に付ける。	5	4	3	2	1
15、政府は村に権限を与える。	5	4	3	2	1
16、鎮政府は村の財源をコントロールしない。	5	4	3	2	1
17、行政は高齢者に関する具体的な措置を打ち出す。	5	4	3	2	1
18、『老年権益保障法』を具体化させる(介護、生活費等)。	5	4	3	2	1
19、『老年権益保障法』に高齢者の最終期の病気、介護、日常世話等の内容を取り入れる。	5	4	3	2	1
20、社会は高齢者の定義を見直す。	5	4	3	2	1
21、農村で高齢者養老院を設立する。	5	4	3	2	1
22、農村で家政婦サービスを発展させる。	5	4	3	2	1

V、村幹部の個人属性

- 1、あなたの**性別**は何ですか。1つを選んでください。
①男性 ②女性
- 2、あなたの**年齢**はおいくつですか。1つを選んでください。
①20-30歳 ②30-40歳 ③40-50歳 ④50-60歳 ⑤その他()
- 3、あなたの**学歴**は何ですか。1つを選んでください。
①大学 ②専門学校 ③職業中等学校 ④普通高校 ⑤技術労働学校
⑥中学校 ⑦その他()
- 4、あなたは現在村民委員会の中でどのような**職務**を担当していますか。(複数回答)
①党支部書記 ②村主任 ③会計 ④村副主任 ⑤治保主任 ⑥婦女主任 ⑦聯防主任
⑧共青团主任 ⑨村民小組組長 ⑩その他()
- 5、あなたは村幹部の仕事について、今まで**何年間**従事していますか。1つを選んでください。
①5年未満 ②5年以上-10年未満 ③10年以上-15年未満 ④15年以上-20年未満
⑤20年以上-25年未満 ⑥25年以上-30年未満 ⑦30年以上
- 6、あなたは村幹部の仕事以外に、主に従事している**職業**は何ですか。(複数回答)
①伝統的農業 ②自営業(商店等) ③企業の職員 ④養殖業(鶏、魚、海老、蚕、豚等)
⑤農機操作 ⑥建築業 ⑦特色農業 ⑧その他()
- 7、あなたは自分の**家族の経済状況**をどう思いますか。1つを選んでください。
①非常に良い ②良い ③普通 ④あまり良くない ⑤良くない
- 8、あなたは**毎年補助を含む給料**がどのぐらいがありますか。1つを選んでください。
①2000-3000元 ②3001-4000元 ③4001-5000元 ④5001-6000元 ⑤6001-7000元
⑥7001-8000元 ⑦8001-9000元 ⑧9001-10000元 ⑨10000元以上
- 9、あなたは現在の**給料に満足**していますか。1つを選んでください。
①非常に満足 ②やや満足 ③普通 ④あまり満足していない ⑤全く満足していない
- 10、あなたは**退職時の年金**がありますか。1つを選んでください。
①ある ②ない
- 11、あなたは**共産党に加入**していますか。1つを選んでください。
①している ②していない
- 12、あなたは**村の財源**に対してどのように思いますか。1つを選んでください。
①非常に良い ②良い ③普通 ④あまり良くない ⑤良くない